

環境白書

令和7年

岐 阜 縿

この環境白書をご利用の方に

◎この白書は、岐阜県における環境の状況や、県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等をまとめたものです。

- 第1部では、本県の環境施策の主なものを取り上げています。
- 第2部では、「環境の状況及び環境の保全・創出に関する実施した施策」として岐阜県環境基本計画の施策体系に沿って、その取組み等を記載しています。
- 第3部では、岐阜県環境基本計画に定めた達成目標等の進捗状況を記載しています。
- 巻末の資料編には、本県の環境基準の達成状況、調査結果、その他のデータを掲載しています。

◎本書で使用している地域・地区については、特別な場合を除き、次のとおりです。

- 岐阜地域 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
- 西濃地域 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
(揖斐) 揖斐川町、大野町、池田町
- 中濃地域 美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、
白川町、東白川村、御嵩町
(武儀) 関市、美濃市
(郡上) 郡上市
- 東濃地域 多治見市、瑞浪市、土岐市
(恵那) 中津川市、恵那市
- 飛騨地域 高山市、飛騨市、白川村
(益田) 下呂市

環境白書についてのお問い合わせは、岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課にご連絡ください。

電 話：058-272-8202

F A X：058-278-2605

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

目次

第1部 序 説

第1章 環境保全対策の総合的推進

1 第1節 環境基本条例の推進 1

2 第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景 1

2 第6次環境基本計画の概要 1

3 第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進

1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進 2

2 第3次岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進 3

3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進 3

4 第4期岐阜県森林づくり基本計画の推進 4

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関する実施した施策

第1章 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

第1節 暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出状況 7

2 脱炭素に関する総合窓口の運営 7

3 事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進 7

4 住宅における省エネルギーの推進 8

5 公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進 8

6 環境・エネルギー分野への技術開発の促進 8

7 地域環境投資・金融の拡大検討 9

8 「ぎふエコアクション」の推進 9

9 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進 9

10 県による率先実行 10

第2節 気候変動への適応

1 気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成 10

2 「気候変動×防災」の推進による強靭な県土づくり 10

3 激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策 11

4 水資源の保全とライフラインの強化 12

5 農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定 12

6 自然生態系の保全 12

7 熱中症、感染症の予防 12

8 事業継続計画（BCP）の策定支援 13

第2章 資源循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進

1 プラスチックごみ削減の推進 14

2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進 14

3 食品廃棄物対策の推進 14

4 ごみ減量化・リサイクルの推進 15

5 グリーン購入の推進 15

6 循環経済の推進 16

7 一般廃棄物の適正処理の推進 16

8 産業廃棄物の適正処理の推進 17

第2節 不適正処理対策の徹底

1 不法投棄等対策の徹底 22

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用 22

第3節 災害廃棄物・感染症への備え

1 災害廃棄物処理対策の推進 22

2 感染症対策の推進 23

第3章 美しく豊かな環境との共生

第1節 地域循環共生圏の創出支援

1 地域循環共生圏の取組の推進 24

第2節 自然環境の保全及び活用

1 環境影響評価制度の的確な運用 24

2 自然と共生した川づくり 25

3 自然公園の保全及び活用 26

4 自然とふれあう機会の充実・サステナブル・ツーリズムの推進 30

5 長良川システムの保全・活用・継承 30

6 持続可能な農業の推進 31

7 棚田を核とした地域振興 31

8 林業の担い手確保 31

第3節 生物多様性の保全

1 外来生物の防除 32

2 希少野生生物の保護 33

3 農地・里地里山の保全 34

4 環境保全林の整備 34

5 野生鳥獣による被害防止 35

第4章 安全・安心な生活環境の確保

第1節 水及び土壤の汚染防止

1 水環境の保全 38

2 地下水の保全 69

3 水源のかん養 70

4 土壤汚染の防止 71

5 地盤沈下の防止 72

6 危機管理体制の強化 74

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染の防止 74

2 騒音・振動・悪臭の防止 89

第5章 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

第1節 多様な主体間の連携による人づくり

1 環境学習支援の機能強化 95

2 各主体間の連携強化 95

3 次代の環境活動を担う人材の育成 95

4 SDGsに関する普及啓発活動の推進 95

5 体験を重視した環境教育の充実 96

第2節 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

1 知識を実践に変える県民運動の展開 96

2 新しいライフスタイルへの移行促進 96

第3部 環境基本計画（第6次）の進捗状況

第1節 達成目標 99

第2節 管理指標 100

資料

1 岐阜県環境行政組織の変遷	101	38 新幹線鉄道騒音の測定結果	128
2 主要環境指標でみる岐阜県の位置	103	39 騒音関係の特定施設別の届出数	129
3 自然環境保全地域等の指定状況	103	40 振動関係の特定施設別の届出数	129
4 自然公園の指定状況	104	41 ダイオキシン類常時監視結果	130
5 岐阜県環境影響評価条例の対象事業	105	42 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧	131
6 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー	106	43 産業廃棄物の排出量	133
7 環境影響評価の実施状況	107	44 し尿処理施設整備状況	133
8 公害防止管理者等の設置を必要とする工場	108	45 県内ごみ焼却施設一覧	134
9 公害苦情件数の状況	108	46 粗大ごみ処理施設整備状況	134
10 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壌の汚染に係る 環境基準等	109	47 リサイクルプラザ整備状況	134
11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化	114	48 E工場（環境配慮事業所）登録事業所	135
12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化	115	49 環境創出協定締結事業所	136
13 二酸化窒素の年平均値の経年変化	115	50 温室効果ガス排出実績	136
14 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化	116	51 審議会の活動状況	136
15 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化	116	52 岐阜県の名水（県選定）	136
16 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況	116	53 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	137
17 一酸化炭素の年平均値の経年変化	117	54 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）	137
18 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化	118	55 音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	137
19 降下ばいじん量の測定結果	118	56 かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）	137
20 微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値の経年変化	118	57 樹種別巨木ベスト3	137
21 微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の98%値の経年変化	119	58 水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）	137
22 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析結果	119		
23 大気環境測定車による環境調査結果	119		
24 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況	119		
25 河川底質の調査結果	120		
26 地下水質の測定結果	120		
27 公共用水域が該当する水質汚濁に係る 環境基準の水域類型の指定状況	123		
28 水質関係の水域別・業種別の特定事業場数	123		
29 水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数	124		
30 水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数	124		
31 水質関係の市郡別・業種別の排水基準適用特定事業場数	124		
32 日平均排水量400m ³ 以上の水域別・業種別の特定事業場数	125		
33 りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼	125		
34 水生生物調査（カワゲラウオッティング）の概要	126		
35 地盤沈下の状況	126		
36 一般環境騒音の測定結果	127		
37 航空機騒音の測定結果	128		

第1部 序 説

第1部 序 説

第1章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことに鑑み、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的・計画的な推進

引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）、平成23年（第4次）、平成28年（第5次）及び令和3年（第6次）と5年毎に環境基本計画の策定を行い、計画に基づき環境の保全及び創出に関する取組を推進している。

平成28年3月に策定した第5次環境基本計画では、「新たな世代へと守り育てる『清流の国ぎふ』づくり」を基本理念として掲げ、「環境に配慮する持続可能な仕組みを創る」及び「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる」の2つを基本目標とし、令和2年度までの5年間を対象に、「『清流の国ぎふ』を未来につなぐ人づくり」「地球温暖化を防止する」「資源が循環される社会を築く」「ふるさとの自然を守り共生する」「安全で健やかな生活環境で暮らす」の5つの基本方針について、取組を行った。

第5次環境基本計画の計画期間においては、平成27年9月にアメリカで開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2020アジェンダ」に盛り込まれた国際目標であるSDGsが世界的な潮流となり、国においても内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置されている。

また、地球規模での気候変動による影響が様々な領域において顕在化しており、気候変動問題に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の合意（2015年）など国際社会が取組を進める中、令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）によってパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるなど、人類史上未曽有の危機となっており、世界各国がウィズコロナ、アフターコロナ時代の「新たな日常」を模索している状況にあった。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、令和3年3月に現行の環境基本計画（第6次）の策定を行った。

2 第6次環境基本計画の概要

(1) 基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

コロナ危機を踏まえ、「自然と人との共生」の重要性を再認識するとともに、世界の持続可能性を追求するSDGsが一層重みを増している。

本県は豊かな地域資源に恵まれており、こうした地域資源を後世に伝えると同時にその魅力を最大限活かした自律的な好循環を生み出すことにより、SDGsと軌を一にする「持続可能な『清流の国ぎふ』づくり」を目指す。

(2) 目指すべき将来像（ぎふエコビジョン2030）と基本施策

2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」を実現するという大きな目標を掲げた上で、SDGsの目標年次である2030年において、本県が目指すべき将来像を「ぎふエコビジョン2030」として描き、それを達成するために取り組むべき基本施策を定めた。

〈目指すべき将来像〉

- 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されている。
- 2 3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 3 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されている。
- 4 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されている。
- 5 県民一人ひとりや各事業者に環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いている。

(3) 基本施策

○基本施策1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

- (1) 温暖化対策の推進
- (2) 気候変動への適応

○基本施策2 資源循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進
- (2) 不適正処理対策の徹底
- (3) 災害廃棄物・感染症への備え

○基本施策3 美しく豊かな環境との共生

- (1) 地域循環共生圏の創出支援
- (2) 自然環境の保全及び活用
- (3) 生物多様性の保全

○基本施策4 安全・安心な生活環境の確保

- (1) 水及び土壤の汚染防止
- (2) 大気環境の保全

○基本施策5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

- (1) 多様な主体間の連携による人づくり
- (2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

(4) 取組方針

基本施策の推進とそれに基づく各施策の展開にあたっては、「地域づくり」と「人づくり」を両輪に、以下の2つの方針に基づき取組を行う。

○方針1 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）

国の第5次環境基本計画においてSDGsを地域で実践するためのビジョンとして示されている「地域循環共生圏」の創造に向け、環境と経済、社会の統合的向上を目指し分野横断的な取組を進める。

○方針2 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

地域づくりの根幹は人づくりとの認識に立って、「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持つ地域の担い手を将来にわたって確保するとともに、環境との共生に配慮したライフスタイルがあまねく行きわたるよう人づくりを進める。

第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進

1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進<省エネ・再エネ社会推進課>

県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく地方公共団体実行計画区域施策編及び「気候変動適応法」（以下「適応法」という。）に基づく地域気候変動適応計画として、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を令和3年3月に策定した。

令和4年9月には、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた推進母体として、各業界団体の代表者や有識者、行政からなる「『脱炭素社会ぎふ』推進協議会」を設置し、同協議会において、削減目標や施策の検討を行い、令和5年3月に計画を改訂した。

本計画では、県内の温室効果ガス排出量について、2050年（令和32年）までに実質ゼロとする長期目標と2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比48%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくとの中期目標を掲げ、効率的・効果的なエネルギー利活用の推進やエネルギー利活用の最適化、低炭素な新しい生活様式への転換、移動・運搬手段の変革等温室効果ガスの排出削減に資する施策のほか、気候変動への適応に資する施策を推進している。

また、県は、温対法に基づく地方公共団体実行計画事務事業編として「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」を令和3年5月に策定した。

本計画では、県が自らの事務及び事業から排出する温室効果ガス排出量について、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比70%削減する目標を掲げ、県有施設の徹底的な省エネ、県有施設への再生可能エネルギー電力導入、公用車への次世代自動車の導入に関する施策を推進している。

2 第3次岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進＜廃棄物対策課＞

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であるとともに、第6次環境基本計画の廃棄物分野に関する個別計画として位置付けられている。

本計画では、「資源循環型社会の形成」を基本方針とし、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」、「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱に、循環型社会の着実な構築を目指す（図1-1-1）。

○ 計画期間

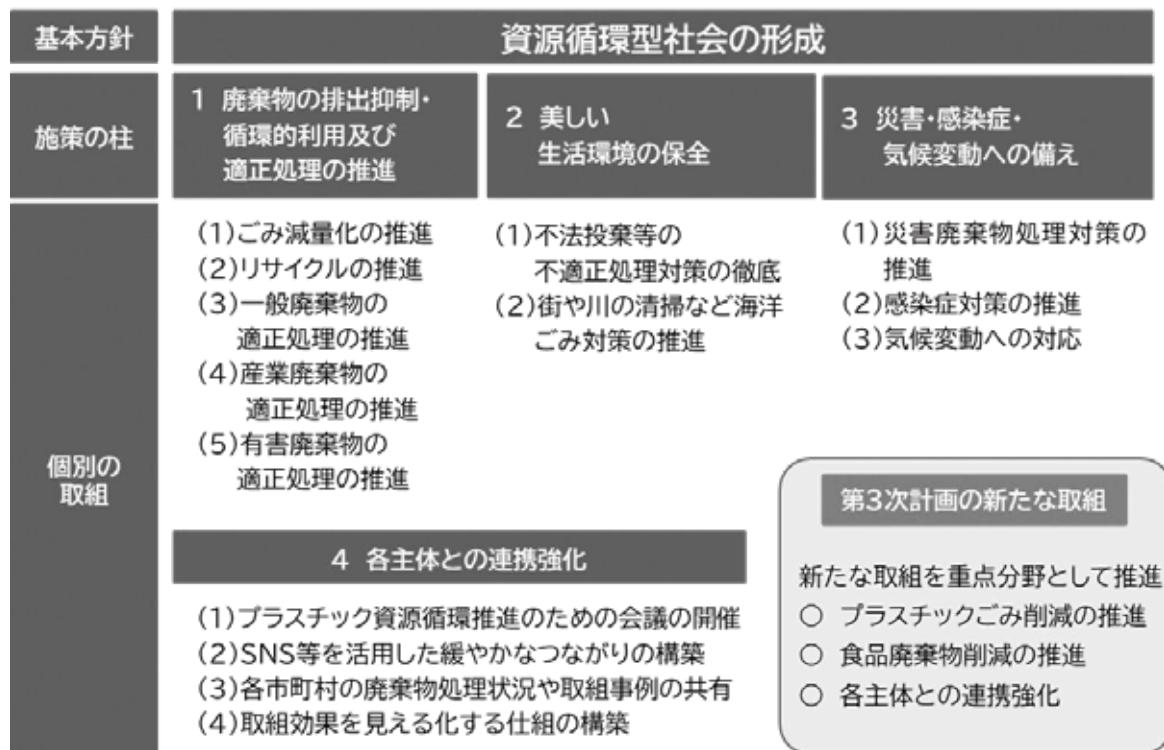
令和3年度～令和12年度（10年間）

※令和7年度に中間見直しを実施予定

○ 計画の対象

一般廃棄物及び産業廃棄物

図1-1-1 県が取り組む施策の体系



3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進＜環境生活政策課＞

「生物多様性基本法」第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考える－生物多様性ぎふ戦略の構築－」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、生物多様性ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

◆第1の視点「森・里・川・海のつながりを守る」

→ 生物多様性の保全のための視点

◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点

◆第3の視点「ともに考え続ける」

→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。

また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化するものであることから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であるとし、施策を展開している。

平成28年度には、策定から5年が経過したことから、本県の自然を取り巻く状況の変化や県政の動向等を踏まえ、内容を見直した。見直しにあたっては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入（平成24年4月）、「清流の国ぎふ憲章」の策定（平成26年1月）、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定（平成27年12月）等、県の施策を踏まえた。

4 第4期岐阜県森林づくり基本計画の推進

(1) 第4期岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の推進<林政課>

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会の議決を経て、令和4年3月に「第4期岐阜県森林づくり基本計画(令和4年度～令和8年度)」を策定した。

本計画では、「『清流の国ぎふ』の未来を支える森林づくり～森林を『守り』『活かし』『親しむ』魅力あふれるふるさとを目指して～」を基本方針とし、これを実現するため、新たに「森林づくりの推進」、「林業・木材産業の振興」及び「森林の新たな価値の創造と山村地域の振興」の3つの施策区分により取り組むこととしている。

この「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、これまで実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

(2) 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進<森林活用推進課>

本県は、県土面積の81%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組を早急かつ確実に進めて、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入し、5年ごとに見直しをしながら第1期（平成24年度～28年度）、第2期（平成29年度～令和3年度）と継続し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組を進めてきた。その結果、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小した一方、近年の集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化・頻発化への対応、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルへの対応など、新たな課題が把握されたほか、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要であることから、第3期（令和4年度～8年度）として、「豊かな森づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、施策の見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組を進めていくこととなった。

第3期では、「森林部門」、「環境部門」及び「共通部門」に整理し、森・川・海のつながりを通した施策を推進していく。

○森林部門

- ・環境保全林、里山林、観光景観林の整備
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり
- ・教育福祉関連施設の木造化・木質化、木製品の導入支援
- ・木質バイオマスの利用促進

- ・ぎふ木育の推進
- ・森林空間活用の普及促進

○環境部門

- ・野生鳥獣の個体数管理
- ・自然生態系の保全・再生
- ・脱炭素社会ぎふづくりの推進

○共通部門

- ・NPO団体等が実施する森づくり・川づくり活動の支援

第2部

環境の状況及び環境の保全・創出に

関して実施した施策

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関する実施した施策

第1章 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

第1節 溫暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出状況<省エネ・再エネ社会推進課>

2022年度（令和4年度）の県内の温室効果ガス総排出量は1,525万t-CO₂（速報値）で、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」に掲げた目標の基準年度である2013年度（平成25年度）比19%の削減となった。

2 脱炭素に関する総合窓口の運営<省エネ・再エネ社会推進課>

脱炭素に資する各種支援情報や脱炭素取組事例の紹介等を行うため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、脱炭素に関する相談窓口及びポータルサイトの運営を行った。

3 事業者の温室効果ガス排出削減・省エネルギーの推進

(1) 温室効果ガス排出削減計画書・実績報告書の評価等<省エネ・再エネ社会推進課>

「岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例」において温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に対して作成・提出を義務付けている温室効果ガス排出削減計画書及び同計画書に係る実績報告書について、県が内容等を評価等した。

また、同条例において従業員数が相当程度多い事業者に対して作成・提出を義務付けている自動車通勤環境配慮計画書及び同計画書に係る実績報告書について、概要を公表した。

温室効果ガス排出削減計画書提出状況（令和6年度） 延べ359事業者

温室効果ガス排出削減計画実績報告書提出状況（令和6年度） 延べ347事業者

自動車通勤環境配慮計画実績報告書提出状況（令和6年度） 延べ46事業者

(2) 脱炭素に取り組む中小企業等への支援

ア 自家消費型の太陽光発電設備等の導入支援<省エネ・再エネ社会推進課>

事業者の脱炭素化を促進するため、自家消費型太陽光発電設備等の導入費用の支援を実施した。

イ 省エネ診断や省エネ設備の導入支援<省エネ・再エネ社会推進課>

事業者における省エネ推進のため、省エネ診断や診断結果に基づく省エネ設備の導入を支援した。

ウ 設備導入にかかる資金面への支援<商業・金融課>

地球環境の保全、改善を図るために施設設備の整備を行う中小企業・組合に対して、県制度融資の脱炭素社会推進資金により支援した（令和6年度新規融資実績：2件）。

エ 温室効果ガス排出削減計画の作成支援<省エネ・再エネ社会推進課>

温室効果ガス排出削減計画書の作成支援及び専門家による技術的助言の実施（25件）や、事業者向け業種別実務セミナーの開催（4回）を通じて、事業者の排出削減の取組を支援した。

オ 自動車産業次世代化に対する取組支援<産業イノベーション推進課>

2021年6月、国における「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の具体化に伴い、サプライチェーンにおける二酸化炭素排出量の削減、自動車の電動化等による産業構造の変化への対応など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化している。そこで、この変革期を乗り越えられるよう、県内中小企業等の脱炭素化の促進について支援した。

〇 モノづくりコーディネーター設置事業費補助金

脱炭素と自動車の電動化等産業構造の変化に対応するため、（公財）岐阜県産業経済振興センターのモノづくりコーディネーターを充実させ、令和6年度は4名のコーディネーターで脱炭素等に対する技術相談や事業支援に対応した（令和6年度の脱炭素等に対する相談対応件数：173件）

(3) エネルギー回収型廃棄物処理施設設置の働きかけ<廃棄物対策課>

市町村等がエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する際、廃棄物処理施設で得られるエネルギーを有効活用し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、循環型社会形成推進交付金や二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の制度を活用するよう働きかけた。

(4) 森林吸収源対策の推進<森林活用推進課>

健全で豊かな森林づくりを推進するため、県内の適切に管理された森林による二酸化炭素吸収量を県がクレジットとして認証する「G-クレジット制度」を運用した（プロジェクト登録件数：16件、認証量：1,752t-CO₂）。

また、森林由来のカーボン・クレジットの認証取得を促進するため、林業事業体等を対象としたセミナー及び勉強会を開催した（セミナー開催回数：1回、勉強会開催回数：1回）。

(5) 太陽光発電設備導入によるCO₂削減プロジェクトの推進<省エネ・再エネ社会推進課>

県内企業が設置した太陽光パネルから生まれる「環境価値(CO₂削減効果)」を国のJ-クレジット制度を通じてクレジット化し、販売して得られる収益を「脱炭素社会ぎふ」の実現に活用する取組を開始した。

4 住宅における省エネルギーの推進

(1) 脱炭素社会ぎふモデル住宅の普及<住宅課>

省エネルギー住宅の普及を促進するため、一定以上の省エネ性能基準を満たす住宅を取得したものに補助金を支給した。

5 公共交通の利用と次世代自動車の導入の促進

(1) 公共交通の利用促進<公共交通課>

利便性の向上により利用促進を図るためMaaS（Mobility as a Service）やAIオンデマンド交通等の導入支援を市町村に対して行った。

また、市町村が開催する地域公共交通会議等にて、交通事業者と市町村等が連携した利用促進の取組についての助言等を行った。

(2) 燃料電池自動車（FCV）の普及促進<省エネ・再エネ社会推進課>

県公用車として導入したFCV（1台）を県内イベント等に活用し、普及啓発に取り組んだ。

また、県内企業等のFCV導入を促すため、性能や外部給電機能を体感できる貸出用車両（令和3年度導入・3台）の貸出を行った。

(3) 電気自動車（EV・PHV）の普及促進<省エネ・再エネ社会推進課>

電気自動車の普及拡大に向け、県内の商業施設等を対象に、普通充電設備、急速充電設備の導入費用の支援を実施した。

(4) 次世代自動車の県率先導入<省エネ・再エネ社会推進課><警察本部装備施設課>

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、2030年度（令和12年度）までに、県公用車のうち乗用車について、車両の更新時期に合わせ、原則としてEV、PHV又はFCVに更新することとした。

警察車両の一部（赤色灯、無線機、サイレンアンプ等の架装がされているもの）については、電源確保の面から、早急な転換には課題が多いため、代替となる次世代自動車の導入が可能となり次第整備していく。

次世代自動車への公用車（乗用車）の更新状況（令和6年度） 13台

全公用車（乗用車）のうち次世代自動車の割合（令和6年度末） 9.5%

(5) 水素社会実現に向けた取組<省エネ・再エネ社会推進課>

国では、平成26年6月に水素社会実現に向けた目標や具体的な取組を示す「水素・燃料電池戦略ロードマップ」（平成31年3月改訂）、平成29年12月に世界に先駆けて水素社会を実現するため、政府全体として施策を展開していくための方針である「水素基本戦略」（令和5年6月改訂）を策定した。

本県では、水素社会実現に向けた取組の一つとして、FCVに水素を供給する水素ステーションの整備を促進するため、平成27年度から「岐阜県水素供給設備整備事業費補助金」による支援を行い、令和元年度に高山市内で県内6箇所目の水素ステーションが整備されたことにより、県内5圏域全てへの設置が完了した。

6 環境・エネルギー分野への技術開発の促進

(1) 「岐阜県エネルギー関連産業コンソーシアム」の取組支援<省エネ・再エネ社会推進課>

産学官連携のもと、エネルギー関連の技術やサービスの開発、製品化及びビジネスモデルの確立等を促進することにより、エネルギー関連産業の振興を図り、カーボンニュートラルの実現に寄与することを目的としており、平成26年9月に設立した。

令和6年度は、講習会等の開催や、エネルギーに関する研究開発等を行うワーキンググループ活動に対して支援

(3 グループに補助金交付)を行った。

7 地域環境投資・金融の拡大検討

(1) ESG投資・金融の普及促進<SDGs推進課>

令和5年度に創設したSDGsの達成に向けた取組を行っている事業者を登録して「見える化」する「ぎふSDGs推進パートナー登録制度」の登録事業者数を増加させ、新たな支援策の追加や制度周知の強化を図るとともに、地元金融機関等に対して本制度登録者等を対象としたESG/SDGs金融商品等の造成の促進を図った。

8 「ぎふエコアクション」の推進

(令和5年8月29日に国民運動「COOL CHOICE」が「デコ活」に移行したことを踏まえ、「ぎふ清流COOL CHOICE」を「ぎふエコアクション」に移行した。)

(1) 「ぎふエコアクション」の普及啓発<省エネ・再エネ社会推進課>

「ぎふエコアクション」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品・サービスの利用など「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた行動変容・ライフスタイルの転換を促すため、省エネ行動の見える化Webサイトを運用したほか、手軽に取り組める事柄を紹介する動画をSNSで配信した。

9 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・利用の促進

(1) 地産地消型再生可能エネルギーの導入促進

ア 「岐阜県エネルギービジョン」の推進<省エネ・再エネ社会推進課>

「岐阜県エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことなどを目的として、平成23年5月に「岐阜県省エネ・新エネ推進会議」を設置した。

同会議において、エネルギービジョンに基づく県施策や、節電対策等について議論を行うとともに、ビジョン改定に向けた検討を行い、令和4年3月、新たな「岐阜県エネルギービジョン」を策定した。

同ビジョンに掲げた2030年度の目標値として、2013年度比で、再生可能エネルギー創出量9.1倍、最終エネルギー消費量削減率31.2%、再エネ電力比率52.9%を設定している。

イ 自立・分散型エネルギーシステム構築支援<省エネ・再エネ社会推進課>

地域資源を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築に向け、市町村が行う地域資源活用可能性調査等への支援を実施した。

ウ 太陽光発電設備等の導入支援<省エネ・再エネ社会推進課>

再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、県民の太陽光発電設備等の設置に対する市町村補助事業を支援するとともに、事業者の太陽光発電設備等の設置に要する経費の支援を実施した。

また、県民、事業者向けに太陽光発電設備等を一括購入し、スケールメリットを生かして導入費用を低減する共同購入を実施した。

(2) 小水力発電の導入促進<農地整備課>

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図るため、農業水利施設を活用した小水力発電所の整備を推進しており、平成25年度に「加子母清流発電所」が稼働したのを始めとして、現在までに県内で19箇所の施設で稼働を開始した。

また、小水力発電施設の施設管理者等に対し、研修会の開催や専門技術者の派遣など技術的支援を行っている。

(3) 木質バイオマスエネルギーの導入支援<森林経営課><県産材流通課>

平成26年12月には県内初の未利用間伐材等（以下「未利用材」という。）を主たる燃料とする木質バイオマス発電施設が瑞穂市にて稼働するなど、今後更なる木質バイオマス利用量の増加が見込まれている。

県では安定的な未利用材燃料調達のため、木質バイオマス加工流通施設の整備に対する支援等を実施している。

また、木質バイオマスの利用施設に対しても支援を実施しており、令和6年度は、教育施設、飲食店、ショールーム等計9施設において、木質ペレットストーブ（20台）、薪ストーブ（7台）の導入を支援した。

さらに、地域内における未利用材の有効活用を促進するため、市町村と地域住民が一体となって未利用材を搬出する取組の支援を実施しており、令和6年度は9市町において計2,866tの未利用材が搬出された。

(4) 県営ダムによる発電事業実施<河川課>

県管理ダムの阿多岐ダム及び丹生川ダムにおいて、平成24年に中部電力（株）と発電事業に関する基本協定を締結し、平成27、28年にダムの放流水を活用した小水力発電の運用を開始した。

また、建設中の県営ダム（内ヶ谷ダム）においても、ダム完成後的小水力発電による再生可能エネルギーを活用した発電を行う。

具体的には、令和2年1月に中部電力（株）と基本協定を締結しており、本県における建設ダム事業の推進とともに、発電事業者による設計業務等が実施されている。

10 県による率先実行

(1) 県の事務・事業における温室効果ガスの排出状況<省エネ・再エネ社会推進課>

2024年度（令和6年度）の県が自らの事務及び事業から排出した温室効果ガス排出量は64,144 t-CO₂で、「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に掲げた目標の基準年度である2013年度（平成25年度）比25.6%の削減となった。

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた取組<省エネ・再エネ社会推進課>

「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先実行計画」に基づき、県有施設の照明のLED化や高効率空調設備への更新、再生可能エネルギー由来の電力の調達に取り組んだほか、県有施設への太陽光発電設備の導入の検討を行った。

第2節 気候変動への適応

1 気候変動の影響や適応に関する共同研究と人材育成

(1) 岐阜県気候変動適応センターの取組<省エネ・再エネ社会推進課>

適応法に基づき、県と岐阜大学が共同で設置した「岐阜県気候変動適応センター」が中心となり、気候変動の影響や適応策について、情報収集・分析や共同研究、人材育成等を実施した。

○ 情報収集・分析

- ・国立研究開発法人国立環境研究所が運営する気候変動適応情報プラットフォーム（A-P L A T）から、気候の現状や予測、農業・健康・自然生態系への影響等に関する情報を収集した。

○ 共同研究

- ・気候変動による外力の増加に対する流域治水のポテンシャル検討を行った。
- ・田んぼダムの治水効果について調査した。
- ・気候変動によるアユへの影響について調査した。
- ・温暖化に伴うクリ品種の収穫期に及ぼす影響を調査し、産地別品種マップを作成した。
- ・森林における炭素吸収能及びそのポテンシャルの評価を行った。
- ・暑さ指数W B G Tの観測システムを設置し、W B G Tの観測を行った。
- ・長良川流域における森・里・川の気候変動適応が中山間地域の生業の持続性とウェルビーイングに与える影響を明らかにするため、各種調査を行った。

○ 人材育成・普及啓発

- ・岐阜県地球温暖化防止活動推進員研修会に講師を派遣し、気候変動適応に関する情報を提供した。
- ・共同研究の成果をまとめた冊子、動画に関するチラシ、ポスターを作成し、県内JAグループが運営する直売所、道の駅、イベントブース等で配布した。
- ・シンポジウム「長良川流域の森・里・川・アユの今とこれから」を開催し、共同研究等の成果の報告、パネルディスカッションを行った。

2 「気候変動×防災」の推進による強靭な県土づくり

(1) 流域治水の取組推進<河川課>

近年、平成30年7月豪雨や令和2年7月豪雨などによる水災害が頻発し、甚大な被害が生じている。さらに、今後は気候変動による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測されている。このようなリスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進する必要がある。

岐阜県内では、ハード対策とソフト対策を効果的・効率的となるよう組み合わせ総合的に地域の治水安全度を向

上させていくための施策を県内の五流域ごとに取りまとめた「新五流域総合治水対策プラン」を策定。令和6年度には昨今の水災害の激甚化・頻発化をふまえ流域のあらゆる関係者が協働して進める「流域治水」の考え方と施策を追加し、これに基づき流域治水の取組を実施している。

(2) グリーンインフラとEco-DRRの推進<森林経営課><森林保全課>

間伐や植栽などの森林整備や治山事業の計画的な実施により山地防災力の強化を図った。

(3) 「適応復興」の発想による被害軽減<森林保全課>

○ 現状

気候変動の影響による線状降水帯の発生や局所豪雨の頻発などにより、山地災害の激甚化、同時多発化の傾向にある。

○ 課題

こうした山地災害の発生リスクの増加に対し、事前防災・減災の考えに立った治山施設の整備・森林の整備が課題である。

○ 対策

近年の豪雨災害から得た経験と将来予測から、山地災害の発生メカニズムに応じた治山施設の整備と、間伐などの森林整備による公益的機能の発揮を図った。

また、航空レーザ測量データから作成した詳細な地形図により危険箇所を抽出し効果的かつ効率的に対策を実施した。

加えて、「流域治水」の取組と連携した整備を推進した。

3 激甚化・頻発化・局所化する気象災害への対策

(1) 山地防災力の強化と農業用施設の防災・減災

ア 治山事業の実施<森林保全課>

森林の維持造成を通して水源かん養機能の高度発揮、山地災害の未然防止、生活環境の保全形成を図り、安全で住みよいふるさとづくりを推進するため、「治山事業の実施方針」に基づき、山地治山総合対策事業、農山漁村地域整備交付金等の各種治山事業を計画的に推進した。

山地防災力の向上を図るため、山地災害危険地区等の危険度が高い箇所を優先に、荒廃山地の復旧、既存治山施設の機能強化等の治山対策を実施した。

イ 農業用施設の防災・減災<農地整備課>

「ぎふ農業・農村基本計画」に基づき、災害に強い農村づくりとして、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価及び改修整備、老朽化などにより機能低下した農業用排水機場の機能保全対策及び更新整備などを計画的に推進している。

(2) 河川改修の推進と排水機場、樋門、県管理ダムの適正管理

ア 河川改修の推進<河川課>

平成9年の「河川法」改正により、今後20~30年間の具体的な河川整備の目標や河川整備の内容を定めた「河川整備計画」を策定することとなっている。

岐阜県では、11圏域において河川整備計画を定め、河川改修の推進等の対策を実施している。

イ 排水機場、樋門、県管理ダムの適正管理<河川課>

県が管理する治水施設の排水機場、樋門、ダムについて、予防保全型の維持管理を推進することで、激甚化・頻発化する水害など自然がもたらす脅威に対して備えた。

(3) ソフト・ハード両面からの土砂災害対策<砂防課>

ハード対策として、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を行い、砂防えん堤等の砂防関係施設の整備を進めている。

ソフト対策として、溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形・土地利用状況等について調査し、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地を土砂災害警戒区域に指定している。

また、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と気象庁が共同で土砂災害警戒情報を発表している。

(4) 立地適正化計画の策定促進<都市政策課>

災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図る「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町による立地適正化計画の策定を促進している。

令和6年度は、大垣市において、立地適正化計画が改定されたほか、計画策定に向けた勉強会を実施し、制度の概要、国の動向や支援策等を説明した。

4 水資源の保全とライフラインの強化

(1) 県営水道の整備<水道企業課>

県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化し、貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管を整備するとともに、老朽化が進行している管路の更新を計画的に実施している。

5 農産物・養殖魚の新品種・種苗の育成・選定

(1) 気候変動に適応した新品種の育成<農政課>

気候変動に起因した高温障害により米の品質や生産量が低下するなど、農業経営が不安定となっている。

このため、令和6年度は高温下でも品質が安定し食味も優れる県育成水稻品種「清流のめぐみ（品種登録出願中）」の安定生産のための栽培技術の確立に取り組んだ。

(2) 気候変動に適応した種苗の育成<農政課><里川・水産振興課>

気候変動に起因した水温上昇等によりアユの漁獲時期の変動やマス類の養殖生産量が減少するなど、漁業環境が不安定になっている。

このため、令和6年度は、アユについては産卵期の晩期化に対応するための種苗生産技術開発を進めた。

また、マス類については、飼育水の高温化に適応するための育種改良を進めた。

6 自然生態系の保全

(1) 水みちの連続性確保<河川課>

本県では、多様な生物が遡上・降下できる水みちの連続性を確保することを施策として掲げており、河川魚道の状態把握と適切な維持管理を進めている。平成25年度からは公募により県民を「フィッシュウェイ・サポーター」に委嘱し、県民協働による魚道点検を年1回程度行っている。点検の際には岐阜県自然共生工法研究会（魚道研究専門ワーキンググループ）が作成した、魚道の状態を簡便に評価できる「清流の国ぎふ・魚道カルテ」を用いるとともに、点検結果を踏まえ、魚道内の堆積土砂除去や破損箇所の修繕を実施し、魚道の機能回復を図っている。今後も県と各魚道管理者が協働して管理を行い、河川の連続性を確保する。

さらに、「清流の国ぎふ・水みちの連続性連携検討会」を平成26年度に設立、令和6年度までに4箇所のモデル地区において推進部会を立ち上げ、里山（水田）と里川をつなぐ水みちの連続性を確保するための対策の検討を進め、このうち3箇所で簡易魚道の設置等を行った。今後も検討会での意見を踏まえ関係機関と連携し、河川、農業用排水路、水田における落差を解消する。

また、「清流長良川の鮎」が世界農業遺産に認定されたことを受け、里山（水田）から里川、海までの水みちの連続性確保がさらに重要となっている。これらの事業を通じて、水みちの連続性を確保することにより、生物多様性の維持、保全を図り、里川の原風景を次世代へと継承する。

表2-1-1 フィッシュウェイ・サポーター活動人数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数（人）	204	177	179	173	173	166

備考) 県河川課調べ

7 熱中症、感染症の予防

(1) 熱中症予防

ア 救急搬送人員数の動向調査<消防課>

県内の熱中症（疑い含む）による救急搬送者数は、新型コロナウイルス感染症による外出控えもあって、平成

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

30年度をピークに減少していたが、令和4年度から増加に転じている（図2-1-1）。

年齢別では半数以上が65歳以上であり、高齢者への熱中症対策が肝要である（図2-1-2）。

図2-1-1 岐阜県内における熱中症の救急搬送者数

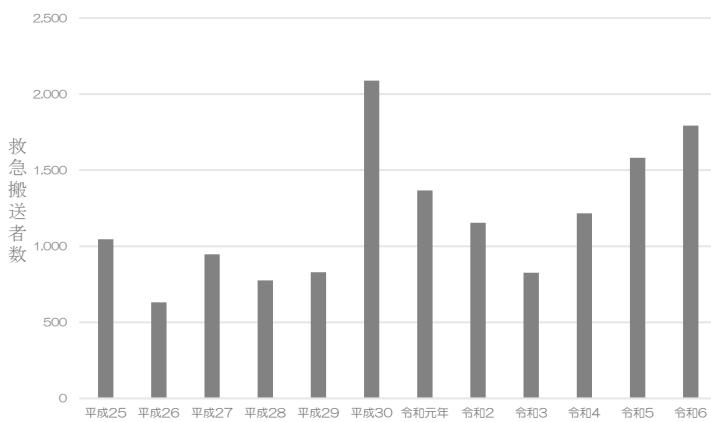
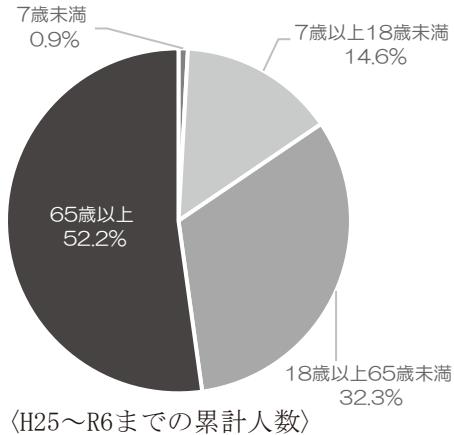


図2-1-2 年齢別搬送者割合



備考) 1 県消防課調べ（県下20消防本部からの報告を集計） 備考) 1 県消防課調べ（県下20消防本部からの報告を集計）

2 集計期間は、毎年6月1日～9月30日 2 集計期間は、毎年6月1日～9月30日

イ 予防のための普及啓発＜保健医療課＞

環境省が定める「熱中症対策実行計画」に基づき、包括連携協定企業、県内各市町村及び府内関係課と連携し、熱中症予防行動の普及啓発を行っている。

今後も、引き続き普及啓発を図る。特に、熱中症弱者や熱中症患者が発生しやすい状況に合わせた効果的な周知を行っていく。

（2）感染症の予防＜感染症対策推進課＞

保健環境研究所において、蚊媒介感染症の発生状況及び感染症媒介蚊の季節的発生状況の推移について調査を行っている。

今後も、蚊媒介感染症や感染症媒介蚊の発生状況を調査し、蚊媒介感染症の感染防止策に関する普及啓発に努めていく。

表2-1-2 デング熱発生状況

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全国(件)	461	45	8	98	175	232
岐阜県(件)	6	0	1	1	1	3

備考) 1 岐阜県感染症発生動向調査（感染症対策推進課）調べ

2 県内報告例は、すべて輸入例

8 事業継続計画（BCP）の策定支援

（1）災害時の企業の事業継続や早期復旧に向けた各種計画の策定支援＜商工労働政策課＞

県内企業向けにBCP策定支援セミナー（計10回151事業所）、BCPプラッシュアップ訓練セミナー（計5回62事業所）を実施した。

商工会・商工会議所が実施する事業継続力強化計画の策定セミナーやワークショップ、専門家派遣等に対して補助し、県内事業者の同計画の策定を支援した（96事業所）。

第2章 資源循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進

1 プラスチックごみ削減の推進

(1) 「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」の取組推進<廃棄物対策課>

令和元年度から実施してきた使い捨てプラスチック削減に取り組む飲食店等の登録制度「ぎふプラごみ削減モデルショップ」を、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」にリニューアルし、プラスチックの資源循環やプラスチック利用合理化等に取り組む事業所等を登録する制度とした。令和7年3月現在で1,537店舗・事業所(370社)を登録している。

図2-2-1 ぎふプラスマ!登録店を示すステッカー



(2) 環境に配慮したプラスチック容器の普及促進<廃棄物対策課>

若い世代に対する環境に配慮したプラスチック製品の普及啓発を目的として、高校や大学と連携し、環境教育やイベント開催時に、バイオマスやリサイクル素材を原料とした環境配慮型プラスチック容器の試供品モニタリングを実施した。

2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

(1) 環境美化運動の推進<廃棄物対策課>

県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、年に2回「プラごみゼロ・キャンペーン週間」を定めて、市町村や関係機関とともに街や川の清掃活動や意識啓発活動を実施するなど、県内一体となった環境美化運動を推進した。

(2) 「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」に基づく事業の実施<廃棄物対策課>

令和4年度より、ごみ拾いSNSと連携し、投稿者自身や地域の清掃活動の成果をリアルタイムで「見える化」することを目的とした清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流!～」を運営している。令和6年度は富山県と連携した取組として、重点モデル区域であり富山湾へ注ぐ河川の上流域にあたる高山市にて清掃イベントを開催した。

また、市町村海洋ごみ発生抑制対策事業費補助金により、重点モデル地区における活動を支援した。

3 食品廃棄物対策の推進

(1) ぎふ食べきり運動の推進<廃棄物対策課>

平成30年度から、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組を開始。県内の飲食店や企業等1,400事業所(令和7年3月現在)を協力店・協力企業に登録したほか、インスタグラムやYouTubeを活用し、食品ロス削減のためのレシピ等を情報発信するなどして、運動を推進した。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組をインスタグラムやホームページで紹介するなど、啓発を行った。

(2) 「岐阜県食品ロス削減推進計画」に基づく施策の推進<県民生活課>

食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年3月に「岐阜県食品ロス削減推進計画(令和4年度～12年度)」を策定した。

この計画において、食品ロスの発生量を2030年度（令和12年度）までに2000年度（平成12年度）比で半減させること等を目標に設定し、食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を施策の柱に掲げ、行政、事業者、消費者、関係団体等による取組を促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロス削減の取組を推進している。

4 ごみ減量化・リサイクルの推進

(1) 建設廃棄物の排出事業者への啓発・周知<建築指導課>

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の適正な運用と推進を図るために、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事が適切に施工されているか等を監視するため、6月及び10月に一斉パトロールを実施した。

(2) 汚泥リサイクル及び汚泥肥料の取組の情報発信<農地整備課>

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進するため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

(3) 農林系バイオマス資源の堆肥化施設等の整備に対する支援<農産園芸課>

稲わら、麦わら、もみ殻、家畜糞尿等を組み合わせたバイオマス資源の堆肥化による土づくりを推進するとともに、堆肥等生産機械設備、堆肥等散布車等の整備に向けた制度活用等について啓発活動を行い、農業系バイオマスの利活用を推進した。

(4) 岐阜県リサイクル認定製品の認定・利用促進<廃棄物対策課>

リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るために、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成18年度に制定した。

また、廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るために、条例に基づく認定制度として、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定している。

この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者への利用の呼びかけや県ホームページやパンフレットでの製品紹介により、「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図った。

なお、令和6年度末時点で合計139製品となっている（資料42）。

(5) 分別ルールに従った分別の推進<廃棄物対策課>

可燃ごみの開封調査では、生ごみ、紙ごみ及びプラスチックごみが多く、これらの削減を図るために、市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進した。

(6) 紙ごみの減量と紙類分別の徹底の推進<廃棄物対策課>

ごみの減量化を実現するため、可燃ごみ中の割合が多い紙類の減量化に関する取組が重要であり、市町村と連携して紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進した。

(7) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組の推進<廃棄物対策課>

令和6年9月26日に羽島市が県内で2例目となる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく再商品化計画の認定を受けた。

本計画の認定を受けることにより、令和6年10月から令和8年度末まで、再商品化事業者と連携し、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括で回収し、再商品化することが可能となった。

5 グリーン購入の推進

(1) 「グリーン購入」の促進<廃棄物対策課>

県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。

(2) 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施<廃棄物対策課>

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るために、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している。令和6年度は、令和7年1月10日～2月9日の間、スーパー・マーケット等3,788店舗（県内579店舗）において懸賞応募企画によるグリーン購入の啓発を行った。

6 循環経済の推進

(1) 循環経済の導入の促進<廃棄物対策課>

循環経済への理解を深めるため、専門家による基調講演や、循環経済に取り組んでいる事業者による事例紹介を行うセミナーのほか、事業アイデアを構想するワークショップを開催した。

7 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の概況<廃棄物対策課>

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表2-2-1のとおりである。

一般廃棄物のうち、令和5年度のごみの総排出量は587,449t、1人1日あたりのごみの排出量は828gであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。

表2-2-1 一般廃棄物の処理状況

区分		R3年度	R4年度	R5年度
し 尿	計画収集人口 (千人)	80	77	70
	下水道投入 (百kℓ)	89	178	187
	し尿処理施設 (百kℓ)	5,163	5,043	5,062
	農地還元 (百kℓ)	0	0	0
	その他 (百kℓ)	134	133	133
	小計 (百kℓ)	5,386	5,353	5,382
	自家処理量 (百kℓ)	2	1	2
合計 (百kℓ)		5,388	5,355	5,384
ご み	計画収集人口 (千人)	1,962	1,948	1,939
	ごみ総排出量 (千t)	626	611	587
	生活系ごみ (千t)	425	411	390
	事業系ごみ (千t)	183	182	181
	集団回収量 (千t)	18	18	16
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	874	859	828

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。

3 端数処理の関係で合計は一致しない。

(2) 一般廃棄物処理施設に対する指導<廃棄物対策課>

令和6年度末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料44、45、46及び47のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。令和6年度の立入検査の実施状況は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況 (令和6年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
施設数	21(2)	24(2)	9(1)	68(5)
立入検査回数	20	23	7	58

(岐阜市分除く)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する支援<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

めている。

令和6年度においては、表2-2-3のとおり循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設4箇所、有機性廃棄物リサイクル推進施設1箇所について、施設整備への支援に努めた。

表2-2-3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(令和6年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	中津川市	98t/日	R3～R6
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	高山市	95t/日	R4～R7
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	各務原市	192t/日	R4～R7
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	岐阜羽島衛生施設組合	130t/日	R5～R8
有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）	下呂市	34kl/日	R4～R6

備考) 県廃棄物対策課調べ

(4) 市町村に対する情報提供及び技術的助言＜廃棄物対策課＞

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるよう、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援に努めた。

8 産業廃棄物の適正処理の推進

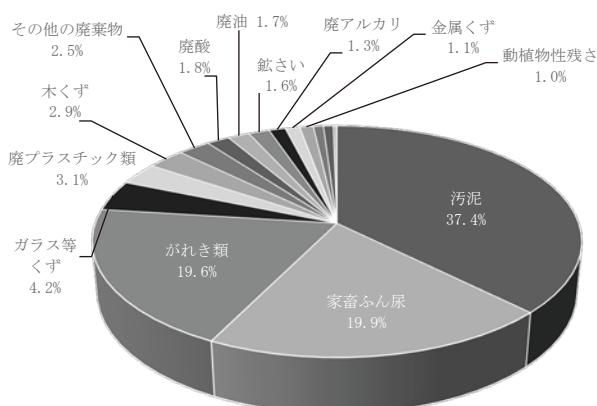
(1) 産業廃棄物の概況＜廃棄物対策課＞

令和6年度産業廃棄物処理動向調査によれば、図2-2-2のとおり、本県の令和5年度の産業廃棄物排出量は4,463千tで、種類別では、多い順に汚泥が1,669千t（構成比率37.4%）、家畜ふん尿が890千t（19.9%）、がれき類が876千t（19.6%）、ガラス等くずが189千t（4.2%）、廃プラスチック類が139千t（3.1%）、木くずが130千t（2.9%）となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めている。

図2-2-3のとおり、業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,422千t（31.9%）、次いで建設業1,121千t（25.1%）、電気・水道業951千t（21.3%）、農業891千t（20.0%）となっている。

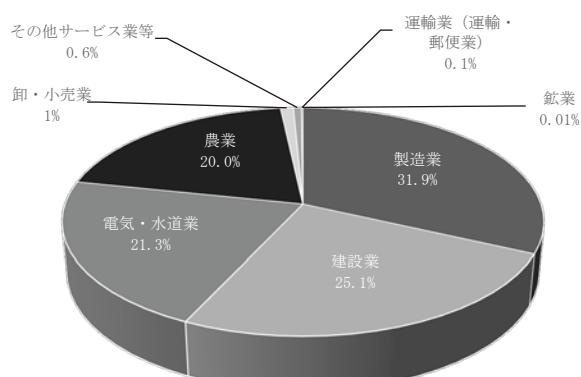
本県の令和5年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量（3,768千t）から有償物量（197千t）を除いた3,571千tが排出されている。再生利用量は1,756千t（49.2%）、焼却、脱水等により減量化された量は1,702千t（47.7%）となり、最終処分された量は113千t（3.2%）となっている。

図2-2-2 産業廃棄物の種類別排出量



令和5年度排出量 4,463千t

図2-2-3 産業廃棄物の業種別排出量



令和5年度排出量 4,463千t

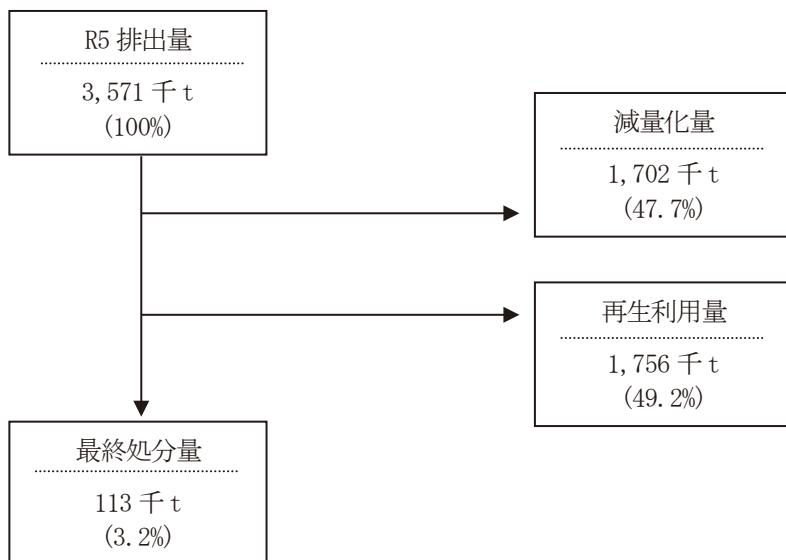
備考) 県廃棄物対策課調べ

「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」

備考) 県廃棄物対策課調べ

「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-2-4 産業廃棄物（農業を除く）の処理状況（令和5年度実績）



備考) 1 県廃棄物対策課調べ「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」
 2 端数処理の関係で合計は一致しない。

○ 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し、処理を行わなければならない。

○ 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-2-4のとおりである。

表2-2-4 産業廃棄物処理業者の許可状況

(令和7年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5,236 (0)
	積替を含むもの	106 (20)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	238 (28)
	最終処分のみ	3 (0)
	中間処分、最終処分	2 (0)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	521 (1)
	積替を含むもの	15 (4)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (2)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
 2 () 内は岐阜市（中核市）の分を内数で示す。

○ 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物処理法」に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-2-5のとおりである。

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

表2-2-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況

(令和7年3月末現在)

施設名		施設数
汚泥の脱水施設		7 (0)
汚泥の乾燥施設		4 (0)
焼却施設		21 (1)
区分（重複有り）	汚泥焼却施設	10 (1)
	廃油焼却施設	5 (1)
	廃プラスチック類焼却施設	11 (0)
	その他焼却施設	16 (1)
廃油の油水分離施設		3 (0)
廃酸廃アルカリの中和処理施設		2 (0)
破碎施設		185 (15)
区分（重複有り）	廃プラスチック類破碎施設	42 (0)
	木くずがれき類破碎施設	184 (15)
最終処分場		12 (1)
区分	管理型	8 (1)
	安定型	4 (0)
シアン化合物分解施設		1 (0)
合計		235 (17)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市（中核市）の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の監視指導＜廃棄物対策課＞

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処理業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-2-6のとおりである。

表2-2-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業者	650 (72)	502 (83)	600 (106)	1,028 (70)	1,097 (148)
処理業者	548 (102)	580 (99)	505 (104)	512 (97)	623 (104)
計	1,198 (174)	1,082 (182)	1,105 (210)	1,540 (167)	1,720 (252)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市（中核市）の分を内数で示す。

(3) 法令講習会の開催＜廃棄物対策課＞

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施している。

(4) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進＜農産園芸課＞

本県における農業用使用済プラスチックの排出量の令和6年度実績は令和4年度実績よりも減少した。（表2-2-7）。長期的な傾向を見ると、園芸用資材の長期利用が進んでいることや、園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、排出量が横ばいの地域と徐々に減少している地域が多い。

令和6年度県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量 427 t のうち、24%が焼却処理され、

18%が再生処理された（図2-2-5）。

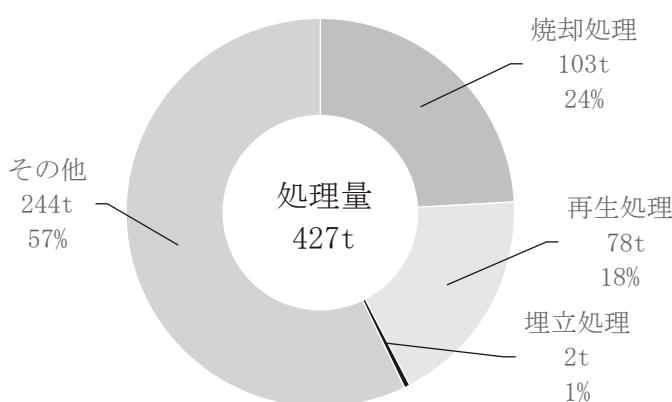
農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。同協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

表2-2-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
排出量（t）	567	1,197	1,076	553	616	427

備考) 県農産園芸課調べ

図2-2-5 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況（令和6年度）



備考) 県農産園芸課調べ

(5) 家畜排せつ物処理施設の整備支援<畜産振興課>

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本としているが、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として、発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

また、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うなど、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

令和6年度は、家畜排せつ物処理施設等の整備に対する支援として、表2-2-8のとおり実施した。

表2-2-8 家畜排せつ物処理施設等整備事業の実施状況

（令和6年度）

区分	総 数	事業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
		件 数	件 数
強い畜産構造改革支援事業	3箇所	0箇所	3箇所
計	3箇所	0箇所	3箇所

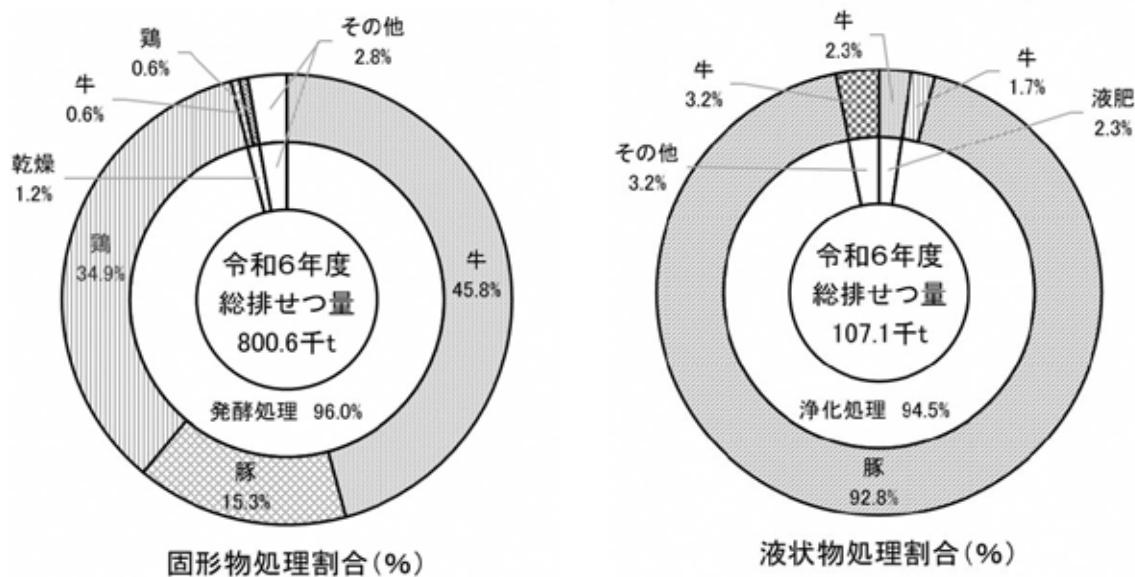
備考) 県畜産振興課調べ

(6) 畜産経営に起因する環境問題への対応<畜産振興課>

「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」及び「岐阜県畜産経営環境保全対策指導実施要領」に基づき、県・市町村・畜産関係機関が一体となり、実態調査により現状を把握するとともに、巡回指導等により適正な処理及び農地還元を推進している。

令和6年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-2-6のとおりで、家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-2-9のとおりである。

図2-2-6 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産振興課調べ

表2-2-9 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	令和6年度 (実績)	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	380.6	373.9
豚	221.6	122.2
鶏	305.4	284.6
計	907.6	780.7

備考 県畜産振興課調べ

(7) 資源循環型農業の推進<農産園芸課>

農業の持続的発展と、農業が有する多面的機能の維持・増進を図るために、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と併せて行う堆肥の施用を推進し、令和6年度は5地域、93haで実施された。

(8) PCB廃棄物の処理促進及び有害廃棄物の適正処理<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル（以下、「PCB」という。）廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。

県では、平成20年3月に「岐阜県ポリ塩化ビフェニル処理計画」を策定し、同法及び同計画に従い、事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管を行うとともに、処理期限内に全てのPCB廃棄物の処理を行うよう指導している。

また、平成27年度末から、県に届出されていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を保管並びに所有する疑いのある事業者を対象として該当機器の保有に関する実態調査（掘り起こし調査）を実施しており、PCB廃棄物を漏れなく把握し、新たに把握したPCB廃棄物保管事業者への指導を行っている。

PCB廃棄物の処理を推進するため、平成28年12月以降、関係団体と岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理に係る課題の共有と県と連携してPCB廃棄物の処理を促進していくよう協力体制の構築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び安定器等汚染物については、処分期間が終了しており、新たに発見され、PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対して、廃棄物処理法に規定する保管基準に従って適正に保管し、速やかに処理するよう指導するとともに、処理状況のフォローアップを行っている。

第2節 不適正処理対策の徹底

1 不法投棄等対策の徹底

(1) パトロール等監視体制の強化<廃棄物対策課>

- スカイ＆ランドパトロールの実施（平成9年度～）

空と陸から連絡を取りながらパトロールを実施している。飛行経路に県境主要道路付近の山林及び河川敷等を加える等、監視強化を図っている。なお令和6年度の実施回数は2回。

- 産業廃棄物収集運搬車に対する路上検査の実施

県境等で国・他県市との合同による産業廃棄物収集運搬車の路上検査を実施し、不適正処理の未然防止を図っている。

[実施県] 三重県・滋賀県（平成10年度～）、福井県（平成12年度～）、

中部地方環境事務所・愛知県・名古屋市（平成13年度～）、

岐阜市（平成20年度～）、長野県（平成23年度～）、富山県・富山市（平成27年度～）

上記に県単独での実施を加え、県内全圏域での路上検査を実施している。

- 夜間休日産業廃棄物不適正処理監視パトロールの実施（平成12年度～）

行政の監視の手薄な夜間・休日に不法投棄等監視パトロールを実施している。

令和6年度の実施回数は400回。

- 市町村職員への立入検査権限の付与（平成14年度～）

市町村職員を県職員（市町村立入検査員）に併任し、「廃棄物処理法」及び「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく県の立入検査権を付与することにより、不適正処理事案等に対する迅速、効果的な対応が可能となるよう監視指導体制の強化を図っている。

令和6年度は、27市町村、77名の市町村職員を市町村立入検査員に任命し、県と市町村の連携による監視指導に努めた。

- 可搬式カメラ監視システムの導入（平成17年度～）

機動性が高く、適時、適所に設置できる可搬式監視カメラを導入し、不法投棄等を未然に防止している。

(2) 通報体制の整備<廃棄物対策課>

- 廃棄物インターネット110番の活用（平成11年度～）

廃棄物インターネット110番により、広く県民から不法投棄等の情報を得ている。

令和6年度末現在の通報受理件数は累計1,149件。

- 不法投棄等通報協力体制の整備

不法投棄を早期に把握するため、各種団体等の協力を得て通報体制を整備している。

郵便局員（平成12年度～）、森林組合員（平成13年度～）、岐阜県森林施業協議会（平成16年度～）、中日本高速道路株式会社（平成17年度～）、中部電気保安協会岐阜支店（平成27年度～）、日本郵便株式会社（平成30年度～）及びセイノーホールディングス株式会社（令和5年度～）

2 岐阜県埋立て等の規制に関する条例の的確な運用

(1) 不適正な土砂等の埋立て行為等の監視<環境管理課>

不適正な埋立て行為等を早期に発見し、初動段階から迅速に対処するため、市町村と連携し、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく施工中の立入検査や定期的な監視パトロール等を実施した。

(2) 盛土規制に係る連携体制の構築<建築指導課>

令和3年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、令和3年10月に盛土規制に係る総合調整や包括的なとりまとめを担う組織を環境管理課に設置した（令和6年4月から建築指導課へ移管）。

また、本府と5つの地域ごとに「盛土規制に関する連携会議」を設置・開催し、市町村や警察も含めた関係機関の連携体制を構築している。

第3節 災害廃棄物・感染症への備え

1 災害廃棄物処理対策の推進

(1) 災害廃棄物の適正な処理体制の強化<廃棄物対策課>

地震、水害等の災害時には、被災した住居から排出されるごみやがれき類、有害廃棄物、避難所ゴミ等の災害廃

棄物が大量に発生する。また、道路の通行不能や、ごみ処理施設の被災によって、平常時と同様の収集・運搬、処分が困難となり、市町村の廃棄物処理が混乱することが予想される。

このような事態に備え、市町村において災害廃棄物の処理、仮置場の設置、分別の方法等について、あらかじめ処理計画を立てておくことが必要である。そこで、県では環境省が策定した災害廃棄物対策指針を踏まえ、平成28年3月に「岐阜県災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、県及び市町村担当者等を対象とした演習及び研修会等を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図っている。

2 感染症対策の推進

(1) 県民及び事業者に対する廃棄物の処理方法等に関する注意事項の周知<廃棄物対策課>

廃棄物処理は県民生活を維持し経済を支える必要不可欠な業務であり、感染症拡大時においても事業を継続する必要がある。感染症に係る廃棄物として、医療機関等から排出される感染性廃棄物とそれ以外の廃棄物があり、廃棄物処理が滞り、医療機関等から排出される廃棄物と一般家庭から排出されるごみが適正に処理されていないと、生活環境の保全上の支障となる。

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に従い、必要な感染防止策を適切に実施することで、廃棄物処理に由来した感染を防ぎつつ処理することができるため、同マニュアル等に沿った廃棄物処理の適正な確保について周知した。

(2) 感染症の流行に対応した市町村業務継続計画の策定支援<廃棄物対策課>

感染拡大に伴い、作業員の感染などの廃棄物処理を継続する上でのリスクが懸念されたため、そのような状況下でも廃棄物処理を適正かつ安定的に継続できるように、市町村や一部事務組合に「一般廃棄物処理事業継続計画」の策定を依頼した。

第3章 美しく豊かな環境との共生

第1節 地域循環共生圏の創出支援

1 地域循環共生圏の取組の推進

(1) 地域循環共生圏のモデル事業支援<廃棄物対策課>

各地域がその特性を活かした強みを發揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と地域資源を補完し、支え合い、より広域的なネットワークを構築していく「地域循環共生圏」の創造を促進するため、その仕組みづくりを支援した。

第2節 自然環境の保全及び活用

1 環境影響評価制度の的確な運用

(1) 環境影響評価制度の的確な運用<環境管理課>

○ 「岐阜県環境影響評価条例」

無秩序な開発などにより自然環境の破壊や公害が発生するとその対策に多くの年月と多額の費用を要するばかりでなく、原状まで回復することが困難となる場合もある。

そこで、大規模な開発事業を行う場合には、自然環境の破壊や公害の発生を未然に防止し、開発と環境との調和を図ることが極めて重要となるため、その手段として環境影響評価（環境アセスメント）制度が設けられている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう導くものである。

平成9年6月には、その成立が長年の懸案であった「環境影響評価法」（以下「法」という。）が公布され、平成11年6月12日から施行された。この法の特徴としては、それまでの国の要綱等で運用されていた制度より早い段階で事業者が事業に関する情報を住民等に提供し、事業者の環境情報の形成に住民等が参加できる仕組みとともに、評価の項目を「環境基本法」で対象とする環境領域全般に拡大し、また、実行可能な範囲内で環境への影響をできる限り低減する考え方を導入したことである。

本県においては、平成5年8月に「ゴルフ場及び大規模レクリエーション施設開発事業に関する環境影響評価要綱」、平成6年5月に「岐阜県環境影響評価要綱」を制定し、環境影響評価を漸次実施してきたが、総合的かつ統一的な環境影響評価制度とするため、平成7年3月に「岐阜県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定、平成8年4月1日から施行した。その後、条例は法施行に伴い、その手続をより充実したものとするため、平成11年3月に一部改正し、平成11年6月12日から施行した。さらに、平成23年4月の法改正に伴い、法と条例との手続の整合を図る必要があること、平成11年の改正から10年以上が経過し、その間に行政手続への住民参画の推進等、行政手続を巡る状況が変化してきていることを踏まえ、平成24年12月に条例を一部改正し、平成25年4月1日に施行した。また、「岐阜県環境影響評価条例施行規則」について、平成27年8月に土地開発事業における要件の見直しのため一部改正し、同年9月1日に施行した。さらに、令和4年3月に高層工作物又は高層建築物の建設における要件の見直しのため一部改正し、同年3月1日に施行した。

条例に基づく対象事業は、①土地開発事業、②道路の建設、③ダム又は放水路の建設、④堰の建設、⑤鉄道又は軌道の建設、⑥飛行場の建設、⑦廃棄物最終処分場の建設、⑧廃棄物処理施設の建設、⑨工場又は事業場の建設、⑩電気工作物の建設、⑪高層工作物又は高層建築物の建設の11種である。

対象事業については、資料5のとおりである。

また、調査・予測・評価を行うべき環境項目は、①大気質、②水質・底質・地下水、③土壤、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭、⑧廃棄物、⑨温室効果ガス、⑩電波障害、⑪日照阻害、⑫地形・地質、⑬動物、⑭植物、⑮生態系、⑯触れ合い活動の場、⑰文化財、⑱景観の18項目である。

手続の概要是、資料6に示す。

なお、最近の環境影響評価の実施状況については、資料7のとおりである。

○ 「岐阜県地域環境保全指針」

・趣旨

開発を行う場合は環境への影響を少なくするだけでなく、環境への配慮を行うことが求められるため、県は開

発事業者が自主的に環境保全対策を実施し、開発時における雨水の地下浸透や自然エネルギーの利用等、環境にプラス効果となる対策を講じることによって、より快適な環境を創出することを目的とした「岐阜県地域環境保全指針」を策定し、平成6年5月から施行した。

この指針は、大規模な開発事業を対象として行われる環境影響評価とは異なり、比較的小規模な開発事業から、環境保全及び環境配慮が行われることを念頭に置いている。

・内容

この指針は、環境配慮の手順と環境配慮事項を定めた開発事業を行う際のガイドラインである。

①対象事業

県事業 … 開発面積5ha以上、道路・河川延長5km以上、ダムの湛水面積50ha以上の開発事業

民間事業 … 開発面積5ha以上の開発事業

②環境配慮事項

開発事業者が、開発にあたり実施すべき環境配慮の内容について、総括的、環境要素別、事業別、地域別に環境配慮事項を定めている。

○ 中央新幹線のトンネル工事等の環境保全

中央新幹線事業は、環境影響評価法に基づき平成26年8月に「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書」が公表されており、県は、県内のトンネル等の工事計画が具体化された際に提出される環境保全の計画及び環境影響に関する報告について、その内容を確認し、事業者の適切な環境保全措置が確保されるよう努めている。

なお、令和6年5月に県に報告された瑞浪市大湫町における地下水位低下の事案については、岐阜県環境影響評価審査会地盤委員会を令和6年度中に9回開催し、影響範囲の把握、原因究明、応急措置、被害拡大防止等を中心審議を行った。

2 自然と共生した川づくり

(1) 河川環境整備等の取組<河川課>

ベストリバー事業などにより、水生生物の生息環境、親水、景観、河川空間利用に配慮した川づくりを推進している。

また、「きれいな水が流れている川」、「緑があり自然と親しめる川」にするため、住民による河川敷清掃等河川美化活動を進めている。

○ 自然と共生した川づくり

河川が本来もつ自然環境を復元するため、現在、すべての河川改修工事において、自然と共生した川づくりを実施している。

例えば、川の瀬、淵、河畔林といった河川環境を保全するために、これまでの定規断面（台形等）によらない河道計画の立案、石等の自然素材を用いた河川整備、高木を残し植生を回復できる隠し護岸ブロックの使用等環境に配慮して工事を実施している。

なお、植生の回復を図る際には、在来種を回復させるため、現地発生土を護岸ブロックの中詰材や覆土に使用している。

○ 河川工事に伴う環境対策

工事前に工事区間に取り残された魚類等の生物を保護するとともに、護岸等の設計に反映できるよう生物の生息状況の事前調査に取り組んでいる。

また、自然工法管理士、川で活動する団体、地域住民、県土木事務所職員をメンバーとしたベストリバー推進グループを設置し、計画から施工まで地域に適した川づくりを推進している。

○ 高須輪中水草対策

海津市内の大江川、東大江川、福江川、中江川では、以前からホテイアオイ、ボタンウキクサが異常に繁茂し、出水時に排水機に詰まる等の被害が発生していた。また、腐敗による水質の悪化や景観への悪影響、河川利用者からの苦情等もあり、地域住民や漁協、市、県で水草監視通報ネットワークを構築し、住民と協働による対策を実施している。

大江川では平成22年8月にアオコが発生、腐敗して、水質悪化や悪臭等で地元の苦情が相次ぐ等、近年、河川環境面で問題が発生している。そのため、学識経験者や行政機関等による「清流の国ぎふづくり大江川環境対策

協議会」において意見交換を行いながら水質浄化対策の検討を進め、アオコ発生時にはフィルター材による除去や高圧水による攪拌対策を実施している。

(2) 自然環境に配慮した砂防事業の推進＜砂防課＞

近年の環境意識の高まりを受けて、渓流の連続性が確保できる鋼製スリットえん堤を採用する等、生態系との調和を目指し、自然環境に配慮した砂防事業を実施している。

(3) 自然の水辺復活プロジェクトの推進＜技術検査課＞＜河川課＞

建設工事により多様な生物の生息環境が減少・消滅することを回避するため、行政や民間の現場技術者等へ自然共生の重要性を啓発すると共に、自然環境の創出が可能な工法の分析・評価・対策・データ蓄積を進めるために、産学民官が連携して次の施策を実施している。

- ・岐阜県自然共生工法研究会の主催により、産学民官が対等な立場で連携する研究発表会、現地見学会、勉強会等を開催
- ・岐阜県自然工法管理士2,647名を認定（令和7年度4月時点）
- ・各現場で実施した自然共生への取組（工法等）について分析・評価し、所要の対策を検討した上で、その知見を他の現場に反映

3 自然公園の保全及び活用

(1) 自然公園の概要＜環境生活政策課＞

○ 指定状況

県内には「中部山岳国立公園」、「白山国立公園」の2箇所の国立公園をはじめとして、国定公園2箇所、県立自然公園15箇所、計195,093haの自然公園が指定されている。

また、社会情勢の変化、それに伴う自然環境、景観の変化をふまえ、順次、自然公園の再検討（見直し作業）を行い、公園計画の所要の改訂を行っている。

○ 各種行為の規制

自然公園の風致景観を保護するため、「自然公園法」及び「岐阜県立自然公園条例」に基づき、自然公園の区域内に、特別地域、特別保護地区を指定している。

これらの地域における一定の行為は、環境大臣又は知事の許可を受けなければならないものとされており、また、これらの地域以外の地域（普通地域）についても、一定の行為は、環境大臣又は知事に事前に届出を行うこととされている。

○ 保護の体制

本県では、自然保護員13名を配置し、自然公園内の風致景観を保護している。また、国においても、自然公園指導員の制度を設けているほか、中部山岳国立公園に平湯管理官事務所を設置し、現地の保護体制の充実に努めている。

○ 施設整備

自然公園の適正な利用を図るため年々利用施設の整備を進めており、令和6年度においては中部山岳国立公園奥飛驒ビジターセンター改修工事、白山国立公園の大倉山避難小屋改修工事等を実施した。

表2-3-1 自然公園の状況

(令和7年3月末現在)

区分	公園計画	特別地域				普通地域		
		特別保護地区		左の地区以外				
		面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	
国立公園	38,236	(19.6) 100	14,647	38.3	19,182	50.2	4,407	11.5
国定公園	34,632	(17.8) 100	38	0.1	31,934	92.2	2,660	7.7
県立自然公園	122,225	(62.6) 100	0	0.0	13,134	10.7	109,091	89.3
計	195,093	100	14,685	7.5	64,250	32.9	116,158	59.6

備考) 1 県環境生活政策課調べ

2 ()内は計に対する構成比を示す。

表2-3-2 自然公園内における行為許可・届出の状況

区分	工作物の新改築 (件)	鉱物の採掘土石 の採取(件)	木竹の伐採 (件)	土地の形狀の変更 (件)	その他 (件)	計 (件)	
令和 6 年度	国立公園	44	0	0	0	17	61
	国定公園	106	19	9	11	7	152
	県立自然公園	54	21	4	16	10	105
	計	204	40	13	27	34	318
令和5年度		183	42	14	24	27	290
令和4年度		195	44	19	22	25	305
令和3年度		318	57	53	17	46	491

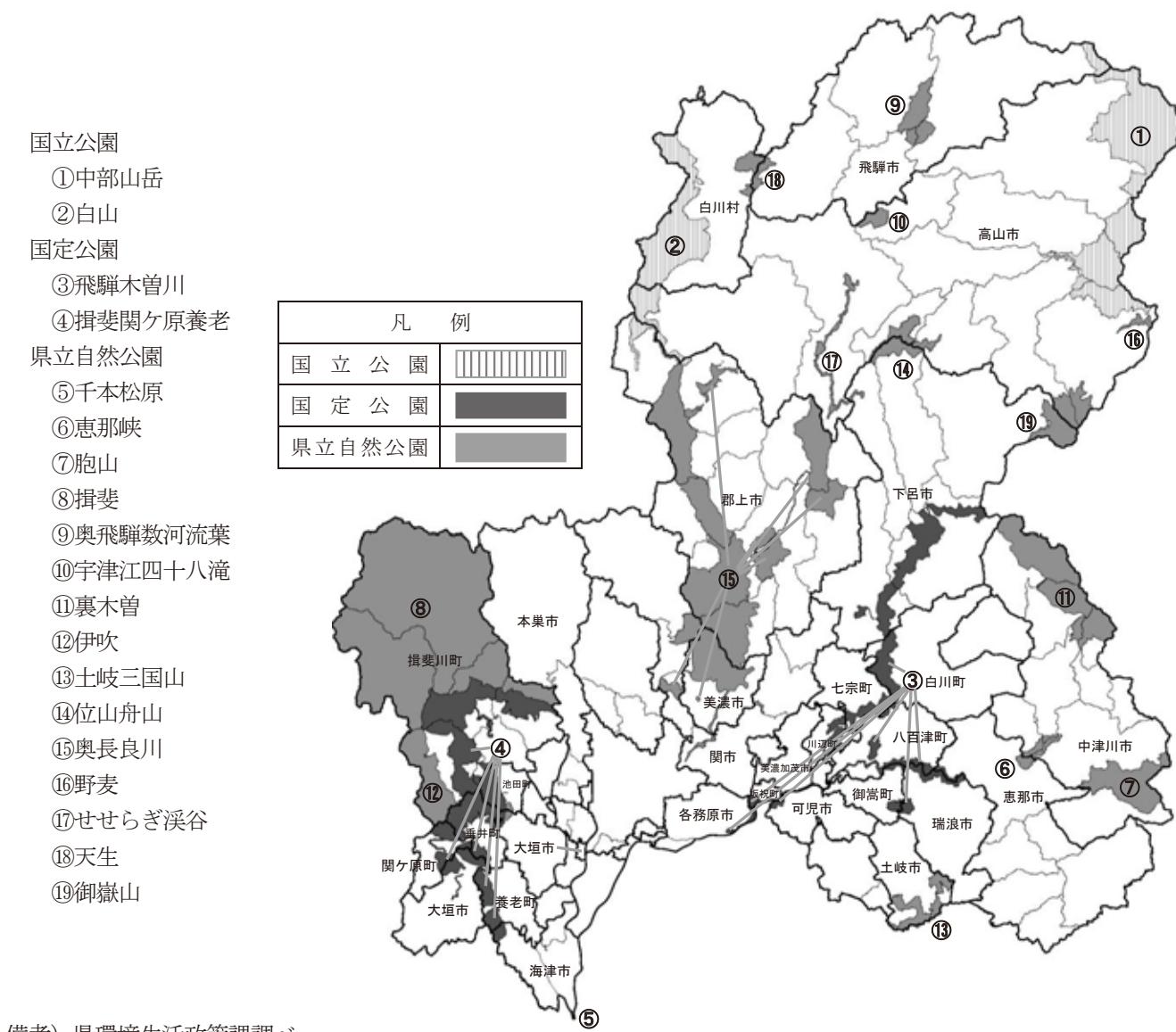
備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-3 自然公園の利用施設の整備状況

公園名	市町村名	事業内容	事業区分	施行主体
中部山岳国立公園	高山市	乗鞍鶴ヶ池駐車場舗装改修工事	公共・県単	岐阜県
		中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンター改修工事	公共	岐阜県
白山国立公園	白川村	大倉山避難小屋改修工事	公共	岐阜県
中部北陸自然歩道	高山市	休憩舎デッキ改修等工事	公共	高山市
	飛騨市	標識設置工事	公共	飛騨市
東海自然歩道	恵那市	標識改修等工事	公共	恵那市
	海津市	公衆トイレ再整備工事	公共	岐阜県
		木橋改修工事	公共	岐阜県
	垂井町	標識改修工事	公共	垂井町
	関ケ原町	東海自然歩道関ヶ原ビジターセンター機器更新工事	県単	岐阜県

備考) 県環境生活政策課調べ

図2-3-1 自然公園の位置図



備考) 県環境生活政策課調べ

表2-3-4 県内の国立・国定公園・県立自然公園の一覧

区分	位置図番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)
国立公園	①	中部山岳 (S9.12.4)	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219
	②	白山 (S37.11.12)	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、高山市、白川村	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017
国定公園	③	飛騨木曽川 (S39.3.3)	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町	飛騨川、木曽川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413
	④	揖斐関ヶ原養老 (S45.12.28)	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峠等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219
計		4箇所			72,868

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

区分	位置図番号	公園名 (当初指定年月日)	関係(県)市町村	公園の特性	面積 (ha)
県立自然公園	⑤	千本松原 (S29.9.14)	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42
	⑥	恵那峡 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505
	⑦	胞山 (S29.9.14)	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027
	⑧	揖斐 (S31.4.20)	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834
	⑨	奥飛騨数河流葉 (S35.8.30)	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959
	⑩	宇津江四十八滝 (S35.8.30)	高山市	滝を中心とする景観美	800
	⑪	裏木曾 (S38.1.22)	中津川市	御嶽西側の森林峡谷美	11,654
	⑫	伊吹 (S42.3.17)	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450
	⑬	土岐三国山 (S44.4.1)	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516
	⑭	位山舟山 (S44.4.1)	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656
	⑮	奥長良川 (S44.4.1)	閲市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122
	⑯	野麦 (S47.4.1)	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428
	⑰	せせらぎ渓谷 (H8.4.1)	高山市、下呂市	川上川・馬瀬川流域における渓谷美	1,318
	⑱	天生 (H10.4.1)	飛騨市、白川村	原生林、渓谷を中心とした山岳景観美	1,638
	⑲	御嶽山 (H11.4.1)	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276
計		15箇所			122,225
自然公園合計		19箇所			195,093

備考) 県環境生活政策課調べ

美しく豊かな環境との共生

(2) 中部山岳国立公園の魅力増進に向けた取組推進<環境生活政策課>

中部山岳国立公園とその周辺地域への誘客拡大のため、中部山岳国立公園奥飛騨ビィジターセンターを拠点に、ホームページ等で地域の情報を発信するとともに、豊かな自然観光資源を活用した自然体験プログラムを実施した。

(3) 御嶽山の国定公園指定に向けた取組<環境生活政策課>

富士山に次ぐ3,000mを超える標高を誇る活火山の独立峰であり、山頂から山麓まで植生の垂直分布による連続的かつ原生的な自然景観を有する御嶽山について、御嶽山県立自然公園及び下呂市小坂地域の区域を国定公園に指定するよう、環境大臣に申出を行った。

(4) 自然公園の風致景観の保護及び計画的な整備・補修<環境生活政策課>

自然公園の優れた風致景観を保護するため、法令に基づき県民や事業者が行う各種行為の規制を行うとともに、自然保護員13名を配置し、各圏域の保護体制の確保を図っている。また、自然公園を安全かつ快適に利用できるよう、令和6年度は中部北陸自然歩道及び東海自然歩道の改修工事等を実施した。

4 自然とふれあう機会の充実・サステイナブル・ツーリズムの推進

(1) サステイナブル・ツーリズムの推進<観光文化スポーツ政策課>

本県では、初心者から上級者まで様々なコースの滝巡りが楽しめる「小坂の滝めぐり」、広大な森林地帯であり、自然環境保全を前提としながら大自然の素晴らしさを体感できる「乗鞍山麓 五色ヶ原の森」、ミズバショウ、ニッコウキスゲ等が咲き誇る湿原や、ブナ、カツラ等が林立する原生林など特徴ある植生が残る「天生県立自然公園と三湿原回廊」(いずれも「岐阜の宝もの」に認定)など、「清流の国ぎふ」を象徴する魅力にあふれた自然資源の保護・保全と観光活用の両輪で持続可能な取組を支援している。

また、これらの魅力を国内外に広くPRし、誘客促進及び観光消費額の拡大を図っている。

令和6年度は、中部山岳国立公園奥飛騨ビジターセンターのリニューアルオープンを契機とし、中部山岳国立公園などの自然観光資源を中心とした奥飛騨エリアの魅力を国内外に発信するため、インバウンド向けの特集ウェブページを作成したほか、山岳メディアやインフルエンサーを活用したプロモーション、旅メディアや旅行会社と連携した首都圏向け観光PRイベントを実施した。

また、持続可能な観光地域づくりを進めるため、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に基づき地域が取り組む持続可能な観光地域づくりを支援した。さらに、サステイナブル・ツーリズムの国際指標を取り入れた独自基準により、世界から選ばれる旅先となることが期待できる地域・観光プログラム「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」として認定した、「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり～」、「恵那岩村の山城・城下町と農村景観めぐり」について、国内外に向け、魅力を発信するとともに認定地域が取り組む受入環境整備を支援した。

(2) グリーンツーリズムの推進<農振興課>

グリーンツーリズムは、農山漁村において豊かな自然、文化・伝統とのふれあい・交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。平成29年に田園回帰志向の高まりやインバウンド、農泊ビジネスへの対応など、グリーンツーリズムを取り巻く環境変化に対応するため、「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会が設立され、県では、推進協議会の取組を支援するなど、連携してグリーンツーリズムを推進している。

また、グリーンツーリズムインストラクターなどによる農林漁業体験、地域食材を使った料理の提供などをを行う施設を「岐阜県農林漁業体験施設」として登録し、情報発信を行っている。

(3) ONSEN・ガストロノミーオーキングの推進<環境生活政策課>

温泉を起点に「食」「自然」「文化・歴史」などの地域資源を活かした地域活性化や誘客につなげる取組であるONSEN・ガストロノミーオーキングの県内普及を図るため、県主催により高山市で開催するとともに、池田町の取組を支援し、開催を促進した。

(4) ワークーションの実現可能性に関する調査・検討の推進<農振興課>

農村地域でのワークーションを推進するため、「ぎふの農村ならでは」の体験メニューと地域貢献を目的としたボランティアメニューを組み合わせた滞在型プログラムである「GIFU-DO農泊」プランについて、販売に向けたモデルツアーを実施した。

(5) 森林サービス産業の推進<森林活用推進課>

森林サービス産業とは、森林空間を「健康」「教育」「観光」等の多様な分野で活用し、山村地域における新たな雇用と収入機会、関係人口の創出を図る取組であり、その推進母体として令和5年1月に「ぎふ森のある暮らし推進協議会」が設立された。県では推進協議会の取組を支援するなど、連携して森林サービス産業を推進している。

また、ぎふ森のある暮らし推進協議会では、令和6年度に県内の森林空間を活用した体験プログラムを発掘・育成し、一体的に広報することで県内外からの誘客を図る「ぎふ森フェス」を開催した。

5 長良川システムの保全・活用・継承

(1) 長良川システムの価値を伝える活動等の推進<里川・水産振興課>

平成27年12月に、長良川における「人の生活」、「水環境」、「漁業資源」が連環する里川のシステムが「清流長良川の鮎」(長良川システム)として、世界農業遺産に認定された。これを記念して7月第4日曜日を「GIAHS鮎の日」として制定し、世界農業遺産や長良川システムの意義の理解と清流の象徴である鮎に対する関心を高める取組を進めることとした。

今後、「清流長良川の鮎」を将来にわたり保全・活用・継承していくための取組を着実に進める。

図2-3-2 長良川システム



美しく豊かな環境との共生

6 持続可能な農業の推進

(1) 環境に配慮した営農活動の普及推進<農産園芸課>

○ G A P (農業生産工程管理) 導入の推進

食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農業現場における生産工程をリスク管理し、適正な農業経営に改善する「ぎふ清流G A P評価制度」の認証取得を推進し、G A P指導員を育成（資格が有効な者：計219名）するとともに、農業者・産地に対する丁寧なサポートを実施することで、令和6年度は新たに24農場を認証した。

7 棚田を核とした地域振興

(1) 指定棚田地域の活動計画認定支援<農村振興課>

県土の保全や水源かん養といった多面的機能を有する棚田を核とした地域振興のため、指定棚田地域振興協議会の活動計画の策定などを支援し、活動計画認定棚田数は30箇所（令和6年度末時点）となった。

(2) 農村の維持保全と関係人口の創出や移住・定住の推進<農村振興課>

農村地域の維持活動への都市住民などの参加を促進するため、ボランティアとして活動する意欲のある方を「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」として登録するとともに、令和6年度は農地の草刈りや収穫作業などの活動を62回開催し、延べ536人が参加した。

(3) 棚田地域の魅力や保全の必要性を学ぶ機会の創出<農村振興課>

飛騨市種蔵棚田において、都市住民を対象とした棚田を体験し理解するツアープログラムを実施した。

8 林業の担い手確保

(1) 新たな担い手確保の推進<森林経営課>

林業の就業相談から技術習得までを一貫して支援する「森のジョブステーションぎふ」を中心に、東京・名古屋で開催された「森林の仕事ガイダンス」等に参加するとともに、毎月、定期的に林業就業オンライン相談会を開催するなど、U I J ターン希望者や転職希望者に対して、林業のP R や就業相談を行った。

また、県外から県内に移住し、林業に就業した単身者6名、世帯者2名に対し移住先市町村との連携により移住支援金を給付するとともに、外国人材の活用に向けて在留外国人が多い自治体等へ聴き取り調査を行うなど、新た

な扱い手確保の推進に努めた。

(2) スマート林業の推進<森林経営課>

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業体等に対し林業機械の購入（1事業体）及びレンタル（12事業体）、並びにＩＣＴの導入（11事業体）を支援した。

第3節 生物多様性の保全

1 外来生物の防除

(1) 岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブックの公表<環境生活政策課>

本県においても、外来種の新たな侵入・定着や分布拡大による、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害が懸念されている。そのため、県では、外来種対策推進の基礎資料とすることを目的に、多くの研究者等の協力を得て、令和7年3月に「岐阜県生態系被害防止外来種リスト」を取りまとめて公表した。

また、外来種に関する県民の理解促進を図るため、特に周知が必要な種について、その特徴や生態系等への影響、防除方法などをまとめたハンドブックを作成した。

表2-3-5 岐阜県生態系被害防止外来種リストに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	クモ類	甲殻類	軟體物	その他無脊椎動物	合計
○国外由来												
総合対策外来種	101	8	3	3	2	10	25	1	3	10	1	167
産業管理外来種	21	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	23
定着予防外来種	1	2	0	6	1	5	7	1	3	0	0	26
小計	123	10	3	9	3	16	33	2	6	10	1	216
○国内由来												
総合対策外来種	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
産業管理外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
定着予防外来種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	5
合計	124	10	3	9	3	19	33	2	6	11	1	221

表2-3-6 岐阜県生態系被害防止外来種リストのカテゴリー定義

総合対策外来種	総合的に対策が必要な外来種	県内に定着が確認されているもので、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼす又はそのおそれがあり、総合的な対策が必要な外来種
産業管理外来種	適切な管理が必要な産業上重要な外来種	産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要な外来種
定着予防外来種	定着を予防する外来種	県内に定着した場合、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼすおそれがあり、定着を予防する外来種

(2) 特定外来生物の防除<環境生活政策課>

県では、県内での定着が極めて稀、もしくは生息が確認されていないもので、人に危害を加える恐れのあるもの及び周辺環境への被害が甚大と思われる種を選定し、平成24年に「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定した。令和2年11月からは、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとしている。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。

2 希少野生生物の保護

(1) 岐阜県レッドデータブックの改訂と保護区の指定〈環境生活政策課〉

本県においても、近年、人間の社会活動により、自然環境に様々な負荷をもたらしており、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を超す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001—岐阜県レッドデータブック」として取りまとめて公表した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版」を公表した。

平成15年3月に、県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種(両生類1種、魚類2種、植物13種)の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。令和4年1月にハクバサンショウウオを指定解除し、指定種は15種(魚類2種、植物13種)となった。

表2-3-7 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

分類群	植物	哺乳類	鳥類	両生類・爬虫類	魚類	昆虫類	貝類	合計
絶滅	0	0	0	0	0	4	0	4
野生絶滅	0	0	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧I類	243	7	5	2	8	28	6	299
絶滅危惧II類	167	6	7	4	5	28	14	231
準絶滅危惧	109	8	21	4	14	77	14	247
情報不足	34	1	8	4	4	33	18	102
合計	553	22	41	14	31	170	52	883

表2-3-8 岐阜県レッドデータブックのカテゴリー定義

絶滅	県内では、すでに絶滅したと考えられる種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種
野生絶滅	県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種	過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧I類	県内において、絶滅の危機に瀕している種	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの
絶滅危惧II類	県内において、絶滅の危険が増大している種	現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	県内において、存続基盤が脆弱な種	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの
情報不足	県内において、評価するだけの情報が不足している種	環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種

(2) 固有種の保全と傷病希少動物の治療等の実施<環境生活政策課>

国の特別天然記念物や本県の県鳥にも指定されているライチョウは、本州中部の高山帯にのみ生息する固有種であるが、近年生息数が減少しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。

本県では、県民にライチョウのことを知つてもらうこと、ライチョウが自然の中で安定的に生息していくことを目指して、平成31年3月に「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定し、保護に向けた活動を実施している。

また、傷病等により保護された希少野生鳥獣を収容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図るとともに、平成26年度には野生鳥獣リハビリセンターを開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

3 農地・里地里山の保全

(1) 豊かな農村環境の維持<農振興課>

農地や農村環境を守る地域ぐるみでの共同活動を支援した。令和6年度の共同活動対象農地は28,438haとなった。

(2) 遊休農地対策<農振興課>

遊休農地の増加は、病害虫の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、県では、中山間地域等直接支払を活用した発生抑制や、関係機関と連携した支援チームによる遊休農地の解消及び、営農再開支援を実施した。

- 中山間地域等直接支払制度を活用した発生抑制

農業生産条件の不利な中山間地域での営農継続を図るため、令和6年度は9,217haの農地を支援した。

- 支援チームによる遊休農地の再生支援

県、市町村、農業委員会、担い手農家等で構成される支援チームが、遊休農地の再生活動から営農再開までを一貫して支援した。令和6年度は11地区で148名が再生活動に参加した。

(3) 環境を重視した里山づくりの推進<森林活用推進課>

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して整備してきた環境保全モデル林の利活用について情報を周知した。

- 里山林整備事業

令和4年度から里山林整備のメニューを地域住民の生活に密着した「危険木の除去」及び「バッファーゾーンの整備」に限定し、市町村等が県内各地で実施する里山林の整備を支援した(令和6年度整備箇所数：65箇所)。

- 環境保全モデル林の利活用情報の周知

各モデル林で実施するイベント等の計画を県HPに掲載し、環境保全モデル林の利活用について県民へ周知した。

4 環境保全林の整備

(1) 間伐等の支援

ア 計画的な間伐の推進<森林經營課>

主に公益的機能が低下し、早急に間伐が必要な森林などを含め、5,241haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林、渓畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

イ 針広混交林化に向けた間伐の促進<森林經營課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るために、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和6年度の環境保全林における間伐実施面積は1,357ha（間伐実施面積5,241haの内数）であった。

ウ 間伐材の利用促進<県産材流通課><森林經營課>

間伐材などの加工体制の整備や新たな用途開発の取組を支援するとともに、住宅、公共施設等における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

エ 緑の募金による県土緑化の推進<森林活用推進課>

緑の募金運動は、「緑の羽根募金」運動として昭和25年に開始された。なお、令和6年の募金額は56,038千円となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。

オ 森林認証制度の普及<森林活用推進課>

県内の認証森林（SGECほか）は6団体、32,225ha（2,061haは重複取得）となっている。

カ 企業との協働による森林づくりの推進<森林活用推進課>

平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による森林づくりに取り組み、令和7年3月末までに39件の協定が締結された。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

5 野生鳥獣による被害防止**(1) 人と野生生物が共生する地域づくりの推進<環境生活政策課>****ア ツキノワグマによる被害を踏まえたゾーニングの設定や出没時の対応**

ツキノワグマによる農林業被害や人身被害の軽減を図るために、排除地域、緩衝地帯、コア生息地という3つの目的別に区画したゾーニングの設定手順をまとめたガイドラインを令和3年3月に作成し、市町村と共有を図った。

また、令和4年3月にツキノワグマ出没時の対応マニュアルを作成し、市町村や関係機関と共有を図るとともに、令和6年度に人身被害が発生した際には「ツキノワグマ出没注意情報」を発令し、県民に注意喚起を行った。

表2-3-9 地域におけるゾーニング区分の考え方

ゾーニング区分	クマの生息	誘引物の除去などの対策	区分の判断基準	
			土地利用	住民からみた区分の位置づけ
排除地域	×認めない	◎定期的に実施	住宅地、住宅地周辺の農地や建物など	・常時、多くの人が暮らす場所
緩衝地帯	△ ^(注) 一時利用のみ認める	○状況に応じて実施	山際や、山に近い農地・住宅地から離れた山林内の建物など	・排除地域とコア生息地との境界付近 ・定期的または時季的に人が利用する場所
コア生息地	○認める	×定期的には実施しない	住宅地から離れた山林など	・人の利用頻度は低く、クマの生息地として認識する場所

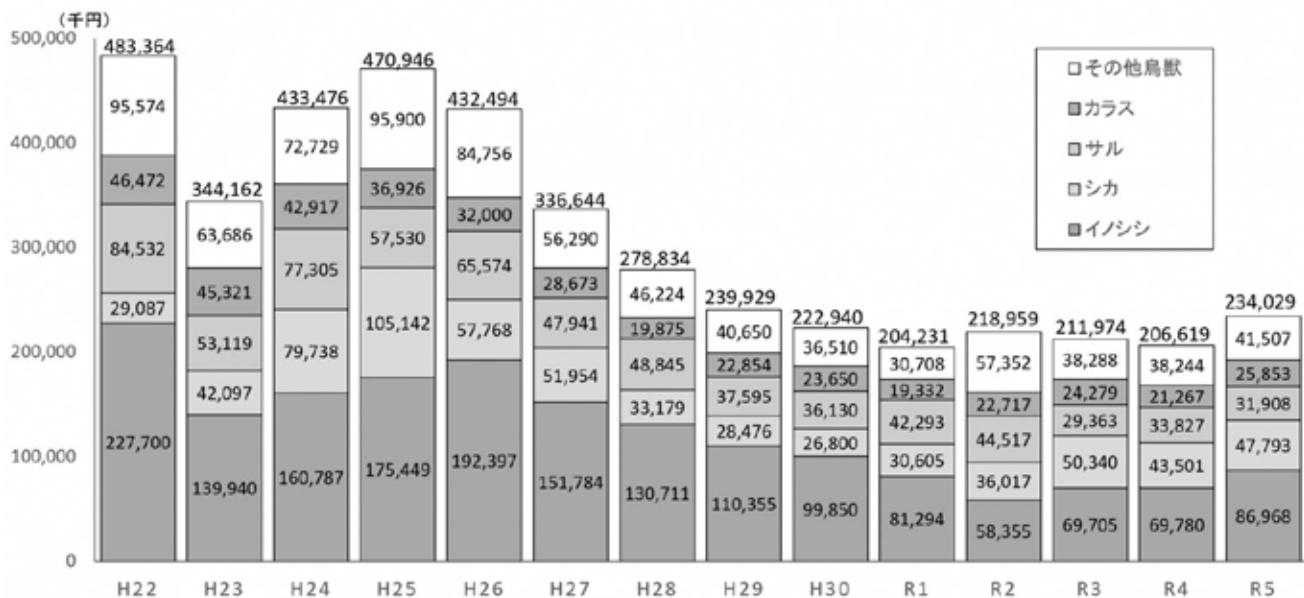
注) 一時利用とは移動時の経路や短時間の探餌行動を行うことを示す。

イ 野生鳥獣による農作物被害防止対策<農振興課>

野生鳥獣による農作物被害額は、令和5年度に約2億3,403万円となった。

県では、野生鳥獣による農林水産物の被害や生活環境被害の軽減に向けた対策を進めるため、平成27年度から各農林事務所に「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置（総延長約2,700km）や捕獲機材の導入、個体数調整捕獲や広域捕獲等による捕獲強化、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。

図2-3-3 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の策定<環境生活政策課>

本県では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカ及びツキノワグマについて、県内に分布する個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害などの軽減を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2の規定に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

(3) 鳥獣被害対策に関する理解促進<環境生活政策課>

平成24年度から令和3年度に本県と岐阜大学が協定を結び、鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

令和4年度には、寄附研究部門の成果を踏まえつつ、生物多様性保全の観点からの野生生物による被害対策の更なる加速・強化のため、野生生物の管理を推進するためのシンクタンク組織として、岐阜大学構内に「岐阜県野生動物管理推進センター」を本県と岐阜大学が共同で設置した。

野生動物管理推進センターでは、野生鳥獣管理に関するシンポジウム及び講習会を開催し、県民の鳥獣被害対策に関する理解につながる情報を発信した。

表2-3-10 野生鳥獣管理に関するシンポジウム及び講習会参加者数

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数（人）	503	293	205	397

備考) 県環境生活政策課調べ

(4) 安全・安心なジビエの推進<農村振興課>

県では、平成25年に獣肉利活用に関する衛生ガイドラインとして「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定した。また、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に則して解体処理された獣肉を取り扱う事業者を登録する「ぎふジビエ登録制度」を創設（H27）し、安全・安心なぎふジビエの安定供給を図るため、解体処理施設の整備支援や、フェア開催等による消費拡大とPR活動を実施した。

※ジビエとは、フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと（農水省HP）

表2-3-11 ぎふジビエ登録制度による登録事業者数の推移

年度末	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
解体処理施設	19	26	26	29	27	26	26	28
食べられるお店	51	65	73	72	74	74	75	77
県内	42	55	62	66	69	69	69	71
愛知県	8	8	8	4	3	3	4	4
東京都	1	2	3	2	2	2	2	2
買えるお店	1	6	8	12	15	15	16	17
泊まるお店	-	-	-	-	-	2	2	1
加工品製造所	1	2	2	2	2	2	2	2
合計	72	99	109	115	118	119	121	125

備考) 県農村振興課調べ

表2-3-12 ぎふジビエの年間取扱量の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
解体処理量 (t)	20.1 (5.3)	18.1 (3.5)	21.7 (0)	24.5 (0)	29.3 (0.09)	27.7 (0.4)	30.2 (0.3)	30.8 (0.4)
処理頭数 (頭)	2,387 (534)	2,168 (353)	2,707 (0)	3,060 (0)	3,661 (9)	3,460 (40)	3,766 (31)	3,848 (41)
捕獲頭数 (頭)	30,081 (12,173)	24,777 (10,716)	17,026 (5,875)	27,128 (6,818)	26,151 (6,205)	27,382 (7,640)	24,788 (7,901)	26,460 (9,211)

備考) 1 県農村振興課調べ (捕獲頭数は環境生活政策課調べ)

2 イノシシとニホンジカの合計、()内はイノシシ分

(5) 新たな狩猟者の確保と技術の向上及び安全な狩猟の推進<環境生活政策課>

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策として、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にセミナーを開催した。

また、狩猟免許試験の土曜日開催（年3回）のほか、担い手確保講習会（わな猟・銃猟）などの講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、岐阜県猟友会が狩猟者の技術向上等を目的として実施する事業に補助を行った。

(6) 防護柵の整備及び被害防止捕獲の一体的な推進とカワウ対策の強化<農村振興課>

野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に、令和6年度は19市町村で約117kmの防護柵設置を支援。併せて各市町村が行う有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲について支援した。

また、カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、令和6年度は23漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う捕獲等事業を支援した。

併せて、県内の大規模コロニー（営巣地）において、シャープシューティングによる捕獲を行うとともに、県内河川でのカワウの飛来数やコロニー及びねぐらにおける生息羽数、大規模コロニーにおける生息動向調査を実施した。

第4章 安全・安心な生活環境の確保

第1節 水及び土壤の汚染防止

1 水環境の保全

(1) 公共用水域の概況<環境管理課>

県内の公共用水域は、伊勢湾に流入する木曽川（長良川、揖斐川を含む。）及び庄内川（土岐川）、三河湾に流入する矢作川、富山湾に流入する神通川（宮川）及び庄川並びに日本海に流入する九頭竜川の6水系に大別され、その概況は表2-4-1のとおりである。

河川は、地域の社会経済活動のみならず日常生活とも密接な関係を持っており、水道、水産、農業、工業、発電用水などとして広範囲に利用されているほか、優れた自然景観、身近な水辺環境を構成する上で重要な要素であり、その水質については極めて高い関心が払われている。

表2-4-1 主要河川水系

水系名	主要河川名	河川数	延長(km)	類型指定河川数	類型指定河川延長(km)
木曽川	木曽川、長良川、揖斐川	298	2,351	50	1,314
庄内川	庄内川(土岐川)	35	178	5	95
矢作川	矢作川	22	108	4	52
神通川	神通川(宮川)	48	479	7	251
庄川	庄川	32	199	1	48
九頭竜川	石徹白川	2	9	0	0
合計		437	3,324	67	1,760

備考) 1 県環境管理課、河川課調べ

2 河川数及び延長は一級河川のみである。

(2) 水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

ア 環境基準の水域類型の指定

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域における水質汚濁に関する環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されたものであり、諸施策を進める際の行政目標とされるものである（資料10）。

本県における生活環境の保全に係る環境基準の水域類型については、昭和45年9月に木曽川本川を指定して以来、主要な河川や水質汚濁が進行するおそれのある河川等について調査を行い、指定の必要性を検討した上で順次指定を行うとともに、水質改善施策の推進に伴い、水質改善がみられた水域等については、その見直しを行ってきた。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型については、県内では初めて平成21年度に国が木曽川、長良川、揖斐川の3本川7水域について指定した。

県では平成23年度から平成28年度に他の主要河川について順次調査を実施し、48河川7水域について類型を指定した。湖沼については、横山ダム貯水池、境川ダム貯水池に続き、令和3年4月1日に徳山ダムが類型指定された（資料27）。

イ 公用用水域及び地下水の監視測定

公用用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視については、「水質汚濁防止法」第16条の規定により、水質測定計画を毎年作成し、これに基づいて水質の測定を行い、環境基準の達成状況等の把握に努めている。

令和6年度において、公用用水域については、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川を中心に、123地点でカドミウム、シアン等の健康項目及びpH、BOD等の生活環境項目等の水質測定を行った。

また、木曽川、長良川及び揖斐川水域の6地点では、表2-4-2に示す管理機関が自動測定を行った。

このほか、3河川の3地点においてPCB等の底質調査を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料25）。

地下水については、70地点の井戸において、環境基準項目の水質調査を実施するとともに、64地点の井戸にお

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関する実施した施策

いてモニタリング調査、2地点の井戸において汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）を実施し、汚濁状況の把握に努めた（資料26）。

表2-4-2 水質自動測定所の設置状況

(令和7年3月末現在)

河川名	測定所等名	設置場所	設置年度	管 理 機 関	測 定 項 目
木曽川	国土交通省木曽川橋水質自動監視所	羽島郡笠松町長池	昭和46	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD
長良川	国土交通省大藪大橋水質自動監視所	羽島市堀津町	平成5	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省南濃大橋水質自動監視所	羽島市桑原町東方	昭和45	国土交通省 木曽川上流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
	国土交通省東海大橋水質自動監視所	海津市海津町大和田	平成5	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa
	国土交通省長良川大橋水質自動監視所	愛知県愛西市立田町	平成6	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、DO、電気伝導度、COD、クロロフィルa、総窒素、総りん
揖斐川	国土交通省海津水質自動監視計	海津市海津町西小島	昭和47	国土交通省 木曽川下流河川事務所	水温、pH、濁度、電気伝導度、COD、塩化物イオン

備考) 県環境管理課調べ

ウ 水環境の概況

県内の公共用水域及び地下水の水環境の状況を把握するため、令和6年度は、環境基準の水域類型を指定している7本川44支川（資料27）を中心に、70河川において水質調査123地点、底質調査3地点、湖沼において水質調査を4地点で実施した（表2-4-3、図2-4-1）。

表2-4-3 公共用水域の水質測定地点数と実施機関

○河川

(令和6年度)

水 域 名	河川数	測 定 地 点 数	実施機関			
			水質調査		底質調査（注）	
			岐阜県	中部地整	岐阜市	岐阜市
木 曽 川	15	32	28	4		
長 良 川	26	42	14	7	21	3
揖 斐 川	12	20	12	8		
庄内川（土岐川）	5	9	7	2		
神通川（宮川）	7	11	11			
矢 作 川	4	6	5	1		
庄 川	1	3	3			
計	70	123	80	22	21	3

注) 底質調査は水質調査と同じ地点で実施

○湖沼

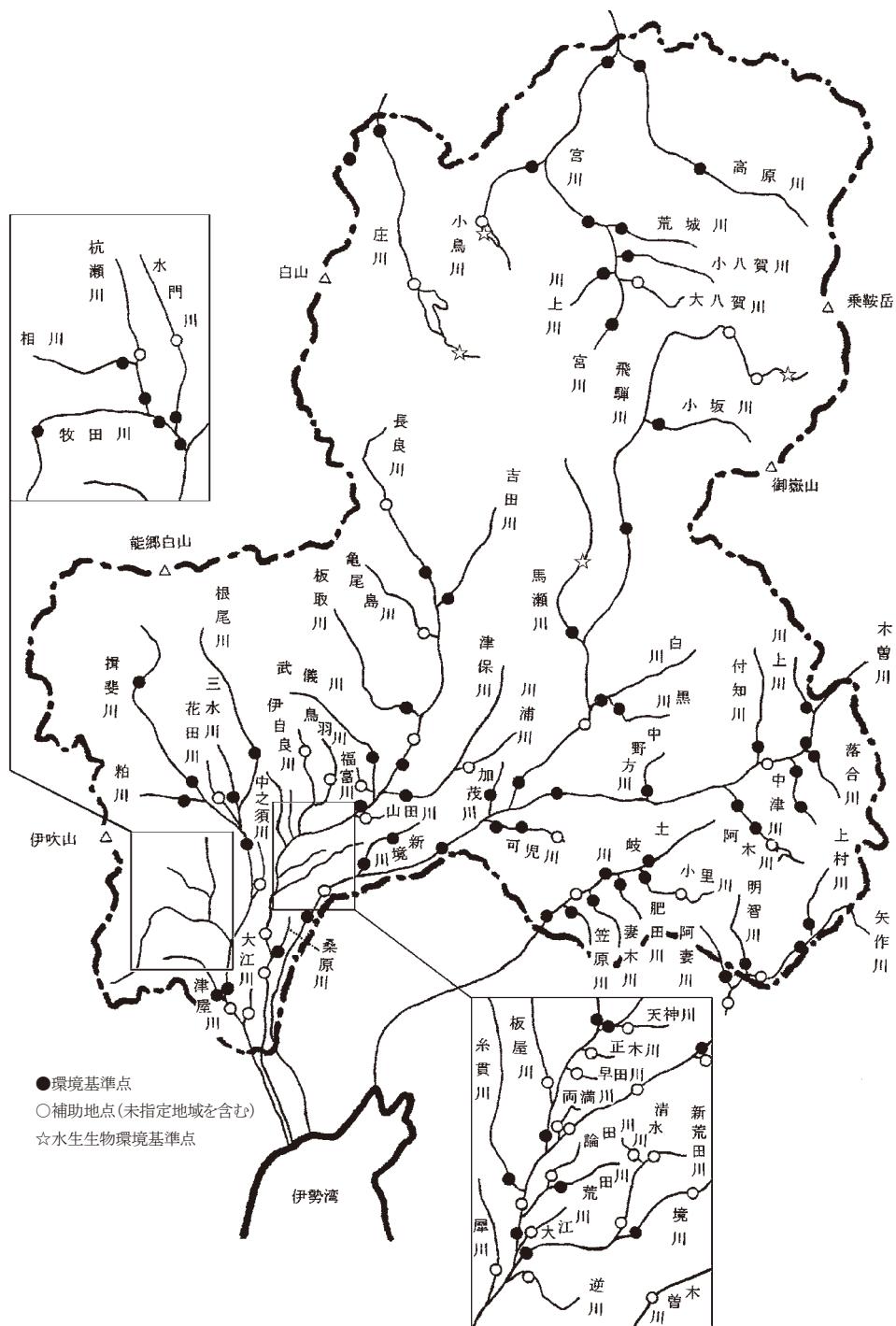
(令和6年度)

水 域 名	測 定 地 点 数	実施機関		
		水質調査		
		岐阜県	中部地整	富山県
横山ダム貯水池（奥いび湖）	1		1	
境川ダム貯水池（桂湖）	2			2
徳山ダム貯水池	1	1		
計	4	1	1	2

備考) 1 県環境管理課調べ

2 中部地整：国土交通省中部地方整備局

図2-4-1 公共用水域の水質調査地点（令和6年度）



備考) 県環境管理課調べ

エ 河川水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について設けられている（資料10）。

○ 健康項目

人の健康の保護に関する項目についての環境基準は、カドミウム等の重金属、トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物、シマジン等の農薬など全部で27項目について、全水域に一律に適用される基準値が定められている（ふつ素、ほう素については、海域には適用しない）。

令和6年度は、87地点において採水し分析した結果、すべての地点が環境基準に適合していた（表2-4-4）。

表2-4-4 健康項目の環境基準の適合状況(河川)

(令和6年度)

項目	検体数等	岐阜県			全国(R5年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カドミウム	59	0	0	0	2,978	3	0.10
全シアン	58	0	0	0	2,663	0	0
鉛	74	0	0	0	3,111	4	0.13
六価クロム	62	0	0	0	2,713	0	0
砒素	76	0	0	0	3,103	23	0.74
総水銀	55	0	0	0	2,822	0	0
アルキル水銀	1	0	0	536		0	0
P-C-B	58	0	0	1,811		0	0
ジクロロメタン	63	0	0	2,602		0	0
四塩化炭素	63	0	0	2,564		0	0
1,2-ジクロロエタン	63	0	0	2,578		1	0.04
1,1-ジクロロエチレン	63	0	0	2,588		0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	63	0	0	2,588		0	0
1,1,1-トリクロロエタン	63	0	0	2,606		0	0
1,1,2-トリクロロエタン	63	0	0	2,592		0	0
トリクロロエチレン	63	0	0	2,637		0	0
テトラクロロエチレン	63	0	0	2,637		0	0
1,3-ジクロロプロパン	59	0	0	2,593		0	0
チウラム	59	0	0	2,534		0	0
シマジン	59	0	0	2,577		0	0
チオベンカルブ	59	0	0	2,568		0	0
ベニゼン	60	0	0	2,559		0	0
セレン	59	0	0	2,578		0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	64	0	0	3,078		4	0.13
ふつ素	61	0	0	2,591		17	0.66
ほう素	58	0	0	2,456		1	0.04
1,4-ジオキサン	60	0	0	2,507		0	0
全体	87	0	0	3,814		51	1.34

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、河川の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域にAAからEまでの類型を指定し、類型ごとにpH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)及び大腸菌数の5項目についての基準値が定められている。

令和6年度は、木曽川等7本川44支川の水域類型を指定している70の水域を中心に123地点で水質測定を実施した。このうち、水域類型を指定している102地点におけるBOD等5項目に関する延べ4,613検体の環境基準に対する適合率は、表2-4-5のとおり全体の97.9%であった。

表2-4-5 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況(河川) (令和6年度)

区分	年度	AA		A		B		C		計	
		環境基準適合数※1	適合率(%)								
		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2		総検体数※2	
pH	R5	271	100.0	490	100.0	166	98.8	183	99.5	1,110	99.7
		271		490		168		184		1,113	
	R6	285	99.3	488	99.8	165	98.2	182	98.9	1,120	99.3
		287		489		168		184		1,128	
DO	R5	270	99.6	480	98.0	168	100.0	183	99.5	1,101	98.9
		271		490		168		184		1,113	
	R6	290	97.3	479	98.0	168	100.0	183	99.5	1,120	98.3
		298		489		168		184		1,139	
BOD	R5	261	97.4	488	99.6	163	97.0	178	96.7	1,090	98.2
		268		490		168		184		1,110	
	R6	279	97.2	488	99.8	166	98.8	174	94.6	1,107	98.1
		287		489		168		184		1,128	
SS	R5	271	100.0	488	99.6	166	98.8	183	99.5	1,108	99.6
		271		490		168		184		1,113	
	R6	286	99.7	485	99.2	167	99.4	183	99.5	1,121	99.4
		287		489		168		184		1,128	
大腸菌数	R5	5	19.2	34	72.3	14	87.5	—	—	53	59.6
		26		47		16		—		89	
	R6	5	18.5	34	72.3	11	68.8	—	—	50	55.6
		27		47		16		—		90	
計	R5	1,078	97.4	1,980	98.7	677	98.4	727	98.8	4,462	98.3
		1,107		2,007		688		736		4,538	
	R6	1,145	96.5	1,974	98.6	677	98.4	722	98.1	4,518	97.9
		1,186		2,003		688		736		4,613	

備考) 県環境管理課調べ

※1 大腸菌数においては、「環境基準適合地点数」と読み替える

※2 大腸菌数においては、「測定地点数」と読み替える

・BODの環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるBODについて、水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【BOD】

BODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データを、小さいものから順に並べ0.75×n番目（nはデータ数）のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、表2-4-6及び表2-4-7のとおり、令和6年度におけるBODの達成率は98.6%となってい

表2-4-6 BODの水域類型別の環境基準の達成状況

類型 (ランク)	基準値 (mg/L)	令和4年度		令和5年度		令和6年度		全国河川の 達成率 (R5年度)
		達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	達成水域数 総水域数	達成率	
AA	1以下	19 20	95.0%	20 20	100.0%	20 20	100.0%	94.9%
A	2以下	27 27	100.0%	27 27	100.0%	27 27	100.0%	93.5%
B	3以下	11 11	100.0%	10 11	90.9%	11 11	100.0%	93.2%
C	5以下	10 11	90.9%	10 11	90.9%	10 11	90.9%	93.0%
D	8以下	—	—	—	—	—	—	100.0%
E	10以下	—	—	—	—	—	—	95.0%
計		67 69	97.1%	67 69	97.1%	68 69	98.6%	93.8%

備考) 県環境管理課調べ

表2-4-7 BODの水域別の環境基準の達成状況(河川)

区分	水域名	木曽川	長良川	揖斐川	庄内川 (土岐川)	矢作川	神通川 (宮川)	庄川	計
令和 5年度	達成水域数	22	14	12	6	4	8	1	67
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率	100.0%	93.3%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	津屋川 B	—	—	—	—	—
令和 6年度	達成水域数	22	14	13	6	4	8	1	68
	総水域数	22	15	13	6	4	8	1	69
	達成率	100.0%	93.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.6%
	未達成水域名	—	糸貫川 C	—	—	—	—	—	—

備考) 県環境管理課調べ

○ 水生生物保全に係る環境基準の達成率

水生生物の保全に関する項目についての環境基準は、水生生物の生息状況等により、水域ごとに生物A、生物特A、生物B及び生物特Bの4つの類型を指定し、類型ごとに全亜鉛等の3項目についての基準値が定められている。

令和6年度は、木曽川等7本川44支川の水域類型を指定している62水域のうち、60水域85地点で水質測定を実施した。水生生物保全に係る環境基準の達成の適否は、環境基準地点ごとにすべての項目について、年間平均値が環境基準を満足するか否かで判定するが、令和6年度の達成率は98.3%であった(表2-4-8)。

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

表2-4-8 水域別生物類型別の水生生物保全に係る環境基準の達成状況（河川）

区分	年度	生物A		生物特A		生物B		生物特B		計	
		達成水域数	達成率 (%)								
		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数		総水域数	
木曽川	R5	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
	R6	9	100.0	5	100.0	4	100.0	0	—	18	100.0
		9		5		4		0		18	
長良川	R5	4	100.0	1	100.0	7	100.0	0	—	12	100.0
		4		1		7		0		12	
	R6	4	100.0	1	100.0	6	85.7	0	—	11	91.7
		4		1		7		0		12	
揖斐川	R5	4	100.0	0	—	7	100.0	0	—	11	100.0
		4		0		7		0		11	
	R6	4	100.0	0	—	7	100.0	0	—	11	100.0
		4		0		7		0		11	
庄内川 (土岐川)	R5	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
	R6	0	—	0	—	5	100.0	0	—	5	100.0
		0		0		5		0		5	
矢作川	R5	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	
	R6	4	100.0	0	—	0	—	0	—	4	100.0
		4		0		0		0		4	
神通川 (宮川)	R5	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
	R6	3	100.0	5	100.0	0	—	0	—	8	100.0
		3		5		0		0		8	
庄川	R5	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
	R6	1	100.0	1	100.0	0	—	0	—	2	100.0
		1		1		0		0		2	
計	R5	25	100.0	12	100.0	23	100.0	0	—	60	100.0
		25		12		23		0		60	
	R6	25	100.0	12	100.0	22	95.7	0	—	59	98.3
		25		12		23		0		60	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総水域数は、調査を実施した水域数を指す。

・底質調査

3河川の3地点において、令和6年度に調査を実施した結果は、令和5年度と同程度であり、特に問題となる数値はみられなかった（資料25）。

才 湖沼水質調査

水質汚濁に係る環境基準は、河川と同様、健康項目と生活環境項目について設けられている（資料10）。

○ 健康項目

令和6年度は、27項目について3地点で採水し分析した結果、すべての地点で、環境基準を達成した（表2-4-9）。

表2-4-9 健康項目の環境基準の適合状況（湖沼）(令和6年度)

項目	検体数等	岐 阜 県			全国 (R5年度)		
		調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)	調査対象 地点数A	環境基準値を 超える地点数B	B/A (%)
カ ド ミ ウ ム	3	0	0	0	247	0	0
全 シ ア ン	3	0	0	0	223	0	0
鉛	3	0	0	0	250	0	0
六 倍 ク ロ ム	3	0	0	0	227	0	0
砒 素	3	0	0	0	254	3	1.18
総 水 銀	3	0	0	0	237	0	0
アルキル水銀	1	0	0	0	60	0	0
P C B	2	0	0	0	157	0	0
ジクロロメタン	2	0	0	0	206	0	0
四 塩 化 炭 素	2	0	0	0	206	0	0
1, 2-ジクロロエタン	2	0	0	0	206	0	0
1, 1-ジクロロエチレン	2	0	0	0	207	0	0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	2	0	0	0	207	0	0
1, 1, 1-トリクロロエタン	2	0	0	0	213	0	0
1, 1, 2-トリクロロエタン	2	0	0	0	207	0	0
トリクロロエチレン	2	0	0	0	217	0	0
テトラクロロエチレン	2	0	0	0	217	0	0
1, 3-ジクロロプロパン	2	0	0	0	212	0	0
チウラム	3	0	0	0	210	0	0
シマジン	3	0	0	0	213	0	0
チオベンカルブ	3	0	0	0	213	0	0
ベンゼン	2	0	0	0	208	0	0
セレン	3	0	0	0	205	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3	0	0	0	389	0	0
ふつ素	2	0	0	0	232	0	0
ほう素	2	0	0	0	215	0	0
1, 4-ジオキサン	3	0	0	0	215	0	0
全 体	3	0	0	0	418	3	0.72

備考) 県環境管理課調べ

○ 生活環境項目

・環境基準の適合率

生活環境の保全に関する項目についての環境基準は、湖沼の利用目的、水質汚濁の状況等により、各水域に

AAからCまでの類型を指定し、類型ごとにpH、DO、COD、SS及び大腸菌数の5項目について基準値が定められている。また、同様に各水域にIからVまでの類型を指定し、類型ごとに全窒素、全燐の2項目について基準値が定められている。

令和6年度は、水域類型を指定している4地点で水質測定を実施したところ、COD等5項目に関する延べ316検体の環境基準に対する適合率が、表2-4-10のとおり全体の94.0%であり、全燐についての適合率は100%であった。なお、全窒素については、本県の4地点には環境基準は適用されていない。

表2-4-10 生活環境項目の水域類型別の環境基準の適合状況（湖沼）

区分	年度	A	
		環境基準適合数※1	適合率(%)
		総検体数※2	
p H	R5	51	94.4
		54	
	R6	76	97.4
		78	
D O	R5	45	83.3
		54	
	R6	62	79.5
		78	
COD	R5	54	100.0
		54	
	R6	78	100.0
		78	
S S	R5	52	96.3
		54	
	R6	77	98.7
		78	
大腸菌数	R5	4	100.0
		4	
	R6	4	100.0
		4	
計	R5	206	93.6
		220	
	R6	297	94.0
		316	

備考) 県環境管理課調べ

区分	年度	II		III		計	
		環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)	環境基準適合数	適合率(%)
		総検体数		総検体数		総検体数	
全燐	R5	16	100.0	12	100.0	28	100.0
		16		12		28	
	R6	16	100.0	12	100.0	28	100.0
		16		12		28	

備考) 県環境管理課調べ

※1 大腸菌数においては、「環境基準適合地点数」と読み替える

※2 大腸菌数においては、「測定地点数」と読み替える

・ COD等環境基準の達成率

水質汚濁の代表的な指標であるCOD及び全燐について水域類型を指定している水域における環境基準の達成状況は、次のとおりである。

【COD】

CODの環境基準達成の適否は、環境基準地点ごとに75%評価（年間を通じた日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足するか否かによる評価）で判定するが、すべての水域で環境基準を達成・維持していた。

【全燐】

全燐の環境基準達成の適否は、平均値評価（日間平均値の年間平均値が、環境基準値を満足するか否かによ

る評価)で判定するが、すべての水域で環境基準を達成していた。

力 地下水質調査

概況調査は、県内を2～5kmメッシュで区切り、70メッシュの中から調査地点を1地点選定するメッシュ方式により実施した。

この結果、ふつ素が1地点(高山市)において環境基準を超過した。

キ 各水域の状況

河川の代表的な汚濁指標であるBODについて水域別にみた状況は、次のとおりである。

○ 木曽川水域(表2-4-11、図2-4-2)

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しており、全水域において環境基準を達成した。下流の起地点(羽島市)においても0.9mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

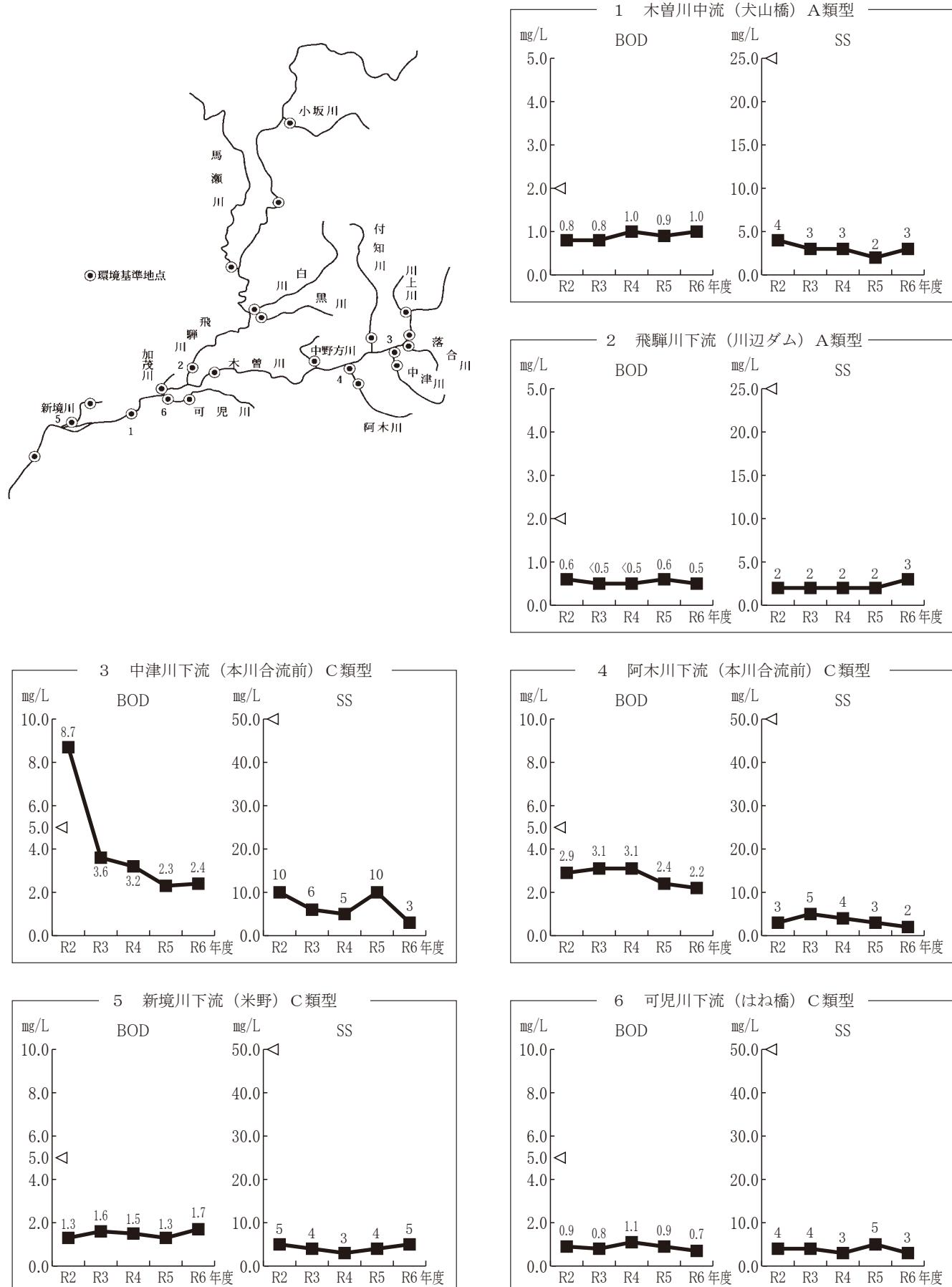
表2-4-11 木曽川水域の環境基準(BOD)の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度				
			75%評価		75%値	75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y	達成状況	(mg/L)	
本川	木曽川上流	落合ダム	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.6
	木曽川中流	兼山ダム	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
		犬山橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12	○	1
支川	木曽川下流	起	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.9
	飛騨川上流	東上田	AA (1)	0/11	○	0.7	1/12	○	0.7
	飛騨川下流	川辺ダム	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.5
	川上川	本川合流前	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	0.5
	落合川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.7	0/12	○	0.5
	中津川上流	中川橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	中津川下流	本川合流前	C (5)	0/12	○	2.3	1/12	○	2.4
	付知川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	阿木川上流	恵那大橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12	○	0.6
	阿木川下流	本川合流前	C (5)	0/12	○	2.4	0/12	○	2.2
	中野方川	巴橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12	○	0.5
	可児川上流	鳥屋場橋	B (3)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.9
	可児川下流	はね橋	C (5)	0/12	○	0.9	0/12	○	0.7
	加茂川	本川合流前	B (3)	0/12	○	0.8	0/12	○	0.9
	新境川上流	東泉橋	B (3)	0/12	○	1.2	0/12	○	1.8
	新境川下流	米野	C (5)	0/12	○	1.3	0/12	○	1.7
	小坂川	古子橋	AA (1)	0/11	○	<0.5	0/12	○	0.6
	馬瀬川	飛騨川合流前	AA (1)	0/11	○	0.8	0/12	○	0.9
	白川	飛騨川合流前	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5
	黒川	岩穴橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12	○	<0.5

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-2 木曽川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 ◇は環境基準値を示す。

○ 長良川水域（表2-4-12、図2-4-3）

・本川

上流はAA類型、中・下流はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の長良大橋地点においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

また、長良川水域の県内最下流地点である東海大橋地点（補助地点）においても、0.6mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

C類型に水域類型を指定している糸貫川において、環境基準を超過したが、それ以外の水域においては環境基準を達成した。

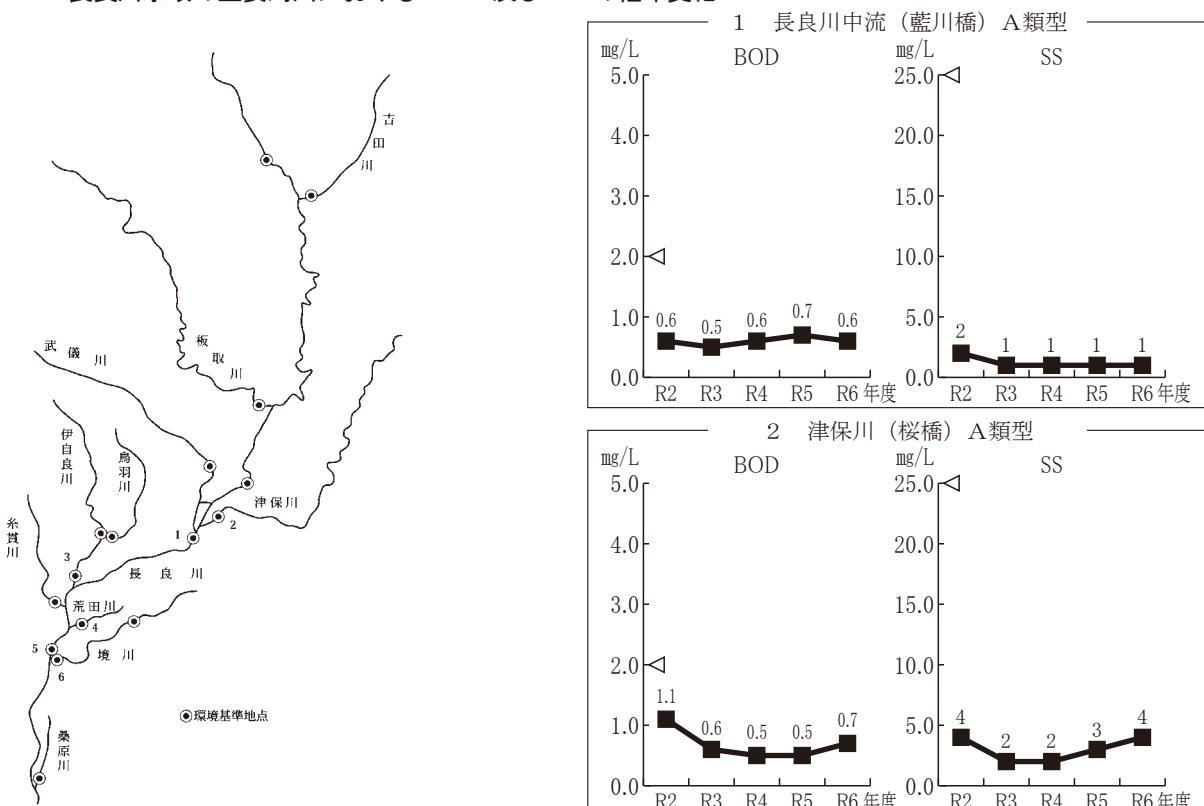
表2-4-12 長良川水域の環境基準（BOD）の達成状況

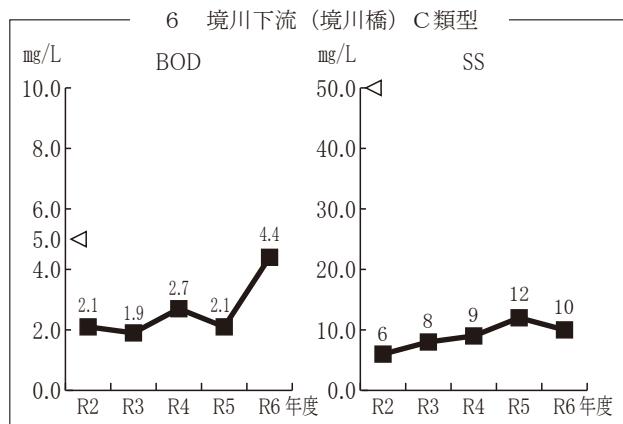
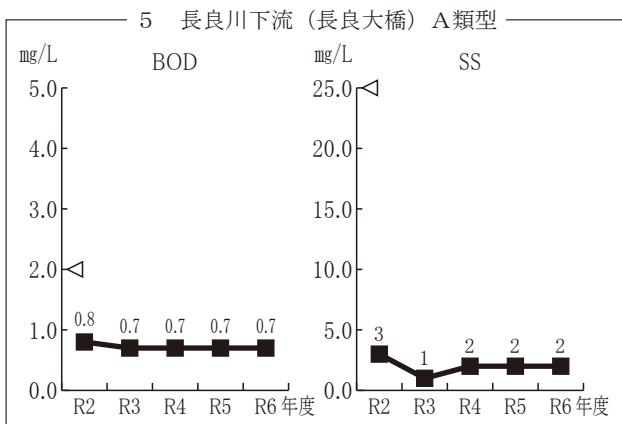
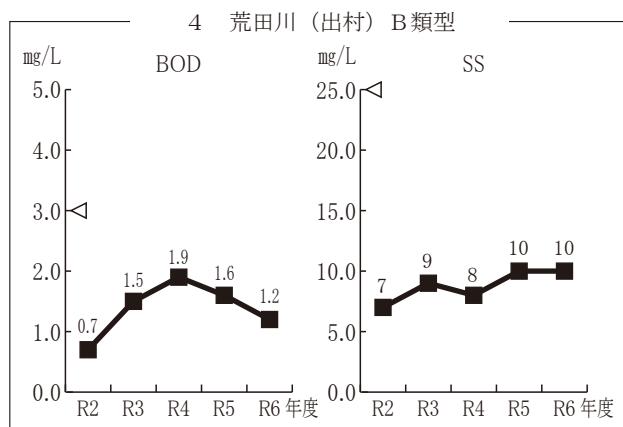
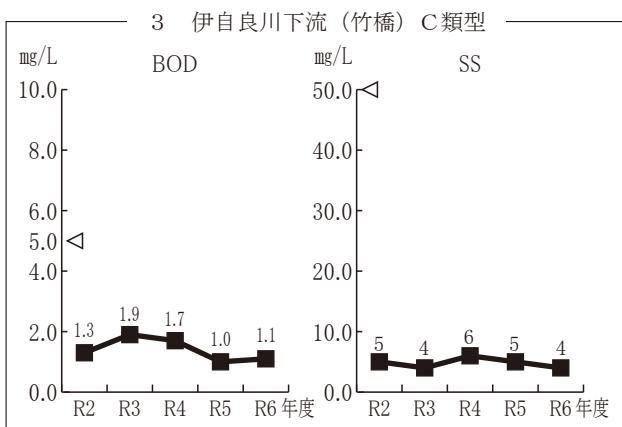
水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
			75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	長良川上流 和合橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12
	鮎之瀬橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12
	藍川橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12
支川	長良川下流 長良大橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12
	吉田川 小野橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12
	板取川 長瀬橋	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12
支川	武儀川 南武芸橋	A (2)	0/12	○	<0.5	0/12
	津保川 桜橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12
	伊自良川上流 繩船橋	A (2)	0/12	○	0.6	0/12
支川	伊自良川下流 竹橋	C (5)	0/12	○	1	0/12
	鳥羽川 伊自良川合流前	B (3)	0/12	○	0.6	0/12
	境川上流 東辰新橋	C (5)	0/12	○	1.3	0/12
支川	境川下流 境川橋	C (5)	0/12	○	2.1	2/12
	荒田川 出村	B (3)	1/12	○	1.6	0/12
	糸貫川 苗田橋	C (5)	4/12	×	5.9	4/12
支川	桑原川 本川合流前	C (5)	2/12	○	3.1	2/12

備考) 1 環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-3 長良川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ

2 ◇は環境基準値を示す。

○ 挿斐川水域（表2-4-13、図2-4-4）

・本川

揖斐川(1)、(2)はAA類型、同(3)はA類型の水域類型を指定しているが、全水域において環境基準を達成した。下流の福岡大橋地点においても0.7mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

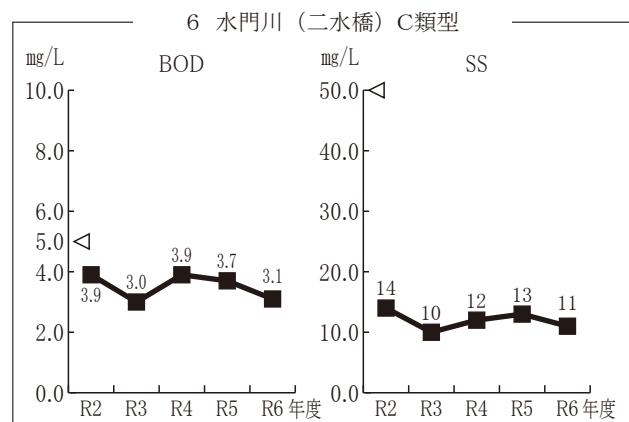
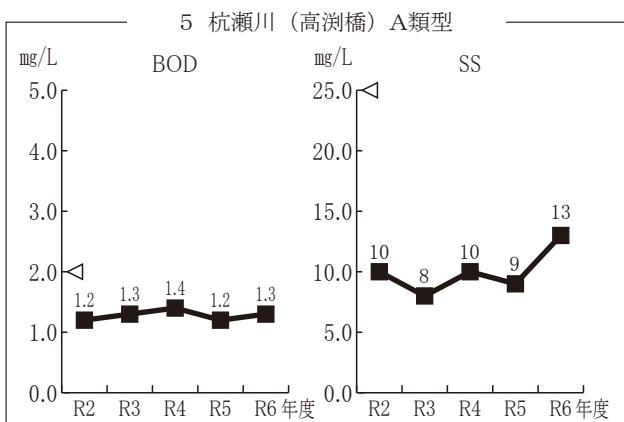
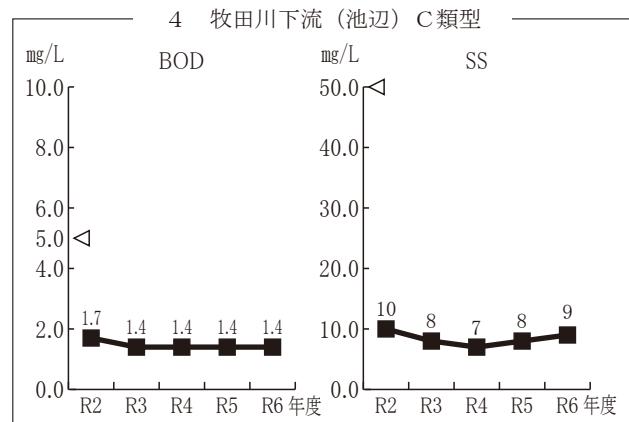
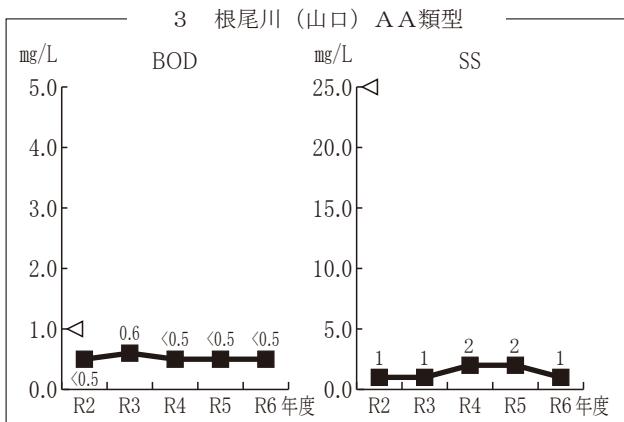
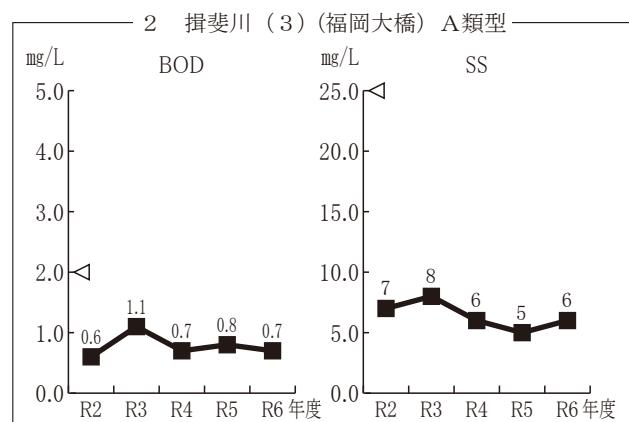
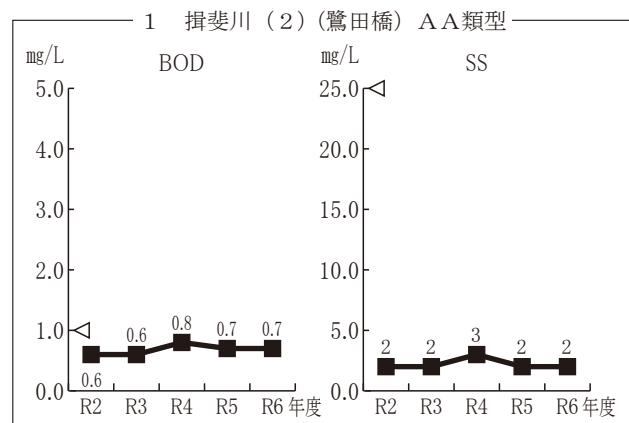
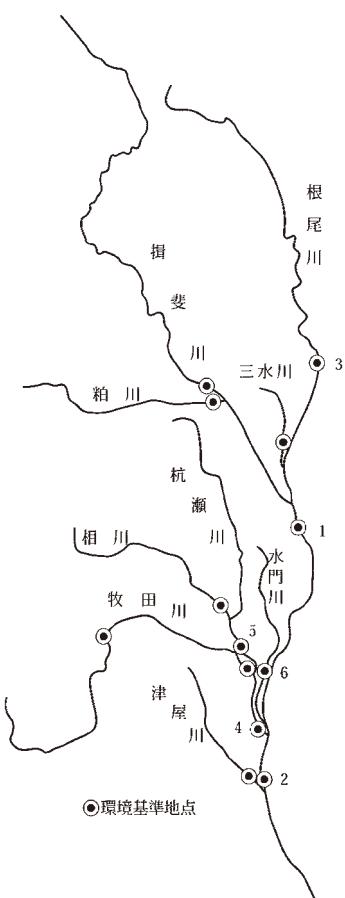
表2-4-13 挿斐川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名		測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
				75%評価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/L)	75%評価 X/Y	75%値 達成状況 (mg/L)
本川	揖斐川（1）	岡島橋	AA (1)	1/12	○	0.7	0/12 ○ 0.6
	揖斐川（2）	鶩田橋	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.7
	揖斐川（3）	福岡大橋	A (2)	0/12	○	0.8	0/12 ○ 0.7
支川	柏川	脛永橋	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.7
	根尾川	山口	AA (1)	0/12	○	<0.5	0/12 ○ <0.5
	三水川	三水川橋	A (2)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.9
	牧田川上流	一之瀬橋	AA (1)	0/12	○	0.7	0/12 ○ 0.6
	牧田川中流	横曾根橋	A (2)	0/12	○	0.5	0/12 ○ 0.5
	牧田川下流	池辺	C (5)	0/12	○	1.4	0/12 ○ 1.4
	杭瀬川	高瀬橋	A (2)	0/12	○	1.2	1/12 ○ 1.3
	相川	綾里	B (3)	0/12	○	1.6	0/12 ○ 1.3
	水門川	二水橋	C (5)	0/12	○	3.7	1/12 ○ 3.1
	津屋川	福岡大橋	B (3)	4/12	×	3.1	2/12 ○ 2.1

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-4 指斐川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

○ 庄内川（土岐川）水域（表2-4-14、図2-4-5）

・本川

上流はA類型、中流はB類型の水域類型を指定しているが、両水域はともに環境基準を達成した。

県境付近の天ヶ橋地点においても、1.3mg/Lと良好な水質を保持している。

・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

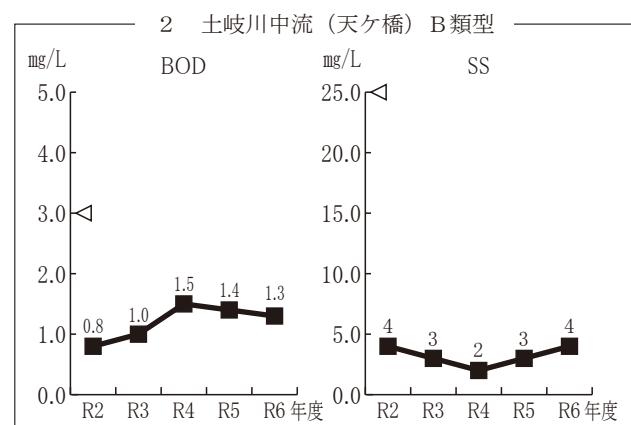
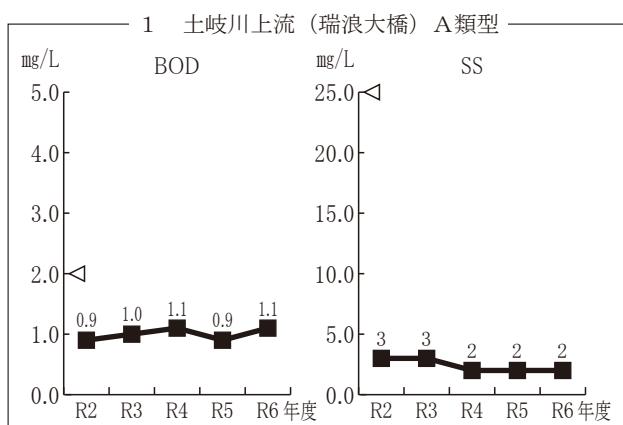
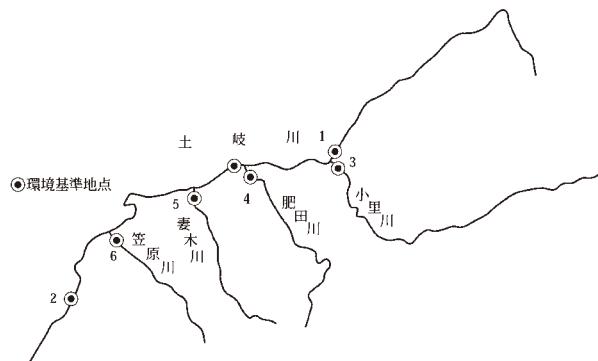
表2-4-14 庄内川（土岐川）水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
			75%評価	75%値	75%評価	75%値
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	土岐川上流	瑞浪大橋	A (2)	0/12	○	0.9
	土岐川中流	三共橋	B (3)	0/12	○	1
		天ヶ橋	B (3)	0/12	○	1.4
支川	小里川	はら子橋	B (3)	0/12	○	0.8
	肥田川	肥田橋	B (3)	0/12	○	0.9
	妻木川	御幸橋	B (3)	0/12	○	1.0
	笠原川	桜橋	A (2)	1/12	○	0.8

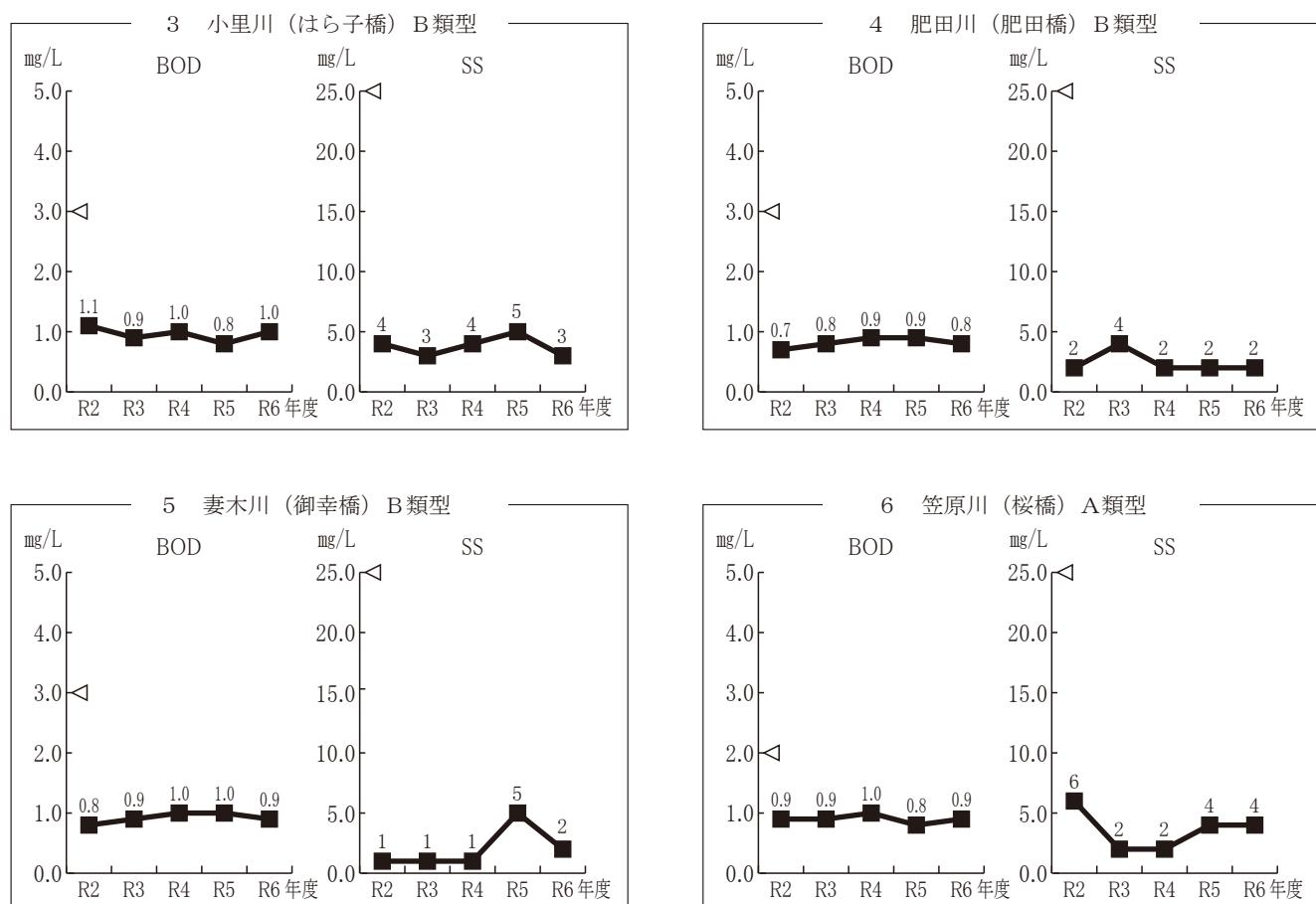
備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-5 庄内川（土岐川）水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策



備考) 1 県環境管理課調べ

2 ◇は環境基準値を示す。

○ 矢作川水域 (表2-4-15、図2-4-6)

- 本川

県内区間はAA類型に指定している。最上流部では0.5mg/Lと環境基準を達成した。

- 支川

すべての水域で環境基準を達成した。

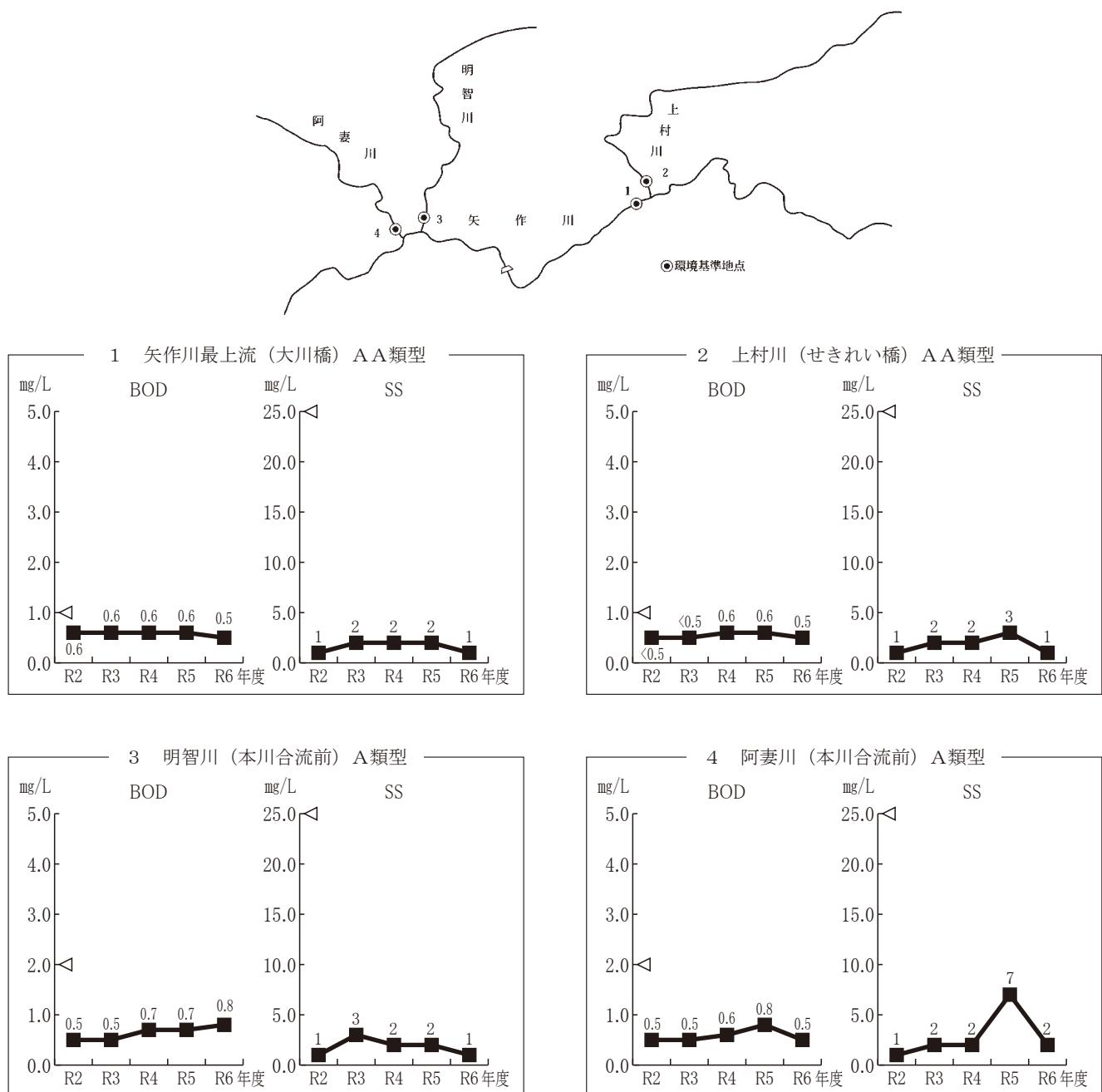
表2-4-15 矢作川水域の環境基準 (BOD) の達成状況

水域名		測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
				75%評価		75%値	
				X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	矢作川最上流	大川橋	AA (1)	2/12	○	0.6	0/12
	上村川	せきれい橋	AA (1)	2/12	○	0.6	0/12
	明智川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.7	0/12
支川	阿妻川	本川合流前	A (2)	0/12	○	0.8	0/12

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-6 矢作川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

○ 神通川（宮川）水域（表2-4-16、図2-4-7）

- ・本川

上流はAA類型、下流はA類型の水域類型を指定しているが、両水域は、ともに環境基準を達成した。

- ・支川

すべての水域で環境基準を達成した。

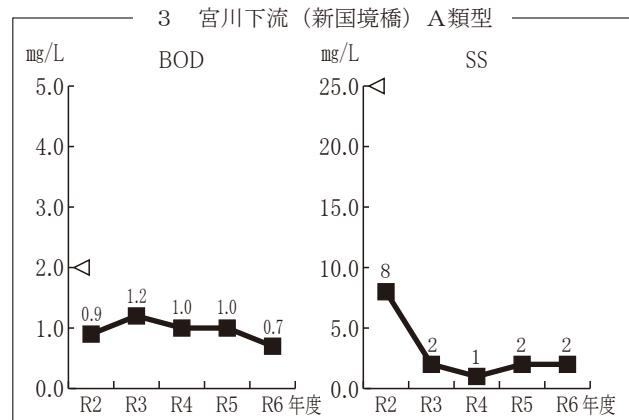
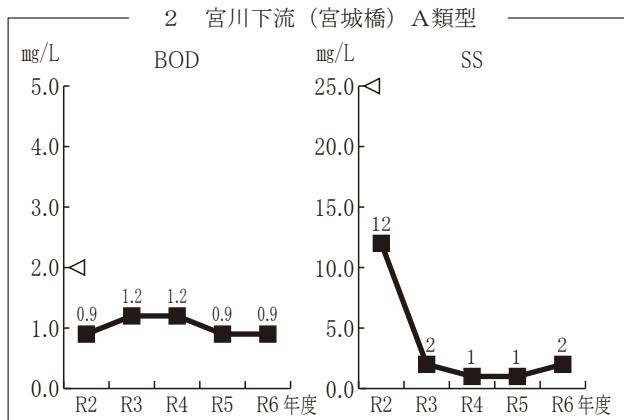
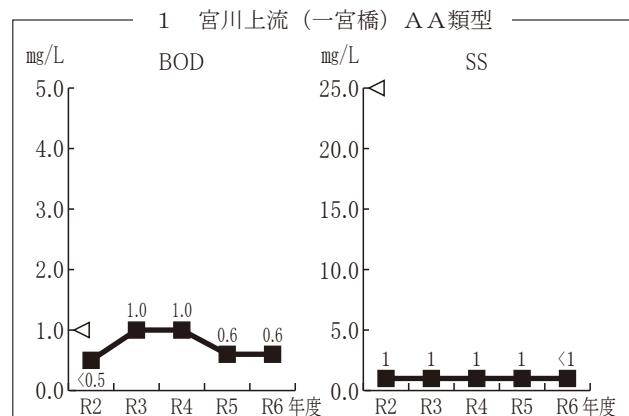
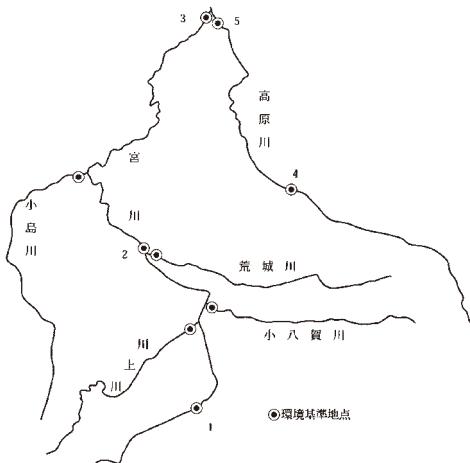
表2-4-16 神通川(宮川)水域の環境基準(BOD)の達成状況

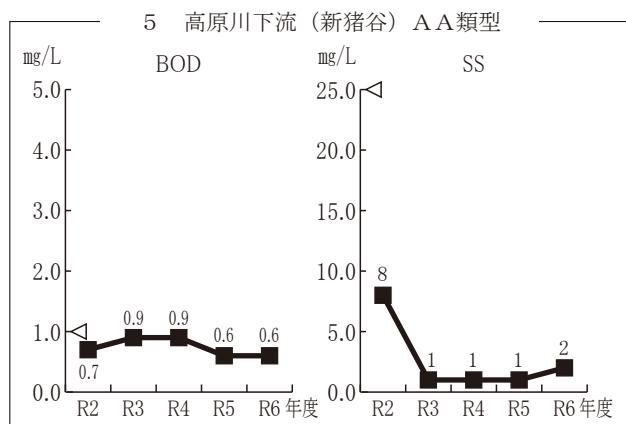
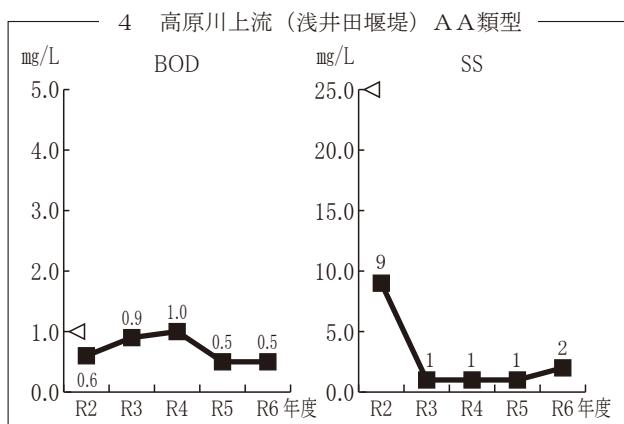
水域名		測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
				75%評価		75%値	
				X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	宮川上流	一宮橋	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12
	宮川下流	宮城橋	A (2)	0/12	○	0.9	0/12
		新国境橋	A (2)	0/12	○	1.0	0/12
支川	高原川上流	浅井田堰堤	AA (1)	0/12	○	0.5	0/12
	高原川下流	新猪谷	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12
	川上川	宮川合流前	A (2)	0/6	○	1.0	0/6
	小八賀川	宮川合流前	AA (1)	0/12	○	0.6	0/12
	荒城川	宮川合流前	A (2)	0/12	○	0.8	0/12
	小鳥川	宮川合流前	A (2)	0/6	○	0.7	0/6

備考) 1 県環境管理課調べ

2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-7 神通川(宮川)水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化





備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

○ 庄川水域（表2-4-17、図2-4-8）

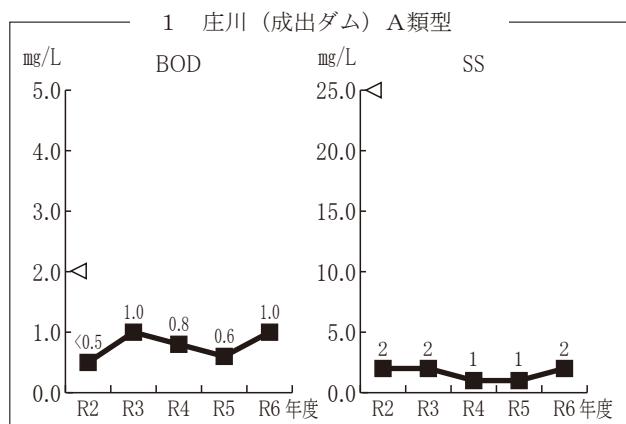
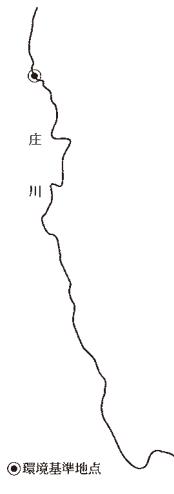
A類型の水域類型を指定しているが、1.0mg/Lと環境基準を達成した。

表2-4-17 庄川水域の環境基準（BOD）の達成状況

水域名	測定地点名	類型 (基準値) (mg/L)	令和5年度		令和6年度	
			75%評価		75%値	
			X/Y	達成状況	(mg/L)	X/Y
本川	庄川	成出ダム	A (2)	0/6	○	0.6
						0/6
						1.0

備考) 1 県環境管理課調べ
2 X/Yは総測定日数に対する環境基準に適合しない日数を示す。

図2-4-8 庄川水域の主要河川におけるBOD及びSSの経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ
2 ◇は環境基準値を示す。

(3) 汚水処理施設整備の促進<下水道課>

地域の環境や河川の水質を保全する上で、生活排水をはじめとする汚水をきれいに（浄化）するための汚水処理施設を整備することは、非常に重要である。

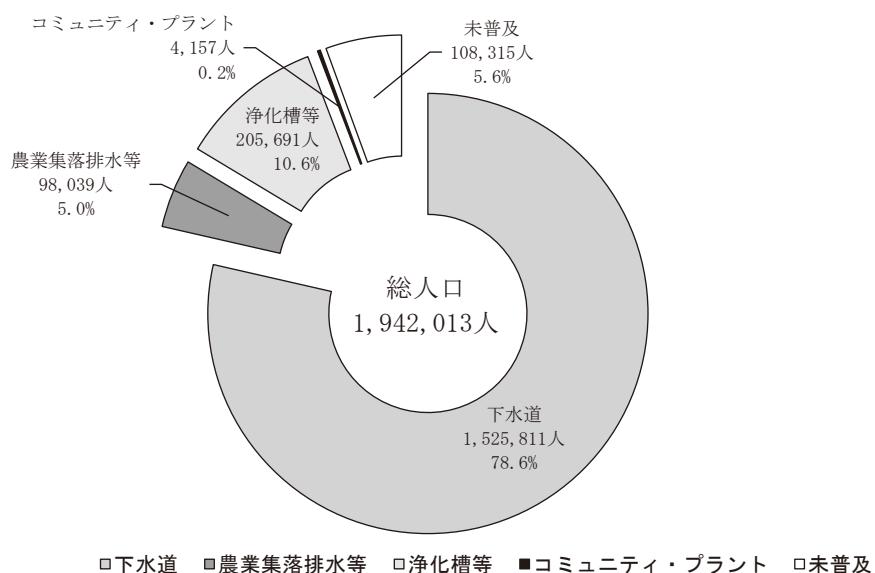
汚水処理施設には、下水道や農業集落排水施設といった集合処理施設と、浄化槽による個別処理施設があるが、これらはそれぞれ異なる特性を有していることから、それらを踏まえつつ、効率的な整備を行っていく必要がある。

このため、効率的な整備手法を示す計画として市町村との協力のもと策定した「岐阜県汚水処理施設整備構想」に基づき、汚水処理施設の整備を進めている。

なお、今後も、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、集合処理と個別処理区域の適切な見直しを行いつつ、汚水処理施設の整備を促進する。

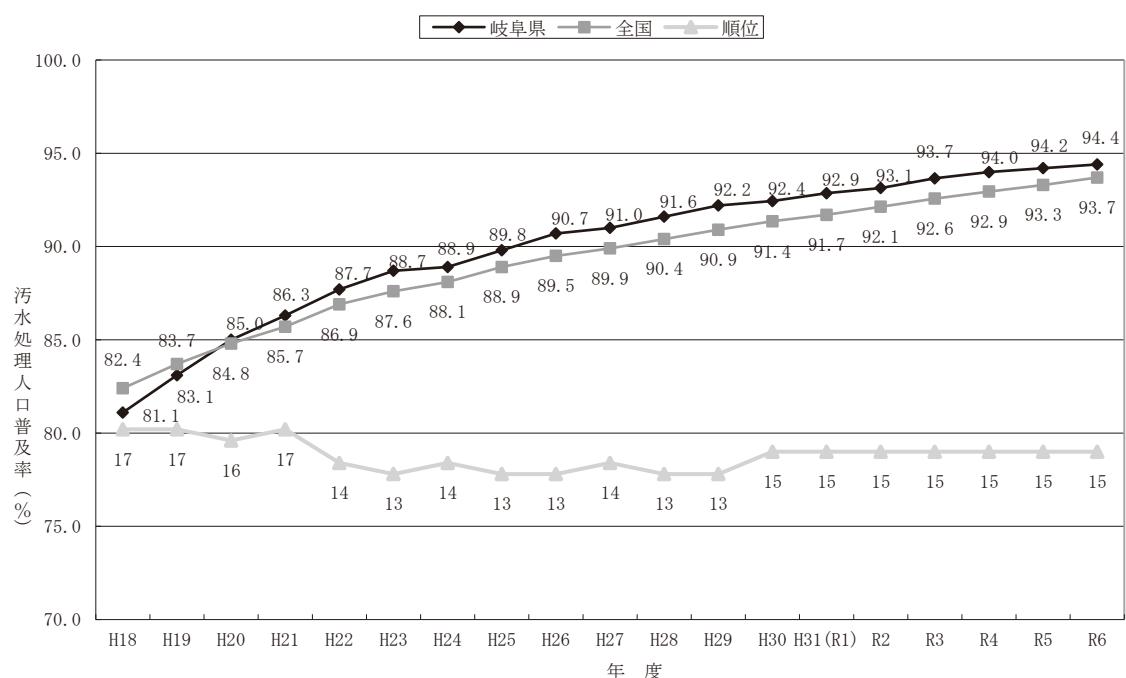
図2-4-9 県内汚水処理人口

(令和6年度)



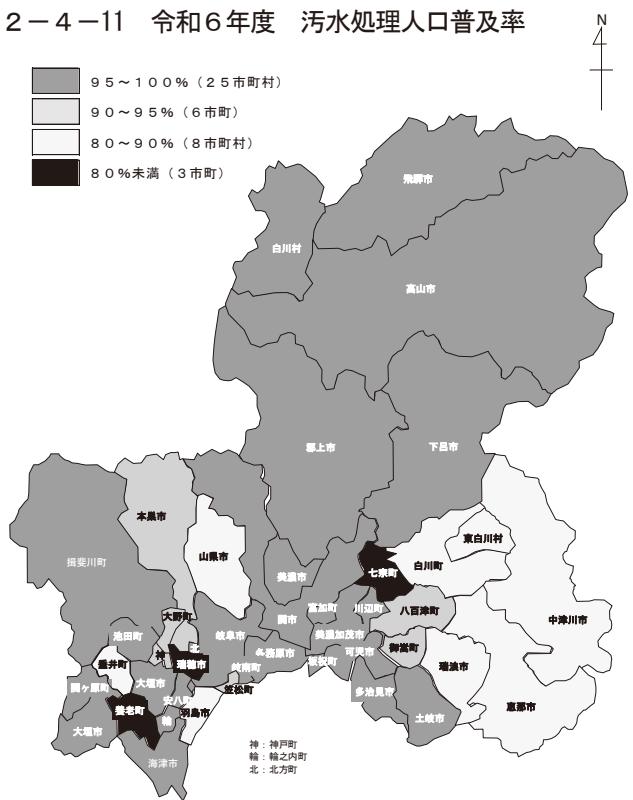
備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-10 全国と岐阜県の汚水処理人口普及率の推移



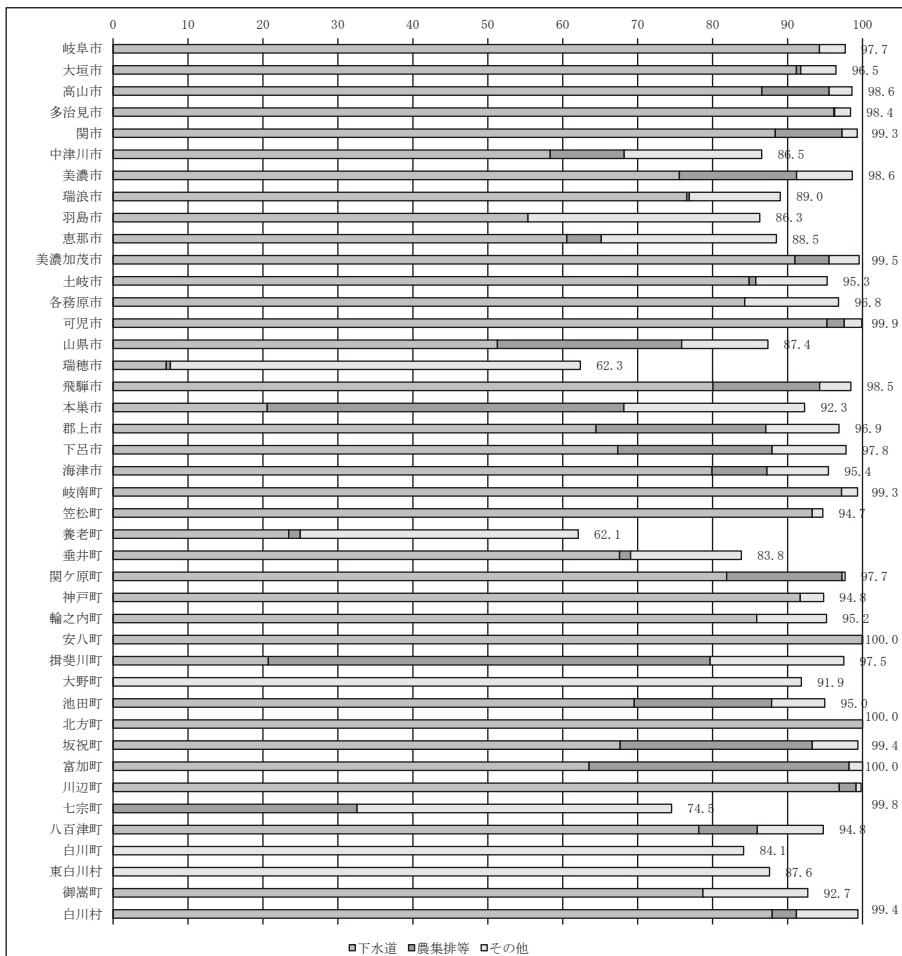
備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-11 令和6年度 汚水処理人口普及率



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

図2-4-12 令和6年度 市町村別事業別汚水処理人口普及率



備考) 国公表値をもとに県下水道課作成

(4) 水質汚濁による被害<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁は、河川を水源としている水道用水や農業用水又は水産等に少なからず影響を与える。令和6年度の魚類へい死事故及び重油等流出事故の発生件数は、それぞれ26件及び106件、計132件であった(表2-4-18)。

なお、公共用水域における水質汚濁事故の対応は、被害等の拡大防止のために適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により点検整備等の注意を促している。

表2-4-18 魚類へい死及び油流出等事故発生状況

年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区 分				
魚類 へい死	工 業 排 水(件)	1(0)	0(0)	2(0)
	そ の 他(件)	10(7)	11(2)	24(8)
	計 (件)	11(7)	11(2)	26(8)
油 流 出 等	工 場 (件)	14(3)	30(0)	34(5)
	そ の 他(件)	34(24)	38(25)	72(21)
	計 (件)	48(27)	68(25)	106(26)

備考) 1 県環境管理課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。

(5) 水質汚濁の発生源の状況<環境管理課>

ア 特定事業場の概要

人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を有する工場・事業場(以下「特定事業場」という。)については、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」により規制を行っている。

「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場の数は、法施行当初の昭和46年度末では2,769件であったが、昭和47年に畜産、昭和49年に試験研究機関及び旅館、昭和51年に中央卸売市場及び浄水場、昭和54年に病院及び一般廃棄物焼却場、昭和56年に冷凍調理食品製造業等8業種、昭和57年に地方卸売市場、昭和63年に飲食店等5業種、平成3年度にトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設及び蒸留施設並びに201人以上500人以下のし尿浄化槽、平成10年度に廃P C Bの焼却施設等、平成11年度にジクロロメタンによる洗浄施設及び蒸留施設、平成24年度に1,4-ジオキサンによる界面活性剤製造業の反応施設等がそれぞれ追加指定され、令和6年度末では、8,117件(昭和46年度比約3倍)となっている。

これらの特定事業場の排出水のうち、シアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質については、排出水量にかかわらずすべての特定事業場に規制が適用されている。また、BOD、SS等の生活環境項目については、「水質汚濁防止法」に基づき1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、さらに県では、河川における環境基準の達成・維持を図るために、一般排水基準よりも厳しい基準や、業種によっては1日当たりの排水量が50m³未満の特定事業場にも基準を適用する上乗せ排水基準(県が条例で定める排水基準)を定めている。

なお、令和6年度末における排水基準が適用される特定事業場の数は、906件である。

また、「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、7業種を対象として規制しており、令和6年度末の特定事業場の数は、3,255件あり、このうち排水基準が適用される特定事業の場数は56件となっている。

イ 業種又は施設別の特定事業場の状況

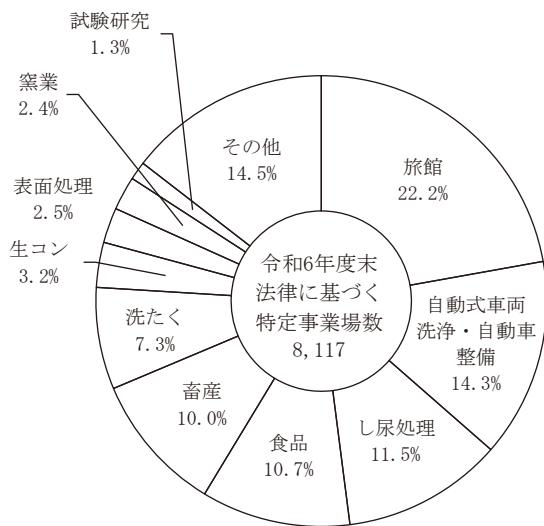
「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場を業種又は施設別にみると、旅館が最も多く、自動式車両洗浄・自動車整備、し尿処理、食品の順で、全体の半数を占めている(図2-4-13)。

「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場は、自動車整備・給油所、畜産で全体の約9割を占めている(図2-4-14)。

これらの特定事業場のうち生活環境項目の排水基準が適用されているものを業種又は施設別にみると、「水質

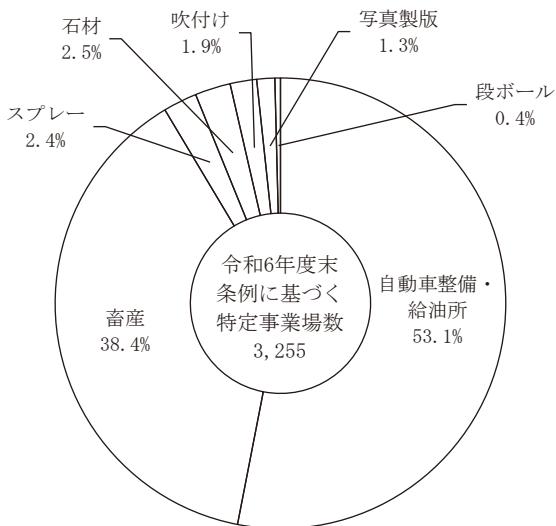
「汚濁防止法」に基づくものでは、し尿処理、旅館、下水道が多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものでは、石材切截が最も多い(図2-4-15、図2-4-16)。

図2-4-13 法律に基づく特定事業場の業種別内訳



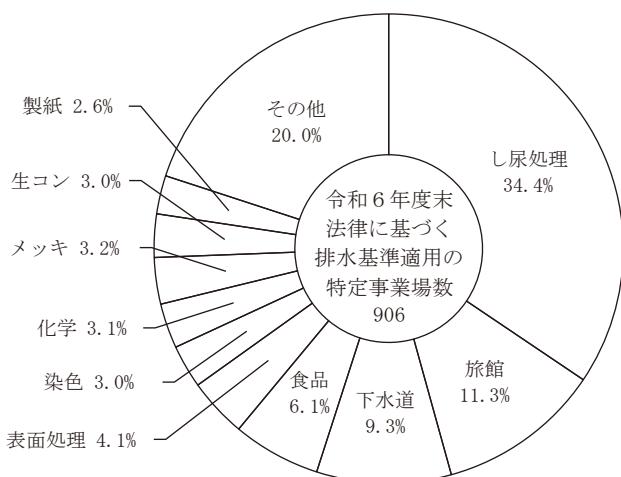
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-14 条例に基づく特定事業場の業種別内訳



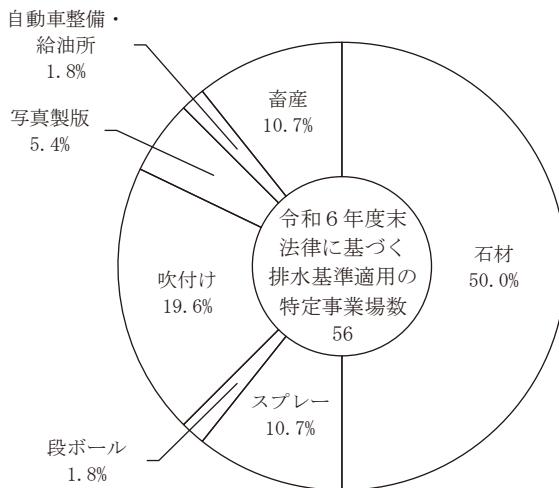
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-15 法律に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-16 条例に基づく排水基準適用特定事業場の業種別内訳



備考) 県環境管理課調べ

ウ 水域別の特定事業場の状況

県の特定事業場の数(「水質汚濁防止法」に基づくもの8,117件、「岐阜県公害防止条例」に基づくもの3,255件、計11,372件)を水域別にみると、長良川水域31.8%、木曽川水域26.5%、揖斐川水域16.3%の順で多く、この3水域に約74.6%が集中しており、以下、神通川(宮川)水域、庄内川(土岐川)水域、庄川水域、矢作川水域、九頭竜川水域の順となっている(資料28)。

○木曽川水域

製紙・パルプ、金属製造業の特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、旅館、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○長良川水域

中流部の製紙(古紙再生)、電気めつき、岐阜市及びその周辺の製紙(古紙再生)、繊維(染色)、電気めつ

き等の地場産業に係る特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、自動式車両洗浄・自動車整備、旅館、し尿処理の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、畜産でほとんどを占めている。

○揖斐川水域

大垣市及びその周辺部の化学、繊維（染色）、電気めっき等特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、し尿処理、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順に多く、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは自動車整備・給油所、畜産が多くを占めているが、他の水域に比べて石材切截が集中している。

○庄内川（土岐川）水域

窯業関連特定事業場からの汚濁負荷が大きい。

特定事業場数では、「水質汚濁防止法」に基づくものは、窯業が約23.7%を占めて最も多く、以下、自動式車両洗浄・自動車整備、食品の順となっている。

なお、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、自動車整備・給油所、スプレー式施釉の順に多い。

また、支川の小里川上流に寒天製造業が立地しているのも特徴的である。

○矢作川水域

特定事業場は、他の水域より比較的少なく、支川の明智川、阿妻川流域に窯業関連工場がある。

○神通川（宮川）流域

高山市を中心として観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場は、旅館がほぼ半数を占めており、「岐阜県公害防止条例」に基づくものは、畜産、自動車整備・給油所でほとんどを占めている。

○庄川水域

白川郷、御母衣ダム等の観光地を有していることから、「水質汚濁防止法」に基づく事業場は、旅館がほとんどである。

○九頭竜川水域

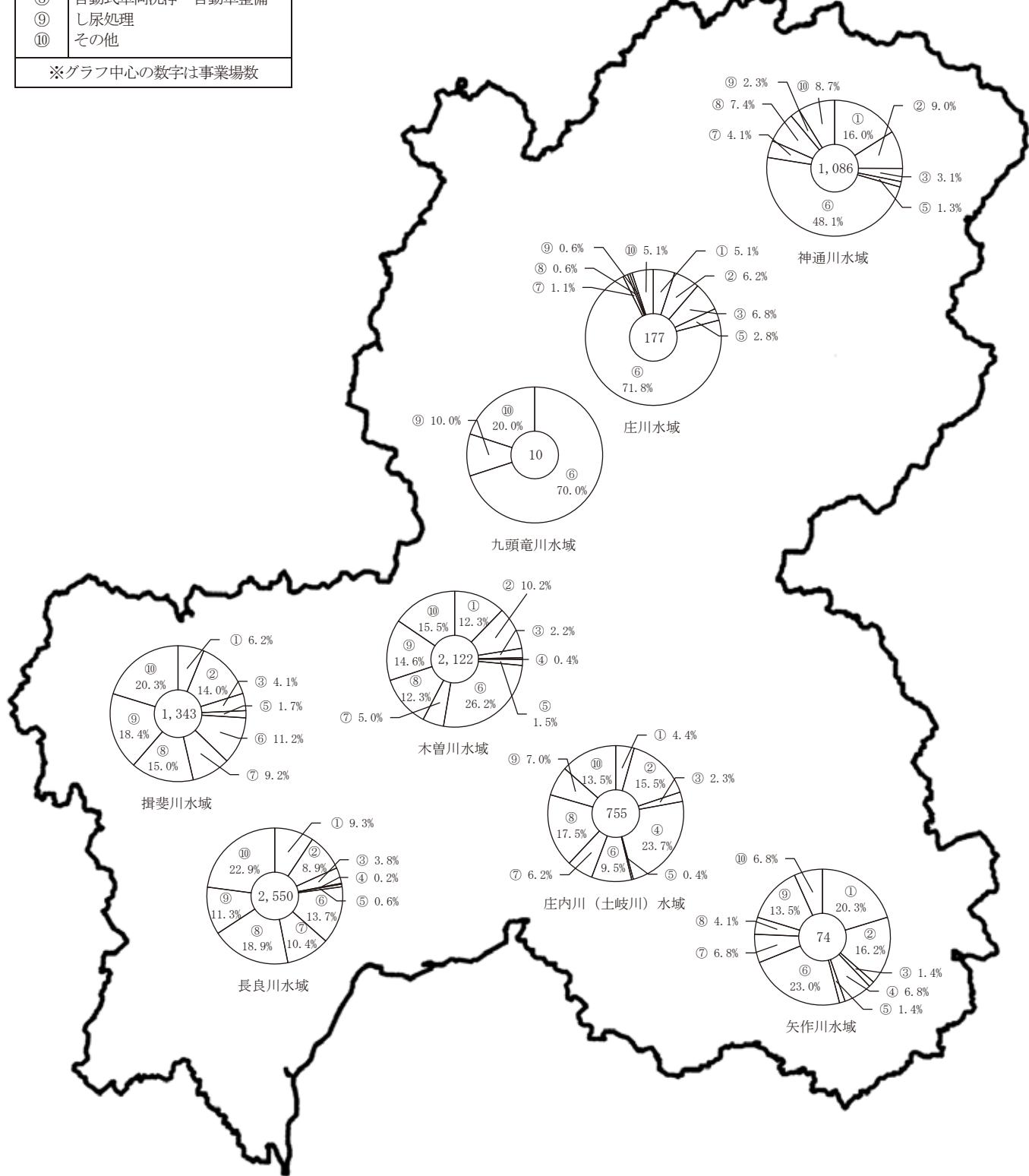
郡上市白鳥町石徹白地区に、「水質汚濁防止法」に基づく事業場として、旅館がある。

図2-4-17 水域別特定事業場の状況（水質汚濁防止法に基づくもの）

(令和7年3月現在)

凡　例	
番号	業　種
①	畜産
②	食品
③	生コン
④	窯業
⑤	碎石・砂利
⑥	旅館
⑦	洗たく
⑧	自動式車両洗浄・自動車整備
⑨	し尿処理
⑩	その他

※グラフ中心の数字は事業場数



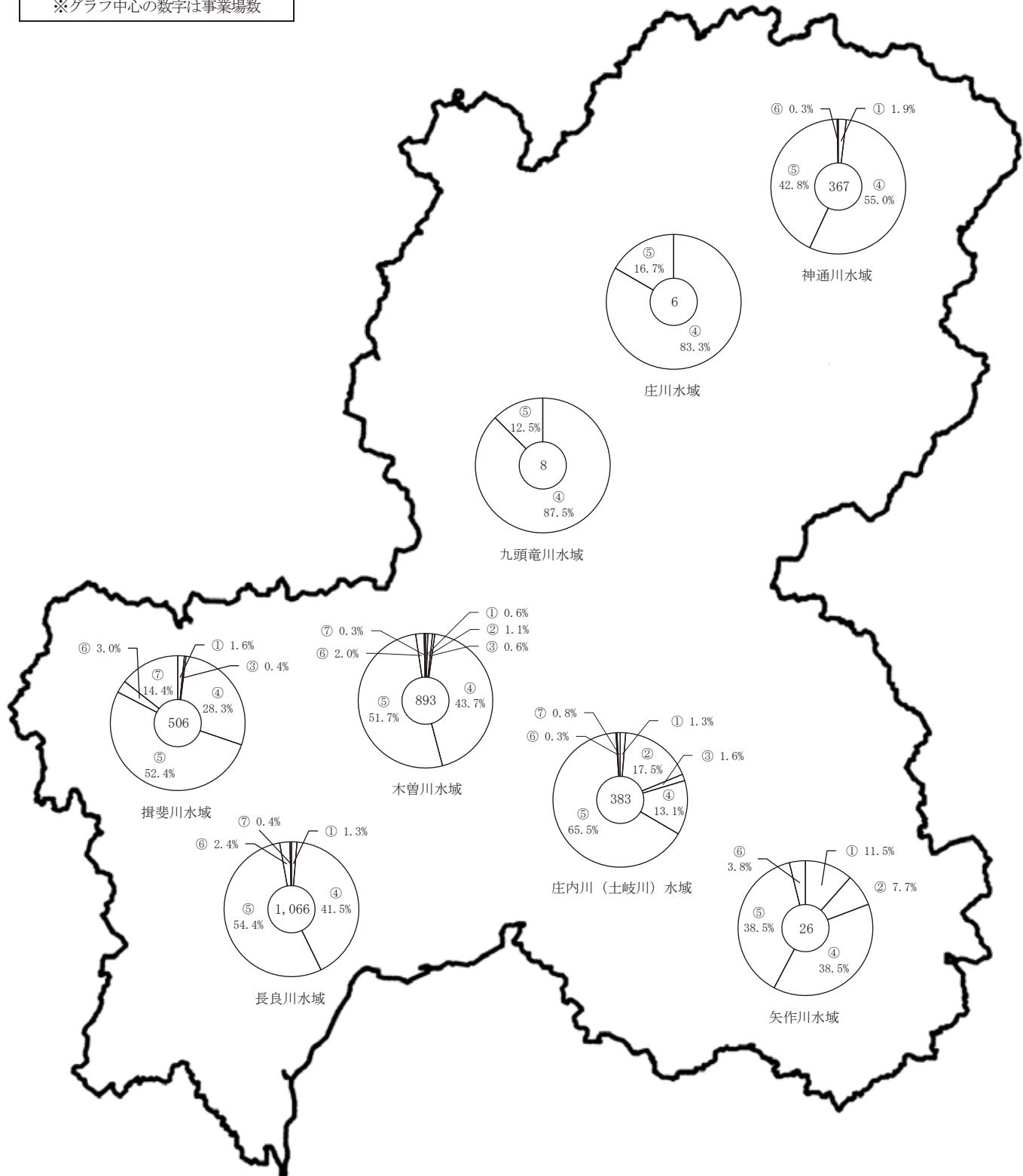
備考) 県環境管理課調べ

図2-4-18 水域別特定事業場の状況（岐阜県公害防止条例に基づくもの）

(令和7年3月現在)

凡　例	
番号	業　種
①	写真製版
②	スプレー式施釉
③	ダンボールのり付け
④	畜産
⑤	自動車整備・給油所
⑥	吹き付け塗装
⑦	石材切截

※グラフ中心の数字は事業場数



備考) 県環境管理課調べ

(6) 法令等による規制及び指導

ア 濃度規制<環境管理課>

公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき特定施設に対し排水規制を行っている。

「水質汚濁防止法」では、人の健康に有害なシアン化合物、六価クロム化合物等の有害物質について、平成6年にジクロロメタン等13物質、平成13年にはほう素等3物質、平成24年に1,4-ジオキサンが追加指定され、28項目になり排出水の多少を問わず、すべての特定事業場に排水基準が適用されている。また、pH、BOD等15項目の生活環境項目については、1日当たりの排水量が50m³以上の特定事業場に排水基準を適用している。さらに、この一律排水基準によっても、十分に水質の汚濁防止を図ることができない水域もあるため、条例で一律排水基準よりも厳しい、いわゆる上乗せ排水基準を設定し、水質汚濁に係る環境基準の水域類型を指定している木曽川水域等7水域に適用している。さらに、「岐阜県公害防止条例」により、法律に定められていない7業種を指定し、規制の強化を行っている。また、水質総量規制制度については、指定地域内の1日当たり排水量が50m³以上のすべての特定事業場に対して、総量規制基準の遵守義務及び汚濁負荷量の測定義務を課している。

一方、法令による規制措置と並んで、一定規模以上の排水施設を設置する場合の事前協議及び公害防止協定も水質保全上重要な役割を果たしており、法律や条例による規制より厳しい協定値の適用、土地利用計画への対応、被害補償、報告・調査への協力義務などを主な内容としている。

イ 水質総量規制<環境管理課>

水質総量規制制度は、水質汚濁防止法等に基づき、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海）の水質改善を図るため、昭和54年以来8次にわたり、化学的酸素要求量（COD）を対象に、また、第5次総量規制からは窒素及びりんを新たな対象項目に加えて実施されており、県は、伊勢湾に流入する40市町村の区域について総量削減計画を策定し、削減目標量の達成に努めてきた。

第8次総量削減計画に基づく本県の発生源別の令和元年度の実績は、表2-4-19のとおりであり、りん含有量以外について令和元年度削減目標を達成した。

また、令和4年10月には令和6年度を目標年度とする第9次総量削減計画を策定した。

表2-4-19 発生源別削減目標量と令和元年度実績

区分	化学的酸素要求量(COD)(トン/日)			窒素含有量(トン/日)			りん含有量(トン/日)		
	令和6年度削減目標	(参考)	(参考)	令和6年度削減目標	(参考)	(参考)	令和6年度削減目標	(参考)	(参考)
令和元年度実績	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標	令和元年度実績	令和元年度削減目標	令和元年度削減目標
生活排水	11	13	12	7	7	7	0.7	0.8	0.7
産業排水	16	16	16	3	3	3	0.4	0.5	0.4
その他	6	5	6	19	19	19	0.7	0.6	0.7
合計	33	34	34	29	29	29	1.8	1.9	1.8

備考) 県環境管理課調べ

ウ 発生源監視指導等<環境管理課>

水質汚濁を未然に防止し、県民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図るために、「水質汚濁防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく特定事業場の監視指導を実施することが必要である。

このため、令和6年度は、届出事項の確認、特定施設及び排水処理施設の維持管理状況、排水基準の遵守状況について678件（内岐阜市101件）の立入検査を実施し、排水基準を超える又はそのおそれのある特定事業場に対し、表2-4-20のとおり6件（内岐阜市3件）の行政処分等を行った。

表2-4-20 特定事業場に対する行政処分状況

(令和6年度)

		行政処分等				
		一時停止命令(件)	改善命令(件)	改善勧告(件)	注意(件)	計(件)
水質汚濁防止法	畜産					
	食品				1(0)	1(0)
	染色・染毛				1(0)	1(0)
	製紙					
	出版・印刷					
	化学					
	生コン					
	窯業					
	碎石・砂利					
	機械・金属・鉄鋼				1(0)	1(0)
	表面処理					
	電気めつき				1(1)	1(1)
	旅館					
	洗たく					
	自動式車両洗浄施設					
	し尿処理					
	下水道					
県公害防止条例	試験研究					
	その他				2(2)	2(2)
	小計				6(3)	6(3)
	写真製版					
	スプレー式施釉					
	段ボールのり付け					
	畜産					
備考) 1 県環境管理課調べ						
2 ()内は岐阜市(中核市)分を内数で示す。						

工 農薬の適正な使用及び保管<農産園芸課>

「農薬取締法」及び「岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則」等に基づき、県内29のゴルフ場について立入検査を行い、農薬使用状況を把握するとともに、農薬の適正な使用及び保管について指導した。

その他、農薬使用者の資質向上と農薬の適正使用を推進するため、農薬管理指導士養成研修を実施し、新たに72名の農薬管理指導士を認定した。

才 生活排水対策(ブルーリバーアクション)<環境管理課>**○ ブルーリバーアクションの推進**

生活排水対策を「ブルーリバーアクション」と名付けて、「調理くずの流出防止」、「使用済み食用油の回収」、「洗剤の適量使用」など、家庭排水の浄化に関する啓発活動、実践活動及び関連事業を展開している。

○ 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっている。「水質汚濁防止法」では、生活排水対策に関する国、地方自治体及び国民の責務が明確化されており、知事は、水質の環境基準が確保されていない水域等生活排水対策の実施が特に必要である地域について、水質の維持・改善を図るため生活排水対策重点地域と

して指定することとされている。

このため本県では、生活排水対策重点地域としてこれまでに表2-4-21のとおり29市町村を指定しており、生活排水対策推進市町村では、生活排水対策推進計画を策定し、下水道等の処理施設の整備事業及び浄化資材の普及等、生活排水対策の普及啓発事業を計画的に実施している。

表2-4-21 生活排水対策重点地域の指定状況

指定年日	生活排水対策重点地域	
	指定流域	指定市町村(令和7年3月末現在)
H3. 9. 3	長良川上流域 及び和良川流域	郡上市(旧八幡町・大和町・白鳥町・高鷲村・美並村・明宝村・和良村)(1市)
H4. 3. 31	長良川中流域 及び加茂川流域	関市(旧関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村)、美濃市、山県市(旧高富町・伊自良村・美山町)、坂祝町・富加町、美濃加茂市(6市町)
H5. 1. 12	長良川下流域 及び新境川流域	岐阜市(旧岐阜市・柳津町)、羽島市、各務原市、瑞穂市(旧穂積町・巣南町)、本巣市(旧本巣町・真正町・糸貫町)、岐南町・笠松町・安八町・北方町(9市町)
H6. 3. 1	可児川流域	多治見市、可児市、御嵩町(3市町)
H7. 3. 28	杭瀬川流域	大垣市、神戸町、池田町(3市町)
H12. 3. 31	白川流域	白川町、東白川村、中津川市(旧加子母村)(3市町村)
	牧田川流域	養老町、大垣市(旧上石津町)、関ヶ原町(3市町)
H13. 3. 30	馬瀬川流域	高山市(旧清見村)、下呂市(旧金山町・馬瀬村)(2市)
		29市町村

備考) 県環境管理課調べ

力 下水道の整備<下水道課>

本県では、昭和9年に岐阜市が下水道事業に着手し、全国で5番目に処理を開始したことに始まり、都市部では昭和30年代から40年代にかけて順次事業に着手し、その後、整備が遅れていた地方部でも、トイレの水洗化のための施設整備を求める県民からの強い要望により平成初期から10年代にかけて急速に施設整備が行われた。令和6年度末の下水道処理人口普及率は78.6%となっている。なお、今後は人口減少等を踏まえ下水道区域の適切な見直し(浄化槽区域への見直し)を行いつつ、下水道整備を促進する。

○ 流域別下水道整備総合計画

流域別下水道整備総合計画(以下「流総計画」という。)は、「下水道法第2条の2」の規定に基づく公共用水域の水質環境基準を達成・維持するための下水道整備に関する基本計画であり、流域別に下水道の根幹的な施設計画・事業実施順位等、下水道整備の基本方針等を定めるものである。

本県では、木曽川・長良川流域及び庄内川流域において流総計画を策定済みであったが、上位計画である伊勢湾流総計画が令和5年2月に見直しされたことを受け、木曽川・長良川流域、庄内川流域及び揖斐川流域において流総計画を新たに策定し、令和5年度に国土交通大臣の同意を得た。また、神通川流域における流総計画については、平成27年度に国土交通大臣の同意を得た。

○ 流域下水道

本県唯一の流域下水道である木曽川右岸流域下水道は、木曽川及び長良川流域の広域的な下水道整備を合理的に進めるため、岐阜市等4市6町(令和7年3月31日現在)を対象とする区域の流域関連公共下水道から排出する汚水を処理すべく、県が整備を推進しているものである。全体計画の主な内容については以下のとおりである。

計画の規模 計画処理区域面積 16,643ha

計画処理人口 433,900人

計画処理能力 228,000m³/日

排除方式 分流式(汚水のみ)

処理方式 (標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法、ステップ流入式多段硝化脱窒法)+急速砂ろ過

木曽川右岸流域下水道は、昭和52年2月に事業認可を受けて以来その整備が進められており、平成3年4月には一部地域の処理を開始した。なお平成8年度末で幹線管渠が全線完成し、令和6年度末には約12,000haで約38万人分の処理を行っている。

○ 公共下水道

本県の公共下水道は、岐阜市が全国で5番目の都市として昭和12年に処理を開始したことにより始まり、現在、処理を開始しているのは、表2-4-22のとおり42市町村中38市町村である。

令和6年度末の下水道処理人口普及率（公共下水道の処理区域内人口の住民基本台帳人口に対する割合）は78.6%となっている。

表2-4-22 下水道処理人口普及率

(令和7年3月末現在)

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率(%) (B)／(A)
岐 阜 市	397.7	374.8	94.3
大 垣 市	156.5	142.7	91.2
高 山 市	81.8	70.8	86.6
多 治 見 市	104.4	100.4	96.2
関 市	83.5	73.8	88.4
中 津 川 市	73.0	42.6	58.3
美 濃 市	18.8	14.2	75.6
瑞 浪 市	35.0	26.8	76.6
羽 島 市	66.2	36.7	55.4
恵 那 市	45.7	27.7	60.5
美濃加茂市	57.5	52.3	91.0
土 岐 市	53.9	45.8	84.9
各 務 原 市	143.9	121.3	84.3
可 児 市	99.4	94.7	95.3
山 縣 市	24.6	12.6	51.3
瑞 穂 市	56.2	4.0	7.1
飛 駆 市	21.5	17.2	80.1
本 巣 市	32.7	6.7	20.6
郡 上 市	37.3	24.1	64.5
下 呂 市	28.6	19.3	67.3
海 津 市	31.3	25.0	79.9

市町村名	行政区域人口 (千人)(A)	処理区域人口 (千人)(B)	普及率(%) (B)／(A)
岐 南 町	26.4	25.7	97.2
笠 松 町	21.8	20.4	93.3
養 老 町	25.8	6.0	23.4
垂 井 町	25.6	17.3	67.6
関 ケ 原 町	6.1	5.0	81.9
神 戸 町	18.1	16.6	91.7
輪 之 内 町	9.0	7.8	85.9
安 八 町	14.4	14.4	100.0
揖 斐 川 町	18.5	3.8	20.7
大 野 町	21.4	-	-
池 田 町	22.3	15.5	69.6
北 方 町	18.5	18.5	100.0
坂 祝 町	8.2	5.6	67.7
富 加 町	5.9	3.7	63.5
川 辺 町	9.7	9.4	96.9
七 宗 町	3.1	-	-
八 百 津 町	9.8	7.7	78.1
白 川 町	6.8	-	-
東 白 川 村	2.0	-	-
御 嵩 町	17.5	13.7	78.7
白 川 村	1.5	1.3	88.0
岐 阜 県 計	1,942.0	1,525.8	78.6

備考) 県下水道課調べ

キ 農業集落排水施設の整備促進<農地整備課>

農村地域の農業用排水路の水質保全、農村環境の改善を図るため、平成29年度までに28市町で農業集落排水処理施設の整備を終えた。

ク 処理槽設置の促進<廃棄物対策課>

生活排水対策の一環として、処理槽の設置について補助制度により普及促進を図った。助成状況は表2-4-23のとおりである。なお、県費補助制度は、平成元年に創設し、平成5年度に補助対象を10人槽から50人槽に拡大し、平成18年度には単独処理処理槽から合併処理処理槽への転換を促進するため、単独処理処理槽の撤去費を補助対象とするなど、処理槽の普及促進を図っている。

さらに、平成30年度からさらなる汚水処理施設の普及を図るため、市町村が主体となって合併処理処理槽を整備する事業を補助の対象としている。

また、処理槽の適正な維持管理を図るため、処理槽管理者に対し保守点検、清掃及び法定検査のいわゆる「3

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

「つの義務」の励行について周知徹底を図っている。平成14年度には浄化槽適正維持管理システムを導入し、法定検査受検率の向上に取り組んでいる。法定検査(浄化槽法第11条)の実施状況は、表2-4-24のとおりである。

浄化槽の設置状況は、図2-4-19のとおりである。浄化槽の清掃によって引き抜かれた汚泥は、し尿処理施設で衛生的に処理されている。

表2-4-23 岐阜県浄化槽設置整備事業助成状況

(令和6年度)

県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	汲取撤去	宅内配管	県事務所等	設置主体	設置基数	単独撤去	汲取撤去	宅内配管
	岐 阜 市	40	11		13	中濃	※ 郡 上 市	19			
岐 阜	羽 島 市	57				可 茂	美濃加茂市	14	1	1	2
	各 務 原 市	43	1	4	5		可 児 市	5			
	山 県 市	10					坂 祝 町	8			
	瑞 穂 市	164	9	1	14		富 加 町	0			
	本 巢 市	63	5	1	7		川 辺 町	0			
	北 方 町	0					七 宗 町	2			
西 濃	大 垣 市	22	2		4		八 百 津 町	1			
	海 津 市	3					白 川 町	10	5	6	9
	養 老 町	54	11				東 白 川 村	2	1		1
	垂 井 町	10					御 嵩 町	1			
	関 ケ 原 町	0				東 濃	多 治 見 市	2			
	神 戸 町	0					瑞 浪 市	4		1	2
	輪 之 内 町	1					土 岐 市	15			
	安 八 町	0				恵 那	中 津 川 市	58		22	25
	揖 斐 川 町	0					恵 那 市	52	3	20	29
揖 斐	※揖斐川町	4				飛 駒	高 山 市	13			
	大 野 町	175	140	2	147		飛 駒 市	0			
	池 田 町	6					下 呂 市	9		2	6
	閔 市	3				合 計		874	190	60	264
中 濃	美 濃 市	4	1								

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 ※は公共浄化槽等整備推進事業、他は浄化槽設置整備事業

3 単独撤去、汲取撤去、宅内配管は設置基数の内数

表2-4-24 法定検査(11条)実施状況

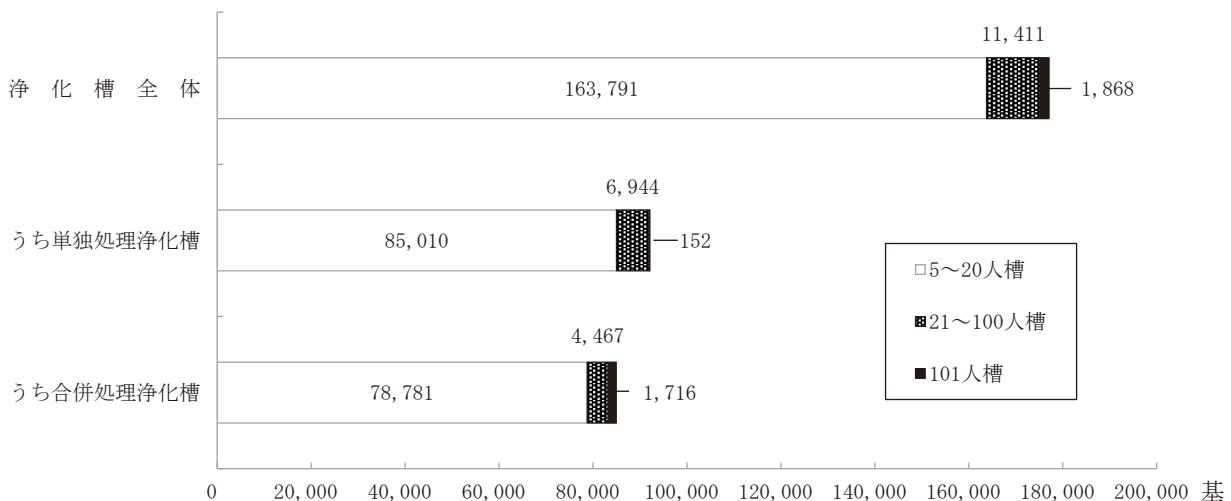
(令和5年度)

人 槽 別	5~10	11~50	51~500	501~	合 計
検査対象基数 (基)	142,747	14,088	3,257	294	160,386
検査実施数 (基)	138,209	13,242	3,095	285	154,831
検査実施率 (%)	96.82	93.99	95.03	96.94	96.54
検査結果	適 正	131,977	11,689	2,481	146,388
	不適正	6,232	1,553	614	8,443

備考) 県廃棄物対策課調べ

図2-4-19 淨化槽の設置状況

(令和6年3月末現在)



備考) 県廃棄物対策課調べ

(7) 河川環境保全意識の向上促進<河川課>

不法投棄防止に係る啓発看板の設置やチラシ等の配布を行い、河川環境保全の啓発を行っている。

また「清流の国ぎふリバーサポーター事業」により、自治会やボランティア団体等が行う河川敷の除草、清掃等の活動を支援し、河川環境保全意識の向上に努めている。

2 地下水の保全**(1) 地下水保全の総合対策<環境管理課>**

地下水に関しては、水質汚染やその過剰揚水による地盤沈下、湧水の枯渇など環境保全上の問題が生ずる場合があり、近年、地下水保全に対する重要性は増していることを踏まえ、健全な水循環系の確保の観点から、地下水の質と量の両面で、対策を推進している。

(2) 地下水質の保全対策<環境管理課>

県内で、地下水質汚染事例が相次いで判明したことから、市町村との協働により、地下水汚染の早期発見に努めるとともに、地下水汚染事例が判明した場合に、迅速かつ適切に対応するために必要な手続き等を規定した「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」を平成13年4月から施行している。

平成24年6月には、地下水汚染の未然防止を目的として水質汚濁防止法が改正され、有害物質貯蔵指定施設が新たに届出対象になるとともに、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存の義務等の規定が新たに設けられており、対象となる事業者に対して、立入検査等において基準に適合するよう指導している。

(3) 環境浄化機材の整備<環境管理課>

県内で判明している揮発性有機化合物による地下水汚染事例のうち、浄化対策が必要であるにもかかわらず、汚染原因者が不明等の理由によりその対策が遅れている事例があることから、県が浄化機材を整備し、市町村、事業者等に貸し出すことにより浄化対策を促進している。

貸し出している浄化機材は、土壤ガス吸引装置（1台）、地下水浄化装置（2台）である。

表2-4-25 整備した環境浄化機材

(令和7年3月末現在)

環境浄化機材の種類	淨化機材の特徴	貸出先
土壤ガス吸引装置	土壤中の吸引井戸から除去対象物質を含むガスを吸引し、活性炭に吸着させて除去する。	富加町の事業者
地下水浄化装置	汚染地下水を揚水し、これをばつ氣することにより除去対象物質を水中から空気に移行させ、活性炭に吸着させて除去する。	美濃加茂市 土岐市の事業場跡地の土地所有者

備考) 県環境管理課調べ

(4) 土地売買等に伴う事前届出制度の実施＜森林保全課＞

水源地域における適正な土地利用の確保を図り、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活に寄与することを目的として、平成25年4月に「岐阜県水源地域保全条例」を施行した。

この条例に基づいて、令和6年度末現在、県内の22市町村、276箇所、68,495.13haの森林を水源地域に指定している。

水源地域内で土地所有者等が土地売買等を行う場合、契約を締結しようとする日の30日前までに届出を義務付ける制度により、届出者に対して、土地の利用の方法等に関する助言を行った。令和6年度の届出実績は40件。

また、令和2年7月に条例を一部改正し、水源地域内で開発行為を行う場合、開発しようとする日の60日前までに届出を義務付ける制度を加えて、届出者に対して土地の利用の方法等に関する助言をすることにより、水源地域の一層の保全を図ることとした。令和3年1月1日から施行し、令和6年度の届出実績は3件。

(5) 瑞浪超深地層研究所周辺地域の環境保全対策＜環境管理課＞

県と瑞浪市及び瑞浪超深地層研究所を管理する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定」を平成17年11月14日に締結した。

県ではこの環境保全協定に基づき、環境負荷に関する情報公開の徹底や環境保全対策等を日本原子力研究開発機構に求めていくとともに、排出水等の測定を実施し公表することで県民の安全、安心を確保することとしている。

令和6年度に県が実施した排出水等の測定結果は表2-4-26のとおりである。

表2-4-26 瑞浪超深地層研究所排出水等の測定結果（主な項目）

測定項目		管理目標値	R6.5.21採取
放流先河川水	ふつ素	0.8mg/L以下	0.08mg/L未満
	ほう素	1mg/L以下	0.02mg/L未満

備考) 県環境管理課調べ

(6) PFOS・PFOA対策＜環境管理課＞

令和5年7月に各務原市の三井水源地において、暫定目標値を超過する有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）が検出されていたことが判明したことを受け、県は各務原市と連携して、汚染範囲を把握するため、令和6年度に井戸183件（市独自調査を含む）、河川等32件の水質調査を行った。

3 水源のかん養

(1) 計画的な間伐の推進＜森林経営課＞

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、5,241haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林、渓畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

【再掲】

(2) 治山事業を通じた水源かん養機能を有する森林等の保全＜森林保全課＞

森林の水源かん養機能を高度に發揮させ、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地、荒廃移行地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を実施した。

(3) 林道施設の点検診断＜森林経営課＞

岐阜県緊急輸送道路ネットワークに位置づけられた林道等の橋りょうやトンネルの点検診断を行う市町村に対し助成し、維持管理・補修計画の作成支援を実施している。

(4) 渓流沿いの森林の間伐＜森林経営課＞

森林所有者による整備が進まず、手入れが不十分な渓流沿いのスギ・ヒノキ人工林の間伐に対して助成し、防災機能の強化を図った。

(5) 水源かん養機能を有する水田の保全＜農村振興課＞

農地や農業用施設が持つ水源かん養といった多面的機能の啓発活動などを実施した。

4 土壤汚染の防止

(1) 土壤汚染対策法に基づく指導等の徹底〈環境管理課〉

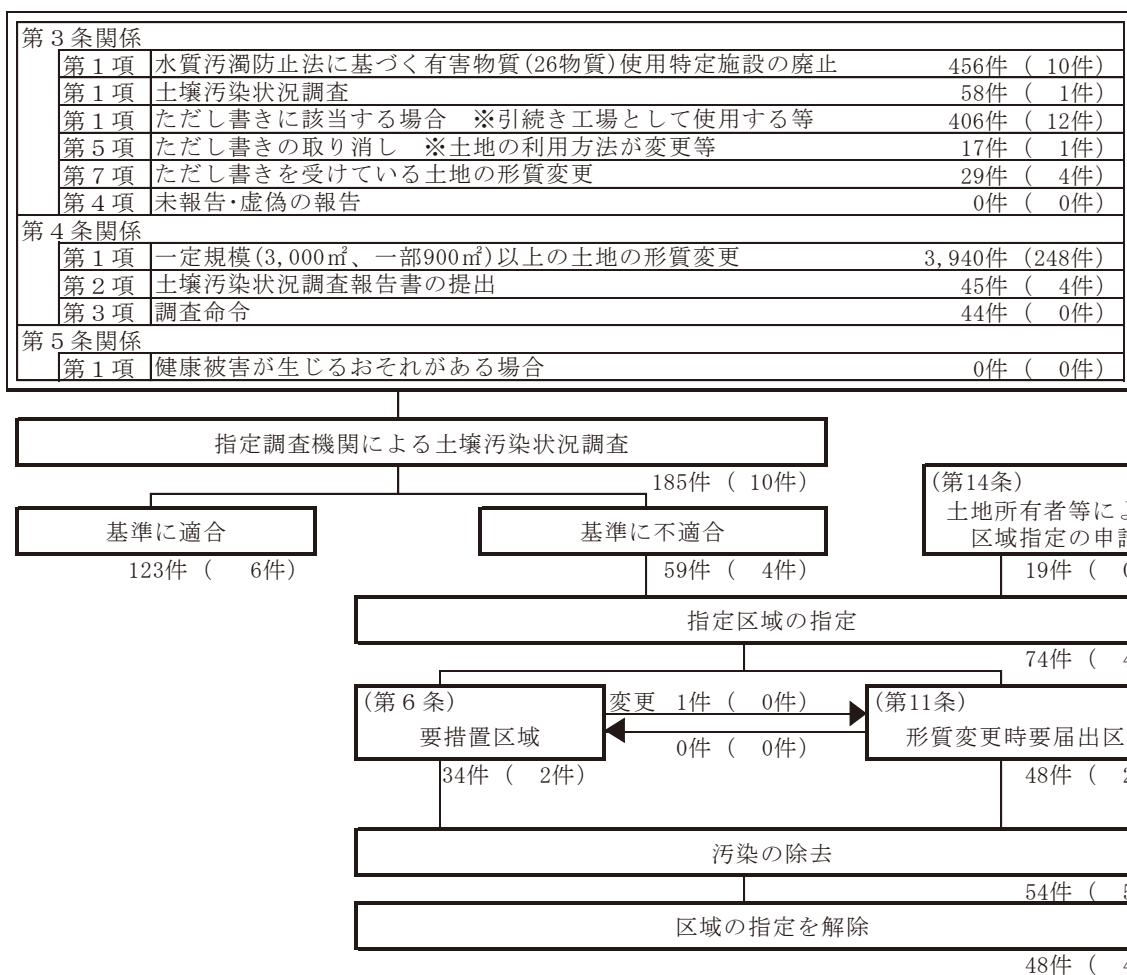
土壤の汚染の状況の把握、土壤の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図るために「土壤汚染対策法」が平成15年2月から施行されている(図2-4-20)。

令和6年度末現在、県内で「指定区域(土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない区域)」に指定されている区域は33件である(表2-4-27)。

また、平成22年4月1日の同法改正に伴い「水質汚濁防止法」に定める有害物質を使用する工場・事業場が廃止された際には、土壤汚染状況調査が適切に実施されるよう土地所有者等への指導を徹底するとともに、一定規模(3,000m²、一部900m²)以上の土地の形質変更を行う場合に届出が行われるよう、関係機関に対して法律の周知・徹底を図っている。また、立入調査時等の機会を捉えて法律の周知・徹底を図るほか、土壤汚染に対する啓発を実施し、汚染の早期発見、早期対応に努めている。

図2-4-20 土壤汚染対策法の施行状況

(平成15年2月15日～令和7年3月31日)



備考) 1 県環境管理課調べ

2 件数は平成15年2月15日から令和7年3月31日までの累積件数

3 () 内は令和6年度の件数

4 「基準に不適合」の件数と、「指定区域の指定」の件数は、一致しない。

表2-4-27 土壤汚染対策法に基づく指定区域

(令和7年3月末現在)

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	H26. 6. 17	岐阜県告示第445号	多治見市笠原町字梅平4024番450の一部	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H31. 4. 25 R 1. 6. 7	岐阜市告示第67号 岐阜市告示第147号	岐阜市黒野字二の丸328番8の一部 他	1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、六価クロム化合物、シアノ化合物、鉛及びその化合物、ふつ素及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条 第14条

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

	指定年月日	告示番号	所在地	基準超過項目	端緒
要措置区域	R 2. 2. 14	岐阜県告示第44号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物	第3条
	R 3. 3. 16	岐阜市告示第619号	岐阜市大黒町4丁目4番1の一部	六価クロム化合物、シアン化合物	第3条
	R 3. 8. 10	岐阜県告示第348号	土岐市妻木町字鍛冶ヶ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条
	R 3. 11. 9	岐阜県告示第486号	安八郡安八町森部字高須1558番1の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物	第3条
	R 4. 11. 18	岐阜市告示第443号	岐阜市北一色10丁目3番2の一部 他	テトラクロロエチレン	第3条
	R 5. 7. 28	岐阜市告示第215号	岐阜市橋本町3丁目20番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条
	R 6. 12. 3	岐阜市告示第563号	岐阜市蔽田南2丁目1番1号の一部	砒素及びその化合物	第4条
形質変更時 要届出区域	H17. 7. 29	岐阜県告示第595号	土岐市泉町大富255-10 他	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	第3条
	H17. 10. 21	岐阜県告示第711号	関市常盤町27番地の一部	シアン化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H21. 8. 28	岐阜県告示第511号	関市平賀町1丁目63番2 他	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物	第3条
	H22. 2. 16	岐阜市告示第535号	岐阜市水海道2丁目1-10 他	テトラクロロエチレン	第3条
	H22. 3. 26	岐阜市告示第593号	岐阜市早田町1丁目24番	テトラクロロエチレン	第3条
	H23. 12. 16	岐阜県告示第598号	土岐市下石町字西山304番2の一部	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第4条
	H24. 6. 29	岐阜県告示第299号	多治見市小町5丁目71番1 他	鉛及びその化合物	第14条
	H24. 10. 12	岐阜市告示第371号	岐阜市祈年町4丁目1番の一部 他	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物	第14条
	H28. 3. 3	岐阜市告示第653号			
	H25. 10. 11	岐阜県告示第475号	関市東桜町10番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	H27. 3. 10	岐阜県告示第149号	関市広見字牛洞851番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H27. 4. 3	岐阜県告示第246号	土岐市下石町字西山304番地84の一部	砒素及びその化合物	第4条
	H27. 12. 15	岐阜県告示第706号	関市小屋名字上中島420番1の一部 他	六価クロム化合物	第14条
	H28. 1. 8	岐阜県告示第4号	下呂市幸田字幸の瀬162番の一部 他	砒素及びその化合物	第14条
	H29. 7. 28	岐阜県告示第397号	恵那市長島町永田字羽白440番3 他	砒素及びその化合物	第14条
	H30. 9. 28	岐阜県告示第485号	多治見市東町1丁目9番3の一部	ふつ素及びその化合物	第3条
	H31. 3. 1	岐阜県告示第99号	多治見市前咲町5丁目8番1の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 1. 5. 21	岐阜県告示第15号			第14条
	R 2. 2. 14	岐阜県告示第45号	羽島郡笠松町北及字小町屋47番の一部	鉛及びその化合物	第3条
	R 3. 4. 23	岐阜県告示第198号	多治見市前咲町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 3. 8. 10	岐阜県告示第349号	土岐市妻木町字鍛冶ヶ入2375番1の一部 他	六価クロム化合物	第3条
	R 3. 11. 2	岐阜県告示第471号	多治見市前咲町5丁目161番の一部 他	砒素及びその化合物	第4条
	R 4. 3. 18	岐阜県告示第116号	加茂郡坂町酒倉字北高見2079番1の一部 他	鉛及びその化合物	第3条
	R 5. 6. 9	岐阜県告示第257号	各務原市鵜沼字棚池602番1の一部	鉛及びその化合物	第4条
	R 6. 9. 24	岐阜県告示第377号	加茂郡白川町河岐字大相模1602番1の一部 他	六価クロム化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその化合物	第4条
	R 6. 9. 27	岐阜県告示第378号	各務原市川崎町1番1の一部	六価クロム化合物	第3条

備考) 県環境管理課調べ

(2) 「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」による規制<環境管理課>

「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」に基づく許可申請等の審査を、審査マニュアル等に基づいて厳正に行なった。

- また、不適正な事案に対しては、事業者への是正指導を迅速に行い、行政処分に至る事案の発生はなかつた。
 • 令和6年度の許可実績：81件（新規48件、変更33件）

5 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下の状況<環境管理課>

地盤沈下は、主に地下水の過剰採取により、帶水層の水圧が低下し、粘土層の間隙水がしぶり出され、粘土層が収縮することによって、地表平面が徐々に沈下する現象で、ひとたび発生すると回復は不可能であるとされている。

このため、県では、地盤沈下の状況を把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して、一級水準測量調査、地下水位調査を実施している。

なお、岐阜・西濃地区では近年、全体的に地下水揚水量が減少傾向にあることから、経年的に地下水位が上昇又は横ばいの傾向にあり、沈下は安定しているが、渴水の発生時などには、面的な地盤沈下の発生が見られる。

(2) 地盤沈下対策<環境管理課>

県では、地盤沈下の動向を的確に把握するため、東海三県地盤沈下調査会と連携して一級水準測量調査及び地下水位調査を実施しているほか、データ収集、解析等を行い、現状把握に努めている。

また、西濃地区地下水利用対策協議会及び岐阜地区地下水対策協議会と連携し、地下水採取の自主規制及び地下水利用の合理化指導を行い、地下水の有効利用を促進して、地盤沈下の防止に努めている。

なお、濃尾平野における総合的な地盤沈下防止対策を推進するため、昭和60年4月地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」が制定（平成7年9月一部改正）されたことを受け、地盤沈下の防止と併せて地下水の保全を図るため、地域の実情に応じた総合的な対策を推進している。

ア 一級水準測量調査<環境管理課>

国土交通省国土地理院及び中部地方整備局が行う調査に合わせて、本県も昭和47年度から岐阜・西南濃地域約350km²を対象に調査を行っている。平成22年度から平成26年度は隔年で疎密をつけて観測することとしていたが、平成27年度からは、測量路線118km、水準点88地点について調査を行っている。なお、水準点の1つが廃点となつたため、令和3年度からは水準点87地点について調査を行っている。

令和6年度の調査結果では表2-4-28のとおり、面的な地盤沈下は認められなかった。

主要水準点の沈下状況は、表2-4-29及び図2-4-21のとおりである。

表2-4-28 地盤沈下面積の経年変化

年度 沈下面積 (km ²)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
1cm以上2cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2cm以上3cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 各年度の数値は、11月1日を基準日とした過去1年間の地盤沈下面積の概数を示す。

表2-4-29 主要水準点の標高の経年変化

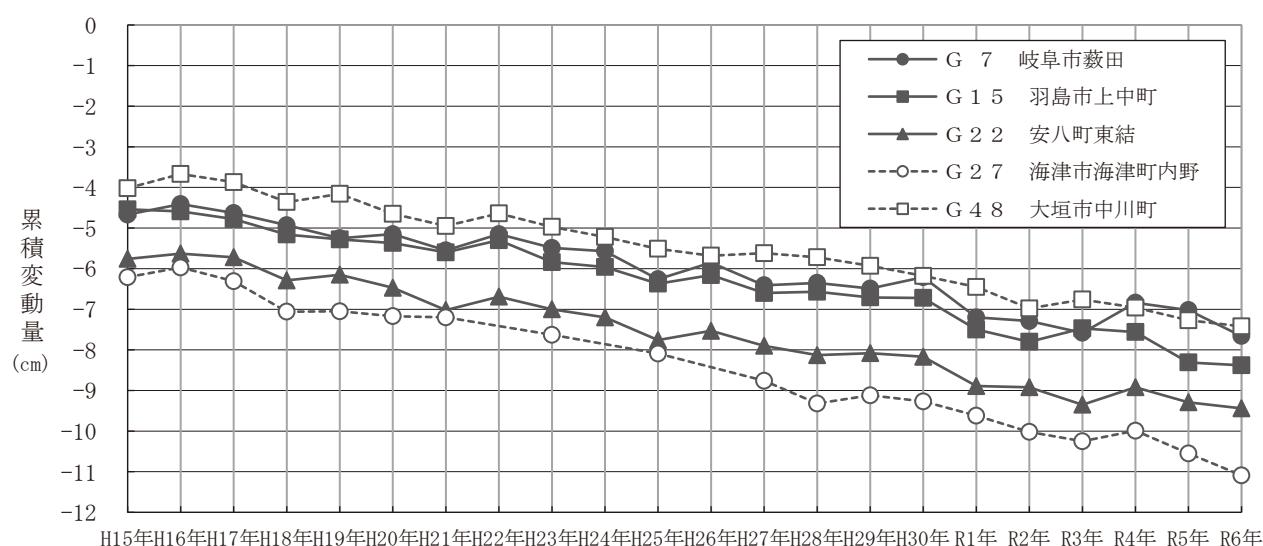
水準点標識番号(所在地)	S47年標高(A)	R5年標高(B)	R6年標高(C)	年間変動量(C)-(B)	累積変動量
G 7 (岐阜市藪田)	8.3225m	8.2569m	8.2505m	-0.64cm	-7.66cm
G 15 (羽島市上中町)	4.4517m	4.4612m	4.4605m	-0.07cm	-8.38cm
G 22 (安八町東結)	5.6871m	5.5971m	5.5956m	-0.15cm	-9.44cm
G 27 (海津市海津町内野)	0.5528m	0.4573m	0.4519m	-0.54cm	-11.09cm
G 48 (大垣市中川町)	7.5914m	7.5097m	7.5082m	-0.15cm	-7.42cm

備考) 1 県環境管理課調べ

2 国土地理院により、平成13年標高が補正されたため、累積変動量は「(C)-(A)」と一致しない。

3 G14については測定地点亡失となったため、令和6年度からG15について掲載する。

図2-4-21 主要水準点の累積変動量の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 G27については隔年測定地点となったため、22年、24年、26年は測定されていない。

3 G14については測定地点亡失となったため、令和6年度からG15について掲載する。

イ 地下水位対策<水資源課>

岐阜・西濃地域に設置してある26箇所の観測井で常時監視を実施している。

このうち、令和6年の主要観測井における地下水位は、表2-4-30のとおり、令和5年に比べ大きな変化はなく、経年的な推移を見ると、図2-4-22のとおり、上昇傾向にある。

表2-4-30 主要観測井の地下水位

(単位:m)

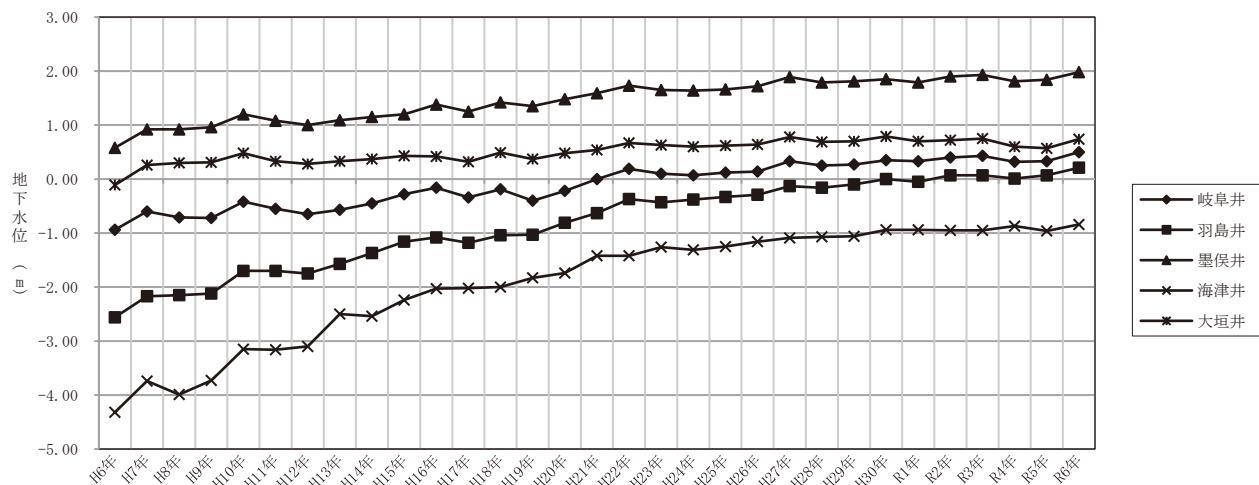
地下水位観測所(所在地)	昭和54年 地下水位 (A)	令和5年 地下水位 (B)	令和6年 地下水位 (C)	年間変動量 (C) - (B)	累積変動量 (C) - (A)
岐阜井(岐阜市須賀)	-1.42	+0.33	+0.50	+0.17	+1.92
羽島井(羽島市上中町)	-5.38	+0.07	+0.21	+0.14	+5.59
墨俣井(大垣市墨俣町下宿)	+0.13	+1.84 (+1.23)	+1.98 (+1.37)	+0.14	+1.85
海津井(海津市海津町古中島)	-9.85	-0.96	-0.84	+0.12	+9.01
大垣井(大垣市北方町)	+0.23	+0.57	+0.74	+0.17	+0.51

備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

3 墨俣井については、平成27年度に地盤高の嵩上げを行った。()は嵩上げ後の地下水位を示す。

図2-4-22 主要観測井の地下水位の経年変化



備考) 1 県水資源課調べ

2 各地表面の標高を0mとし、各年(1~12月)の平均地下水位を示す。

6 危機管理体制の強化

(1) 汚染事故に対する危機管理体制の強化<環境管理課>

公共用水域における水質汚濁事故の対応は、適切かつ迅速に行うことが重要であることから、事故時における事業者の責務、調査を実施すべき機関・事項等をより明確化するため、「水質汚濁防止法に基づく水質汚濁事故処理に関する要綱」を定め、平成14年8月1日より施行している。

また、事故を未然に防止するため、立入検査や広報により、施設の点検整備等の注意を促している。

第2節 大気環境の保全

1 大気汚染の防止

(1) 大気環境の状況

ア 概況<環境管理課>

大気汚染は、工場・事業場からのばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、又はこれらを要因物質として大気中の様々な条件の下で生成される物質などにより引き起こされる。

令和6年度の主な大気汚染物質の状況をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び微小粒子状物質について、すべての測定局で環境基準に基づく短期的評価、長期的評価を達成した。

浮遊粒子状物質については、1測定局で環境基準の短期的評価を達成できなかった。

光化学オキシダントについては、すべての測定局において環境基準を超える日が見られ、その頻度は令和5年度と比較すると横ばいか増加した。また、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づく光化学スモッグ予報を岐阜地域に1回、可茂地域に1回、東濃西部地域に1回発令し、光化学スモッグ注意報を西濃南部地域に1回発令した。

また、大垣自動車排出ガス測定局については、令和5年12月で測定を終了した。

イ 大気汚染物質の状況<環境管理課>

大気汚染に係る環境基準は、22箇所の一般環境大気測定局と3箇所の自動車排出ガス測定局において常時監視（24時間測定）を行っており、測定地点及び測定項目は、表2-4-31のとおりである。なお、笠原測定局における常時監視は令和6年4月まで実施しており、県多治見局における常時監視を令和6年5月から開始した。

昭和57年4月から、「大気環境監視テレメータシステム」を整備し、各測定局を回線等で結ぶことにより大気環境の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、緊急時における迅速な対応を図る体制を整えている。

大気汚染に係る環境基準は、資料10のとおりで二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素及び微小粒子状物質について定められている（有害大気汚染物質を除く）。

また、これらの常時監視測定局による監視測定を補完するため、令和6年度は、大気環境測定車「あおぞら」による一般環境調査を川辺町において延べ38週にわたって行った。測定結果は資料23のとおりである。

表2-4-31 大気環境常時監視測定局及び測定項目

(令和7年3月末現在)

種別	地域	測定局名	設置場所	測定項目								設置主体
				二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	窒素酸化物	オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速	
一般環境大気測定局	岐阜	岐阜中央	岐阜市ハツ寺町1-7（市役所ハツ寺別館）	○	○	○	○		○		○	岐阜市
		岐阜南部	岐阜市茜部菱野2（あかね公園）	○	○	○	○		○	○		岐阜市
		岐阜北部	岐阜市福光東3-19（福光東公園）	○	○	○	○		○			岐阜市
		各務原	各務原市蘇原中央町2-1-2（市民会館駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		本巣	本巣市下真桑1000（本巣市役所真正分庁舎）	○	○	○	○		○	○	○	県
一般環境大気測定局	西濃・羽島	羽島	羽島市竹鼻町85（保健センター南）	○	○	○	○		○		○	県
		大垣中央	大垣市西外側町2-49（市職員駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
		大垣南部	大垣市築捨町1-159-2（築捨新田公民館）	○	○	○	○				○	県
		大垣西部	大垣市綾野1-2719-1（JAにしみの綾里支所2F）	○	○							大垣市
		大垣赤坂	大垣市赤坂町4533-1（市赤坂地区センター駐車場）	○								大垣市
	西濃南部	海津	海津市南濃町吉田字一切487（海津市エコドーム）	○			○		○		○	県
	揖斐	揖斐	揖斐郡揖斐川町上南方字森本27-2（揖斐総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	可茂	美濃加茂	美濃加茂市新池町3-4-1（総合福祉会館）	○	○	○	○		○		○	県
	中濃	関	関市西本郷通4-2-9	○	○	○	○		○		○	県
	郡上	郡上	郡上八幡町初音1727-2（郡上総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
ガス自動車測定局	東濃西部	県多治見	多治見市上野町5-68-1（東濃西部総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	瑞浪		瑞浪市上平町1-29（市役所東分庁舎）	○	○		○					県
	恵那・中津川	恵那	恵那市長島町正家後田1067-71（恵那総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	中津川		中津川市かやの木町2-1（市役所駐車場）	○	○	○	○		○		○	県
	下呂	下呂	下呂市萩原町羽根2605-1（下呂総合庁舎）	○	○	○	○		○		○	県
	飛騨	高山	高山市花岡町2-18（市営花岡駐車場3F）	○	○	○	○		○		○	県
	乗鞍		高山市丹生川町久手字鼠尾508（乗鞍スカイライン管理事務所）	○	○	○	○				○	県
		小計	22局	20	22	18	20		17	2	18	
	岐阜明徳自排		岐阜市明徳町11（旧明徳小学校敷地内）	○	○		○					岐阜市
	土岐自排		土岐市泉池ノ上町2-3（国道19号）	○	○		○		○		○	県
ガス自動車測定局	可児自排		可児市今渡1680（国道21号）	○	○				○		○	県
		小計	3局	3	3		2	2		2		
	合	計	25局	20	25	21	20	2	19	2	20	

(参考：令和6年4月まで)

笠原測定局	多治見市笠原町 1194-1 (多治見市心身障がい児通園施設)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 県
-------	---------------------------------	-----------------

備考) 県環境管理課調べ

笠原測定局は測定日数が22日であることから、測定値が評価の対象とならない。

① 二酸化硫黄

大気中の二酸化硫黄は、大気汚染物質の中でも代表的な物質である。通常は、主として重油等石油系燃料に含まれる硫黄分の燃焼により発生するものであり、その主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設である。

二酸化硫黄について20測定局で測定した結果は、表2-4-32及び資料11のとおりであり、これらを令和5年度と比較すると、横ばいの状況にある。年平均値は、大垣中央測定局、大垣西部測定局、関測定局、中津川測定局の0.001ppmが最も高い。環境基準については、短期的評価、長期的評価とともに、すべての測定局で達成した。

表2-4-32 二酸化硫黄の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したとの有無	長期的評価の適否 適○否×	令和5年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (ppm)	長期的評価の適否 適○否×
岐阜	岐阜中央	365	8,657	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	無	○	0.001	○
	岐阜南部	365	8,651	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○
	岐阜北部	362	8,625	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	各務原	363	8,681	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.000	○
	本巣	362	8,676	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	平均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-
西濃・羽島	羽島	362	8,665	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	0.001	○
	大垣中央	363	8,674	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	無	○	0.001	○
	大垣南部	359	8,601	0.000	0	0.0	0	0.0	0.007	0.001	無	○	0.001	○
	大垣西部	363	8,703	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	無	○	0.001	○
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
揖斐	揖斐	312	7,485	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	可茂	363	8,678	0.000	0	0.0	0	0.0	0.017	0.001	無	○	0.000	○
	中濃	363	8,680	0.001	0	0.0	0	0.0	0.004	0.002	無	○	0.001	○
	郡上	318	7,617	0.000	0	0.0	0	0.0	0.004	0.000	無	○	0.000	○
東濃西部	県多治見	338	8,089	0.000	0	0.0	0	0.0	0.006	0.001	無	○	-	-
	瑞浪	363	8,676	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	無	○	0.000	○
	平均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	0.000	-
恵那・中津川	恵那	363	8,668	0.000	0	0.0	0	0.0	0.008	0.001	無	○	0.000	○
	中津川	344	8,256	0.001	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.001	○
	平均	-	-	0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-
下呂	下呂	363	8,669	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	無	○	0.000	○
飛驒	高山	363	8,677	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	○	0.000	○
	乗鞍	354	8,552	0.000	0	0.0	0	0.0	0.009	0.001	無	非適用	-	非適用
	県平均	-	-	0.000	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	-

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
- 3 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

② 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が $10\mu\text{m}$ ($\mu\text{m}=\text{千分の }1\text{ mm}$) 以下のものをいう。自動車の排ガスや工場からのばい煙に加え、微小な黄砂粒子なども含まれるため、黄砂が観測された日に高値を示すことがある。

浮遊粒子状物質について25測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定した結果は、表2-4-33及び資料12のとおりであり、令和5年度と比較すると、横ばいの状況にある。

年平均値は、大垣中央測定局、大垣赤坂測定局の $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ が最も高かった。環境基準については、関測定局において短期的評価が達成できなかったが、長期的評価についてはすべての測定局で達成した。

表2-4-33 浮遊粒子状物質の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日 が2日以上 連続したこ との有無	長期的 評価の 適否 ○ ×	令和5年度	
					時間	%	日	%					年平均値 (mg/m ³)	長期的 評価の 適否 ○ ×
岐阜	岐阜中央	365	8,691	0.012	0	0.0	0	0.0	0.149	0.029	無	○	0.012	○
	岐阜南部	365	8,696	0.010	0	0.0	0	0.0	0.123	0.024	無	○	0.010	○
	岐阜北部	362	8,663	0.007	0	0.0	0	0.0	0.092	0.017	無	○	0.006	○
	各務原	363	8,712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.124	0.027	無	○	0.011	○
	本巣	362	8,708	0.013	0	0.0	0	0.0	0.185	0.031	無	○	0.013	○
	平均	-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.010	-
西濃・羽島	羽島	363	8,706	0.013	0	0.0	0	0.0	0.111	0.028	無	○	0.012	○
	大垣中央	357	8,605	0.014	0	0.0	0	0.0	0.117	0.034	無	○	0.014	○
	大垣南部	363	8,715	0.013	0	0.0	0	0.0	0.101	0.032	無	○	0.013	○
	大垣西部	363	8,719	0.011	0	0.0	0	0.0	0.095	0.023	無	○	0.010	○
	大垣赤坂	360	8,660	0.014	0	0.0	0	0.0	0.081	0.028	無	○	0.014	○
	平均	-	-	0.013	-	-	-	-	-	-	-	-	0.013	-
西濃南部	海津	339	8,132	0.010	0	0.0	0	0.0	0.082	0.028	無	○	0.012	○
揖斐	揖斐	363	8,709	0.010	0	0.0	0	0.0	0.122	0.025	無	○	0.011	○
可茂	美濃加茂	363	8,705	0.011	0	0.0	0	0.0	0.113	0.025	無	○	0.010	○
中濃	関	363	8,715	0.012	1	0.0	0	0.0	0.249	0.028	無	○	0.012	○
郡上	郡上	363	8,706	0.009	0	0.0	0	0.0	0.058	0.023	無	○	0.009	○
東西濃部	県多治見	334	8,029	0.012	0	0.0	0	0.0	0.142	0.024	無	○	-	-
	瑞浪	363	8,712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.170	0.026	無	○	0.010	○
	平均	-	-	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	0.010	-
恵那・中津川	恵那	358	8,602	0.011	0	0.0	0	0.0	0.194	0.025	無	○	0.010	○
	中津川	359	8,610	0.012	0	0.0	0	0.0	0.136	0.029	無	○	0.012	○
	平均	-	-	0.012	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011	-
下呂	下呂	361	8,642	0.008	0	0.0	0	0.0	0.124	0.019	無	○	0.008	○
飛騨	高山	362	8,702	0.010	0	0.0	0	0.0	0.118	0.023	無	○	0.009	○
乗鞍		357	8,618	0.006	0	0.0	0	0.0	0.035	0.012	無	非適用	-	非適用
県平均		-	-	0.011	-	-	-	-	-	-	-	-	0.011	-
岐阜明徳自排		364	8,688	0.010	0	0.0	0	0.0	0.139	0.023	無	○	0.011	○
可児自排		363	8,712	0.011	0	0.0	0	0.0	0.085	0.022	無	○	0.011	○
土岐自排		363	8,715	0.012	0	0.0	0	0.0	0.115	0.026	無	○	0.012	○

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数が年間を通じて2%以下であることを示す。
- 3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

③ 二酸化窒素

大気中の窒素酸化物は、物の燃焼に伴い空気中の窒素が酸化されてできるものと、燃料中に含まれている窒素分が酸化されてできるものとがある。発生源としては、固定発生源である工場・事業場のばい煙発生施設及び移動発生源である自動車などがある。

二酸化窒素について21測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定した結果は、表2-4-34、資料13及び資料14のとおりである。令和5年度と比較すると、横ばいの傾向にある。

年平均値は、土岐自動車排出ガス測定局の0.009ppmが最も高く、一般環境測定局においては、岐阜南部測定局、羽島測定局、県多治見測定局の0.007ppmが最も高い。

表2-4-34 二酸化窒素の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価の適否 ○適△不適×	令和5年度		
					日	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的評価の適否 ○適△不適×	
岐阜	岐阜中央	272	6,460	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.010	○	0.005	○	
	岐阜南部	363	8,645	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0.015	○	0.009	○	
	岐阜北部	362	8,602	0.004	0	0.0	0	0.0	0.024	0.007	○	0.004	○	
	各務原	361	8,653	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0.005	○	
	本巣	362	8,674	0.005	0	0.0	0	0.0	0.049	0.013	○	0.006	○	
	平均	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-	
西濃・羽島	羽島	363	8,680	0.007	0	0.0	0	0.0	0.037	0.014	○	0.007	○	
	大垣中央	363	8,677	0.006	0	0.0	0	0.0	0.029	0.012	○	0.008	○	
	大垣南部	259	6,218	0.006	0	0.0	0	0.0	0.031	0.013	○	0.007	○	
	平均	-	-	0.006	-	-	-	-	-	-	-	0.007	-	
	揖斐	揖斐	363	8,674	0.003	0	0.0	0	0.0	0.025	0.007	○	0.003	○
	可茂	美濃加茂	363	8,680	0.005	0	0.0	0	0.0	0.022	0.009	○	0.005	○
中濃	閑	363	8,680	0.004	0	0.0	0	0.0	0.032	0.009	○	0.004	○	
	郡上	郡上	351	8,444	0.001	0	0.0	0	0.0	0.020	0.004	○	0.001	○
	東濃西部	県多治見	338	8,085	0.007	0	0.0	0	0.0	0.050	0.018	○	-	-
	恵那・中津川	恵那	363	8,668	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.013	○	0.006	○
		中津川	360	8,645	0.004	0	0.0	0	0.0	0.026	0.010	○	0.004	○
	平均	-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.005	-	
下呂	下呂	220	5,296	0.002	0	0.0	0	0.0	0.018	0.006	-	0.002	○	
飛騨	高山	247	5,920	0.005	0	0.0	0	0.0	0.040	0.015	-	0.005	○	
乗鞍		213	5,129	0.005	2	0.9	0	0.0	0.432	0.019	非適用	-	非適用	
県平均		-	-	0.005	-	-	-	-	-	-	-	0.005	-	
岐阜明徳自排		364	8,631	0.006	0	0.0	0	0.0	0.047	0.012	○	0.006	○	
可児自排		363	8,677	0.008	0	0.0	0	0.0	0.041	0.015	○	0.008	○	
土岐自排		363	8,677	0.009	0	0.0	0	0.0	0.043	0.018	○	0.009	○	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値の年間98%値が 0.04ppm ～ 0.06ppm のゾーン内もしくはゾーン以下であることを示す。

3 県平均に、乗鞍測定局、自動車排出ガス測定局は含まない。

④ 光化学オキシダント

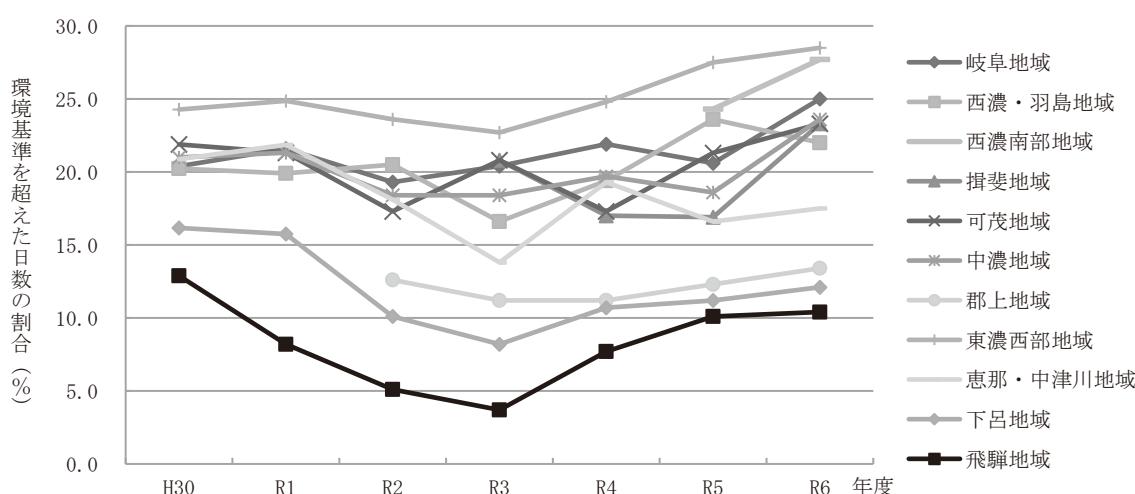
光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素類が紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量等の気象条件に大きく左右される。

光化学オキシダントについて20測定局で測定した結果は、図2-4-23、表2-4-35及び資料15のとおりであり、いずれの測定局においても環境基準を達成できていない。

昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値の最高値が最も高かったのは、各務原測定局の0.152ppmである。昼間の年平均は令和5年度と比較すると横ばいであったが、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数は令和5年度と比較すると横ばいか増加した。

なお、令和6年度は、「岐阜県大気汚染対策要綱」に基づき光化学スモッグ予報を1回、光化学スモッグ注意報を1回発令した。（資料16）

図2-4-23 光化学オキシダントの環境基準を超えた日数の割合の経年変化



備考) 1 県環境管理課調べ

2 各地域の平均値

表2-4-35 光化学オキシダントの測定結果

地 域	測定局名	昼 間 測定日数	昼 間 測定時間 (日)	昼 間 測定時間 (時間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 とその割合		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	日最高1 時間値の 年平均値 (ppm)	環 境 基 準 の 適 否 ○ ×	令和5年度		
						日	%				昼 間 年平均値 (ppm)	環 境 基 準 の 適 否 (ppm)	
岐 阜	岐 阜 中 央	365	5,416	0.033	78	21.4	341	6.3	0.097	0.045	×	0.032	×
	岐 阜 南 部	365	5,411	0.038	95	26.0	445	8.2	0.101	0.052	×	0.036	×
	岐 阜 北 部	365	5,398	0.032	68	18.6	285	5.3	0.094	0.047	×	0.032	×
	各 務 原	365	5,443	0.042	145	39.7	871	16.0	0.152	0.059	×	0.037	×
	本 巢	365	5,420	0.033	70	19.2	302	5.6	0.103	0.048	×	0.033	×
	平 均	-	-	0.036	-	25.0	-	-	-	-	-	0.034	-
西 濃 ・ 羽 島	羽 島	365	5,439	0.033	72	19.7	272	5.0	0.108	0.047	×	0.036	×
	大 垣 中 央	365	5,441	0.036	80	21.9	356	6.5	0.105	0.050	×	0.038	×
	大 垣 南 部	201	2,984	0.039	49	24.4	257	8.6	0.102	0.051	×	0.034	×
	平 均	-	-	0.036	-	22.0	-	-	-	-	-	0.036	-
西濃南部	海 津	365	5,441	0.038	101	27.7	495	9.1	0.135	0.053	×	0.036	×
揖 斐	揖 斐	365	5,444	0.037	85	23.3	414	7.6	0.106	0.051	×	0.034	×

地域	測定局名	昼間 測定日数 (日)	昼間 測定時間 (時間)	昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間 値が0.06ppm を超えた日数 とその割合		昼間の1 時間値の 最高値 (ppm)	日最高1 時間値の 年平均値 (ppm)	環境 基準の 適否 ○ ×	令和5年度	
					日	%				昼間 年平均値 (ppm)	環境 基準 の適否
可茂	美濃加茂	365	5,449	0.033	85	23.3	382	7.0	0.126	0.049	×
中濃	関	365	5,442	0.032	86	23.6	417	7.7	0.121	0.049	×
郡上	郡上	365	5,439	0.028	49	13.4	210	3.9	0.121	0.044	×
東濃西部	県多治見	341	5,069	0.035	93	27.3	482	9.5	0.118	0.052	×
	瑞浪	365	5,444	0.034	108	29.6	568	10.4	0.110	0.053	×
	平均	-	-	0.035	-	28.5	-	-	-	-	0.034
恵那・中津川	恵那	365	5,436	0.032	63	17.3	251	4.6	0.093	0.046	×
	中津川	364	5,411	0.031	64	17.6	239	4.4	0.095	0.046	×
	平均	-	-	0.032	-	17.5	-	-	-	-	0.031
下呂	下呂	365	5,437	0.032	44	12.1	154	2.8	0.114	0.044	×
飛騨	高山	365	5,436	0.031	38	10.4	183	3.4	0.082	0.042	×
乗鞍	乗鞍	362	5,366	0.039	56	15.5	242	4.5	0.136	0.047	非適用
県平均	県平均	-	-	0.034	-	21.9	-	-	-	-	0.033

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 昼間は、午前5時から午後8時までを示す。
- 3 環境基準に適合しているとは、1時間値が0.06ppm以下(0.06ppmを超えた時間数がゼロ)であることを示す。
- 4 県平均に、乗鞍測定局は含まない。

⑤ 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の不完全燃焼により生ずるものであり、その発生源は大部分が自動車によるものである。

一酸化炭素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-36及び資料17に示すとおりである。年平均値0.2ppmで、環境基準に基づく長期的評価を達成した。

表2-4-36 一酸化炭素の測定結果

測定局名	有効測定 日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の8時間平 均値が20ppmを超 えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超 えた日数とその割合		1時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の2%除 外値 (ppm)	長期的 評価の 適否	令和5年度	
				回数	%	日	%				年平均値 (ppm)	長期的 評価の 適否
岐阜明徳自排	242	5755	0.2	0	0.0	0	0.0	0.7	0.3	非適用	0.2	○
土岐自排	363	8676	0.2	0	0.0	0	0.0	0.8	0.4	○	0.2	○
県平均	-	-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、測定時間が年間6,000時間以上あり、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、日平均値が10ppmを超えた日数が、年間を通じて2%以下であることを示す。

⑥ 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質(PM2.5)とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。発生源としては、ディーゼルエンジン、工場・事業場での燃料の燃焼などからの一次粒子(粒子の形で大気中に排出されたもの)と、ガス状で排出された大気汚染物質が大気中での化学反応により粒子化した二次粒子がある。県内の19測定局で測定した結果は、表2-4-37、資料20及び資料21のとおりである。

長期的評価に基づく環境基準は、すべての測定局で達成した。

また、羽島測定局及び海津測定局において季節ごとに試料採取し、得られた試料の成分分析により微小粒子状物質の実態を把握した。その結果は資料22のとおりである。

表2-4-37 微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

地域	測定局名	有効測定日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合 日 %	长期基準の 適否 適○ 否×	短期基準の 適否 適○ 否×	长期的評価の 適否 適○ 否×	令和5年度		
									年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	长期的評価の 適否
岐阜	岐阜中央	352	9.6	22.5	1 0.3	○	○	○	8.9	20.7	○
	岐阜南部	348	9.4	24.0	1 0.3	○	○	○	9.3	21.6	○
	岐阜北部	350	7.4	18.8	1 0.3	○	○	○	7.1	17.0	○
	各務原	355	5.9	18.9	1 0.3	○	○	○	6.0	17.9	○
	本巣	362	8.1	21.0	2 0.6	○	○	○	7.9	18.1	○
	平均	-	8.1	-	- - -	-	-	-	7.8	-	-
西濃・羽島	羽島	363	9.3	23.5	4 1.1	○	○	○	7.4	20.5	○
	大垣中央	363	8.9	21.7	3 0.8	○	○	○	7.1	18.5	○
	平均	-	9.1	-	- - -	-	-	-	7.3	-	-
西濃南部	海津	361	7.1	18.6	0 0.0	○	○	○	7.3	18.2	○
揖斐	揖斐	363	5.8	17.6	1 0.3	○	○	○	4.0	9.3	○
可茂	美濃加茂	363	6.2	16.6	0 0.0	○	○	○	7.4	18.2	○
中濃	関	363	8.4	22.0	2 0.6	○	○	○	8.8	21.4	○
郡上	郡上	359	6.3	16.5	0 0.0	○	○	○	6.0	15.1	○
東濃西部	県多治見	267	8.1	18.8	1 0.4	○	○	○	-	-	-
恵那・中津川	恵那	359	7.9	17.3	1 0.3	○	○	○	7.5	17.5	○
	中津川	363	8.0	18.8	1 0.3	○	○	○	7.9	18.9	○
	平均	-	8.0	-	- - -	-	-	-	7.8	-	-
下呂	下呂	363	5.6	15.0	1 0.3	○	○	○	5.5	13.9	○
飛騨	高山	362	7.1	16.2	0 0.0	○	○	○	7.0	15.5	○
県平均	平均	-	7.6	-	- - -	-	-	-	7.2	-	-
可児	自排	362	9.7	24.0	2 0.6	○	○	○	6.0	16.7	○
土岐	自排	360	10.4	21.8	1 0.3	○	○	○	6.3	17.4	○

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 環境基準の長期的評価に適合しているとは、有効測定日数が年間250日以上あり、年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり（長期基準）、かつ、日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下である（短期基準）ことを示す。
- 3 県平均に、自動車排出ガス測定局は含まない。

⑦ 非メタン炭化水素

炭化水素の中でも、特に非メタン炭化水素は光化学オキシダントの生成に深い関係があり、その多くは石油・石油化学製品を取り扱う工場・事業場や自動車から排出される。

炭化水素について、2測定局で測定した結果は、表2-4-38及び資料18のとおりである。

非メタン炭化水素の午前6時から9時までの3時間測定値の年平均値は岐阜南部測定局で0.08ppmC、本巣測定局で0.07ppmCであった。昭和51年8月17日中央公害対策審議会答申の指針値に照らしてみると、0.20ppmCを超えた日は、岐阜南部測定局で8日(2.2%)、本巣測定局で2日(0.5%)、0.31ppmCを超えた日は岐阜南部測定局で2日(0.5%)、本巣測定局で2日(0.5%)であった。

表2-4-38 炭化水素の測定結果

測定局名	測定項目	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時測定日数 (日)	6~9時3時間平均値			6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合		令和5年度	
					年平均値 (ppmC)	最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)					年平均値 (ppmC)	6~9時3時間平均値の年平均値 (ppmC)
					日	%	日	%	年平均値 (ppmC)			6~9時3時間平均値の年平均値 (ppmC)	
岐阜南部	非メタン	5,961	0.08	252	0.08	0.70	0.00	8	2.2	2	0.5	0.08	0.08
	メタン	5,961	1.99	252	2.00	2.21	1.87	-	-	-	-	2.00	2.00
	全炭化水素	5,961	2.07	252	2.08	2.73	1.91	-	-	-	-	2.08	2.08
本巣	非メタン	8,380	0.07	351	0.07	0.35	0.02	2	0.5	2	0.5	0.07	0.08
	メタン	8,379	2.02	351	2.03	2.52	1.87	-	-	-	-	2.03	2.04
	全炭化水素	8,379	2.09	351	2.11	2.64	1.92	-	-	-	-	2.10	2.12

備考) 1 県環境管理課調べ

2 午前6時から9時までの3時間の測定値の平均値を示す。

3 指針値：光化学オキシダントの環境基準である1時間値0.06ppmに対する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

ウ 有害大気汚染物質の状況<環境管理課>

科学技術の進展により、化学物質の開発・利用が盛んになり、多様な有害化学物質が大気環境中から検出されるようになっており、これらの物質の低濃度での長期暴露による発がん性等の健康影響が問題になっていることから、国が示す「有害大気汚染物質」のうち「優先取組物質」について監視を実施している。

一般環境地域3地点及び沿道地域2地点の計5地点において、ベンゼン、トリクロロエチレン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行った結果は、表2-4-39のとおりである。

ベンゼン等4物質については環境基準が、アクリロニトリル等11物質については指針値が設定されている(資料10)。

表2-4-39 有害大気汚染物質の測定結果(年平均値)

(令和6年度)

(単位:水銀、ニッケル、ひ素、ベリリウム、ベンゼン[a] ピレン、マンガン、クロム ng/m³, それ以外 µg/m³)

測定物質	測定地点	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
		大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	岐阜市 (中央測定局)	岐阜市 (北部測定局)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明徳測定局)	
アクリロニトリル		0.015	0.0036	0.0032			2
アセトアルデヒド		2.1	2.2	1.8	2.0	1.7	120
塩化ビニルモノマー		0.026	0.028	0.025			10
塩化メチル		1.3	1.3	1.3			94
クロロホルム		0.16	0.17	0.17			18
酸化エチレン		0.046	0.048	0.048			
1,2-ジクロロエタン		0.14	0.11	0.11			1.6
ジクロロメタン		0.93	1.0	0.92			150
水銀及びその化合物		1.5	1.4	1.5			40
トルエン		2.6	3.0	2.2	2.7	2.7	
テトラクロロエチレン		0.061	0.050	0.070			200
トリクロロエチレン		0.25	0.21	0.49			130
ニッケル化合物		1.4	0.0014	0.0013			25
ひ素及びその化合物		0.61	0.48	0.55			6
1,3-ブタジエン		0.039	0.042	0.031	0.070	0.044	2.5

測定地点 測定物質	一般環境地域			沿道地域		環境基準 又は指針値 (年平均値)
	大垣市 (大垣消防組合 中消防署分駐所)	岐阜市 (中央測定期)	岐阜市 (北部測定期)	土岐市 (土岐自排局)	岐阜市 (明徳測定期)	
ベリリウム及びその化合物	0.0060	0.016	0.020			
ベンゼン	0.56	0.54	0.45	0.72	0.55	3
ベンゾ[a]ピレン	0.098	0.055	0.061	0.082	0.064	
ホルムアルデヒド	2.5	2.5	2.2	2.0	2.2	
マンガン及びその化合物	10	14	15			140
クロム及び三価クロム化合物	1.3	1.5	1.3			
六価クロム化合物	0.17	0.13	0.13			
実施主体	県	岐阜市	岐阜市	県	岐阜市	

備考) 1 県環境管理課調べ

2 環境基準又は指針値の欄において、斜体字は指針値であることを示す。

エ 規制措置<環境管理課>

工場・事業場から発生する大気汚染物質及び自動車排出ガスについては、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき次のような規制措置を実施している。

① ばい煙

「大気汚染防止法」では、ボイラー、乾燥炉をはじめ、32種類のばい煙発生施設に対して硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法律による規制の対象外となるオガライトの製造の用に供する乾燥炉など3種類のばい煙発生施設に対して、ばいじん及び有害物質の排出基準を定め規制している。

<硫黄酸化物>

「大気汚染防止法」による硫黄酸化物の排出規制は、K値規制である。次式のように、拡散理論式を用いて煙突による拡散効果を入れた許容排出量が定められる。

$$q = K \times 10^{-3} He^2$$

q : 硫黄酸化物許容排出量 (Nm³/h)

K : K値 (地域ごとに定められる定数)

He : 有効煙突高 (m)

拡散理論では、地表最大濃度は煙突からの汚染物質の排出量に比例し有効煙突高の二乗に反比例することから、有効煙突高を高くすれば排出量が大きくなってしまっても地表濃度は上がらない。K値は地表最大濃度に関するパラメーターであり（最大着地濃度の約584倍の関係がある）、「大気汚染防止法施行規則」により地域ごとに定められ、K値が小さいほど厳しい規制となっている。

昭和43年12月以降8次にわたり規制が強化されており、本県におけるK値は11.5及び17.5を適用する。

<ばいじん>

「大気汚染防止法」によるばいじんの排出規制は、ばい煙発生施設に対して施設の種類、規模ごとに排出口濃度を規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、法規制による対象外のオガライトの製造の用に供する乾燥炉について排出口濃度を規制している。

<有害物質>

「大気汚染防止法」では、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物を有害物質として指定し、これらの物質を含有する燃原料を使用しているばい煙発生施設に対し、有害物質の種類ごとに排出口濃度を規制している。このうち窒素酸化物については、昭和48年8月以降5次にわたり規制の強化が図られている。

「岐阜県公害防止条例」においては、活性炭反応炉等2施設に係る亜鉛等2物質について排出口濃度を規制している。

② 粉じん

<一般粉じん>

「大気汚染防止法」では、一定規模以上のコークス炉、堆積場等5施設について構造等に関する基準を定め規制している。

「岐阜県公害防止条例」においては、樹脂加工等7種類の一般粉じん発生施設に対して、特定物質の排出基準を定め規制し、コンベア等14種類の一般粉じん発生施設及び吹付塗装作業については、構造等に関する基準を定め規制している。

③ 挥発性有機化合物

「大気汚染防止法」では、乾燥施設、塗装施設をはじめ、9種類の揮発性有機化合物発生施設に対して揮発性有機化合物の量の排出基準を定め規制している。

④ 水銀

「大気汚染防止法」では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設に対して水銀の排出基準を定め規制している。

才 発生源の監視指導等<環境管理課>

「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づくばい煙発生施設の届出状況は、資料24のとおりで、「大気汚染防止法」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は1,573件、VOC排出施設を設置している工場・事業場数は23件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は281件、水銀排出施設を設置している工場・事業場数は54件である。また、「岐阜県公害防止条例」の適用を受けるばい煙発生施設を設置している工場・事業場数は7件、粉じん発生施設を設置している工場・事業場数は942件である。

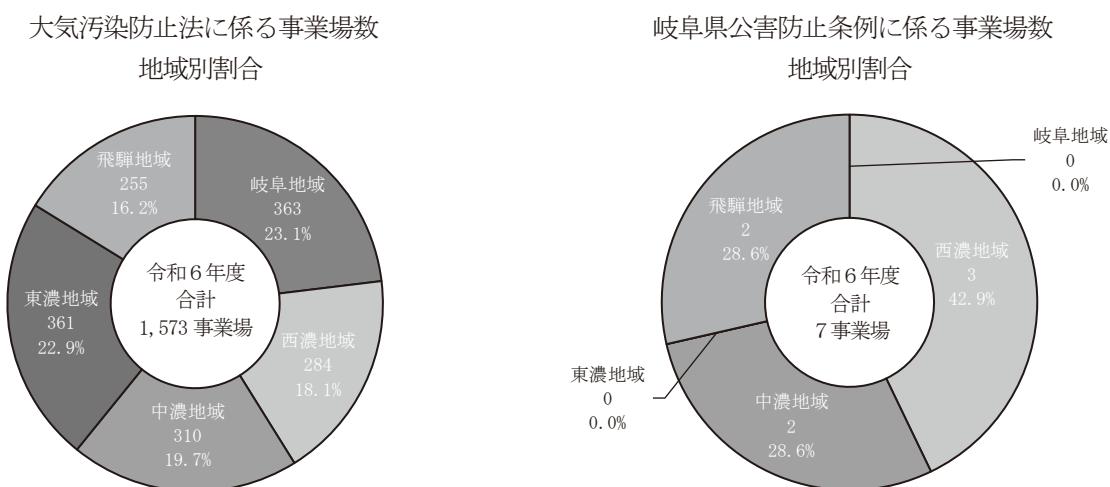
これらを地域別にみると岐阜地域が最も多く、次に東濃地域、中濃地域、西濃地域、飛騨地域の順となっている。また、ばい煙発生施設を種類別にみるとボイラーが2,126施設(59.3%)、次いでディーゼル機関が531施設(14.8%)となっている。

これらの工場・事業場に対して立入検査を行い、施設の維持管理状況、排出基準の遵守状況等について監視指導を実施し、必要に応じてばい煙またはVOCを測定した。令和6年度の立入検査等は、延べ398件について実施した。

さらに、大規模なばい煙発生施設等を設置しようとする事業者には、「岐阜県公害防止条例」の第12条の2の規定により、「大気汚染防止法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の前に知事に対する協議を求めている。

図2-4-24 地域別のばい煙発生施設設置工場・事業場数

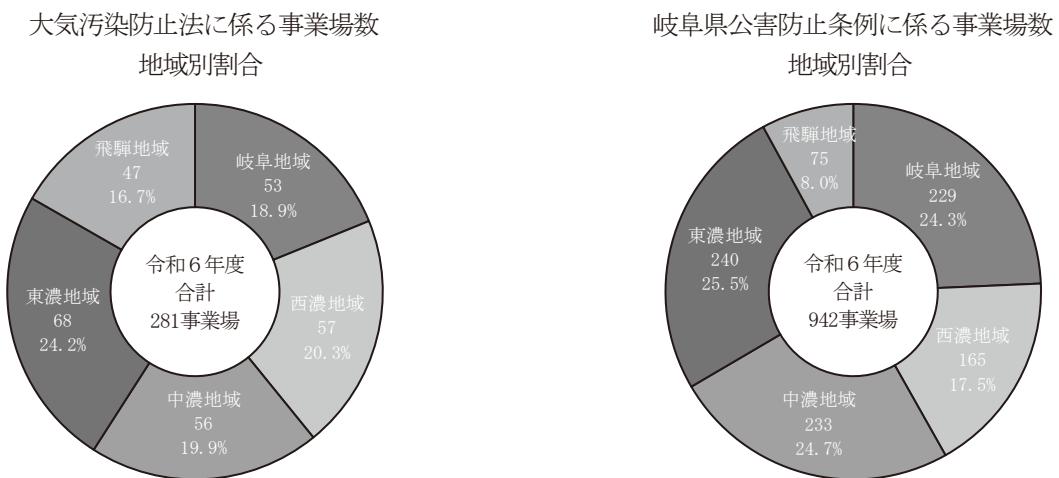
(令和7年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

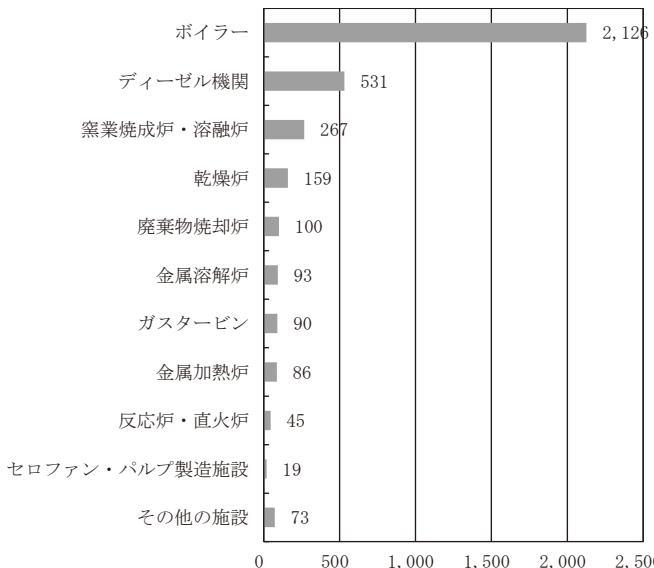
図2-4-25 地域別の粉じん発生施設設置工場・事業場数

(令和7年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

図2-4-26 ばい煙発生施設数(令和7年3月末現在)



備考) 県環境管理課調べ

表2-4-40 工場・事業場に対する立入検査等の実施状況

(令和6年度)

区分		件数
工場・事業場の立入検査		398
ばい煙測定等の行政検査		5
行政指導・処分	改善勧告	0
	注意	0

備考) 県環境管理課調べ 県及び岐阜市実施分

力 アスベスト対策<環境管理課>

「大気汚染防止法」では、特定粉じんとして石綿（アスベスト）が指定され、特定粉じん排出等作業現場の立入、周辺環境測定による監視を行っている。

平成8年5月の「大気汚染防止法」改正により、「特定粉じん排出等作業」が規定され、作業基準が設けられた。

平成18年3月1日には、「大気汚染防止法」による特定粉じん発生等作業に係る建築物の規模要件が撤廃され全ての建築物が規制の対象とされた。

同2月10日「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が公布され、特定粉じん排出等作業の対象に建築物のみでなく工作物も規制の対象とされた。

令和3年4月1日からは、「特定粉じん排出等作業」において、石綿含有成形板等が新たに規制の対象に追加され、石綿を含有するすべての建築材料について規制対象とされた。

令和4年4月1日からは、一定の条件を満たす解体等工事について、石綿の事前調査結果の県への報告が義務付けられた。

令和5年10月1日からは、建築物（建築設備を含む）の解体・改修工事を行う際は、有資格者（建築物石綿含有建材調査者等）による事前調査の実施が義務付けられた。

令和6年度の立入状況及び測定結果は表2-4-41及び表2-4-42のとおりである。

表2-4-41 岐阜市及び県事務所等特定粉じん排出等作業現場等立入状況 (令和6年度)

地域	岐阜	西濃	揖斐	中濃	可茂	東濃	恵那	飛騨	合計
合計(件)	59	20	3	24	8	13	5	35	167

備考) 県環境管理課調べ（県及び岐阜市実施分）

表2-4-42 特定粉じん排出等作業現場周辺測定結果 (令和6年度)

測定場所	測定日	総繊維数【本/リットル】	アスベスト繊維数【本/リットル】
郡上市	令和6年7月25日	0.22～0.34	—
土岐市	令和6年8月19日	0.17～0.45	—
本巣市	令和6年10月10日	0.056未満～0.056	—
中津川市	令和6年11月5日	0.10未満	—
揖斐川町	令和6年12月9日	0.056未満～0.056	—
高山市	令和6年12月12日	0.056未満～0.085	—
大垣市	令和7年1月17日	0.10未満	—
可児市	令和7年1月24日	0.056～0.22	—

備考) 1 県環境管理課調べ

2 総繊維数が1本/リットルを超えた現場については、総繊維数中のアスベストの有無について分析検査を実施している。

(2) フロン類回収の推進＜環境管理課＞

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊等の原因物質となるフロンを適正に回収・処理し、大気中への放出を抑制することが必要である。フロンには、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）があり、現在までに生産の禁止等の施策がとられてきた。しかし、過去に生産されたものが、家庭用冷蔵庫、カーエアコン等の機器の中に充填された形で相当量が残されていることから、機器が廃棄される際に、いかにその回収・処理を進めるかが大きな課題となっている。

このために定められた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（フロン回収破壊法：平成14年10月施行）により、県では第一種フロン類回収業登録事務等を実施した。また、平成18年6月に法改正（平成19年10月施行）があり、機器廃棄時の行程管理制度が導入されるとともに、整備時のフロン回収が義務付けられた。

しかし、フロン類の回収率は3割台で推移し、冷凍空調機器の設備不良や経年変化により、想定以上に使用時漏えいが生じていることが判明した。このため、平成25年6月にフロン回収破壊法が改正され、フロン類の製造から廃棄までライフサイクル全体で包括的な対策を実施するよう「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」が公布、平成27年4月1日から施行された。管理者による機器の点検、漏えい量の報告等が、また、充てんに係る業の登録、充てん回収証明書の交付等が義務付けられ、各地で説明会を開催し、法の周知を図った。

なお、第一種フロン類充填回収業登録事業者数は、令和7年3月末日現在、1,190件である。

一方、フロン類の問題を啓発し、社会全体のフロン類の認知度を高め、フロン類の排出防止、回収促進を進めるため、法律をわかりやすくまとめたパンフレットやリーフレットを第一種特定製品管理者や第一種フロン類充填回収業者に配布している。

(3) 放射性物質への対策

ア 放射性物質の測定<環境管理課>

県では、原子力規制庁から「環境放射能水準調査」の業務委託を受け、環境中の放射能レベルを把握するため、平成2年度から放射線量や放射性物質の測定を行っている。

その一環として空間放射線量を測定するためのモニタリングポストを、平成2年度から岐阜市に設置し、平成11年度からは各務原市内の保健環境研究所に移設して測定してきたが、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、県内のモニタリングポストを増設し、平成24年3月には県内10箇所において測定ができる体制を整え、さらに平成25年3月に揖斐川坂内測定局、平成26年1月に関ケ原町役場のモニタリングポストを追加整備し、県内12箇所での測定を実施している。モニタリングポストによる測定結果は表2-4-43のとおりである。

また、環境試料中の放射性物質（放射性核種）について、降下物（表2-4-44）等の測定を実施している。なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

表2-4-43 モニタリングポストによる空間放射線量測定結果

（単位： $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ）

	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3	
各務原市	最大	0.084	0.076	0.084	0.078	0.084	0.082	0.078	0.070	0.074	0.080	0.079	0.090
	最小	0.060	0.059	0.060	0.059	0.059	0.059	0.059	0.060	0.060	0.059	0.060	0.059
	平均	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062	0.062
揖斐川町	最大	0.084	0.100	0.111	0.102	0.106	0.092	0.086	0.074	0.075	0.082	0.082	0.076
	最小	0.057	0.056	0.057	0.057	0.055	0.055	0.056	0.053	0.049	0.048	0.045	0.049
	平均	0.060	0.060	0.061	0.060	0.060	0.060	0.060	0.059	0.054	0.053	0.053	0.052
多治見市	最大	0.078	0.082	0.092	0.084	0.078	0.093	0.095	0.075	0.077	0.079	0.082	0.086
	最小	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061
	平均	0.063	0.063	0.064	0.064	0.063	0.063	0.064	0.064	0.064	0.064	0.064	0.064
高山市	最大	0.106	0.106	0.119	0.111	0.124	0.116	0.113	0.108	0.106	0.111	0.107	0.108
	最小	0.076	0.077	0.078	0.076	0.079	0.077	0.076	0.077	0.075	0.071	0.059	0.072
	平均	0.081	0.081	0.082	0.081	0.083	0.082	0.082	0.081	0.081	0.079	0.071	0.080
岐阜市	最大	0.079	0.076	0.091	0.085	0.090	0.088	0.076	0.071	0.073	0.089	0.088	0.087
	最小	0.053	0.054	0.053	0.054	0.055	0.053	0.055	0.055	0.055	0.054	0.054	0.054
	平均	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.058	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059	0.059
大垣市	最大	0.090	0.084	0.101	0.087	0.081	0.098	0.089	0.074	0.089	0.089	0.093	0.093
	最小	0.057	0.057	0.057	0.058	0.057	0.058	0.057	0.058	0.058	0.057	0.056	0.057
	平均	0.060	0.060	0.061	0.061	0.062	0.061	0.061	0.060	0.061	0.060	0.060	0.060
美濃市	最大	0.076	0.091	0.108	0.098	0.082	0.093	0.085	0.075	0.084	0.089	0.087	0.099
	最小	0.054	0.054	0.055	0.054	0.054	0.054	0.054	0.055	0.055	0.052	0.044	0.054
	平均	0.058	0.058	0.060	0.060	0.062	0.059	0.060	0.059	0.059	0.059	0.058	0.059
郡上市	最大	0.081	0.098	0.089	0.096	0.108	0.087	0.082	0.083	0.087	0.085	0.089	0.084
	最小	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.057	0.051	0.037	0.052
	平均	0.060	0.060	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.061	0.063	0.061	0.049	0.061
恵那市	最大	0.092	0.089	0.112	0.103	0.093	0.107	0.101	0.097	0.084	0.092	0.103	0.129
	最小	0.070	0.070	0.069	0.069	0.070	0.070	0.070	0.071	0.068	0.066	0.066	0.068
	平均	0.074	0.074	0.074	0.074	0.075	0.074	0.075	0.075	0.074	0.074	0.074	0.074
下呂市	最大	0.103	0.124	0.125	0.111	0.178	0.107	0.106	0.095	0.094	0.103	0.100	0.103
	最小	0.081	0.082	0.082	0.082	0.081	0.082	0.081	0.080	0.079	0.074	0.070	0.078
	平均	0.085	0.085	0.087	0.087	0.086	0.086	0.085	0.084	0.082	0.080	0.078	0.082

第2部 環境の状況及び環境の保全・創出に関して実施した施策

		R6. 4	R6. 5	R6. 6	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10	R6. 11	R6. 12	R7. 1	R7. 2	R7. 3
揖斐川町坂内	最大	0.123	0.152	0.172	0.123	0.118	0.115	0.122	0.122	0.125	0.102	0.109	0.106
	最小	0.096	0.096	0.097	0.096	0.097	0.097	0.096	0.095	0.070	0.062	0.053	0.055
	平均	0.100	0.100	0.102	0.102	0.102	0.101	0.100	0.100	0.099	0.072	0.064	0.070
関ヶ原町	最大	0.092	0.095	0.116	0.097	0.091	0.099	0.092	0.084	0.104	0.103	0.101	0.100
	最小	0.067	0.069	0.070	0.070	0.070	0.070	0.070	0.071	0.070	0.065	0.062	0.070
	平均	0.070	0.071	0.073	0.072	0.072	0.072	0.072	0.072	0.073	0.072	0.072	0.073

備考) 1 県環境管理課調べ

- 2 揖斐川町、多治見市、高山市においては、平成23年10月20日から測定開始。
- 岐阜市、大垣市、美濃市、郡上市、恵那市、下呂市においては、平成24年3月15日から測定開始。
- 揖斐川町坂内においては、平成25年3月27日から測定開始。
- 関ヶ原町においては、平成26年1月29日から測定開始。
- 3 揖斐川町坂内においては、令和6年2月21日から測定機器を更新し、測定機器の種類をNaIシンチレーション式検出器から電離箱検出器に変更。

表2-4-44 月間降下物の放射性核種分析結果

検体期間	測定日	測定結果 (MBq/km ²)			備考
		ヨウ素131 (I-131)	セシウム134 (Cs-134)	セシウム137 (Cs-137)	
令和6年4月1日～令和6年5月1日	5月14日	検出されず (0.26)	検出されず (0.093)	検出されず (0.094)	令和6年4月分(30日)
令和6年5月1日～令和6年6月3日	6月14日	検出されず (0.22)	検出されず (0.077)	検出されず (0.070)	令和6年5月分(33日)
令和6年6月3日～令和6年7月1日	7月16日	検出されず (0.30)	検出されず (0.075)	検出されず (0.065)	令和6年6月分(28日)
令和6年7月1日～令和6年8月1日	8月9日	検出されず (0.16)	検出されず (0.073)	検出されず (0.061)	令和6年7月分(31日)
令和6年8月1日～令和6年9月2日	9月18日	検出されず (0.30)	検出されず (0.079)	検出されず (0.063)	令和6年8月分(32日)
令和6年9月2日～令和6年10月1日	10月8日	検出されず (0.13)	検出されず (0.074)	検出されず (0.063)	令和6年9月分(29日)
令和6年10月1日～令和6年11月1日	11月12日	検出されず (0.20)	検出されず (0.072)	検出されず (0.068)	令和6年10月分(31日)
令和6年11月1日～令和6年12月2日	12月10日	検出されず (0.15)	検出されず (0.077)	検出されず (0.068)	令和6年11月分(31日)
令和6年12月2日～令和7年1月6日	1月10日	検出されず (0.10)	検出されず (0.077)	検出されず (0.061)	令和6年12月分(35日)
令和7年1月6日～令和7年2月3日	2月10日	検出されず (0.13)	検出されず (0.074)	検出されず (0.065)	令和7年1月分(28日)
令和7年2月3日～令和7年3月3日	3月11日	検出されず (0.16)	検出されず (0.083)	検出されず (0.067)	令和7年2月分(28日)
令和7年3月3日～令和7年4月1日	4月8日	検出されず (0.15)	検出されず (0.075)	検出されず (0.069)	令和7年3月分(29日)

備考) 県環境管理課調べ

*採取場所：岐阜県保健環境研究所（各務原市那加不動丘1-1）屋上

*降下物：大気中から降下したちりや雨水など

*MBq/km² 「メガベクレル毎平方キロメートル」 = Bq/m² 「ベクレル毎平方メートル」

*（ ）は検出下限値

イ 県内で生産される農畜水産物の放射性物質モニタリング検査<農産園芸課>

県民・消費者の県内産農畜水産物に対する不安感を払拭するため、平成23年10月「農畜水産物の放射性物質モニタリング検査事業実施要領」を制定し、本県内で生産される主要な農畜水産物について、平成23年11月28日から放射性物質のモニタリング検査を開始した。

令和6年度においては、厚生労働省による食品中に含まれる放射性物質の新基準値に対応し、原乳・茶は精密検査機器（ガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法）、作物・野菜・果樹・牛肉・魚類等については簡易検査機器（NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる方法）にて、6品目、16検体を検査したところ、結果はいずれも放射性セシウムは不検出（検出限界値：精密検査約2Bq/kg未満、簡易検査25Bq/kg未満）であった。

なお、検査結果は本県ホームページにて随時公表している。

2 騒音・振動・悪臭の防止

(1) 騒音の状況

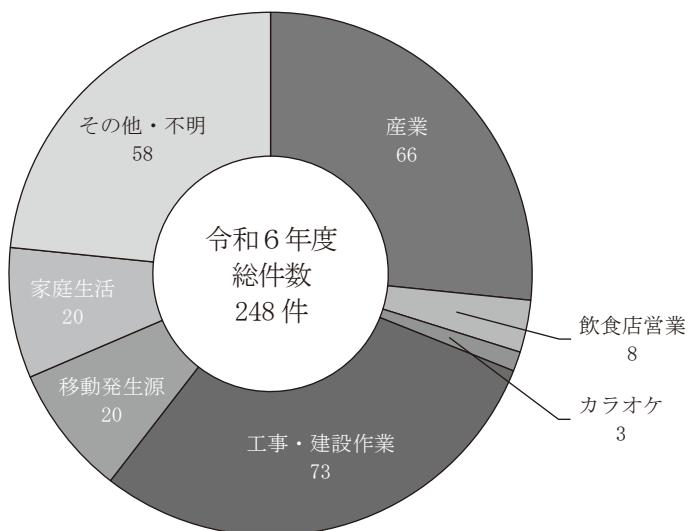
ア 概況＜環境管理課＞

騒音公害は、各種公害の中でも日常生活に関係が深いものであり、その発生源は製造事業所、建設業をはじめ、自動車、航空機などの交通機関や飲食店、家庭生活など多種多様である。

令和6年度の騒音に関する苦情件数は248件であり、図2-4-27のとおり、工事・建設作業に起因するものが約30%、産業に起因するものが約27%、移動発生源、家庭生活に起因するものがそれぞれ約8%となっている。

これらの騒音の防止対策としては、発生源に対する立入検査や指導などが行われている。

図2-4-27 騒音に関する苦情の発生源別内訳



備考) 県環境管理課調べ

イ 環境騒音の定点観測調査＜環境管理課＞

○ 道路に面する地域以外の地域（以下「一般地域」という。）

令和6年度の測定結果は表2-4-45及び資料36のとおりで、環境基準達成率は、類型Aでは88.9%、類型Bでは93.1%、類型Cでは95.3%であった。また、全体の環境基準達成率は93.0%（昼間）であった。

表2-4-45 一般地域における環境基準達成率

(環境基準達成率：%)

区分	類型A	類型B	類型C
令和4年度	100	93.1	100
令和5年度	96.4	94.4	100
令和6年度	88.9	93.1	95.3

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型A：専ら住居の用に供される地域

類型B：主として住居の用に供される地域

類型C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

○ 道路に面する地域

道路に面する地域については、住居等のうち騒音のレベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価する「面的評価」を平成17年度から実施している。

令和6年度は、901区間の面的評価を実施し、測定結果は、全体(61,998戸)のうち、昼間(6時~22時)及び夜間(22時~6時)とも環境基準を達成したのは58,152戸(93.8%)であった。

表2-4-46 道路に面する地域における環境基準達成率

(環境基準達成率: %)

区分	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
令和4年度	95.1	1.2	1.3	2.4
令和5年度	93.8	1.0	2.0	3.2
令和6年度	93.8	1.0	1.9	3.3

備考) 1 県環境管理課調べ

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

○ 航空機騒音

本県には、航空自衛隊が使用している岐阜飛行場が各務原市内にあり、航空機の離着陸等に伴い発生する騒音が生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和54年に岐阜飛行場の周辺地域(岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町)の2市2町約93km²について、「航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を県及び各市で行っている。

令和6年度の測定結果は、環境基準達成率が80.0%となっている。

表2-4-47 航空機騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率: %)

区分	全体	類型I	類型II
令和4年度	80.0	50.0	87.5
令和5年度	70.0	50.0	75.0
令和6年度	80.0	50.0	87.5

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、通常の生活を保全する必要がある地域である。

○ 新幹線鉄道騒音

本県の南西部(大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町)を東海道新幹線鉄道が通過(約31km)しており、列車の高速走行に伴い発生する騒音等が沿線地域の生活環境に影響を与えている。

このため県は、昭和52年4月、沿線地域2市3町の約22km²について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定」を行い、その達成・維持状況を把握するための定点観測調査を行っている。

令和6年度の測定結果は、環境基準達成率が50.0%となっている。

表2-4-48 新幹線鉄道騒音の環境基準達成率

(環境基準達成率: %)

区分	全体	類型I	類型II
令和4年度	45.0	31.3	100.0
令和5年度	50.0	37.5	100.0
令和6年度	50.0	37.5	100.0

備考) 1 県環境管理課調べ

2 類型Iの地域は、専ら住居の用に供される地域、類型IIの地域は類型I以外の地域で、商工業の用に供される地域である。

3 軌道中心線からの距離が、25mの地点で測定をしている。

ウ 工場騒音の状況<環境管理課>

工場・事業場の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-49及び資料39のとおり13,174工場であり、その36.0%が岐阜地域に集中し、次いで中濃地域、東濃地域の順となっている。また、これらを特定施設別にみると75,988施設あり、県全体としては空気圧縮機及び送風機が一番多く、次いで岐阜地域では織機、西濃地域、中濃地域では金属加工機械、東濃地域では土石用又は鉱物用の破碎機等、飛騨地域では木材加工機械の施設がそれぞれ多い。

表2-4-49 騒音に係る特定工場等の届出状況

(令和7年3月末現在)

適用区分	地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
騒音規制法		2,800	1,532	1,440	1,410	592	7,774
岐阜県公害防止条例		1,940	888	1,276	1,072	224	5,400
計		4,740	2,420	2,716	2,482	816	13,174

備考) 県環境管理課調べ

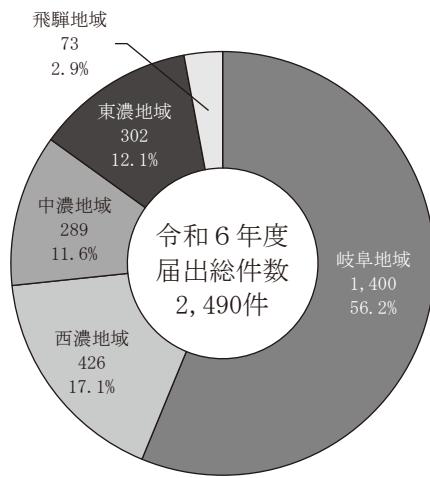
エ 建設作業騒音の状況<環境管理課>

ビル建設や大規模工事の増加及び建設機械の大型化などにより、建設作業に伴い発生する騒音が作業現場の周辺地域に影響を及ぼすことが懸念されている。

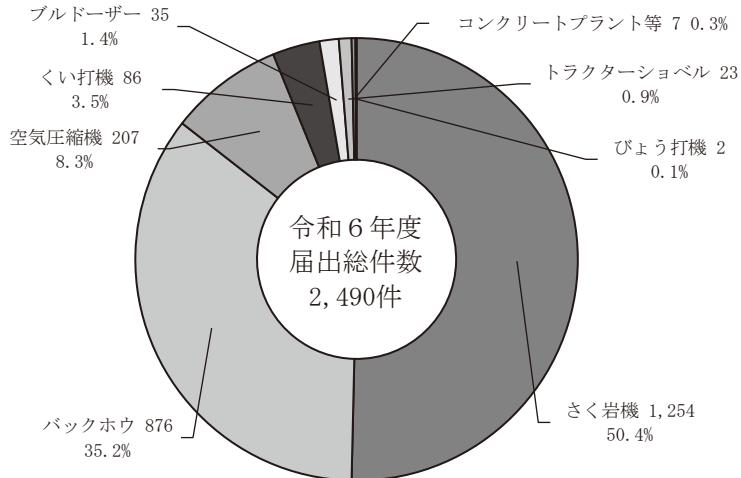
この騒音を防止するため、「騒音規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和6年度は、県内で2,490件の特定建設作業の届出があった。地域別にみると図2-4-28のとおり、岐阜地域が最も多く全体の56.2%を占め、次いで西濃地域の17.1%となっている。

また、種類別にみると、図2-4-29のとおり、さく岩機を使用する作業が最も多く全体の50.4%を占め、次いでバックホウを使用する作業が35.2%となっている。

2-4-28 騒音に係る特定建設作業の地域別
届出状況

備考) 県環境管理課調べ

図2-4-29 騒音に係る特定建設作業の種類別
届出状況

備考) 県環境管理課調べ

オ 交通管理<警察本部交通規制課>

当県は、免許保有者（人口比）が全国11位（1.38人に1人）、自動車保有状況（人口比）が全国16位（1.13人に1台）（令和6年）と高位置にある中、県内の主要幹線道路における交通量は多く、朝夕を中心に恒常に交通渋滞が発生するなど、自動車交通に起因する騒音、振動が発生している。

これらを防止するため、人口集中地区では、生活道路において警察、自治体、道路管理者等が連携して「ゾー

ン30」及び「ゾーン30プラス」を設定し、ゾーン内の速度抑制を図るほか、ゾーン外の生活道路においても、地域の特性に応じて、一方通行、大型自動車等通行禁止、最高速度制限、指定方向外進行禁止等の各種規制を組み合わせ、通過交通の減少や走行速度の低下を促し、騒音や振動のない良好な生活環境の実現を図っている。

さらに、路線バス等優先通行帯、駐車禁止等の交通規制を実施し、公共交通機関の利用促進と通行の円滑化を図ることにより、交通総量の抑制を図っている。

交通管制センターでは、道路上の車両感知器や光ビーコンからの交通情報を収集・分析して信号機を集中制御することにより、交差点における発進・停止回数を減少させるとともに、交通渋滞などの交通情報を交通情報板やカーナビ（VICS対応）などでドライバーに提供を行い、交通渋滞を緩和し、排出ガスの削減や騒音等の防止を図っている。

令和6年度末現在における交通管制エリアは、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、大垣市、安八町、輪之内町、瑞穂市、本巣市、北方町、山県市、郡上市、関市、美濃市、美濃加茂市、坂祝町、可児市、御嵩町、多治見市、土岐市、瑞浪市、中津川市、恵那市及び高山市で合計253.6km²である。

(2) 振動の状況＜環境管理課＞

ア 概況

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、主として心理的、感覚的な影響が強く、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られる。また、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多い。

令和6年度の苦情件数は24件であり、資料9のとおりであった。

これらの振動の防止対策としては、発生源に対する立入検査や指導などが行われている。

イ 工場振動の状況

工場・事業場の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域を指定し、この指定地域内にある特定施設を有する工場・事業場（以下この節において「特定工場等」という。）について、「振動規制法」に基づき規制を行っている。

県内の特定工場等の数は、表2-4-50及び資料40のとおり5,981工場であり、その39.6%が岐阜地域に集中し、次いで西濃地域、中濃地域の順となっている。

また、「振動規制法」に基づく特定工場等を特定施設の種類別にみると、繊維関係の工場又は施設が最も多く、岐阜地域及び西濃地域に集中している。

表2-4-50 振動に係る特定工場の届出件数

（令和7年3月末現在）

地域名	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	計
適用区分	2,366	1,485	981	913	236	5,981
振動規制法						

備考) 県環境管理課調べ

ウ 建設作業振動の状況

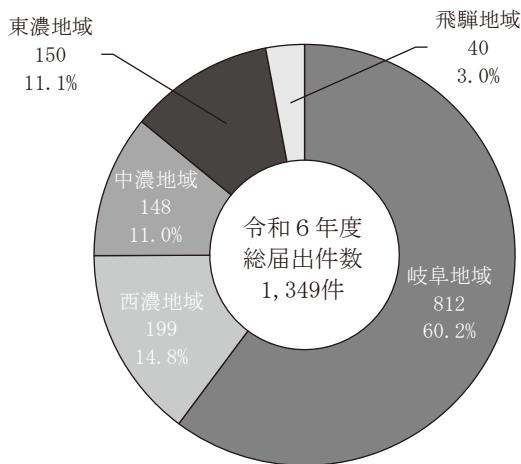
建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がっている。建設作業は一般に短期間で完了することが多いが、騒音と異なり建物・家屋等に被害が残ることがあるため問題が生じやすい。

この振動を防止するため、「振動規制法」により住民の生活環境を保全する地域を指定し、指定地域内で行われるくい打ち機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っている。

なお、令和6年度は県内で1,349件の特定建設作業の届出があり、これを地域別にみると図2-4-30のとおり岐阜地域が最も多く全体の60.2%を占め、次いで西濃地域の14.8%となっている。

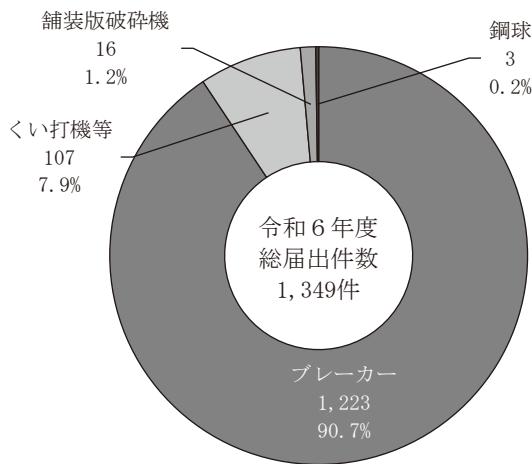
また、種類別にみると、図2-4-31のとおり、ブレーカーを使用する作業が最も多く全体の90.7%を占め、次いでくい打機等を使用する作業が7.9%となっている。

図2-4-30 振動に係る特定建設作業の地域別届出状況



備考) 岐阜県環境管理課調べ

図2-4-31 振動に係る特定建設作業の種類別届出状況



備考) 岐阜県環境管理課調べ

(3) 悪臭の状況<環境管理課>

ア 概況

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく、発生源は製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり、規制については非常に難しい面がある。

令和6年度の悪臭に関する苦情件数は226件（資料9）であり、焼却によるものが全体の約46%、産業に起因するものが約8%、家庭生活に起因するものが約5%となっている。

イ 工場・事業場の状況

悪臭は多種多様な発生源が考えられ、またその発生源について、「悪臭防止法」に届出制度がないことから、悪臭に関連する工場・事業場の対象数は把握できない。苦情の状況等からみると、製造業では塗装関連業、化学工場が悪臭に関連する工場・事業場、農業については畜産業に係るものがほとんどである。その他の事業では、ゴミ処理施設、し尿処理場、下水処理場などが悪臭の発生源となる状況にある。

(4) 騒音・振動、悪臭対策

ア 騒音対策<環境管理課>

○ 一般環境騒音

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（県内全市町村）内の一般地域142地点において、定点観測調査を実施した。

○ 自動車騒音

県内の国道、県道及び市町道の901区間の自動車騒音について面的評価を実施した。

○ 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定」地域（各務原市等2市2町）内の10地点において、定点観測調査を実施した。

○ 新幹線鉄道騒音

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定」地域（大垣市等2市3町）内の20地点において、定点観測調査を実施した。

○ 工場騒音及び建設作業騒音

市町村は、特定工場等及び特定建設作業に対し、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査を実施している。

また、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

イ 振動対策<環境管理課>

○ 工場・事業場の監視指導

市町村は、「振動規制法」に基づく特定工場等への立入り、届出事項の確認、特定施設の維持管理状況、防振

対策の状況等について検査を行い、必要に応じ振動測定を実施している。

一方、県は、市町村に対し測定等の技術的な助言を行っている。

ウ 悪臭対策

○ 規制措置<環境管理課>

県では、市町村における工場・事業場から発生する悪臭を防止するため、「悪臭防止法」に基づき事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制する地域を指定している。

また、特定悪臭物質としてアンモニア等22物質については、工場・事業場の敷地境界で臭気強度2.5（ノルマル酪酸のみ臭気強度3.0）に相当する濃度規制、排出口（アンモニア等13物質）では流量規制、さらに硫化水素等硫黄系の4物質については排出水中の濃度規制を行っている。

○ 工場・事業場の監視指導<環境管理課>

「悪臭防止法」に基づき市町村が監視指導を行っている。

○ 複合臭への対応<環境管理課>

悪臭物質ごとの規制では対応できない複合臭に対しては、「官能試験法による悪臭対策指導要領」（平成7年4月施行）に基づき指導を行っている。

○ 畜産農家に対する悪臭軽減指導<畜産振興課>

畜産経営に由来する悪臭発生を最小限にとどめるため、「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」等に基づき、畜産農家を巡回して次のような指導を行った。

- ・ふん尿を迅速かつ適切に処理し、長時間放置しない。
- ・ふん尿処理施設の適正な維持管理に細心の注意を払う。
- ・ふん尿の加熱処理や焼却等による悪臭の発生源を点検調査する。
- ・畜舎周辺の清掃に留意し、草花、樹木等により環境美化に努める。
- ・臭気吸着特性を持つおが粉、チップ、バーク、粉碎もみがら等の資材を利用した悪臭防止対策を、畜舎や堆肥舎で積極的に利用する。
- ・必要に応じて脱臭剤を用いる。
- ・畜舎及び処理施設等について密閉方式の採用を検討する。
- ・周辺住民との相互理解に努め、また、集落に介在する畜舎からの悪臭に関する苦情の解決策として、適地への経営移転について検討する。

第5章 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

第1節 多様な主体間の連携による人づくり

1 環境学習支援の機能強化

(1) 環境学習ポータルサイトの運用<環境生活政策課>

県民の主体的な環境学習を支援するため、企業・環境関連団体・県・市町村が実施・提供する環境学習の体験プログラムや教材・指導人材などの情報を一元的に集約・管理し、ワンストップでアクセスできる「ぎふ環境学習ポータルサイト」を令和4年3月に開設し、令和6年度には、74件の環境学習プログラムの情報提供を行った。

また、小学校高学年を対象に環境問題についてクイズ形式で学ぶウェブサイト「ぎふ環境エコ検定」の改修及び中学生以上を対象にした環境教育動画を5本作成した。

(2) 環境教育を推進する学校・団体等への支援

○ 環境教育推進員の派遣<環境生活政策課>

環境に関する専門家を環境教育推進員として、学校等へ派遣し、環境学習計画に関する助言や講義を実施した(98回)。

○ 岐阜県環境学習出前講座（E C O講座）の実施<環境生活政策課>

環境行政に関わる県職員や地域人材を学校等へ派遣し、出前講座を開催した(171回)。

2 各主体間の連携強化

(1) 流域一帯の清掃活動による河川清掃モデルの確立<廃棄物対策課>

流域の環境保全団体や関係機関との連携により、県民参加による流域一帯の河川清掃活動に取り組んだ。

<実施日・実施場所>

令和6年10月19日 高山市・富山県

10月27日 岐阜市

3 次代の環境活動を担う人材の育成

(1) 岐阜大学との連携<環境生活政策課>

岐阜大学が設置した「次世代地域リーダー育成プログラム」の「環境リーダーコース」の運営に協力した。

(2) 「ぎふ木育」の推進

ア ぎふ木遊館の取組<森林活用推進課>

幅広い年齢層の方が木に親しみ、森林とのつながりを体験できる木育の総合拠点「ぎふ木遊館」では、令和6年度に52,147人の入館があった。また、「ぎふ木遊館」には「ぎふ木育」の指導者等が常駐しており、令和6年度は、木のおもちゃでの遊びのサポートや、68種類の木育プログラムを実施し、様々な世代に木育の普及を図った。

人材の育成としては、「ぎふ木遊館」の入館者のおもてなしや、木のおもちゃでの遊びを通して、「ぎふ木育」の魅力を伝えていただく「ぎふ木育センター」を養成し、58名を登録した。

イ 森林総合教育センター（愛称：morinos）の取組<森林活用推進課>

子どもから大人まで、すべての人と森をつなぎ、森と暮らす楽しさと森林文化の豊かさを次世代に伝えていく森林環境教育の総合拠点「森林総合教育センター（morinos）」では、令和6年度に16,552人の利用があった。また、令和6年度の森林環境教育プログラムを、一般や教育機関の子ども等を対象に、81種類、延べ346回開催し、広く県民に森を楽しむ機会を提供した。

人材の育成としては、自然体験指導者や教育機関の職員などを対象に、人と森をつなぐための様々な知識・技術（自然、環境、木工など）を習得する指導者育成プログラムを、26種類、34回開催し、指導者のスキルアップを図った。

4 SDGsに関する普及啓発活動の推進

(1) 「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワークの活用<SDGs推進課>

県内企業や団体、NPO、個人等、多様な主体からなる「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク会員」に対して、メールマガジンによる情報提供のほか、セミナー等の普及啓発、会員間の課題解決に向けたマッチング

グ支援等を実施した。

また、県民一人ひとりが、SDGsへの理解を深め、行動に移す契機とするため、「清流の国ぎふ」SDGs推進フォーラムを開催した。

(2) SDGsに積極的な取組を行う市町村の支援<SDGs推進課>

『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク連携促進補助金により、市町村が実施するSDGsへの理解を醸成するための普及啓発事業を支援した。

5 体験を重視した環境教育の充実

(1) 河川を活用した環境教育事業

ア 脱炭素社会ぎふを支える人づくりツアーの実施<環境生活政策課>

森・里・川・海での自然体験や保全活動を通じて、流域のつながりや環境問題について親子で考え、環境にやさしい行動を学ぶ環境学習ツアーを15回実施し、319人の参加があった。

イ 川を題材とした総合的な学習の時間に取り組む団体に対する支援の実施<河川課>

将来を担う子どもたちに、身近にある川について学んでもらい、日々の暮らしを守る川の役割や環境に関する理解を深めてもらうことを目的に、平成14年度から川を題材とした「総合的な学習の時間」に取り組む小中学校等に対して、職員の講師派遣などによる支援を実施している。

令和6年度は、身近な川の生物調査や水質調査等の体験学習や、子どもたちの防災への意識を高めることを目的に、伝統的な防災施設や過去の水害、土砂災害に関する学習にも積極的に取り組み、県内58の小中学校等に対して支援活動を実施した。

第2節 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

1 知識を実践に変える県民運動の展開

(1) 「ぎふエコアクション」の普及啓発<省エネ・再エネ社会推進課>

「ぎふエコアクション」をキャッチフレーズに、低炭素型の製品・サービスの利用など「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた行動変容・ライフスタイルの転換を促すため、省エネ行動の見える化Webサイトを運用したほか、手軽に取り組める事柄を紹介する動画をSNSで配信した。【再掲】

(2) 環境教育副読本の作成<環境生活政策課>

岐阜県の自然や生物多様性のほか地球温暖化、資源循環などを紹介する「清流の国ぎふ環境教育副読本」を作成し、県内の小学校5年生全員に配布するとともに「資料編」をPDF形式で作成し、「ぎふ環境学習ポータルサイト」へ掲載した。

(3) 環境に配慮した消費行動の普及啓発の促進

ア 「グリーン購入」の促進<廃棄物対策課>

県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るために、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。【再掲】

イ エシカル消費の促進<県民生活課>

中学校・高等学校向けWEB版消費者教育副読本を作成し、県内全中学校等及び全高等学校等に活用を促した。副読本にエシカル消費に関する内容を盛り込み、県民の理解促進、意識向上を図った。

(4) ぎふ食べきり運動の推進<廃棄物対策課>

平成30年度から、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組を開始。県内の飲食店や企業等1,400事業所（令和7年3月現在）を協力店・協力企業に登録したほか、インスタグラムやYouTubeを活用し、食品ロス削減のためのレシピ等を情報発信するなどして、運動を推進した。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組をインスタグラムやホームページで紹介するなど、啓発を行った。【再掲】

2 新しいライフスタイルへの移行促進

(1) ワーケーションの実現可能性に関する調査・検討の推進<農村振興課>

農村地域でのワーケーションを推進するため、「ぎふの農村ならでは」の体験メニューと地域貢献を目的とした

ボランティアメニューを組み合わせた滞在型プログラムである「GIFU-DO農泊」プランについて、販売に向けたモデルツアーを実施した。【再掲】

達成目標

管理指標

第3部

環境基本計画（第6次）の 進捗状況

第3部 環境基本計画（第6次）の進捗状況

達成目標

達成目標

	項目	担当課	実績値	目標値
1	温室効果ガスの排出量	省エネ・再エネ社会推進課	1,525万t-CO ₂ (令和4年度速報)	1,474万t-CO ₂ (令和7年度)
2	家庭1世帯あたりエネルギー消費量の削減率	省エネ・再エネ社会推進課	2017年度比8.5%減 (令和4年度速報)	2017年度比9.7%減 (令和7年度)
3	再エネ電力比率	省エネ・再エネ社会推進課	20.6% (令和4年度速報)	31.5% (令和7年度)
4	立地適正化計画策定市町村数（累計）	都市政策課	8市町村 (令和6年度)	10市町村 (令和7年度)
5	一般廃棄物排出量	廃棄物対策課	62.2万t (令和5年度)	60.8万t (令和7年度)
6	一般廃棄物再生利用率	廃棄物対策課	21.7% (令和5年度)	28.0% (令和7年度)
7	産業廃棄物排出量（農業系廃棄物を除く）	廃棄物対策課	357.1万t (令和5年度)	367.7万t (令和7年度)
8	産業廃棄物再生利用率（農業系廃棄物を除く）	廃棄物対策課	49.1% (175.6万t) (令和5年度)	56.0% (205.9万t) (令和7年度)
9	地域循環共生圏プラットフォーム登録団体数（累計）	廃棄物対策課	12団体 (令和6年度)	20団体 (令和7年度)
10	自然公園利用者数	環境生活政策課	646万人 (令和5年度)	800万人 (令和7年度)
11	新規林業就業者数	森林経営課	74人 (令和5年度)	80人 (令和7年度)
12	農地維持活動に集落で取り組む協定面積	農村振興課	28,438ha (令和6年度)	28,900ha (令和7年度)
13	河川環境基準達成率 ※BOD75%値	環境管理課	98.6% (令和6年度)	100.0% (令和7年度)
14	大気環境基準達成率 ※光化学オキシダント除く	環境管理課	100.0% (令和6年度)	100.0% (令和7年度)
15	環境学習ポータルサイト閲覧回数	環境生活政策課	79,519回 (令和6年度)	20万回 (令和7年度)
16	「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク会員数	SDGs推進課	2,039会員 (令和6年度)	1,650会員 (令和7年度)
17	副読本等を活用し環境問題を探求した小学校の割合	環境生活政策課	98.3% (令和6年度)	100.0% (令和7年度)

管理指標

管理指標

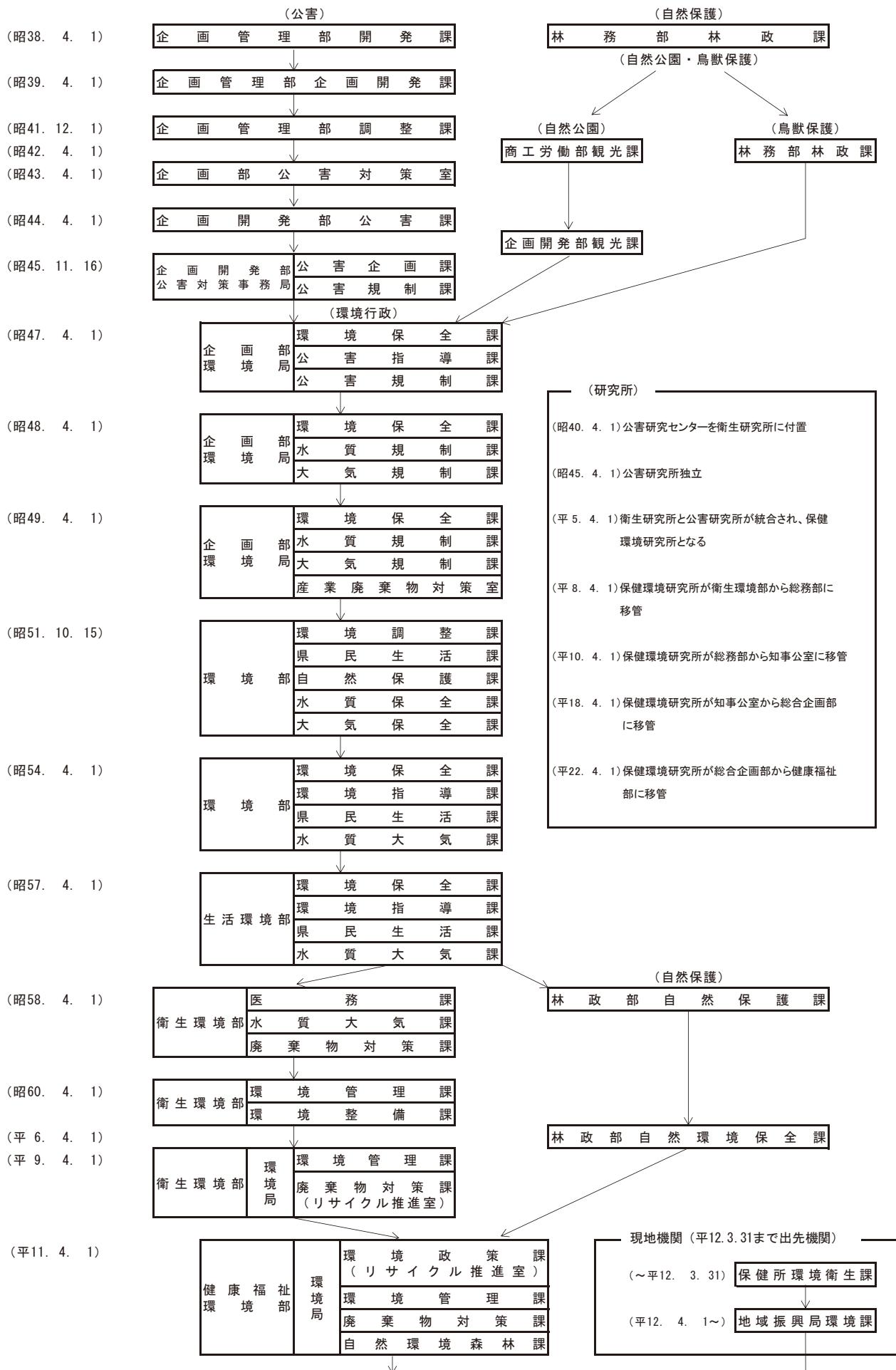
	項目	担当課	実績値	目標値
1	次世代自動車の普及台数 ※EV・PHV・FCV	省エネ・再エネ社会推進課	13,095台 (令和5年度)	37,490台 (令和7年度)
2	木質バイオマス利用量	森林経営課	197千m ³ (令和6年度)	208千m ³ (令和7年度)
3	ぎふ清流COOL CHOICE賛同者数 ※令和5年度終了	省エネ・再エネ社会推進課	30,720人 (令和5年度)	4万人 (令和7年度)
4	間伐実施面積	森林経営課	5,241ha (令和6年度)	9,600ha (令和7年度)
5	洪水ハザードマップ改定市町村数	防災課	42市町村 (令和6年度)	42市町村 (令和6年度)
6	1人1日当たり生活系ごみ排出量	廃棄物対策課	622g／人／日 (令和5年度)	629g／人／日 (令和7年度)
7	事業者当たりのごみ削減率	廃棄物対策課	—	2018年比5.0%減 (令和7年度)
8	「ぎふ食べきり運動」協力事業者・協力店舗数	廃棄物対策課	1,400店舗 (令和6年度)	1,000店舗 (令和7年度)
9	「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』登録店舗・事業者（企業数）	廃棄物対策課	1,537店舗・事業所（370社） (令和6年度)	1,500店舗・事業所（100社） (令和7年度)
10	「清流長良川あゆパーク」における体験プログラム参加者数（累計）※令和5年度終了	里川・水産振興課	139,639人 (令和5年度)	10万人 (令和5年度)
11	生物多様性に関する講習等参加者数	環境生活政策課	580人 (令和6年度)	300人 (令和7年度)
12	ニホンジカの捕獲頭数	環境生活政策課	17,249頭 (令和6年度)	15,000頭 (令和7年度)
13	狩猟免許所持件数	環境生活政策課	4,629件 (令和6年度)	5,500件 (令和7年度)
14	ぎふ清流GAP実践率	農産園芸課	27.1% (令和6年度)	35.0% (令和7年度)
15	指定棚田地域活動計画認定棚田数	農村振興課	30箇所 (令和6年度)	50箇所 (令和7年度)
16	汚水処理人口普及率	下水道課	94.4% (令和6年度)	95.0% (令和7年度)
17	光化学オキシダントの環境基準非適合率	環境管理課	21.9% (令和6年度)	19.3% (令和7年度)
18	騒音の環境基準達成率 ・一般地域 ・自動車騒音	環境管理課	93.0% 93.8% (令和6年度)	100.0% 100.0% (令和7年度)
19	環境学習コーディネート数	環境生活政策課	98回 (令和6年度)	100回 (令和7年度)
20	次世代地域リーダー（環境）育成者数	環境生活政策課	372人 (令和6年度)	200人 (令和7年度)
21	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 全世代	省エネ・再エネ社会推進課	99.0% (令和6年度)	100.0% (令和7年度)
22	環境にやさしい行動に取り組んだ人の割合 20代	省エネ・再エネ社会推進課	100.0% (令和6年度)	100.0% (令和7年度)

資

料

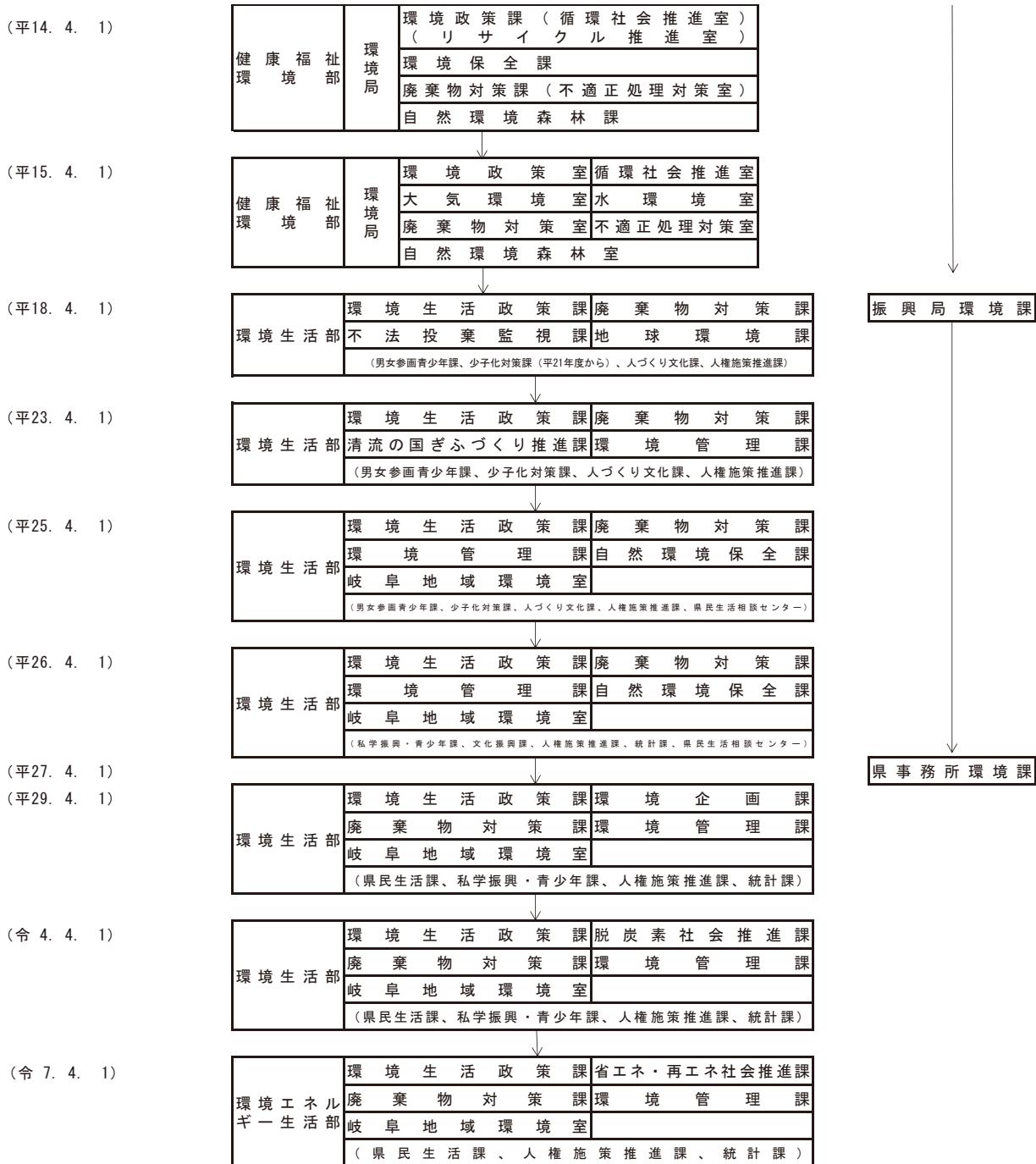
資料

1 岐阜県環境行政組織の変遷<環境生活政策課>



資料

資料



2 主要環境指標でみる岐阜県の位置<環境生活政策課><環境管理課>

指標	年度	岐阜県	全国	単位	算式	資料	備考
人口10万人当たり公害苦情件数（総数）	6	73.1	55.6		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
人口10万人当たり公害苦情件数（大気汚染）	6	13.8	10.6		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
人口10万人当たり公害苦情件数（水質汚濁）	6	14.3	3.8		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
人口10万人当たり公害苦情件数（騒音）	6	12.9	15.2		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
人口10万人当たり公害苦情件数（振動）	6	1.3	1.8		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
人口10万人当たり公害苦情件数（悪臭）	6	11.8	7.8		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
人口10万人当たり公害苦情件数（土壤汚染）	6	0.4	0.2		公害苦情件数 総人口	公害等調整委員会事務局 「公害苦情件数調査結果報告書」	全国データはR5年度
面積1km ² 当たり事業場数（ぱいり煙）	6	0.148	0.214		事業場数 総面積(km ²)	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR5年度
面積1km ² 当たり事業場数（粉じん）	6	0.026	0.030		事業場数 総面積(km ²)	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR5年度
面積1km ² 当たり事業場数（VOC）	6	0.002	0.003		事業場数 総面積(km ²)	環境省 「大気汚染防止法施行状況」	全国データはR5年度
面積1km ² 当たり特定事業場数（水質）	6	0.791	0.665		特定事業場数 総面積(km ²)	環境省 「水質汚染防止法等の施行状況」	全国データはR5年度
面積1km ² 当たり特定工場等数（騒音）	6	0.732	0.562		特定工場等数 総面積(km ²)	環境省 「騒音規制法施行状況調査」	全国データはR5年度
自然公園面積率	6	18.4	15.2	%	自然公園面積 総面積	環境省「自然公園面積」	全国データはR6年度

3 自然環境保全地域等の指定状況<環境生活政策課>

(令和7年3月末現在)

区分	地域名	所在地	面積 (ha)	内訳		指定年月日	特質
				特別地区 (ha)	普通地区 (ha)		
自然環境保全地域	能郷白山	本巣市根尾能郷	656.45	656.45	-	S51.2.3	亜高山性植物及びブナのすぐれた天然林
	山中山	高山市莊川町	13.12	1.99	11.13	S51.2.3	植物の自生地、高層湿原のミズバショウ
	秋神	高山市朝日町	10.04	-	10.04	S51.2.3	シラカンバの自生地
	荻町	大野郡白川村	300.45	105.02	195.43	S51.2.3	ブナ、ミズナラを主体とするすぐれた天然林
	北の俣・水の平	飛騨市神岡町	363.52	(1.50) 305.44	58.08	S51.10.15	湿原植物の自生地、ブナ等のすぐれた天然林
	朝日添川	郡上市白鳥町	287.80	84.40	203.40	S51.10.15	トチノキ、サワグルミを主体とする渓畔林、日本海型のブナのすぐれた天然林
	時山	大垣市上石津町	160.80	(27.40) 27.40	133.40	S51.10.15	野生動物の生息地(ヒサマツミドリシジミ、キリシマミドリシジミ)
	関ホタルの川	関市	157.10	(0.80) 0.80	156.30	S51.10.15	野生動物の生息地(ゲンジボタル、カワニナ)
	桙の湖畔	中津川市上野	56.50	(0.70) 0.70	55.80	S51.10.15	ハナノキの自生地
	岩の子	本巣市根尾越波	182.41	79.78	102.63	S52.9.30	日本海型のブナのすぐれた天然林
	御前岳	高山市清見町 飛騨市河合町	406.79	406.79	-	S52.9.30	ブナを主体とする落葉広葉樹林と天然ヒノキ等の針葉樹もみられる温帯極相林
	内輪洞	関市板取	137.62	75.87	61.75	S52.9.30	日本海型ブナ林が大半を占める中にヒノキ、コウヤマキ林がみられるすぐれた天然林
	祖師野	下呂市金山町	34.90	0.87	34.03	S52.9.30	高樹齢かつ学術的価値を有するスギ、ヒノキ等の人工林、野生動物の生息地(ブッポウソウ)
	鳥帽子岳	大垣市上石津町	21.24	(4.92) 4.92	16.32	S54.12.28	ホンシャクナゲ及びベニドウダンの自生地
	万波	飛騨市宮川町	127.43	(4.18) 127.43	-	S54.12.28	日本海型ブナ原生林
	小川	郡上市明宝	40.70	(40.70) 40.70	-	S56.7.21	ホンシャクナゲの自生地
	16地域	計	2,956.87	(80.20) 1,918.56	1,038.31		

資料

緑地環境保全地	小倉山	美濃市	9.70	9.70	-	S48. 3. 31	アカマツ、ヒノキその他広葉樹の良好な緑地
	鶴形山	美濃市	8.70	4.50	4.20	S48. 3. 31	照葉樹を主体とした良好な緑地
	天瀧山	恵那市岩村町	68.20	10.50	57.70	S48. 3. 31	アカマツの大径木等の良好な緑地
	南山丘陵	可児郡御嵩町	101.10	-	101.10	S48. 3. 31	アカマツを主体とした良好な緑地
	千光寺	高山市丹生川町	37.95	20.35	17.60	S51. 2. 3	スギ、アカマツ、モミ、ケヤキ等の良好な緑地
	荒城神社	高山市国府町	1.16	0.46	0.70	S52. 9. 30	スギを主体とした良好な緑地
	久津八幡宮	下呂市萩原町	3.42	0.94	2.48	S52. 9. 30	スギ、ヒノキ、サワラ、シラカシ等の良好な緑地
	水無神社	高山市一之宮町	10.35	4.02	6.33	S53. 3. 31	スギ、ヒノキの大径木の混交林を主体とした良好な緑地
	日和田 小日和田	高山市高根町	4.65	1.13	3.52	S53. 3. 31	イチイを主体とした良好な緑地
	禪昌寺	下呂市萩原町	5.28	2.06	3.22	S53. 3. 31	スギ、ヒノキの混交林を主体とした良好な緑地
	大船神社	恵那市上矢作町	7.05	6.88	0.17	S54. 3. 30	老齢巨木のスギ林を主体とした良好な緑地
	飯島	大野郡白川村	52.88	52.88	-	S55. 5. 23	日本海型のブナの原生林
	西漆山	飛騨市神岡町	11.10	11.10	-	S55. 5. 23	ブナ、ミズナラその他温帯広葉樹の良好な緑地
	諫訪神社	下呂市萩原町	0.99	0.86	0.13	S58. 10. 21	スギを主体とした良好な緑地
	大山白山神社	加茂郡白川町	3.90	3.90	-	S59. 11. 6	スギ、ヒノキを主体とした良好な緑地
	馬籠	中津川市	327.95	-	327.95	H17. 2. 25	クヌギを主体とした良好な緑地
16地域		計	654.38	129.28	525.10		
32地域		合 計	3,611.25	(80.20) 2,047.84	1,563.41		

備考) 特別地区内の()内は、野生動植物保護地区で内数を示す。

4 自然公園の指定状況<環境生活政策課>

(令和7年3月末現在)

区分	公園名	関係(県)市町村	公園の特性	面積(ha)	県土面積に対する比率(%)
国立公園	中部山岳	(岐阜、新潟、富山、長野) 高山市、飛騨市	標高3,000m級の山岳景観美、高山植物の群生	(174,323) 24,219	2.3
	白山	(岐阜、石川、富山、福井) 郡上市、高山市、白川村	白山を中心とする山岳景観美	(49,900) 14,017	1.3
国定公園	飛騨木曽川	(岐阜、愛知) 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、可児市、下呂市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町	飛騨川、木曽川沿いの奇岩、峡谷美	(18,074) 14,413	1.4
	揖斐閑ヶ原養老	大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、閑ヶ原町、揖斐川町、池田町	東海自然歩道沿いの揖斐峡等の峡谷美、池田山、養老山系の自然美	20,219	1.9
計		4箇所		72,868	6.9
県立自然公園	千本松原	海津市	治水神社周辺の松並木及び水郷風景	42	0.0
	恵那峡	中津川市、恵那市	恵那峡を中心とする峡谷美	1,505	0.1
	胞山	中津川市、恵那市	高原、湖が一体となった自然景観美	5,027	0.5
	揖斐	揖斐川町	揖斐川上流の峡谷美	52,834	5.0
	奥飛騨數河流葉	飛騨市	高層湿原植物群落を中心とした自然景観美	2,959	0.3
	宇津江四十八滝	高山市	滝を中心とする景観美	800	0.1
	裏木曽	中津川市	御嶽西側の森林峡谷美	11,654	1.1
	伊吹	大垣市、揖斐川町、池田町	伊吹山を中心とする景観美	5,450	0.5
	土岐三国山	土岐市	丘陵地帯からの展望景観美	1,516	0.1
	位山舟山	高山市、下呂市	位山、舟山を中心とする良好な自然美	2,656	0.3
	奥長良川	関市、美濃市、郡上市	長良川に沿った森林及び峡谷美	30,122	2.8
	野麦	高山市	野麦峠を中心とする自然景観美	428	0.0
	せせらぎ渓谷	高山市、下呂市	川上川、馬瀬川流域における渓谷美	1,318	0.1
	天生	飛騨市、白川村	原生林、渓谷を中心とした山岳景観美	1,638	0.2
	御嶽山	高山市、下呂市	広大な原生林を持つ山岳景観	4,276	0.4
計		15箇所		122,225	11.5
自然公園合計		19箇所		195,093	18.4

備考) 面積欄中の()内は公園の全面積を示す。

5 岐阜県環境影響評価条例の対象事業<環境管理課>

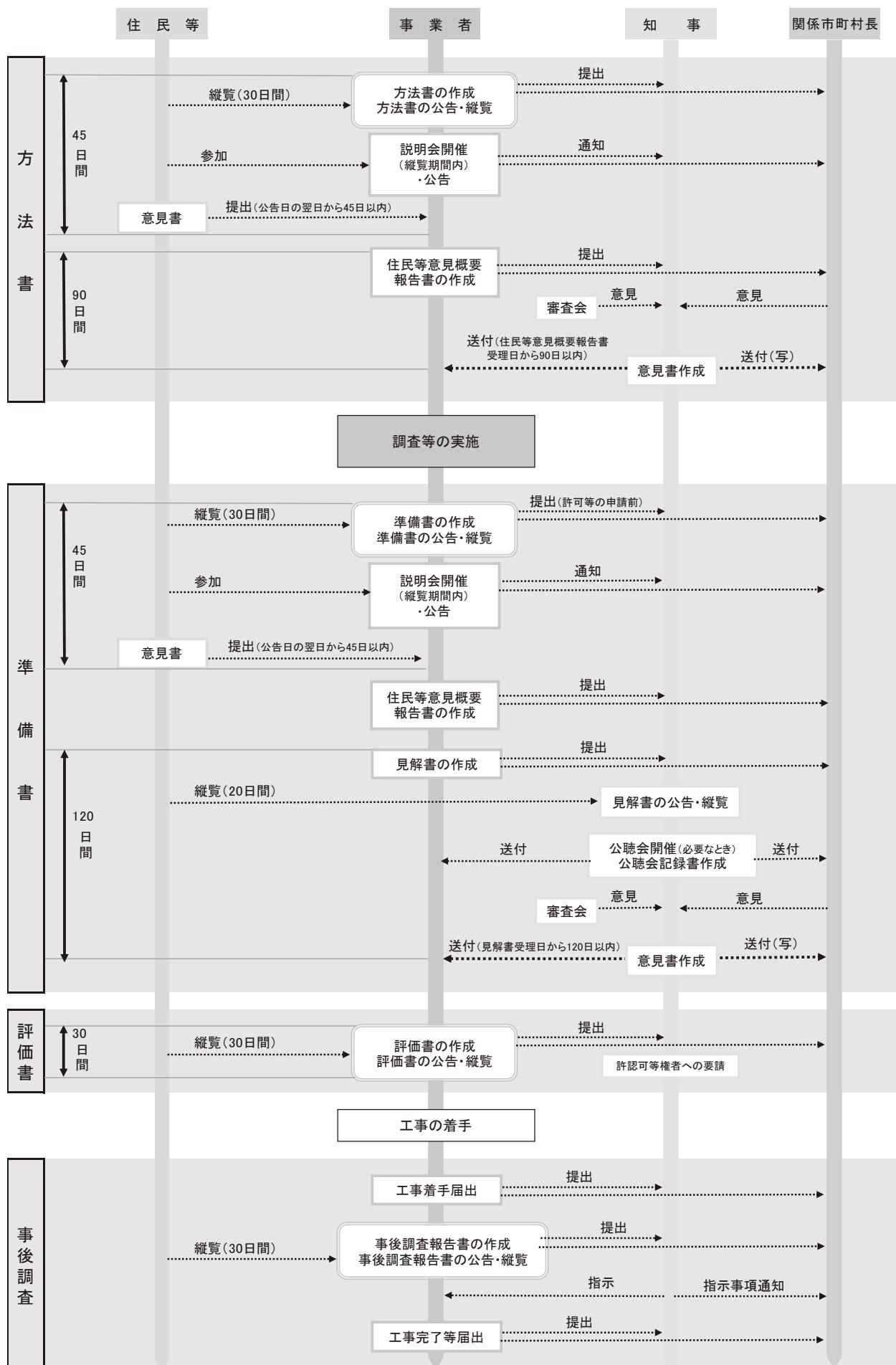
(令和7年3月末現在)

対象事業の種類	要件
1 土地開発事業 (2から6及び8、10、11に該当するものを除く。)	<p>① 一団の土地について行う区画形質の変更に関する事業（以下「土地開発事業」という。）の施行（②から⑤までに掲げる事業及び自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号の公園事業又は都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の造成事業に係る土地開発事業の施行を除く。）。施行する土地の区域（以下「施行区域」という。）の面積が20ヘクタール以上で、かつ、区画形質の変更を行う土地の面積が8ヘクタール以上のもの（標高1,500メートル以上の土地において施行する場合にあっては、施行区域の面積が5ヘクタール以上のもの）。</p> <p>② 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第2項の流通業務団地造成事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。</p> <p>③ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第3号イの工業団地を造成する事業の施行。施行区域の面積が40ヘクタール以上のもの。</p> <p>④ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項の土地区画整理事業の施行。施行区域の面積が70ヘクタール以上のもの。</p> <p>⑤ 農用地（耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。）の造成事業の施行。施行区域内の最大の団地の面積が500ヘクタール以上のもの。</p>
2 道路の建設	道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに掲げる道路の新設又は改築。新設の場合、道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（以下「車線」という。）の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。改築の場合、車線の数が4以上で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のバイパスを設置するもの又は新たに車線の数を4以上に付加する拡幅で、かつ、その区間の長さが5キロメートル以上のもの。
3 ダム又は放水路の建設	<p>① ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。）の新設。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。</p> <p>② 放水路（河川を分岐して新たに設けられる水路をいう。）の新設。土地改変面積が75ヘクタール以上のもの。</p>
4 堰の建設	取水堰（河川の水位を調節して、都市用水及びかんがい用水等を取水するための堰をいう。）の新築。湛水面積が75ヘクタール以上のもの。
5 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道の建設又は改良。その区間の長さが7.5キロメートル以上のもの。
6 飛行場の建設	航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項の自衛隊が設置する陸上飛行場の設置又は変更。設置の場合、滑走路の長さが1,875メートル以上のもの。変更の場合、1,875メートル以上の滑走路の増設又は375メートル以上の滑走路の延長（延長後の長さが1,875メートルとなるものに限る。）
7 廃棄物最終処分場の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項、第9条の3第1項又は第15条第1項の最終処分場の設置又は変更。設置の場合、廃棄物を埋め立てる区域（以下「埋立地」という。）の面積が5ヘクタール以上のもの。変更の場合、埋立地の面積が5ヘクタール以上増加するもの。
8 廃棄物処理施設の建設	<p>① 廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の3第1項のごみ処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p> <p>② 廃棄物処理法第15条第1項の産業廃棄物処理施設で焼却により処理する施設の設置又は変更。設置の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上のもの。変更の場合、処理能力の合計が1日当たり100トン以上増加するもの。</p>
9 工場又は事業場の建設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は変更。新設の場合、工場等で1時間当たり使用する燃料の量（発熱量39.1メガジュールに相当する当該燃料の量が重油1リットルに相当するものとして、重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が4キロリットル以上のもの又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上の工場等を設けるもの。変更の場合、燃料使用量が1時間当たり4キロリットル以上又は平均的な排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加するもの。
10 電気工作物の建設	<p>① 水力発電所（水力による発電のために必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の施設の総体をいう。）の建設。出力の合計が1万キロワット以上のもの。</p> <p>② 風力発電所の設置又は変更。新設の場合、出力が1,500キロワット以上のもの。変更の場合、発電設備の新設を伴い、出力が1,500キロワット以上増加するもの。</p> <p>③ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第9号の電線路（架空のものに限る。）の設置。電圧が25万ボルト以上のもの。</p>
11 高層工作物又は高層建築物の建設	<p>① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）に建築するものを除く。）の建築。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。</p> <p>② 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138号の工作物（商業地域に建設するもの又は仮設のもの（設置期間が3年を超えず、かつ、当該工作物の構造が容易に移転し、又は除去ができるものに限る。）を除く。）の建設。接する地盤からの高さが60メートルを超えるもの。</p>

注) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、条例は適用されない。

6 岐阜県環境影響評価条例の手続きフロー<環境管理課>

(平成24年12月26日改正、平成25年4月1日施行)



7 環境影響評価の実施状況<環境管理課>

(令和7年3月末現在)

(1) 岐阜県環境影響評価条例

①環境影響評価方法書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年10月	500kV東京中部間連系変換所分岐線（仮称）新設（500kV飛騨分岐線新設）
2	平成27年4月	中山鉱山周辺土地利活用促進事業
3	平成28年4月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	平成30年10月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業
5	令和6年6月	六厩クリーンセンター最終処分場整備事業（仮称）
6	令和6年11月	500kV関ヶ原北近江線新設

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価準備書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成28年8月	500kV飛騨分岐線新設
2	平成28年9月	中山鉱山周辺土地利活用促進事業
3	平成30年8月	500kV恵那分岐線（仮称）新設
4	令和2年5月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年3月	中山鉱山周辺土地利活用促進事業
2	平成29年4月	500kV飛騨分岐線新設
3	令和元年8月	500kV恵那分岐線新設
4	令和3年3月	岐阜羽島衛生施設組合次期ごみ処理施設整備事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

(2) 環境影響評価法

①計画段階環境配慮書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成29年11月	（仮称）米原風力発電事業

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価準備書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成25年9月	中央新幹線（東京都・名古屋市間）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成26年4月	国道19号瑞浪恵那道路
2	平成26年8月	中央新幹線（東京都・名古屋市間）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

(3) その他（隣接県環境影響評価条例）

①計画段階環境配慮書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成30年6月（配慮書の案）	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

②環境影響評価方法書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	平成31年2月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

③環境影響評価準備書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和2年8月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

④環境影響評価書

No.	公 告 年 月	環境影響評価実施事業の名称
1	令和3年5月	尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設整備事業（愛知県環境影響評価条例）

※ 平成25年度以降に提出されたものを抜粋

資料

資料

8 公害防止管理者等の設置を必要とする工場<環境管理課>

(令和7年3月末現在)

特定工場			特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
区分	特定工場	特定工場の規模	公害防止管理者の種類	公害防止統括者	公害防止主任管理者	
大気関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が21人以上の工場に設置	常時使用する従業員が21人以上の工場に設置	
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第2種 公害防止管理者			
	上記以外の工場で排出ガス量1万m ³ N/時以上の工場	排出ガス量 4万m ³ N/時以上	大気関係第3種 公害防止管理者			
		排出ガス量 4万m ³ N/時未満	大気関係第4種 公害防止管理者			
水質関係	有害物質を発生する施設を設置している工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が21人以上の工場に設置	常時使用する従業員が21人以上の工場に設置	
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者			
	上記以外の工場で排水量1千m ³ /日以上の工場	排出水量 1万m ³ /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者			
		排出水量 1万m ³ /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者			
騒音・振動関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)又は鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマー)を設置している工場若しくは振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス(矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの)、機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの)又は鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のハンマー)を設置している工場			騒音・振動関係 公害防止管理者		
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場			一般粉じん関係 公害防止管理者		
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん(石綿)発生施設を設置している工場			特定粉じん関係 公害防止管理者		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号まで及び別表第2第1号から第12号までに掲げる施設を設置する工場			ダイオキシン類関係 公害防止管理者		

9 公害苦情件数の状況<環境管理課>

(令和6年度)

発生源	種類	典型7公害								廃棄物投棄	その他	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計			
産業用機械作動		37	1	0	66	4	0	9	117	0	1	118
産業排水		0	41	1	0	0	0	8	50	1	1	52
飲食店営業		2	4	0	8	0	0	4	18	0	0	18
カラオケ		0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	3
工事・建設作業		39	4	0	73	12	0	3	131	4	4	139
廃棄物投棄		1	2	0	0	0	0	1	4	129	1	134
焼却(施設)		7	0	0	0	0	0	10	17	0	0	17
焼却(野焼き)		151	0	0	0	0	0	93	244	2	23	269
流出・漏洩		1	96	5	0	0	0	12	114	0	3	117
移動発生源(自動車)		2	8	0	14	4	0	0	28	0	3	31
移動発生源(鉄道)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
移動発生源(航空機)		0	0	0	6	0	0	0	6	0	0	6
家庭生活		2	8	1	20	0	0	12	43	32	6	81
自然系		1	24	1	1	1	0	5	33	1	73	107
その他・不明		21	86	0	57	3	0	69	236	5	68	309
合計		264	274	8	248	24	0	226	1,044	174	183	1,401

10 大気汚染、水質汚濁、騒音及び土壤の汚染に係る環境基準等

(令和7年3月末現在)

(1) 大気汚染に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境基準	評価	
		短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値につき0.04ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	—	1日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値につき10ppmを超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値につき0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続せず、かつ、1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	—
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98パーセンタイル値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値<環境管理課>

項目	環境基準	項目	指針値
ベンゼン	1年平均値が3μg/m ³ 以下であること。	アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が130μg/m ³ 以下であること。	アセトアルデヒド	1年平均値が120μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が200μg/m ³ 以下であること。	塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が150μg/m ³ 以下であること。	塩化メチル	1年平均値が94μg/m ³ 以下であること。
		クロロホルム	1年平均値が18μg/m ³ 以下であること。
		1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m ³ 以下であること。
		水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m ³ 以下であること。
		ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m ³ 以下であること。
		ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m ³ 以下であること。
		1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m ³ 以下であること。
		マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m ³ 以下であること。

(3) 水質汚濁に関する環境基準及び指針値<環境管理課>

I 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	対象区域	備考
カドミウム	0.003mg/L以下	全公共用水域	1 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	〃	
鉛	0.01mg/L以下	〃	
六価クロム	0.02mg/L以下	〃	
砒素	0.01mg/L以下	〃	
総水銀	0.0005mg/L以下	〃	
アルキル水銀	検出されないこと	〃	
PVCB	検出されないこと	〃	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	〃	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	〃	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	〃	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	〃	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	〃	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	〃	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	〃	
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	〃	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	〃	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	〃	
チウラム	0.006mg/L以下	〃	
シマジン	0.003mg/L以下	〃	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	〃	
ベンゼン	0.01mg/L以下	〃	
セレン	0.01mg/L以下	〃	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	海域を除いた全公共用水域	
ふつ素	0.8mg/L以下	〃	
ほう素	1mg/L以下	〃	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	全公共用水域	

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

II 生活環境の保全に関する環境基準

①河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする。

注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6μg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

②湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖)

ア

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—

備考) 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値のデータ値とする。

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

資料

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 　〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 　〃 3級：コイ、フナ等、富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

※令和4年4月1日から、「大腸菌群数」は、「大腸菌数」に見直されました。

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 　（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 　〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 　〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水 生 生 物 の 生 息 状 況 の 適 応 性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	1 μg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.6 μg/L以下	0.02mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	2 μg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	2 μg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水 生 生 物 が 生 息 ・ 再 生 産 す る 場 の 適 応 性	基 準 値	
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

備考) 基準値は、日間平均値とする。

資料

(4) 騒音に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境基準			対象区域	備考						
環境騒音	地域の類型・区分	基準値(デシベル)		全市町村	(*)1 航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 (*)2 地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、左表にかかわらず、特例として次の表の基準値の欄に掲げるとおりとする。						
		昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)								
	AA(療養施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域)	50以下	40以下								
	A(専ら住居の用に供される地域)	55以下	45以下								
	B(主として住居の用に供される地域)	55以下	45以下								
	C(相当数の住居とあわせて商業、工業等に供される地域)	60以下	50以下								
(*1) 道路に面する地域 (*2)	A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下	2市2町 岐阜市、各務原市、岐南町、笠松町	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準値</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> 備考:個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	基準値		昼間	夜間	70デシベル以下	65デシベル以下
基準値											
昼間	夜間										
70デシベル以下	65デシベル以下										
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下									
航空機騒音	地域の類型	基準値(Lden)(*)3		(東海道新幹線) 2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町 (リニア中央新幹線) 3市1町 中津川市、恵那市、可児市、御嵩町	注1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。 注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル (*)3 平成25年4月1日から施行。						
	I(専ら住居の用に供される地域)	57以下									
新幹線 鉄道騒音	地域の類型	基準値(デシベル)		(東海道新幹線) 2市3町 大垣市、羽島市、垂井町、関ヶ原町、安八町 (リニア中央新幹線) 3市1町 中津川市、恵那市、可児市、御嵩町	注1)「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。 注2)「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、以下のとおりとする。 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路15メートル (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路20メートル (*)3 平成25年4月1日から施行。						
	I(専ら住居の用に供される地域)	70以下									
	II(商工業の用に供される地域等I以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域)	75以下									

(5) 土壌の汚染に係る環境基準<環境管理課>

項目	環境上の条件	対象	備考
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。		1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
全シアン	検液中に検出されないこと。		2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。		3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		4 有機燐(りん)とは、バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。		
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。		
P.C.B	検液中に検出されないこと。		
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。		
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)			
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。		
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。		
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。		
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。		
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。		
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。		
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。		
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。		
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。		
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。		
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。		

(6) 公共用水域に係る水質要監視項目<環境管理課>

ア 健康の保護に関する要監視項目

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下
イソキサチオノン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオノン (MEP)	0.003mg/L以下
イソブロチオラン	0.04mg/L以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下
E PN	0.006mg/L以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L以下
フェノブカルブ (B PMC)	0.03mg/L以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.06mg/L以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	0.02mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2mg/L以下
ウラン	0.002mg/L以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) (暫定) ※	0.00005mg/L以下

※PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

(7) 地下水の水質汚濁に係る環境基準<環境管理課>

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

※令和4年4月1日から、六価クロムの環境基準値が0.02mg/Lに見直されました。

(9) ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準<環境管理課>

調査対象	環境基準
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下 (年間平均値)
公共用水域	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
地下水	1 pg-TEQ/L 以下 (年間平均値)
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下 (調査指標 250 pg-TEQ/g以下)
底質	150 pg-TEQ/g 以下
水生生物	設定されていない

イ 水生生物保全に関する要監視項目

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A 生物特A 生物B 生物特B	0.7mg/L以下 0.006mg/L以下 3mg/L以下 3mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A 生物特A 生物B 生物特B	0.05mg/L以下 0.01mg/L以下 0.08mg/L以下 0.01mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A 生物特A 生物B 生物特B	1mg/L以下 1mg/L以下 1mg/L以下 1mg/L以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A 生物特A 生物B 生物特B	1 μg/L以下 0.7 μg/L以下 4 μg/L以下 3 μg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物A 生物特A 生物B 生物特B	0.02mg/L以下 0.02mg/L以下 0.02mg/L以下 0.02mg/L以下
2, 4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A 生物特A 生物B 生物特B	0.03mg/L以下 0.003mg/L以下 0.03mg/L以下 0.02mg/L以下

備考) 類型は水生生物保全環境基準と同じ

(8) 公共用水域等における農薬の水質評価指針<環境管理課>

項目	種類	指針値
イプロジオン	殺菌剤	0.3mg/L以下
イミダクロブリド	殺虫剤	0.2mg/L以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08mg/L以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01mg/L以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006mg/L以下
カルバパリル (NAC)	殺虫剤	0.05mg/L以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03mg/L以下
ジクロフェンチオノン (ECP)	殺虫剤	0.006mg/L以下
シメトリン	除草剤	0.06mg/L以下
トルクロホスマスチル	殺菌剤	0.2mg/L以下
トリクロロホン	殺菌剤	0.03mg/L以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1mg/L以下
ビリダフェンチオノン	殺虫剤	0.002mg/L以下
フサライト	殺菌剤	0.1mg/L以下
ブタミホス	除草剤	0.004mg/L以下
ブロフェジン	殺菌剤	0.01mg/L以下
ブレチラクロー	除草剤	0.04mg/L以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05mg/L以下
プロモブチド	除草剤	0.04mg/L以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2mg/L以下
ベンシクリン	殺菌剤	0.04mg/L以下
ベンシリド (SAP)	除草剤	0.1mg/L以下
ベンディメタリン	除草剤	0.1mg/L以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01mg/L以下
メフェナセット	除草剤	0.009mg/L以下
メブロニル	殺菌剤	0.1mg/L以下
モリネート	除草剤	0.005mg/L以下

資料

資料

(10) ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の排出基準<環境管理課>

[排出ガス]

(単位 : ng-TEQ/m³N)

種類	施設規模(焼却能力)	新設施設	既設施設
廃棄物焼却炉	4 t/h以上	0.1	1
	2~4 t/h	1	5
	2 t/h未満	5	10
焼結炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

[排出水]

(単位 : pg-TEQ/L)

	特定施設の種類	新設施設	既設施設
1	クラフトパルプ等製造用塩素漂白施設		
2	カーバイト法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設		
4	アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒製造用廃ガス洗浄施設		
6	塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設等		
8	クロロベンゼン、ジクロロベンゼン製造用水洗施設等		
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設等		
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノン製造用ろ過施設等	10	10
11	ジオキサンバイオレット製造用洗浄施設等		
12	アルミニウム合金製造用廃ガス洗浄施設等		
13	亜鉛回収用精製施設等		
14	担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設等		
15	廃棄物焼却炉廃ガス洗浄施設等		
16	P C B 分解施設等		
17	フロン類の破壊用プラズマ反応施設等		
18	下水道終末処理施設		
19	1から17の施設から排出される水の処理施設		

※pg : ピコグラム。1ピコグラムは、1兆分の1グラム

※ng : ナノグラム。1ナノグラムは、10億分の1グラム

※TEQ : 毒性等量。(Toxicity Equivalency Quantity)

ダイオキシン類は223種類の物質の総称で、これらの内毒性のある物は29種類。29種類の物質の毒性は、強弱があり、その内の最も毒性の強い1種類(2,3,7,8-TeCDD)の毒性を1(基準)としてダイオキシン類の量を毒性の強さで換算集計したもの。

11 二酸化硫黄の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位 : ppm)

地域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
	岐阜南部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	各務原	0.004	0.003	0.003	0.000	0.000	0.000
	本巣	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	平 均	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000
西 濃・羽 島	羽 島	0.004	0.005	0.005	0.005	0.001	0.000
	大垣中央	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	大垣南部	0.003	0.002	0.001	0.002	0.001	0.000
	大垣西部	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	平 均	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
揖 斐	揖 斐	-	-	0.000	0.000	0.000	0.000
可 茂	美濃加茂	0.003	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000
中 濃	関	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
郡 上	郡 上	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東濃西部	笠 原	0.004	0.004	0.003	0.001	0.000	-
	県多治見	-	-	-	-	-	0.000
	瑞 浪	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
	平 均	0.003	0.003	0.002	0.001	0.000	0.000
恵 那・中 津 川	恵 那	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	中 津 川	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
	平 均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
下 呂	下 呂	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
飛 駒	高 山	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
乗 鞍		0.000	0.000	-	0.000	0.000	0.000
県 平 均 ※		0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とする

資料

12 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位 : mg/m³)

地 域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	0.013	0.012	0.011	0.012	0.012	0.012
	岐阜南部	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
	岐阜北部	0.009	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007
	各務原	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
	本 巢	0.015	0.014	0.012	0.012	0.013	0.013
	平 均	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010	0.011
西 濃・羽 島	羽 島	0.010	0.012	0.010	0.010	0.012	0.013
	大垣中央	0.017	0.017	0.017	0.017	0.014	0.014
	大垣南部	0.017	0.016	0.015	0.017	0.013	0.013
	大垣西部	0.015	0.014	0.011	0.012	0.010	0.011
	大垣赤坂	0.014	0.013	0.013	0.014	0.014	0.014
	平 均	0.016	0.014	0.013	0.014	0.013	0.013
	西濃南部	海 津	-	-	-	0.012	0.010
	揖 斐	揖 斐	-	-	0.010	0.011	0.010
	可 茂	美濃加茂	0.013	0.012	0.010	0.011	0.010
	中 濃	関	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012
	郡 上	郡 上	0.008	0.010	0.009	0.009	0.009
	笠 原	0.012	0.010	0.010	0.010	0.010	-
東濃西部	県多治見	-	-	-	-	-	0.012
	瑞 浪	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	0.011
	平 均	0.013	0.011	0.011	0.011	0.010	0.012
	恵 那	恵 那	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
恵 那・中津川	中津川	0.012	0.012	0.010	0.012	0.012	0.012
	平 均	0.012	0.012	0.010	0.012	0.011	0.012
	下 呂	下 呂	0.010	0.010	0.008	0.009	0.008
飛 駒	高 山	0.008	0.011	0.009	0.009	0.009	0.010
乘 鞍		0.005	0.004	-	0.003	0.003	0.006
県 平 均 ※		0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011
岐 阜 明 德 自 排		0.012	0.012	0.011	0.012	0.011	0.010
大 垣 自 排		0.017	0.014	0.013	0.015	0.015	-
可 児 自 排		0.013	0.012	0.010	0.011	0.011	0.011
土 岐 自 排		0.018	0.016	0.012	0.013	0.012	0.012

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

13 二酸化窒素の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位 : ppm)

地 域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
	岐阜南部	0.010	0.008	0.009	0.009	0.009	0.007
	岐阜北部	0.005	0.005	0.005	0.005	0.004	0.004
	各務原	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005
	本 巢	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005
	平 均	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
西 濃・羽 島	羽 島	0.010	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
	大垣中央	0.008	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006
	大垣南部	0.008	0.009	0.007	0.007	0.007	0.006
	平 均	0.008	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
揖 斐	揖 斐	-	-	0.003	0.003	0.003	0.003
可 茂	美濃加茂	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
中 濃	関	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004
郡 上	郡 上	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
東濃西部	笠 原	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	-
	県多治見	-	-	-	-	-	0.007
恵 那・中津川	恵 那	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005
	中津川	0.007	0.006	0.006	0.005	0.004	0.004
	平 均	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
下 呂	下 呂	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
飛 駒	高 山	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005
乘 鞍		0.001	0.001	-	0.001	0.001	0.005
県 平 均 ※		0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
岐 阜 明 徳 自 排		0.008	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006
大 垣 自 排		0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	-
可 児 自 排		0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
土 岐 自 排		0.012	0.012	0.011	0.010	0.009	0.009

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

資料

14 二酸化窒素の日平均値の年間98%値の経年変化<環境管理課>

(単位: ppm)

地 域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	0.016	0.013	0.012	0.012	0.011	0.010
	岐阜南部	0.021	0.016	0.018	0.019	0.018	0.015
	岐阜北部	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.007
	各務原	0.014	0.012	0.012	0.012	0.010	0.010
	本巣	0.014	0.013	0.012	0.013	0.013	0.013
	平 均	0.015	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011
西 濃・羽 島	羽 島	0.020	0.018	0.015	0.016	0.014	0.014
	大垣中央	0.017	0.016	0.014	0.016	0.016	0.012
	大垣南部	0.017	0.016	0.014	0.014	0.013	0.013
	平 均	0.017	0.017	0.014	0.015	0.014	0.013
	揖 芙	—	—	0.006	0.008	0.007	0.007
	可 茂	美濃加茂	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009
中 濃	閑	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009
	郡 上	郡 上	0.003	0.003	0.004	0.003	0.004
東濃西部	笠 原	0.013	0.012	0.011	0.011	0.010	—
	県多治見	—	—	—	—	—	0.018
恵 那・中 津 川	恵 那	0.014	0.014	0.013	0.012	0.015	0.013
	中 津 川	0.014	0.014	0.012	0.011	0.012	0.010
	平 均	0.014	0.014	0.013	0.012	0.014	0.012
下 呂	下 呂	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.006
飛 輸	高 山	0.015	0.019	0.016	0.014	0.014	0.015
乗 鞍		0.002	0.002	—	0.002	0.001	0.019
県 平 均 ※		0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011
岐 阜 明 德 自 排		0.017	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
大 垣 自 排		0.019	0.017	0.015	0.016	0.014	—
可 児 自 排		0.018	0.019	0.017	0.016	0.015	0.015
土 岐 自 排		0.022	0.022	0.021	0.020	0.018	0.018

※ 長期的評価の適用測定局の年間98%値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

15 光化学オキシダントの環境基準非適合率の経年変化<環境管理課>

(単位: %)

地 域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	25.1	20.3	20.3	20.8	18.9	21.4
	岐阜南部	21.9	18.4	21.1	22.2	23.4	26.0
	岐阜北部	14.9	18.4	18.1	19.5	15.8	18.6
	各務原	21.9	18.6	21.1	27.9	27.3	39.7
	本 巢	23.0	20.8	21.4	19.2	17.8	19.2
	平 均	21.6	19.3	20.4	21.9	20.6	25.0
西 濃・羽 島	羽 島	1.1	22.2	14.5	24.6	24.9	19.7
	大垣中央	20.8	21.5	17.6	18.1	28.7	21.9
	大垣南部	19.1	17.8	17.7	15.6	17.2	24.4
	平 均	19.9	20.5	16.6	19.4	23.6	22.0
西濃南部	海 津	—	—	—	—	24.3	27.7
揖 芙	揖 芙	—	—	20.8	17.0	16.9	23.3
可 茂	美濃加茂	21.3	17.3	20.8	17.3	21.3	23.3
中 濃	閑	21.3	18.4	18.4	19.7	18.6	23.6
郡 上	郡 上	3.2	12.6	11.2	11.2	12.3	13.4
東濃西部	笠 原	24.9	23.6	24.1	25.8	25.4	—
	県多治見	—	—	—	—	—	27.3
	瑞 浪	—	2.4	21.4	23.8	29.5	29.6
	平 均	24.9	23.6	22.7	24.8	27.5	28.5
恵 那・中 津 川	恵 那	22.4	19.2	13.4	18.6	16.7	17.3
	中 津 川	21.3	17.0	14.2	20.0	16.4	17.6
	平 均	21.9	18.1	13.8	19.3	16.6	17.5
下 呂	下 呂	15.7	10.1	8.2	10.7	11.2	12.1
飛 輸	高 山	8.2	5.1	3.7	7.7	10.1	10.4
県 平 均 ※		20.1	17.6	17.1	19.0	19.8	21.9

※ 各測定局の環境基準比適合率から算出した値

注) 環境基準比適合率とは、星間の1時間値が0.06ppmを超えた日数を星間測定日数で除した割合である。

16 岐阜県における光化学スモッグ予報等発令状況<環境管理課>

(1) 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化(昭和59年度～令和6年度)

年度	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	1	0	0	1	
8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	1	
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	
計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	3	1	4	2	4

資料

年度 月	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	5
6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4
7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
8	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	10
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
計	3	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	32

(2) 光化学スモッグ予報等発令状況(平成24年度～令和6年度)

年 度	予 報				注 意 報				
	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度(ppm)	発令月日	発令地域	時刻	発令時濃度(ppm)	被害届出人数
H24	発令なし				7. 28	西濃・羽島	15:00	0.120	0
						東濃西部	15:00	0.139	0
H25	5. 14	東濃西部	14:00	0.104	発令なし				
H26	5. 30	岐阜	14:10	0.114	発令なし				
		可茂	14:20	0.111	発令なし				
H27	8. 8	岐阜	14:00	0.114	発令なし				
		可茂	14:00	0.103					
H28	5. 24	岐阜	13:00	0.114	発令なし				
		西濃・羽島	13:00	0.102					
		可茂	13:00	0.107	発令なし				
		東濃西部	13:00	0.104					
	7. 21	東濃西部	15:00	0.117	発令なし				
	8. 18	東濃西部	12:00	0.105	8. 18	東濃西部	14:00	0.128	0
H29	発令なし				発令なし				
H30	6. 25	東濃西部	14:00	0.109	発令なし				
		中濃	14:00	0.103					
	7. 19	東濃西部	15:00	0.105	発令なし				
		西濃・羽島	14:00	0.111	発令なし				
	7. 25	東濃西部	14:00	0.114	発令なし				
		西濃・羽島	14:00	0.108	8. 4	東濃西部	15:00	0.145	0
R1	5. 24	岐阜	11:00	0.102	発令なし				
	5. 26	岐阜	14:00	0.115	発令なし				
	5. 27	岐阜	12:00	0.115	5. 27	岐阜	13:00	0.131	0
		西濃・羽島	12:00	0.105		西濃・羽島	16:00	0.126	0
		可茂	12:00	0.104	発令なし				
		中濃	12:00	0.107	5. 27	中濃	13:00	0.120	0
		東濃西部	12:00	0.106	発令なし				
R2	6. 4	恵那・中津川	12:00	0.101					
		中濃	13:05	0.104	6. 4	中濃	15:30	0.122	2
		西濃・羽島	14:05	0.113	発令なし				
		岐阜	14:40	0.109	発令なし				
R3	6. 5	東濃西部	14:30	0.101	発令なし				
	6. 10	岐阜	13:20	0.114	発令なし				
		中濃	13:20	0.109	発令なし				
R4	発令なし				発令なし				
R5	5. 18	岐阜	12:50	0.102	5. 18	岐阜	14:10	0.128	0
		西濃・羽島	13:20	0.117		西濃・羽島	14:10	0.135	0
		中濃	13:20	0.118		中濃	14:10	0.129	2
						西濃南部	14:10	0.126	0
	6. 19	東濃西部	15:20	0.111	発令なし				
R6	7. 7	西濃・羽島	13:20	0.102	発令なし				
	8. 21	西濃・羽島	14:40	0.104	発令なし				
	6. 14	岐阜	15:40	0.119	発令なし				
		可茂	15:40	0.100					
		東濃西部	15:40	0.104					
発令なし				8. 2	西濃南部	14:50	0.135	0	

※ 予報発令基準：0.100ppm以上、注意報発令基準：0.120ppm

測 定 局 名	年 度						(単位: ppm)		
	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
岐 阜 明 德 自 排	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2			
土 岐 自 排	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2			
県 平 均	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2			

資料

18 炭化水素の6～9時3時間平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: ppmC)

測定局名	測定項目	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐阜南部	非メタン	0.12	0.11	0.08	0.08	0.08	0.08
	メタン	1.96	1.96	1.99	1.99	2.00	2.00
	全炭化水素	2.08	2.07	2.07	2.07	2.08	2.08
本巣	非メタン	0.09	0.08	0.08	0.07	0.08	0.07
	メタン	1.98	2.00	2.04	2.01	2.04	2.03
	全炭化水素	2.07	2.08	2.12	2.09	2.12	2.11

19 降下ばいじん量の測定結果<環境管理課>

(令和6年度)

測定地点	年平均値 (t/km ² /月)	月間値		実施主体
		最高値 (t/km ² /月)	最高値の出現月	
大垣市	大垣市役所	1.9	3.9	大垣市
	中川変電所	1.4	3.2	
	赤坂町地内	6.4	9.9	
	昼飯奥溜池	2.9	3.8	
	赤坂地区センター駐車場	2.8	5.8	
	あおいこども園	1.7	3.4	
	深池町地内	1.6	2.5	
本巣市	山口地内	5.9	12.0	本巣市
	曾井中島地内1	2.4	6.5	
	曾井中島地内2	2.6	5.8	
	曾井中島地内3	2.2	5.2	
	文殊地内1	1.5	5.3	
	曾井中島地内4	1.9	5.4	
	文殊地内2	1.5	5.2	
	石神地内1	5.7	19.9	
	石神地内2	9.2	36.0	
可児市	今渡南小学校	1.7	3.5	可児市
	土田小学校	2.0	3.7	
	東明小学校	1.6	2.9	
	桜ヶ丘小学校	1.7	3.0	
	兼山保育園	1.6	3.0	

20 微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値の経年変化<環境管理課>

(単位: μg/m³)

地域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	8.0	8.2	6.8	7.6	8.9	9.6
	岐阜南部	10.5	9.9	8.8	8.9	9.3	9.4
	岐阜北部	9.3	10.2	7.4	7.6	7.1	7.4
	各務原	6.2	5.6	4.6	6.6	6.0	5.9
	本巣	9.2	8.3	7.6	8.0	7.9	8.1
	平 均	8.6	8.4	7.0	7.7	7.8	8.1
西濃・羽島	羽島	5.4	7.3	5.5	7.2	7.4	9.3
	大垣中央	8.6	8.2	6.9	6.8	7.1	8.9
	平 均	8.6	7.8	6.2	7.0	7.3	9.1
	西濃南部	海津	-	-	-	7.3	7.1
揖斐	揖斐	-	-	6.4	5.6	4.0	5.8
	可茂	7.3	6.7	5.4	5.8	7.4	6.2
	美濃加茂	-	-	-	-	-	-
中濃	閑	10.1	11.1	10.3	12.1	8.8	8.4
	郡上	5.2	6.5	5.9	6.1	6.0	6.3
	笠原	7.2	6.7	4.8	5.7	7.7	-
東濃西部	県多治見	-	-	-	-	-	8.1
	恵那	8.8	8.0	7.3	7.5	7.5	7.9
	中津川	10.0	8.4	7.4	8.0	7.9	8.0
下呂	平 均	9.4	8.2	7.4	7.8	7.8	8.0
	下呂	6.4	5.9	5.3	5.6	5.5	5.6
	高山	5.3	5.2	4.3	4.4	7.0	7.1
県 平 均 ※		8.2	7.7	6.5	7.1	7.2	7.6
可児自排		7.3	6.7	4.9	4.8	6.0	9.7
土岐自排		7.1	6.9	5.2	5.4	6.3	10.4

※ 長期的評価の適用測定期の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定期を除く

21 微小粒子状物質(PM2.5)の日平均値の98%値の経年変化<環境管理課>

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地 域	測定局名	年 度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6
岐 阜	岐阜中央	23.3	23.2	15.1	18.2	20.7	22.5
	岐阜南部	27.3	24.6	19.4	20.3	21.6	24.0
	岐阜北部	22.8	25.3	18.0	17.8	17.0	18.8
	各務原	23.0	19.7	14.1	17.3	17.9	18.9
	本 巢	23.5	22.3	17.1	18.0	18.1	21.0
	平 均	24.0	23.0	16.7	18.3	19.1	21.0
西 濃・羽 島	羽 島	14.3	21.3	17.1	18.4	20.5	23.5
	大垣中央	25.0	24.6	16.5	16.9	18.5	21.7
	平 均	25.0	23.0	16.8	17.7	19.5	22.6
西濃南部	海 津	-	-	-	-	18.2	18.6
揖 斐	揖 斐	-	-	15.8	15.9	9.3	17.6
可 茂	美濃加茂	24.2	22.5	14.7	15.2	18.2	16.6
中 濃	閑	24.0	27.0	20.0	26.1	21.4	22.0
郡 上	郡 上	11.2	21.8	14.8	15.1	15.1	16.5
東濃西部	笠 原	23.6	21.5	13.5	15.3	18.4	-
	県多治見	-	-	-	-	-	18.8
恵 那・中津川	恵 那	23.3	24.1	16.2	17.2	17.5	17.3
	中津川	24.1	23.7	16.9	17.9	18.9	18.8
	平 均	23.7	23.9	16.6	17.6	18.2	18.1
下 呂	下 呂	19.2	20.0	13.3	14.2	13.9	15.0
飛 駒	高 山	16.8	21.8	12.4	12.8	15.5	16.2
県 平 均	※	23.1	22.9	15.9	17.3	17.7	19.3
可 児 自 排		23.2	21.8	13.0	14.3	16.7	24.0
土 岐 自 排		25.7	23.8	14.0	14.7	17.4	21.8

※ 長期的評価の適用測定局の年平均値から算出した値とし、自動車排出ガス測定局を除く

22 微小粒子状物質(PM2.5)成分分析結果<環境管理課>

(令和6年度)

測定局	測定日	質量濃度		各成分の割合(%)										
		$\mu\text{g}/\text{m}^3$		Cl ⁻	NO ₃ ⁻	SO ₄ ²⁻	Na ⁺	NH ₄ ⁺	K ⁺	Mg ²⁺	Ca ²⁺	OC	EC	金属
羽島	R6.5.9～R6.5.23	8.4	0.5	2.7	20.6	1.3	5.5	0.5	0.1	0.8	33.9	8.4	1.3	24.6
	R6.7.18～R6.8.1	9.3	0.3	2.1	25.4	1.3	8.4	0.5	0.0	0.6	44.6	0.0	0.7	16.0
	R6.10.17～R6.10.31	7.8	0.4	3.5	14.4	1.3	5.2	0.9	0.0	0.6	39.5	4.7	1.1	28.2
	R7.1.18～R7.2.1	8.1	1.6	11.8	21.8	1.0	11.9	1.0	0.0	0.8	31.8	3.7	1.0	13.7
海津	R6.5.9～R6.5.23	7.4	0.2	1.2	21.8	1.3	4.4	0.5	0.1	0.7	33.1	5.4	1.5	29.9
	R6.7.18～R6.8.1	8.9	0.2	1.4	24.4	1.0	8.8	0.3	0.0	0.3	29.5	1.8	0.7	31.6
	R6.10.17～R6.10.31	6.6	0.2	2.9	18.1	1.4	6.0	0.7	0.0	0.5	35.5	4.3	1.3	29.0
	R7.1.18～R7.2.1	10.8	1.7	11.2	21.5	0.8	10.5	3.5	0.0	0.5	20.5	7.9	1.2	20.9

※ 金属成分は、Na、K、Caを除いた無機元素成分の緩和。その他は、質量濃度から各成文濃度を引いた残り。

23 大気環境測定車による環境調査結果<環境管理課>

一般環境調査

(令和6年度)

調査地点	調査期間	二酸化硫黄		浮遊粒子状物質		二酸化窒素		光化学オキシダント		一酸化炭素		微小粒子状物質(PM2.5)						
		1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値	1時間値 の最高値	1日平均値 の2%除外値					
		(ppm)	(mg/m ³)	(ppm)	(mg/m ³)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)						
川辺町役場	5/13～8/5	0.009	0.002	0.001	0.049	0.026	0.011	0.029	0.006	0.003	0.130	0.035	0.7	0.3	0.2	37	15.1	7.1
	8/19～10/15																	
	10/28～1/20																	
	1/27～3/10																	

備考) 光化学オキシダントの「昼間」は、午前5時から午後8時までをいう。

24 ばい煙、VOC及び粉じん発生施設の届出状況<環境管理課>

(令和7年3月末)

区分	大気汚染防止法に基づくもの							県公害防止条例に基づくもの				
	ばい煙発生施設		VOC排出施設		粉じん発生施設		水銀排出施設		ばい煙発生施設		粉じん発生施設	
	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数	事業場数	施設数
岐 阜 市	118	269	1	1	13	59	8	12	0	0	57	194
大 垣 市	90	288	2	2	17	88	3	6	1	12	49	193
高 山 市	142	299	1	1	21	102	3	8	2	2	30	119
多 治 見 市	101	203	0	0	23	112	1	2	0	0	59	162
関 市	79	155	1	1	10	37	3	6	0	0	107	252
中津川市	53	131	2	7	23	44	2	3	0	0	55	257
美 濃 市	25	45	0	0	4	9	1	1	0	0	17	60
瑞 浪 市	36	69	1	2	6	17	1	2	0	0	28	104
羽 島 市	43	102	1	1	4	4	2	3	0	0	18	43

資料

恵那市	74	135	1	3	13	27	4	5	0	0	30	91
美濃加茂市	39	141	3	14	4	4	1	1	1	23	22	66
土岐市	97	168	0	0	3	7	3	5	0	0	68	261
各務原市	79	215	2	12	21	61	1	3	0	0	48	168
可児市	51	142	3	5	5	21	2	4	1	6	29	272
山県市	21	30	1	3	2	2	1	2	0	0	52	87
瑞穂市	27	90	0	0	4	17	2	2	0	0	11	23
飛驒市	40	71	0	0	11	35	4	8	0	0	19	67
本巣市	37	99	0	0	8	38	1	2	0	0	18	72
郡上市	53	108	0	0	15	61	2	3	0	0	21	66
下呂市	64	105	0	0	10	32	2	4	0	0	16	53
海津市	38	74	0	0	8	49	0	0	0	0	20	52
(市計)	1,307	2,939	19	52	225	826	47	82	5	43	774	2,662
岐南町	13	18	0	0	0	0	0	0	0	0	14	50
笠松町	17	35	0	0	0	0	0	0	0	0	8	35
養老町	24	45	0	0	1	5	1	2	0	0	8	23
垂井町	25	48	1	2	1	1	1	2	0	0	4	28
関ヶ原町	5	9	1	1	0	0	0	0	0	0	6	31
神戸町	17	41	1	3	1	1	0	0	1	1	18	57
輪之内町	11	23	0	0	1	1	0	0	0	0	6	9
安八町	14	42	0	0	2	2	1	1	0	0	2	6
揖斐川町	25	69	0	0	15	52	0	0	0	0	26	95
大野町	24	47	0	0	8	24	4	6	0	0	24	48
池田町	11	38	0	0	3	3	0	0	1	1	2	7
北方町	8	25	1	1	1	1	0	0	0	0	3	5
坂祝町	3	12	0	0	7	58	0	0	0	0	5	31
富加町	4	12	0	0	2	3	0	0	0	0	4	10
川辺町	9	27	0	0	1	1	0	0	0	0	8	23
七宗町	7	11	0	0	3	6	0	0	0	0	3	16
八百津町	10	18	0	0	3	43	0	0	0	0	4	9
白川町	11	14	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9
東白川村	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
御嵩町	17	59	0	0	2	7	0	0	0	0	8	89
白川村	9	10	0	0	5	17	0	0	0	0	10	22
(町村計)	266	605	4	7	56	225	7	11	2	2	168	605
合 計	1,573	3,544	23	59	281	1,051	54	93	7	45	942	3,267

25 河川底質の調査結果<環境管理課>

水域名	河川名	地点名	年度	強熱減量 (%)	平均粒径 (mm)	P C B (mg/kg)
長良川	伊自良川	竹 橋	R5	8.3	0.09	0.01未満
			R6	1.4	0.35	0.01未満
	境川	境 川 橋	R5	1.2	0.29	0.01未満
			R6	1.0	0.37	0.01未満
	荒田川	出 村	R5	8.3	0.10	0.22
			R6	9.0	0.10	0.09

26 地下水質の測定結果<環境管理課>

概況調査及び定期モニタリング調査

(1) 調査方法

①メッシュ方式による全項目調査(岐阜市以外)

県下を2kmメッシュで区分し、重要度1以上のメッシュについてメッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘査のうえ、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和6年度は44メッシュを調査対象とした。

②岐阜市内の調査

岐阜市内を2.5km～5kmメッシュで区分し、メッシュ毎に事業場等の立地状況等を勘査のうえ、調査井戸を1井戸選定し、調査を実施する。令和6年度は23メッシュを調査対象とした。

③国土交通省中部地方整備局による調査

3地点(大垣市古宮町、羽島市桑原町大須、海津市海津町五町)を調査対象とした。

④モニタリング調査

過去に汚染が確認された64井戸について調査を実施した。岐阜市内においては1井戸について調査を実施した。

⑤汚染井戸周辺地区調査(過去判明分)

定期モニタリング調査を実施している井戸のうち3年以上継続して基準に適合している井戸等について、汚染範囲の再評価をするための調査を実施した。

(2) 調査地域

<概況調査>

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、垂井町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、七宗町、八百津町、白川町

<定期モニタリング調査>

六価クロム：関市(3地点)、可児市

砒素：岐阜市、大垣市(3地点)、高山市(2地点)、下呂市(2地点)、海津市(3地点)、養老町(2地点)

総水銀：多治見市(3地点)、可児市(2地点)

四塩化炭素：各務原市

トリクロロエチレン：多治見市（2地点）、関市、各務原市
テトラクロロエチレン：多治見市（2地点）、土岐市、各務原市、山県市（2地点）
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：関市、中津川市、瑞浪市（2地点）、恵那市、美濃加茂市（2地点）、各務原市、可児市、
御嵩町
ふつ素：高山市（6地点）、多治見市（3地点）、瑞浪市（4地点）、恵那市（3地点）、土岐市（3地点）、
郡上市（2地点）、御嵩町、白川村（2地点）
ほう素：高山市、可児市、郡上市
※同一地点で複数項目の基準超過がある場合がある。
<汚染井戸周辺地区調査（過去判明分）>
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：可児市、御嵩町

(3) 調査時期

令和6年7月～令和6年12月

(4) 調査項目（①～③）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、
1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、
1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、
シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン、
クロロエチレン（28項目）

(5) 調査結果

別表のとおり

○概況調査結果表		○モニタリング調査結果	
項目	環境基準	地点数	測定結果 (mg/L)
カドミウム	0.003 mg/L以下	70	全て0.003未満
金・アン	検出されないこと	70	全て不検出
鉛	0.01 mg/L以下	70	0.005未満
六価クロム	0.02 mg/L以下	70	0.01未満
砒素	0.01 mg/L以下	70	0.005未満～0.010
総水銀	0.0005mg/L以下	70	0.0005未満
アルキル水銀	検出されないこと	70	全て不検出
P/CB	0.02 mg/L以下	70	全て不検出
ジクロロメタン	0.002 mg/L以下	70	0.002未満
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	70	0.002未満
クロロエチレン	0.002 mg/L以下	70	0.002未満
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	70	0.004未満
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	70	0.002未満
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	70	0.004未満
1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	70	0.005未満
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	70	0.006未満
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	70	0.001未満
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	70	0.005未満～0.0040
1,3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L以下	70	0.002未満
チウラム	0.006 mg/L以下	70	0.006未満
シマジン	0.003 mg/L以下	70	0.003未満
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	70	0.002未満
ペニゼン	0.01 mg/L以下	70	0.001未満
セレン	0.01 mg/L以下	70	0.002未満
砒酸性窒素及び亜砒酸性窒素	10 mg/L以下	70	0.01未満～5.1
ふつ素	0.8 mg/L以下	70	0.08未満～1.1
ほう素	1 mg/L以下	70	0.02未満～0.07
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	70	0.005未満
○概況調査環境基準超過地点			
項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
ふつ素	0.8 mg/L以下	高山市国府町	1.1
○モニタリング調査結果			
項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
六価クロム	0.02 mg/L以下	関市富木町 関市仲町 関市旭ヶ丘	0.04 0.40 0.80
砒素	0.01 mg/L以下	岐阜市北野西 大垣市荒川町 大垣市十六町 大垣市擴曾根 高山市下切町 高山市西之一色町 *1	0.013 0.056 0.034 0.012 0.017 0.10
		下呂市湯ノ島 下呂市幸田 海津市海津町草場 海津市海津町高須町 海津市海津町朴野町 養老町横谷 養老町根古地 多治見市大野町 多治見市北丘町	0.019 0.019 0.013 0.031 0.026 0.021 0.052 0.0029 0.0048
総水銀	0.0005 mg/L以下		

*1 表中の高山市西之一色町は同一地点を含む。
 *2 表中の多治見市笠原町平園は同一地点である。
 *3 表中の高山市石浦町は同一地点である。
 *4 表中の郡上市高鷲町大鷲町は同一地点である。

○汚染井戸周辺地区調査 (過去判明分) 総括表		
項目	測定基準	測定結果 (mg/L)
硝酸性窒素及び重油酸性窒素	10 mg/L 以下	可児市中恵土及び御嵩町上恵土地内
総水銀	0.051～0.12	

項目	環境基準	地点	測定結果 (mg/L)
ふつ素	0.8 mg/L以下	高山市国府町	1.1
六価クロム	0.02 mg/L以下	関市富木町 関市仲町 関市旭ヶ丘	0.04 0.40 0.80
砒素	0.01 mg/L以下	岐阜市北野西 大垣市荒川町 大垣市十六町 大垣市擴曾根 高山市下切町 高山市西之一色町 *1	0.013 0.056 0.034 0.012 0.017 0.10
		下呂市湯ノ島 下呂市幸田 海津市海津町草場 海津市海津町高須町 海津市海津町朴野町 養老町横谷 養老町根古地 多治見市大野町 多治見市北丘町	0.019 0.019 0.013 0.031 0.026 0.021 0.052 0.0029 0.0048
総水銀	0.0005 mg/L以下		

27 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況<環境管理課>

令和7年3月末現在

1 生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型指定

○河川

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
木曾川 水 域	木曾川 上流(落合ダムより上流)	AA	イ	昭45. 9. 1
	木曾川 中流(落合ダムから大山頭首工まで)	A	ロ	"
	木曾川 下流(大山頭首工より下流)	A	イ	平14. 7. 1.5
	飛驒川 上流(下呂市かじか橋より上流)	AA	イ	昭46. 5. 2.5
	飛驒川 下流(下呂市かじか橋より下流)	A	イ	"
	川上川 上流(全城)	A	イ	昭50. 9. 1.2
	落合川(全城)	A	イ	"
	中津川 上流(中川橋より上流)	A	イ	"
	中津川 下流(中川橋より下流)	C	イ	平20. 6. 1.3
	付知川(全城)	A	イ	昭50. 9. 1.2
阿木川 水 域	阿木川 上流(東那大橋より上流)	A	イ	"
	阿木川 下流(東那大橋より下流)	C	イ	昭57. 3. 2
	中野方川(全城)	A	イ	昭58. 3. 1.5
	可児川 上流(人々利川合流点より上流)	B	イ	昭50. 9. 1.2
	可児川 下流(人々利川合流点より下流)	C	イ	"
	加茂川(全城)	B	ロ	昭50. 9. 1.2
	新境川 上流(東泉橋より上流)	B	イ	昭57. 3. 2
	新境川 下流(東泉橋より下流)	C	イ	平15. 3. 3.1
	小坂川(全城)	AA	イ	昭58. 3. 1.5
	馬瀬川(全城)	AA	イ	昭50. 9. 1.2
長良川 水 域	白川(全城)	AA	イ	平12. 3. 3.1
	黒川(全城)	AA	イ	平14. 3. 2.9
	長良川 上流(吉田川合流点より上流)	AA	イ	昭46. 5. 2.5
	長良川 中流(吉田川合流点から伊自良川合流点まで)	A	イ	"
	長良川 下流(伊自良川合流点より下流)	A	イ	平14. 7. 1.5
	吉田川(全城)	AA	イ	昭56. 4. 7
	板取川(全城)	AA	イ	平11. 4. 1
	津川(全城)	A	イ	昭46. 5. 2.5
	武儀川(全城)	A	イ	昭46. 5. 2.5
	伊自良川 上流(鳥羽川合流点より上流)	A	イ	昭61. 3. 2.8
揖斐川 水 域	伊自良川 下流(鳥羽川合流点より下流)	C	イ	昭46. 5. 2.5
	鳥羽川(全城)	B	イ	平11. 4. 1
	糸貫川(乙井橋門より下流)	C	イ	平23. 3. 4
	荒田川(全城)	B	イ	平10. 3. 1.0
	境川 上流(新荒田川合流点より上流)	C	イ	平21. 2. 2.7
	桑原川(全城)	C	イ	昭56. 4. 7
	揖斐川(1)(岡島橋より上流)	AA	イ	昭47. 11. 6
	揖斐川(2)(岡島橋から牧田川合流点まで)	AA	イ	平14. 7. 1.5
	揖斐川(3)(牧田川合流点から多度川合流点まで)	A	イ	"
	根尾川(全城)	AA	イ	昭47. 3. 3.0
揖斐川 水 系	三水川(全城)	A	イ	昭57. 3. 2
	粕川(全城)	AA	イ	昭48. 3. 3.0
	水門川(全城)	C	イ	平22. 3. 1.2
	相川(全城)	B	イ	昭48. 3. 3.0
	杭瀬川(全城)	A	イ	"
	牧田川 上流(広瀬橋より上流)	AA	イ	平11. 4. 1
	牧田川 中流(広瀬橋から水門川合流点まで)	A	イ	"
	牧田川 下流(水門川合流点より下流)	C	イ	昭62. 3. 6
	津屋川(全城)	B	イ	昭57. 3. 2
	庄内川 上流(小里川合流点より上流)	A	イ	昭46. 5. 2.5
庄内川 水 系	庄内川 中流(小里川合流点より下流)	B	イ	平13. 3. 3.1
	小里川(全城)	B	イ	"
	肥田川(全城)	B	イ	昭50. 9. 1.2
	妻木川(全城)	B	イ	平14. 3. 2.9
	笠原川(全城)	A	イ	平10. 3. 1.0
	矢作川 最上流(矢作ダムより上流)	AA	イ	昭48. 7. 1.8
	矢作川 上流(矢作ダムから明治用水頭首工まで)	A	イ	昭45. 9. 1
	上庄村川(全城)	AA	イ	昭48. 7. 1.8
	明智智川(全城)	A	イ	"
	神通川(宮川) 上流(常磐寺川合流点より上流)	AA	イ	昭47. 3. 3.1
神通川 宮川 水 域	神通川(宮川) 下流(常磐寺川合流点より下流)	A	イ	"
	高原川 上流(飛騨市浅井田堰堤より上流)	AA	イ	平14. 3. 2.9
	高原川 上流(飛騨市浅井田堰堤より下流)	AA	イ	昭51. 4. 2.0
	小八賀川(全城)	AA	イ	平12. 3. 3.1
	荒城川(全城)	A	イ	昭51. 4. 2.0
	小鳥川(全城)	A	イ	"
	庄川(県境より上流)	A	イ	昭52. 2. 1
	庄川(下流(牧戸橋から県境まで)			
	庄川(下流(牧戸橋から県境まで)			

○湖沼

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
揖斐川	横山ダム(奥いむ湖)	A及びIII	イ	平15. 3. 2.7
揖斐川	徳山ダム貯水池(徳山湖)	A及びII	イ	令3. 4. 1
庄川	境川ダム貯水池(桂湖)	A及びII	イ	平13. 3. 3.0

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成
 「ロ」は、5年内で可及的すみやかに達成
 2 横山ダム貯水池及び境川ダム貯水池は、全塗素について、当分の間適用しない。

2 水生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

○河川

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
木曾川 水 域	木曾川 (1)(中濃大橋より上流)	生物A	イ	平21. 11. 3.0
	木曾川 (2)(中濃大橋より下流)	生物B	イ	"
	飛驒川 上流(高根第一ダムより上流)	生物特A	イ	平28. 3. 1.5
	飛驒川 下流(高根第一ダムより下流)	生物A	イ	"
	川上川 上流(全城)	生物A	イ	平27. 3. 2.7
	落合川(全城)	生物A	イ	"
	中津川(全城)	生物A	イ	"
	付知川(全城)	生物A	イ	"
	阿木川(全城)	生物A	イ	"
	中野方川(全城)	生物A	イ	"
長良川 水 域	可児川 上流(人々利川合流点より上流)	生物B	イ	平26. 3. 1.4
	可児川 下流(人々利川合流点より下流)	生物B	イ	"
	加茂川(全城)	生物B	イ	"
	新境川(全城)	生物B	イ	"
	小坂川(全城)	生物B	イ	"
	馬瀬川(全城)	生物B	イ	"
	白川(全城)	生物B	イ	"
	黒川(全城)	生物B	イ	"
	長良川 (1)(鶴川橋より上流)	生物A	イ	平21. 11. 3.0
	長良川 (2)(鶴川橋より下流)	生物B	イ	"
長良川 水 系	吉田川(全城)	生物特A	イ	平25. 3. 1.9
	板取川(全城)	生物A	イ	"
	津川(全城)	生物A	イ	"
	武儀川(全城)	生物A	イ	"
	伊自良川(全城)	生物B	イ	平26. 3. 1.4
	鳥羽川(全城)	生物B	イ	"
	糸貫川(乙井橋門より下流)	生物B	イ	"
	荒田川(全城)	生物B	イ	"
	境川(全城)	生物B	イ	"
	桑原川(全城)	生物B	イ	"
揖斐川 水 系	揖斐川 (1)(岡島橋より上流)	生物A	イ	平21. 11. 3.0
	揖斐川 (2)(岡島橋より下流)	生物B	イ	"
	吉田川(全城)	生物特A	イ	平25. 3. 1.9
	板取川(全城)	生物A	イ	"
	津川(全城)	生物A	イ	"
	武儀川(全城)	生物A	イ	"
	伊自良川(全城)	生物B	イ	平26. 3. 1.4
	鳥羽川(全城)	生物B	イ	"
	糸貫川(乙井橋門より下流)	生物B	イ	"
	荒田川(全城)	生物B	イ	"
庄内川 水 系	境川(全城)	生物B	イ	平27. 3. 2.7
	小里川(全城)	生物B	イ	"
	肥田川(全城)	生物B	イ	"
	妻木川(全城)	生物B	イ	"
	笠原川(全城)	生物B	イ	"
	矢作川(矢作ダムより上流)	生物A	イ	平27. 3. 2.7
	矢作川(矢作ダムより下流)	生物B	イ	"
	上庄村川(全城)	生物A	イ	"
	明智智川(全城)	生物A	イ	"
	阿妻川(県境より上流)	生物A	イ	"
神通川 宮川 水 域	神通川(宮川) 上流(県境より上流)	生物A	イ	平28. 3. 1.5
	高原川 上流(浅井田堰堤より上流)	生物特A	イ	"
	高原川 中流(浅井田堰堤より下流)	生物A	イ	"
	川上川(全城)	生物特A	イ	"
	小八賀川(全城)	生物特A	イ	"
	荒城川(全城)	生物特A	イ	"
	小鳥川 上流(下小鳥ダムより上流)	生物特A	イ	"
	小鳥川 下流(下小鳥ダムより下流)	生物特A	イ	"
	庄川 上流(牧戸橋より上流)	生物特A	イ	"
	庄川 下流(牧戸橋から県境まで)	生物A	イ	"

○湖沼

水 域		該当類型	達成期間	指定年月日
揖斐川	横山ダム(奥いむ湖)	湖沼生A	イ	平21. 11. 3.0

備考) 1 達成期間「イ」は、直ちに達成

水域名	水質汚濁防止法															県公害防止条例														
	畜産	食色	染紙	製出化	生学	窯業	碎石	機械	表面処理	メソ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレ	段ボール	畜産	給油所	吹付け材	石材					
木曾川	事業場数	260	216	6	8	7	4	47	8	31	24	52	10	555	107	260	17	309	25	176	2,122	5	10	5	390	462	18	3	893	
	構成比(%)	12.3	10.2	0.3	0.4	0.3	0.2	2.2	0.4	1.5	1.1	2.5	0.5	26.2	5.0	12.3	0.8	14.6	1.2	8.3	100.0	0.6	1.1	0.6	43.7	51.7	2.0	0.3	100.0	
長良川	事業場数	238	227	29	39	20	96	5	16	36	96	34	349	265	481	49	289	27	231	2,550	14			442	580	26	4	1,066		
	構成比(%)	9.3	8.9	1.1	0.9	1.5	0.8	3.8	0.2	0.6	1.4	3.8	1.3	10.4	18.9	1.9	11.3	1.1	9.1	100.0	1.3			41.5	54.4	2.4	0.4	100.0		
揖斐川	事業場数	83	188	15	4	17	22	55		23	12	50	8	151	123	201	10	247	18	116	1,343	8			2	143	265	15	73	506
	構成比(%)	6.2	14.0	1.1	0.3	1.3	1.6	4.1		1.7	0.9	3.7	0.6	11.2	9.2	15.0	0.7	18.4	1.3	8.6	100.0	1.6			0.4	28.3	52.4	3.0	14.4	100.0
土岐川	事業場数	33	117		2	13	2	17	179	3	1	5	3	72	47	132	16	53	6	54	755	5	67	6	50	251	1	3	383	
	構成比(%)	4.4	15.5		0.3	1.7	0.3	2.3	23.7	0.4	0.1	0.7	0.4	9.																

29 水質関係の水域別・業種別の排水基準適用特定事業場数<環境管理課>

(令和7年3月末現在)

水域名		水質汚濁防止法															県公害防止条例													
		畜産	食品	染色	製紙	出版	化学生	生コン	窯業	碎石	機械	表面処理	メツキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計	
木曽川	事業場数	1	8	2	6	2	1	2	5	3	8	5	8	1	1	63	16	21	153	1	2	4	7							
	構成比(%)	0.7	5.2	1.3	3.9	1.3	0.7	1.3	3.3	2.0	5.2	3.3	5.2	0.7		0.7	41.2	10.5	13.7	100	14.3	28.6	57.1				100			
長良川	事業場数	4	27	15	15	1	7	10	1	2	4	14	18	27	10	7	22	115	26	37	362	2		5			71.4			
	構成比(%)	1.1	7.5	4.1	4.1	0.3	1.9	2.8	0.3	0.6	1.1	3.9	5.0	7.5	2.8	1.9	6.1	31.8	7.2	10.2	100	28.6						100		
揖斐川	事業場数	17	10	3		14					4	14	4	4	1			90	18	14	193	1		1	2	24	28			
	構成比(%)	8.8	5.2	1.6		7.3					2.1	7.3	2.1	2.1	0.5			46.6	9.3	7.3	100	1.0		1.0	3.0	24.0	29			
土岐川	事業場数					2	1	11			1	2						18	6	5	46	3	1	1	1		6			
	構成比(%)					4.3	2.2	23.9			2.2	4.3						39.1	13.0	10.9	100	50.0	16.7	16.7	16.7			100		
矢作川	事業場数							2	1			2						4	2		11		2					2		
	構成比(%)							18.2	9.1			18.2						36.4	18.2		100	100.0						100		
神通川	事業場数	2	3			3	7		1	2			54	1	1			21	12	8	115			2			2		2	
	構成比(%)	1.7	2.6			2.6	6.1		0.9	1.7			47.0	0.9	0.9			18.3	10.4	7.0	100			100.0						100
庄川	事業場数							8	3			6						4	1	22							4	4		
	構成比(%)							36.4	13.6			27.3						18.2	4.5	100								100.0	100	
九頭竜川	事業場数											1						25.0		25.0		50.0	100							
	構成比(%)																													
合計	事業場数	7	55	27	24	1	28	27	16	12	13	37	29	102	13	8	23	312	84	88	906	3	6	1	6	1	11	28	56	
	構成比(%)	0.8	6.1	3.0	2.6	0.1	3.1	3.0	1.8	1.3	1.4	4.1	3.2	11.3	1.4	0.9	2.5	34.4	9.3	9.7	100	5.4	10.7	1.8	19.6	50.0	50.0	100		

30 水質関係の市郡別・業種別の特定事業場数<環境管理課>

(令和7年3月末現在)

		合計	水質汚濁防止法															県公害防止条例												
			畜産	食品	染色	製紙	出版	化学生	生コン	窯業	碎石	機械	表面処理	メツキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計
201 岐阜市	903	17	56	10	1	26	4	6		2	3	12	6	71	107	172	30	8	4	76	611	4		12	267	9		292		
202 大垣市	755	16	72	7	1	10	10	7		2	4	24	7	68	70	137	8	52	4	55	554	5		39	118	6	33	201		
203 高山市	1,330	138	92	1		4	1	21							545	36	64	12	31	11	46	1,011	7		193	118	1		319	
204 多治見市	448	1	35		1	6	1	12	36	3	1	2	1	27	21	62	8	19	3	28	267	2	50	4	122		3	181		
205 関市	494	30	30	1	4	2	1	12		2	14	31	11	31	25	56	4	39	7	30	330	3		103	58			164		
206 中津川市	735	75	64		3	3	1	16		14	5	10	4	5	137	23	56	3	44	9	30	498	2		1	120	105	9	237	
207 美濃市	164	11	7	1	15			5			1	2	4	23	10	11	1	17	3	6	117	5		21	20		1	47		
208 瑞浪市	303	25	17			6	1	6	76		1	2		29	12	33	3	12	1	19	243	2	2	20	35			1	60	
209 羽島市	326	26	21	4		1	2	5			1	1			19	25	34	2	24	1	20	186			72	66	2		140	
210 恵那市	529	54	99	2	2	1		7	17	2		10	3	68	17	39	3	35	6	20	385	3	4	6	59	68	4	144		
211 美濃加茂市	305	17	19					2	4			2	3	11	1	29	15	38	2	36	1	27	207			30	66	2		98
212 土岐市	324	4	21		1	1	1	3	59			3	3	1	27	11	45	6	18	1	8	213	1	15	2	10	83		111	
213 各務原市	449	19	26	6		3	1	4	4	5	13	15	1	36	34	74	4	71	1	43	360			14	71	4		89		
214 可児市	296	13	14		1	1	11	2		6	8	2	18	14	46	5	66	1	25	233		3	1	13	44	1	1	63		
215 山県市	195	13	1		1			2			5	8	8	9	13	1	18	1	5	98			71	21	5		97			
216 瑞穂市	175	2	7	1	3	1	2	11		1	1	4	3	3	14	20	1	35	2	19	130	2		15	26		2	45		
217 飛騨市	356	60	20			1	3	17		6	3	2		105	12	18	3	11	4	11	276			39	41			80		
218 本巣市	233	21	10	1		3	3	14		4	2	1		12	9	26	1	51	2	8	168			29	33	3		65		
219 郡上市	530	75	38			2	1	23		6	1	8		179	12	19	43	7	19	433			71	26			97			
220 下呂市	484	51	23			1	1	2		6		3		169	11	29	2	30	8	16	352	1		69	59	2	1	132		
221 海津市	244	33	40	1	1			9		5	2	5		8	7	17		21	5	10	164			39	38	2	1	80		
302 岐南町	93	1	2	1		1		2						8	13	30	1	6	12	77				14	2		16			
303 笠松町	79	2	7	6		1	1	1				1		9	8	5	1	5	7	10	57	1		1	18	2		22		
341 養老町	204	10	38	1		1		5		1		7		15	6	10	1	28	1	14	138			40	16	2	8	66		
361 垂井町	102	4	5	2	2	3				2	4		9	6	12		25	1	6	81			2	15	1	3	21			
362 関ヶ原町	50	1	3	1						1	3	1	11		4		10	1		36			1	11		2	14			
381 神戸町	70	2	8	2		2	6		3	1	2		2	3	4		11	1	4	51	2		2	8	1	6	19			
382 輪之内町	42	3	3	1		1	2			3		3		5	4		7	1	1	31			5	6			11			
383 安八町	68	3	2				5	2			4		9	8	8		10	1	8	60			3	2	2	1	8			
401 揖斐町	144	6	10			12		5	2		24	5	9		44	1	6	124			3	13		4	20					
403 大野町	101	5	2		1	7		4		4		3	8	8	2	20		8	72	1		1	2	19	1	5	29			
404 池田町	85	3	6																											

資料

32 日平均排水量400m³以上の水域別・業種別の特定事業場数〈環境管理課〉

(令和7年3月末現在)

水域名	水質汚濁防止法																	県公害防止条例											
	畜産	食品	染色	製紙	出版	化学	生コン	窯業	砕石	機械	表面処理	メッキ	旅館	洗たく	車両洗浄	試験研究	し尿処理	下水道	その他	計	写真製版	スプレー	段ボール	畜産	給油所	吹付け	石材	計	
木曽川	1	1	1	6		2	1		4	1	3	3	1			1	12	22		59						3	3		
長良川		8	5	14		4	4	1	1	5	2	1	2			24	25	4	100							1	1		
揖斐川		8	7	3		10			2	8	2	1				10	17	5	73							1	9	10	
土岐川																	1	6		7									
矢作川									1									2		3									
神通川	1						3	3		1			4				4	10	2	28						1		1	
庄川								2	2								3		7										
九頭竜川																													
合計	2	17	13	23		19	10	1	7	5	16	7	7	2		1	51	85	11	277						1	5	9	15

33 りん、窒素に係る排水基準の対象湖沼＜環境管理課＞

(1) りんに係る排水基準の対象湖沼

(令和7年3月末現在)

湖沼名	市町村	流域面積(km ²)	湖面積(km ²)
打上ダム貯水池(水嶺湖)	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池(秋神貯水池)	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池(朝日貯水池)	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池(高根乗鞍湖)	高山市	125	1.2
高根第二ダム貯水池	高山市	173	0.5
御母衣ダム貯水池(御母衣湖)	高山市、白川村	396	8.8
阿木川ダム貯水池(阿木川湖)	中津川市、恵那市	82	1.6
東野防災ため池(保古の湖)	中津川市、恵那市	2	0.1
松野防災ため池(松野湖)	瑞浪市	6	0.3
岩村ダム貯水池(三森山湖)	恵那市	2	0.02
恵那中部ため池(小沢ため池)	恵那市	7	0.1
矢作ダム貯水池(奥矢作湖)	恵那市、豊田市(愛知県)	505	2.7
蜂屋ダム調整池	美濃加茂市	0.2	0.07
下小鳥ダム貯水池	飛騨市	186	2.8
山田防災ダム貯水池(山田湖)	飛騨市	14	0.1
上大須ダム貯水池	本巣市	12	0.5
阿多岐ダム貯水池(阿多岐紅葉湖)	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池(東仙峠金山湖)	下呂市	1,035	4.3
大ヶ洞ダム貯水池(はぎの湖)	下呂市	4	0.04
藤古川ダム貯水池	関ケ原町	57	0.04
横山ダム貯水池	揖斐川町	471	1.7
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2
大白川ダム貯水池(白水湖)	白川村	20	0.7
鳩谷ダム貯水池	白川村	580	1.4
境川ダム貯水池(桂湖)	白川村、南砺市(富山県)	38	1.6

資料

(2) 窒素に係る排水基準の対象湖沼

湖沼名	市町村	流域面積(km²)	湖面積(km²)
打上ダム貯水池（水嶺湖）	大垣市	1	0.3
秋神ダム貯水池（秋神貯水池）	高山市	83	0.7
朝日ダム貯水池（朝日貯水池）	高山市	225	1.0
高根第一ダム貯水池（高根乗鞍湖）	高山市	125	1.2
御母衣ダム貯水池（御母衣湖）	高山市、白川村	396	8.8
東野防災ため池（保古の湖）	中津川市、恵那市	2	0.1
恵那中部ため池（小沢ため池）	恵那市	7	0.1
山田防災ダム貯水池（山田湖）	飛騨市	14	0.1
阿多岐ダム貯水池（阿多岐紅葉湖）	郡上市	16	0.1
岩屋ダム貯水池（東仙峠金山湖）	下呂市	1,035	4.3
前沢防災ため池	御嵩町	5	0.2

34 水生生物調査（カワゲラウオッティング）の概要<環境管理課>

(1) 調査参加人数等の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体数	95	-	-	76	81	87
参加人数 (延べ参加人数)	4,902 (5,524)	- (-)	- (-)	3,670 (3,823)	3,459 (3,686)	3,869 (4,248)
河川数	70	-	-	49	60	63
地点数 (延べ地点数)	101 (110)	- (-)	- (-)	75 (80)	85 (90)	89 (96)

*令和2年度及び令和3年度は集計なし。

(2) 水質階級別の地点数等

水質階級	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	岐阜県		岐阜県		岐阜県		岐阜県	
	地点数	割合(%)	地点数	割合(%)	地点数	割合(%)	地点数	割合(%)
I	-	-	49	61.3	51	56.7	61	63.5
II	-	-	24	30.0	31	34.4	29	30.2
III	-	-	6	7.5	6	6.7	2	2.1
IV	-	-	0	0	1	1.1	3	3.1
不明(指標生物見つからず)	-	-	1	1.2	1	1.1	1	1.0
計	-	-	80	100.0	90	100.0	96	100.0

I : きれいな水
II : ややきれいな水
III : きたない水
IV : 大変きたない水

*調査方法：「川の生きものを調べよう－水生生物による水質判定－」 環境省・国土交通省 編

*四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

*令和3年度は集計なし。

35 地盤沈下の状況<環境管理課>

(1) 地盤沈下域面積の経年変化(km²:岐阜県) (基準日:11月1日)

年間沈下量	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年	56年
1cm以上2cm未満	-	約12	約4	約15	約6	約0	約1	約0
2cm以上4cm未満	約148	約1.4	0	0	約0	約0	約0	約0
4cm以上	約0.9	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	平成元年
1cm以上2cm未満	0	約25	約6	約0	0	約9	約0	約19
2cm以上4cm未満	0	約0	約0	約0	0	約0	0	約0
4cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
1cm以上2cm未満	約0	約7	約27	0	約254	約0	約0	約0
2cm以上4cm未満	約0	0	約0	0	約24	約0	約0	0
4cm以上	0	0	0	0	約0	0	0	0

年間沈下量	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
1cm以上2cm未満	約 53	約 21	0	約 8	約 38	0	約 0	約 0
2cm以上4cm未満	約 3	約 0	0	0	0	0	0	0
4cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
1cm以上2cm未満	約 12	約 0	約 0	約 0	0	約 0	約 0	0
2cm以上4cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	26年	27年	28年	29年	30年	R元年	R2年	R3年
1cm以上2cm未満	約 0	0	約 0	0	約 0	約 0	約 0	0
2cm以上4cm未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4cm以上	0	0	0	0	0	0	0	0

年間沈下量	R4年	R5年	R6年
1cm以上2cm未満	0	約 0	0
2cm以上4cm未満	0	0	0
4cm以上	0	0	0

(2) 累積沈下量の大きい水準点（観測開始～令和6年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	帆引	78.91	海津市海津町帆引新田
2	桑原（基）	50.57	羽島市桑原町小藪
3	桑原	47.54	羽島市中小藪
4	秋江	43.41	海津市海津町秋江
5	金廻	42.29	海津市海津町金廻

(3) 過去5年間の累積沈下量の大きい水準点（令和2年11月～令和6年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	上流IL-1	3.53	安八郡輪之内町松内
2	桑原	3.17	羽島市中小藪
3	上流IR-1	3.03	養老郡養老町大巻
4	下流IR-25	2.61	養老郡養老町大巻
5	上流IL-5	2.59	安八郡輪之内町福東新田

(4) 年間沈下量の大きい水準点（令和5年11月～令和6年11月：岐阜県）

順位	水準点名	累積沈下量(cm)	所在地
1	下流IL-20	0.76	海津市海津町安田新田
2	桑原	0.75	羽島市中小藪
3	上流IR-1	0.69	養老郡養老町大巻
4	G28	0.68	海津市海津町鹿野
5	G31	0.66	海津市海津町深浜中

36 一般環境騒音の測定結果＜環境管理課＞

(令和6年度)

	一般地域の区分			
	A類型	B類型	C類型	計
測定地点数	27	72	43	142
基準値内	24	67	41	132
超過	3	5	2	10
達成率	88.9%	93.1%	95.3%	93.0%

備考) 1 昼間（午前6時～午後10時）の一般環境における環境基準の達成状況である。

2 累計A：専ら住居の用に供される地域

累計B：主として住居の用に供される地域

累計C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

37 航空機騒音の測定結果<環境管理課>

(令和6年度)

測定地点	類型	騒音値(Lden)		年間値	
岐阜市前一色1-2-1	I	春季	51	52	
		秋季	53		
各務原市那加東亜町1-1	I	春季	58	59	※
		秋季	59		
岐阜市水海道1-16-13	II	春季	54	55	
		秋季	55		
岐阜市高田5	II	春季	52	55	
		秋季	58		
岐阜市岩地4-1	II	春季	48	48	
		秋季	47		
各務原市那加桜町1-69	II	通年測定		65	※
各務原市三井東町4-32	II	春季	62	61	
		秋季	59		
各務原市鵜沼朝日町2-384-1	II	春季	55	58	
		秋季	60		
羽島郡岐南町徳田8-97	II	春季	39	39	
		秋季	39		
羽島郡笠松町中野229	II	春季	42	41	
		秋季	40		

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I …… 専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 Ldenとは、「時間帯補正等価騒音レベル」と呼ばれ、昼間、夕方、夜間の時間帯に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベルのことである。

3 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 57以下

II …… 62以下

38 新幹線鉄道騒音の測定結果<環境管理課>

測定地点	類型	音圧レベル(デシベル)	
		25m(軌道までの距離)	
羽島市下中町加賀野井	I	72	※
羽島市上中町長間字村前556番地1	I	71	※
羽島市舟橋町5丁目37番地	II	71	
羽島市舟橋町3	II	72	
安八郡安八町水取金沼(個人宅)	I	71	※
安八郡安八町水取金沼(商店)	I	71	※
安八郡安八町大明神字大道南	I	73	※
安八郡安八町大明神野方	I	71	※
大垣市平町川向	I	72	※
大垣市新田町2	II	71	
大垣市青柳町1	II	71	
大垣市十六町	I	70	
不破郡垂井町表佐2250-3	I	70	
不破郡垂井町宮代	I	70	
不破郡垂井町宮代北野	I	72	※
不破郡垂井町野田552	I	71	※
不破郡閲ヶ原町大字閲ヶ原3440	I	70	
不破郡閲ヶ原町公門5	I	70	
不破郡閲ヶ原町大字閲ヶ原2490-182	I	71	※
不破郡閲ヶ原町藤下	I	69	

備考) 1 類型の区分は次のとおりである。

I …… 専ら住居の用に供される地域

II …… I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

2 ※は、環境基準を超えるものであり、それぞれの類型の環境基準は次のとおりである。

I …… 70以下

II …… 75以下

39 騒音関係の特定施設別の届出数<環境管理課>

40 振動関係の特定施設別の届出数<環境管理課>

(1) 工場数 (合和7年3月末現在)

施設の種類	地域名	岐阜地域			西濃地域			東濃地域			飛騨地域			合計			
		中濃地域	東濃地域	飛騨地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	中濃地域	飛騨地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	中濃地域	飛騨地域
金属加工機械		220	264	331	139	34	988	298	287	134	35	955					
空気圧縮機及び送風機		688	523	547	660	190	2,608										
土石用又は鉱物用の破砕機、摩碎機、ふるい及び分級機		58	54	74	235	35	456										
織機		1,318	294	25	3	9	1,649	413	448	396	430	102	1,789				
建設用資材製造機械		38	37	47	35	25	182										
木材加工機械		4	6	14	1	8	33										
抄紙機		258	164	180	218	259	1,079										
印刷機械		5	28	50	7	2	92										
合成樹脂用射出成形機		94	85	61	64	26	330										
鋸歯型機	小計	84	71	102	47	4	308										
金属加工機械		33	6	9	1	0	49										
合成樹脂用粉碎機	小計	2,800	1,532	1,440	1,410	502	7,774										
高速切断機		15	34	54	22	5	130										
空気圧縮機及び送風機		82	114	117	30	51	394										
織機		1	5	19	233	0	258										
紙工機械		428	40	44	3	1	516										
工具		7	2	7	11	3	30										
高速切断機		43	40	74	27	2	186										
走行クレーン		23	67	57	37	8	192										
クーリングタワー		466	323	564	188	23	1,564										
走行クレーン		230	111	102	177	97	777										
冷凍機		645	149	170	192	34	1,190										
ダイレクト型用プレス	小計	0	3	8	102	0	163										
合計		1,940	888	1,276	1,072	224	5,400										
	計	4,740	2,420	2,716	2,482	816	13,174										

施設の種類	地域名	岐阜地域			西濃地域			東濃地域			飛騨地域			合計			
		中濃地域	東濃地域	飛騨地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	中濃地域	飛騨地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	中濃地域	飛騨地域
金属加工機械		1,536	2,884	3,178	1,699	106	9,403										
空気圧縮機及び送風機		5,381	4,162	4,338	4,794	1,119	19,794										
土石用又は鉱物用の破砕機、摩碎機、ふるい及び分級機		249	292	267	2,079	144	3,031										
織機		4,932	1,853	103	57	33	6,978										
建設用資材製造機械		60	97	86	49	37	329										
機械用製粉機		6	8	99	1	10	114										
木材加工機械		477	428	582	695	816	2,998										
抄紙機		11	175	240	18	3	447										
印刷機械		346	359	247	185	100	1,237										
合成樹脂用射出成形機		628	609	892	540	8	2,677										
銅型塑型機		81	44	80	3	0	208										
金屬加工機械	小計	13,707	10,911	10,102	10,120	2,376	47,216										
空気圧縮機及び送風機	小計	118	271	580	171	10	1,150										
織機	小計	406	868	651	178	178	2,281										
建設用資材製造機械	小計	1	102	102	80	807	0	990									
走行クレーン		1,092	186	153	58	6	1,495										
クーリングタワー		794	609	655	607	234	2,899										
岐阜地域		4380	1648	1634	1608	263	9,583										
空気圧縮機及び送風機	小計	0	11	89	802	0	902										
銅型塑型機	小計	9,116	6,067	6,938	5,905	746	28,772										
冷凍機	小計	22,823	16,978	17,040	16,025	3,122	75,988										
	計																

施設の種類	地域名	岐阜地域			西濃地域			東濃地域			飛騨地域			合計		
		中濃地域	東濃地域	飛騨地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	飛騨地域	岐阜地域	西濃地域	東濃地域	飛騨地域	合計
金属加工機械		1,543	3,293	3,385	1,861	122										10,204
空気圧縮機及び送風機		2,123	3,468	2,459	2,140	516										10,706
土石用又は鉱物用の破砕機、摩碎機、ふるい及び分級機		234	319	205	1,561	109										2,428
織機		5,744	4,322	23	29	28										10,146
建設用資材製造機械		27	24	31	42	11										135
機械用製粉機		6,978	5,409	4,627	4,322	23										330
木材加工機械		477	428	582	695	816	2,998									64
抄紙機		11	175	240	18	3	447									681
印刷機械		346	359	247	185	100	1,237									281
合成樹脂用射出成形機		628	609	892	540	8	2,677									37,899
銅型塑型機		81	44	80	3	0	208									864
金屬加工機械	小計	13,707	10,911	10,102	10,120	2,376	47,216									2,821
空気圧縮機及び送風機	小計	118	271	580	171	10	1,150									281
織機	小計	406	868	651	178	178	2,281									167
建設用資材製造機械	小計	1	102	102	80	807	0	990								0
走行クレーン		1,092	186	153	58	6	1,495									129
クーリングタワー		794	609	655	607	234	2,899									1
岐阜地域		4380	1648	1634	1608	263	9,583									37,899
空気圧縮機及び送風機	小計	0	11	89	802	0	902									37,899
銅型塑型機	小計	9,116	6,067	6,938	5,905	746	28,772									37,899
冷凍機	小計	22,823	16,978	17,040	16,025	3,122	75,988									37,899
	計															

41 ダイオキシン類常時監視結果＜環境管理課＞

(1) 大気

番号	市町村名	調査地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	大垣市	大垣消防組合中消防署分駐所 (旧大垣市役所東庁舎)	0.04	0.088	0.0078
2	高山市	高山市役所鱗花橋駐車場	0.0054	0.010	0.0067
3	多治見市	東濃西部総合庁舎	0.018	0.088	0.0070
	平 均		0.021	0.092	0.0072

(2) 河川水

番号	水域名	河川名	調査地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	木曽川水域	小坂川	古子橋	0.063	-	-
2	木曽川水域	可児川	鳥屋場橋	-	-	-
	長良川水域	桑原川	本川合流前		6.6	8.1
	揖斐川水域	中須川	本川合流前		-	45
	津屋川	福岡大橋			5.9	8.0
	平 均		均		4.2	20

(3) 底質

番号	水域名	河川名	調査地点	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	木曽川水域	小坂川	古子橋	-	0.16	-
2	長良川水域	可児川	鳥屋場橋	-	-	3.6
3	揖斐川水域	中須川	本川合流前	6.6	8.1	6.3
4	津屋川	福岡大橋		-	-	-
5	平 均		均		4.2	20

(4) 地下水

地域	実施年度	市町村名	調査地点	調査結果
岐阜地域	令和4年度	羽島市	羽島市消防本部	0.063
西濃地域	令和4年度	神戸町	ふれ愛公園	0.066
	令和5年度	池田町	個人宅	0.015
	令和6年度	大野町	個人宅	0.014
中濃地域	令和6年度	美濃市	美濃市衛生センター	0.016
東濃地域	令和4年度	土岐市	敷島公園	0.066
	令和5年度	中津川市	事業所	0.014
	令和6年度	恵那市	えな斎苑	0.015
飛騨地域	令和5年度	飛騨市	古川淨化センター	0.013

(5) 発生源周辺土壤

発生年	発生源	市町村名	調査地点	調査結果
		安八町	あすね苑	9.4
		安八町	安八町浄化センター	3.8
		安八町	安八町総合運動公園	1.3
		高山市	三福寺町公園	0.13
		高山市	東山台公園	3.1
		高山市	有斐ヶ丘町公園	0.017
令和4年度	事業場			
令和5年度	高山市清掃工場			
令和6年度	緑ヶ丘クリーンセンター			

42 「岐阜県リサイクル認定製品」として認定した製品一覧<廃棄物対策課> (令和7年3月末現在)

認定番号	品目名	製品名	品目名	製品名	製造者	循環資源
8	古紙1.00%セパレート小分けパッケージ	各種トレイ・パッケージ	再生土木資材	再生砂利3-5	有限会社熊谷産業	陶磁器くず
9	古紙1.00%セパレート小分けパッケージ	各種トレイ・パッケージ	古紙	土をつくる繊	株式会社吉城コンポ	パーパー、牛糞、生糞残さ、もみ糞堆肥
12	プラスチック再生品	プラスチック	紙基盤材	ドレンホールス	大豊化工業株式会社	乾燥プラスチック
32	間伐材・小径材を使用した木製品	ウッドミックス	プラスチック類	シリット蓋 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(三の倉)
38	再生土木資材	ガラスカルバート	間伐材	C D-E 制溝 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(三の倉)
39	再生土木資材	L型接縫 (SLK, S LF, SLG)	昭和コンクリート工業株式会社	C D-II 制溝 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(三の倉)
50	绿化基盤材	よしきSKA シールス-バ-	株式会社吉城コンボ	円型制溝 II 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(三の倉)
55	绿化基盤材	エコ・グリーン堆肥、エコトレーニング	株式会社吉城コンボ	L形制溝 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(三の倉)
108	再生土木資材	エコトレーニング	株式会社エフピコ	リキャストガードレール基礎	昭和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
112	間伐材・小径材を使用した木製品	標識・看板	間伐材	S D 溶断制溝・SD断面蓋	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
117	再生土木資材	リサイクル種苗ブロック	株式会社山島工務店	エコノリッド	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(三の倉)
122	再生土木資材	リサイクル種苗ブロック	東濃ニンクリート工業株式会社	落ちぶた式D I形制溝	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
123	再生土木資材	落ち蓋式D I形制溝・蓋、スタッフ(ノンスリップ機能)	株式会社赤羽コンクリート	リボーン制溝	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
124	再生土木資材	上ぶた式D I形制溝	株式会社赤羽コンクリート	上ぶた式D I形制溝	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
125	再生土木資材	道路用境界プロック	株式会社赤羽コンクリート	V S 制溝、R V S 制溝、R V S 側溝(排水ドレン付き)	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
126	再生土木資材	岐阜県型ベース付歩道境界プロック	株式会社赤羽コンクリート	L形制溝	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
134	再生土木資材	テバーロード他 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	境界ブロック	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
135	再生土木資材	グリーンデコ 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	ベース付歩道境界プロック	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
136	再生土木資材	PL可変制溝 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	ベース付歩道境界プロック	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
137	再生土木資材	円型制溝	松岡コンクリート工業株式会社	ベース付歩道境界プロック	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
144	再生土木資材	深型制溝	松岡コンクリート工業株式会社	ベース付歩道境界プロック	株式会社丸治コンクリート工業所	溶融スラグ(三の倉)
174	再生土木資材	落ちぶた式D I形制溝	東海商事プロック工業株式会社	トーカイ箱形ヒューム管	株式会社東海ヒューム管	溶融スラグ(西濃)
175	再生土木資材	ベース付歩道境界プロック	東海商事プロック工業株式会社	E O-B O N カルバート II (西濃)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
176	再生土木資材	可変制溝 (V S 制溝、V S 制溝、V S 制溝、V S 制溝)	井浦木材株式会社	E O-B O N カルバート II (多治見)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(三の倉)
198	間伐材・小径材を使用した木製品	ビガクロス	間伐材	ECO ワークス	株式会社宇佐美組	溶融スラグ(西濃)
199	間伐材・小径材を使用した木製品	お魚のりからご	井浦木材株式会社	瓦骨材利用透水性樹脂舗装材 K	株式会社宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
205	再生土木資材	CD制溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	瓦骨材利用透水性樹脂舗装材 K	株式会社宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
206	再生土木資材	円形制溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	瓦骨材利用透水性樹脂舗装材 K	株式会社宇佐美組	陶磁器くず(廃瓦)
226	再生土木資材	コンクリート積みプロック	株式会社丸河興業	溶融スラグ入り落ちぶた式U形制溝・同蓋	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
244	再生陶磁器製品	R e-高強度密器器 O G S O	株式会社おぎぞ	瓦骨材利用透水性樹脂舗装材 K	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ入りU形制溝
251	古紙1.00%セパレート小分けパッケージ	各種トレイ・パッケージ	古紙	溶融スラグ入り落ちぶた式U形制溝	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
257	再生土木資材	リサイクルサンド C W - 5	陶磁器	溶融スラグ入りU形制溝	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
259	汚泥活用土壤改良材	ソイルミックス改良材	上水汚泥 (上水ラッシュ)	瓦砂	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ入りU形制溝
260	再生土木資材	リサイクルサンド C R - 5	株式会社オザキ	溶融スラグ入りU形制溝	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
268	再生土木資材	リサイクルサンド5-0	有限会社熊谷産業	溶融スラグ入りU形制溝	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)

認定番号	品目名	製品名	製造者	循環資源	製造者	製品名	循環資源
334	再生土木資材	溶融スラグ入りドリームブロック	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	リサイクル間接プロック(1t)	揖斐川工業株式会社	溶融スラグ(多治見)
335	再生土木資材	溶融スラグ入りMIIブロック・Fブロック	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	リモスカラー吹付けタイプ	株式会社佐藤謙次郎 中部支店	陶磁器くず(廃瓦)
336	再生土木資材	溶融スラグ入りブレガードII	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	台形成材 ロッカー、下足端	日本住宅ハネル工業協同組合 名古屋支所	開伐材、小径木
340	再生土木資材	M型チップ	一般社団法人瓦チップ研究会	陶磁器くず(廃瓦)	落ちた式U形剛構・素・スタンド(ノンスリップ橢錠)	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
342	再生土木資材	L型水路ブロック 西濃スラグ	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	上ぶた式U形剛構 1種	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
344	再生土木資材	ゴブロック(大型ブロック) 積縫壁、西濃スラグ	昭和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	岐阜県ベース付歩道境界プロック	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
347	再生土木資材	二面水路 西濃スラグ	昭和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	SD横断剛構・3D剛構(アンソリップ模様)	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
350	再生土木資材	シリット蓋 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	エコノリッド(アンスリップ模様)	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
351	再生土木資材	C.D-E側溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	CD側溝 多治見	松岡コンクリート工業株式会社・東和スポーツ施設	溶融スラグ(三の倉)
352	再生土木資材	C.D側溝断面 東濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	エコクレイ 芝の床土	株式会社	施瓦
353	再生土木資材	C.D-II側溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	401 開伐材・小径材を施用した木製品	有限会社レールフラー	開伐材
355	再生土木資材	円型側溝 II 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	開伐材・小径材を施用した木製品	有限会社レールフラー	開伐材
356	再生土木資材	L形街渠 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	開伐材・看板	有限会社レールフラー	溶融スラグ(三の倉)
357	再生土木資材	羽形側溝 II 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	円型側溝II 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
358	再生土木資材	ECOブロックⅢ(西濃)	リス興業株式会社	溶融スラグ(西濃)	円型側溝II 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
361	再生土木資材	ECOブロックⅢ(西濃)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	ヨブリーレ	早川木工所 早川謙作	開伐材・質の低い放置木
363	再生土木資材	ECOブロックⅢ(多治見)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	406 開伐材・小径材を施用した木製品	一般社団法人瓦チップ研究会・東和スポーツ施設	施瓦
364	再生土木資材	ECO水路III(西濃)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	エコクレイ TS	株式会社	施瓦
366	再生土木資材	ECO水路III(多治見)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(多治見)	409 隔離バスク再生成品	株式会社エフピコ	使用済みPET製容器及びボトル
367	再生土木資材	ECOシステムIV(西濃)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	リサイクル練みプロック	揖斐川工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
369	再生土木資材	ECOシステムIV(多治見)	丸栄コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(多治見)	G.Uプロック	株式会社丸坂石工業所	溶融スラグ(三の倉)
371	再生土木資材	落ち着式形剛構(本体、ふた)	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(多治見)	再生APソイル	株式会社大阪砂石工業所	ばいじん・燃え殻
372	再生土木資材	上ぶた式U形剛構 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(多治見)	溶融スラグ入りレベロシック	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
373	再生土木資材	境界プロック 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(多治見)	浄水発生土	岐阜県東部広域水道事務所	上水道汚泥
374	再生土木資材	U形剛構 多治見	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(多治見)	リスラインスタンジアムII	リス興業株式会社	再生ポリプロビレン
375	再生土木資材	ティーロード 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	RC40A	株式会社大阪砂石工業所	堆肥化・施肥
376	再生土木資材	イーグルデコ 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	リサイクルOLB	揖斐川工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
377	再生土木資材	ハイビーバネル 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	418 基盤材	農事組合入清コンボストセシスター	家畜糞便、木屑
378	再生土木資材	甲型側溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	SP-Fエンス(基盤強化)	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(中津川)
379	再生土木資材	落ち着式形剛構(本体、ふた)	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	423 再生土木資材	協和コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)
380	再生土木資材	上ぶた式U形剛構 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	424 再生土木資材	有限会社熊谷産業	陶磁器くず(廃瓦)
381	再生土木資材	甲型側溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	425 開伐材・小径材を使用した木製品	小枝ワーカス	広葉樹の小径木
382	再生土木資材	落ち着式形剛構(本体、ふた)	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	426 再生土木資材	株式会社赤羽コンクリート	溶融スラグ(西濃)
383	再生土木資材	クリーンデコ 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	427 基盤材	リサイクルサンド 隔離器	溶融スラグ(西濃)
384	再生土木資材	PVC可変側溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	428 基盤材	ゆとり玩具グッコル	溶融スラグ(西濃)
385	再生土木資材	端男プロック 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	429 基盤材	SP-Fエンス(基盤強化)	溶融スラグ(西濃)
386	再生土木資材	L形剛構 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	430 基盤材	リサイクルサンド 隔離器	溶融スラグ(西濃)
387	再生土木資材	深型側溝 西濃	松岡コンクリート工業株式会社	溶融スラグ(西濃)	431 基盤材	有限会社熊谷産業	陶磁器くず(廃瓦)
		リサイクル間隔ブロック (S)	揖斐川工業株式会社	溶融スラグ(西濃)			

43 産業廃棄物の排出量<廃棄物対策課>

(令和6年度)
(単位:t/年)

種類	業種	合計		農業	鉱業	建設業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸・小売業	学術研究等	飲食・宿泊	生活関連・娯楽	教育・学習	医療・福祉	サービス業		
		全業種	農林漁業統計															
合計		4,462,573	3,571,225	891,348	253	1,120,546	951,060	92	4,961	44,795	1,067	2,403	2,335	2,044	12,194	7,583		
燃え殻		34,396	34,396			19,949	3,397						0			3		
汚泥		1,669,499	1,669,499			47,003	938,268		175	8,255	31	720	1,082	118	133	580		
廃油		74,583	74,583		3	630	1		553	3,501	57	623	179	31	14	799		
廃酸		78,521	78,521			0	2			8	13	3		0	42			
廃アルカリ		55,812	55,812			92	10		472	656	8			217	1	101		
廃プラスチック類		139,167	138,731	436	3	18,442	184	73	2,497	18,077	239	350	787	611	2,722	3,024		
紙くず		10,518	10,518			2,114												
木くず		129,834	129,834		90	73,042	216		895	999	92	53	7	179	2	52		
織維くず		508	508			356												
動植物性残さ		46,401	46,401															
動物系固形不要物		915	915													915		
ゴムくず		186	186			13				153						8		
金属くず		50,055	50,055		10	8,690	35	1	131	10,441	54	608	120	263	140	1,218		
ガラスくず等		188,967	188,967		148	50,164	118		208	746	72	46	27	554	406	24		
鉛さい		72,057	72,057			95												
がれき類		875,722	875,722			864,610	16								11			
ばいじん		33,605	33,605			2	6,395											
家畜ふん尿		890,277	890,277															
家畜の死体		635	635															
建設混合廃棄物		41,498	41,498		0	34,431	2,335	18	29	1,863	128	0		6	26			
特別管理産業廃棄物		69,417	69,417			911	82		1	96	373		133	53	8,705	861		

備考) 1 県廃棄物対策課調べ「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」
2 端数処理の関係で合計は合わない。

44 し尿処理施設整備状況<廃棄物対策課>

(令和7年3月末現在)

県事務所	市町村組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施工年度	施設所在地
				KL/日	内訳		
岐阜 地域環境室	羽島市	羽島市環境プラント	—	70	—	標準脱窒素	H10~12 羽島市桑原町西小薮
	各務原市	各務原市クリーンセンター	—	126	—	高負荷脱窒素	S62~H元 各務原市蘇原宮塚町
	もとす広域連合	もとす広域連合衛生施設	瑞穂市、本巣市、北方町	198	126	標準脱窒素	S56~57 瑞穂市生津天王東町
	岐北衛生施設利用組合	岐北衛生センター	山県市、関市	72	72	標準脱窒素	S63~H元
西濃	大垣衛生施設組合	大垣衛生センター	大垣市、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町	340	—	高負荷脱窒素	H10~12 大垣市荒川町
	南濃衛生施設利用事業組合	衛生センター	海津市、養老町	65	—	膜分離高負荷脱窒素	R2~5 養老郡養老町高田
中濃	関市	関市浄化センター	—	40	—	好気性消化	S53 関市倉知中坂下
	美濃市	美濃市衛生センター	—	40	—	高負荷脱窒素	H3~5 美濃市極楽寺字南山
	郡上市	郡上環境衛生センター	—	90	—	膜分離高負荷脱窒素	H11~13 郡上市八幡町吉野
可茂	可茂衛生施設利用組合	緑ヶ丘クリーンセンター	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	100	—	標準脱窒素	H13~15 美濃加茂市牧野緑ヶ丘
東濃	多治見市	多治見市月見センター	—	61	—	標準脱窒素	S62~H元 多治見市月見町
	土岐市	土岐市衛生センター	—	64	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~8 土岐市泉町久尻
恵那	中津川市	中津川市汚泥処理センター	—	65	—	膜分離高負荷脱窒素	H29~R元 中津川市福岡
	藤花苑	—	—	35	—	膜分離高負荷脱窒素	H6~7 恵那市字武並町藤
	恵南衛生センター	—	—	25	—	標準脱窒素	H26 恵那市明智町大小屋
飛騨	高山市	環境センター	—	80	—	高負荷酸化	S47~48 高山市冬頭町
		久々野衛生センター	—	25	—	高負荷脱窒素	S60 S63 H14~15 高山市久々野町久須母
	飛騨市	みずほクリーンセンター	(高山市)	40	—	膜分離高負荷脱窒素	H13~14 飛騨市宮川町三川原
	下呂市	中山浄化園	—	66	—	好気性消化	S51~52 S56~57 H9~10 下呂市三原
岐阜市	寺田プラント	—	160	—	固液分離	H16 岐阜市寺田	
	岐阜羽島衛生施設組合	し尿処理場	岐阜市、岐南町、笠松町	100	—	改造成型脱窒素	S54~55 岐阜市境川
	合計	21箇所(23施設)	—	1,860			

備考) 1 県廃棄物対策課調べ
2 「組合構成市町村名」欄の()は委託処理をしている市町村を示す。

45 県内ごみ焼却施設一覧<廃棄物対策課>

(1) 5t/日以上

(令和7年3月末現在)

県事務所	市町村組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日	炉数				
岐阜地域環境室	各務原市	北清掃センター	—	192	3	ガス化溶融	全連	H12~14	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	36	2	焼却+灰溶融	全連	H19~H21	山県市谷合
西濃	大垣市	クリーンセンター	—	240	3	焼却	全連	H4~7	大垣市米野町
	垂井町	クリーンセンター	—	40	2	焼却	准連	H7~8	垂井町表佐
南濃衛生施設利用事務組合	清掃センター	海津市、養老町、閑ヶ原町	80	2	ガス化溶融	全連	H17~20	養老町有尾	
揖斐	西濃環境整備組合	西濃環境保全センター	大垣市、瑞穂市、本巣市、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町	180	2	焼却	全連	S63~H2	大野町下座倉
中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	168	3	ガス化溶融	全連	H12~14 H25~27	関市下有知字赤谷	
郡上市	郡上クリーンセンター	—	75	2	ガス化溶融	全連	H15~17	郡上市八幡町有坂	
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	240	3	焼却+灰溶融	全連	H7~10	可児市塩河
東濃	多治見市	三の倉センター	—	170	2	ガス化溶融	全連	H12~14 H23~26	多治見市三の倉町
	瑞浪市	クリーンセンター	—	50	2	ガス化溶融	全連	H12~14	瑞浪市日吉町
	土岐市	環境センター	—	70	3	焼却	機バ	S63~H元	土岐市泉町久尻
恵那	中津川市	中津川環境センター	—	98	2	ガス化溶融	全連	H13~15	中津川市駒場
	恵那市	エコセンター恵那	—	90	1	RDF炭化	RDF+炭化	H13~14	恵那市長島町久須見
飛騨	高山市	資源リサイクルセンター(白川村)	—	100	2	焼却	全連	S58~60	高山市三福寺町
	久々野クリーンセンター	—	16	2	焼却	機バ	S63~H元	高山市久々野町	
	飛騨市	飛騨市クリーンセンター	—	25	2	焼却	准連	H24~25	飛騨市古川町谷
	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	60	2	焼却	全連	H28~30	下呂市小川
岐阜市	掛洞プラント	—	150	1	焼却	全連	S51~53 H25~26	岐阜市奥字掛洞	
	東部クリーンセンター	—	450	3	焼却	全連	H6~9 H24~27	岐阜市芥見	
	合計	20箇所(21施設)	2,620	45					

(2) 200kg/時間以上

(令和7年3月末現在)

県事務所	市町村組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		施設の種類	処理方法	施工年度	施設所在地
				kg/時間	炉数				
岐阜地域環境室	本巣市	真正廃棄物焼却施設	—	250	1	焼却	固バ	H7	本巣市下真桑
	合計	1箇所(1施設)		250	1				

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 「組合構成市町村名」欄の()は委託処理をしている市町村を示す。

3 施行年度の下段は基幹的設備改良事業の年度を示す。

46 粗大ごみ処理施設整備状況<廃棄物対策課>

(令和7年3月末現在)

県事務所	市町村組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日	炉数			
岐阜地域環境室	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	34	1	破碎	H20~H22	各務原市須衛
	山県市	山県市クリーンセンター	—	5	1	破碎	H19~H21	山県市谷合
西濃	西南濃粗大廃棄物処理組合	西南濃粗大廃棄物処理センター	大垣市、海津市、養老町、垂井町、閑ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	70	併用	H6~9	養老町有尾字下池	
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	50	併用	S63	関市下有知字赤谷	
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	66	破碎	H7~10	可児市塩河	
恵那	中津川市	粗大不燃物施設	—	17	併用	H13~15	中津川市駒場	
	恵那市	恵南クリーンセンターあおぞら	—	12	併用	H10~11	恵那市明智町吉良見	
飛騨	高山市	資源リサイクルセンター	—	26	破碎	H8	高山市三福寺町	
岐阜市	東部クリーンセンター	—	30	併用	H8~9	岐阜市芥見		
	合計	9箇所(9施設)	—	310				

備考) 県廃棄物対策課調べ

47 リサイクルプラザ整備状況<廃棄物対策課>

(令和7年3月末現在)

県事務所	市町村組合名	施設名	組合構成市町村名	処理能力		処理方法	施工年度	施設所在地
				t/日	炉数			
岐阜地域環境室	各務原市	各務原市北清掃センターリサイクル施設	—	9	選別・圧縮・梱包	H23	各務原市須衛	
西濃	南濃衛生施設利用事務組合	リサイクルセンター	養老町、海津市、閑ヶ原町	16	選別・圧縮・梱包	H17~H20	養老郡養老町有尾	
	大垣市	大垣市リサイクルセンター	大垣市	3.7	選別・圧縮・梱包	H21~H23	大垣市米野町	
中濃	中濃地域広域行政事務組合	クリーンプラザ中濃	関市、美濃市	12	破碎・選別	H13~14	関市下有知字赤谷	
	郡上市	北部クリーンセンター	—	8	併用	H8~9	郡上市白鳥町二日町	
	郡上クリーンセンター	—	—	13	破碎・圧縮	H15~17	郡上市八幡町有坂	
可茂	可茂衛生施設利用組合	ささゆりクリーンパーク	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	66	破碎・選別	H7~10	可児市塩河	
東濃	多治見市	三の倉センター	—	34	選別・圧縮・梱包	H12~16	多治見市三の倉	
	笠原クリーンセンターリサイクル作業所	—	—	6	選別・圧縮	H5	多治見市笠原町	
	土岐市	土岐市環境センター	—	13	選別・圧縮・梱包	H2	土岐市泉町	
	恵那市	恵那市リサイクルセンター	—	4	選別・圧縮・梱包	H8~9	恵那市長島町久須見	
	中津川市	中津川市リサイクルセンター	—	4.9	破碎・圧縮・梱包	H28	中津川市駒場	
飛騨	高山市	高山市資源リサイクルセンター	—	10	選別・圧縮・梱包	H9	高山市三福寺町	
	久々野クリーンセンター	—	—	4	選別・梱包	S62	高山市久々野町	
	飛騨市	飛騨市リサイクルセンター	—	1	選別・圧縮	H27	飛騨市古川町	
	下呂市	下呂市クリーンセンター	—	3.5	別・圧縮・梱包	H5	下呂市小川	
岐阜市	東部クリーンセンター芥見リサイクルプラザ	—	—	30	破碎	H8~9	岐阜市芥見	
	岐阜市リサイクルセンター	—	—	46.1	選別・圧縮	H30~R3	岐阜市木田	
	合計	18箇所(18施設)	—	284.2				

備考) 県廃棄物対策課調べ

48 工場（環境配慮事業所）登録事業所＜環境管理課＞

(令和7年3月末現在)

番号	事業所名	所在地	事業所名	所在地
2	(株)りゅういき 上石津工場	大垣市上石津町牧田二又3434番地の21		
3	(株)岡本	岐阜市畠町5番地		
6	大日コンサルタント(株)	岐阜市薮田南3-1-21	太陽社マニュファクチャリング(株) 御嵩工場	可見郡御嵩町中1956-2
8	川崎重工業(株) 航空宇宙システムカンパニー	各務原市川崎町1番地	鍋屋バイテック(株) 関工園	関市桃糸大地1番地
11	ムト一精工(株)	各務原市鵜沼川崎町1丁目60番地の1	大同メタル工業(株) 岐阜工場	郡上市美並町大原135番地
12	岐阜車体工業(株)	各務原市鵜沼三ツ池町6の455	太陽社マニュファクチャリング(株) 瑞浪工場	瑞浪市明世町山野内601-1
13	エーサイ(株) 川島工園	各務原市川島竹早町1	明知ガイシ(株) 大久手工場	恵那市明智町1001-200
15	住友大阪セメント(株) 岐阜工場	本巣市山口11番地	SANE I (株) 岐阜工場	各務原市鵜沼朝日町1丁目136-4
18	(株)三進	大垣市二葉町7丁目12番地	セントラル建設(株) 恵那アスコソセンター	恵那市武逆町竹折15番地の2
19	岐建(株) 大垣アスフルト合材工場	大垣市荒尾町田畠590-1	(株)長瀬土建	高山市久々野町久々野1559番地
24	東レ(株) 岐阜工場	安八郡神戸町安次900-1	日本トムソン(株) 岐阜製作所	美濃市極楽寺916番地
44	東京潔業(株) ((株)TYK)	多治見市大畑町3-1	三信電子(株)	飛騨市古川町宮城町105
45	太陽社マニュファクチャリング(株) 多治見工場	多治見市小田野町6-1	大同コンサルタンツ(株) 本社	岐阜市中鶴2-11
46	三菱電機(株) 中津川製作所	中津川市駒場町1番3号	(株)東海理機 御嵩工場	可見郡御嵩町御嵩2098-1
47	(株)デンソーテン 中津川製作所	中津川市苗木2110番地	(株)櫻井グラフィックシステムズ 生産技術本部	美濃加茂市川合町4丁目5番地
49	神明リフレックス(株)	土岐市土岐津町土岐口1377-1	(株)東和製作所	美濃加茂市川合町4丁目5番地
54	明智セラミックス(株)	恵那市明智町1614番地	明光化成工業(株) 明智工場	恵那市手賀町字大字飯羽間字下本郷2835-2
57	飛騨産業(株)	高山市漆垣内町2593	岩村工場	岐阜市岩村町大字飯羽間字下本郷2835-2
58	金山カラバ(株)	下呂市金山町戸部船野4350-130	山口鋼業(株)	岐阜市本荘仲ノ町5丁目8番地
60	ニプロファーマ飛騨工場(株)	飛騨市古川町是重1丁目1番27号	(株)ギフ加藤製作所 岐南工場	瑞穂市十七条739-1
65	(株)文溪堂	羽島市江吉良町江中7-1	宇部エクシモ(株) 岐阜工場	岐阜市西2-1-1
66	岐阜プラスチック工業(株) 本社工場	各務原市前渡東町4丁目2222番地	(株)東海理機 各務原工場	各務原市鵜沼羽場町7丁目230
72	旭化成建材(株) 穂積工場	瑞穂市別府2142番地	(株)岐阜リサイクルセンター一輪之内工場	安八郡輪之内町中郷新田字道上1354
75	(株)J-MAX 浅西工場	大垣市浅西3丁目22番地22	(株)ギフ加藤製作所 曽我屋工場	岐阜市曾我屋6丁目56
76	トップオート(株) 本社工場	大垣市大外羽3丁目23番地の1	(株)ギフ加藤製作所 瑞穂工場	瑞穂市別府22221-1
78	住友化学(株) 大分工場 岐阜プラント	安八郡安八町牧字十八町3750番地	(株)イビソク 本社	大垣市築捨町3丁目102番地
99	(株)ナカヒヨウ 飛騨工場	高山市久々野町大西675-1	合計	53 事業所

資料

49 環境創出協定締結事業所<環境管理課>

(令和7年3月末現在)

番号	事業所名	所在地	締結年月日	最新更新年月日	期間満了年月日
1	岐阜プラスチック工業(株)本社工場	各務原市	H16. 8. 23	R 4. 8. 23	R 7. 8. 22
2	リコーエレックス(株)恵那事業所	恵那市	H17. 3. 18	R 5. 3. 18	R 8. 3. 17
3	東レ(株)岐阜工場	神戸町	H17. 3. 28	R 5. 3. 28	R 8. 3. 27
4	日医工岐阜工場(株)	高山市	H17. 3. 28	R 5. 3. 28	R 8. 3. 27
5	ミズノテクニクス(株)	養老町	H20. 3. 25	R 5. 3. 25	R 8. 3. 24

50 温室効果ガス排出実績<省エネ・再エネ社会推進課>

(単位:万t-CO₂)

部門	平成25年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	基準年度	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績	排出実績(速報値)
二酸化炭素	1,781	1,538	1,498	1,462	1,403	1,453	1,419
	産業	577	513	501	478	477	487
	業務	364	256	265	272	240	274
	家庭	327	299	267	256	262	279
	運輸	344	331	322	317	291	297
	工業プロセス	105	108	110	107	101	102
	廃棄物	63	32	32	33	32	31
その他ガス	101	107	110	113	115	107	106
吸収量	-	204	188	199	169	117	172
総排出量	1,882	1,441	1,420	1,377	1,349	1,444	1,353
2013年(平成25)年度比(%)		76.6	75.4	73.2	71.7	76.7	71.9

※端数処理のため、各値の合計と総排出量は一致しない

51 審議会の活動状況

(1) 環境審議会<環境生活政策課>

(令和6年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
令和6年9月30日	審議会(対面)	1 会長の選出について 2 会長代理の指名について 3 各部会委員及び部会長の指名について 4 第6次岐阜県環境基本計画の概要について 5 国の第六次環境基本計画の概要について 6 環境に関する県民等意識調査について
令和7年3月25日	審議会(対面)	1 次期岐阜県環境基本計画の策定について(諮問) 2 第3次岐阜県廃棄物処理計画の中間見直しについて(諮問)

(2) 自然環境保全審議会<環境生活政策課>

(令和6年度)

開催年月日	審議会・部会の別	審議内容
令和6年6月7日	温泉部会	1 温泉掘削等許可申請について
令和6年8月26日	自然保護部会	1 鳥獣保護区特別保護地区の指定(再指定)について
令和6年8月29日	温泉部会	1 温泉の動力装置の許可について
令和7年3月24日	自然保護部会	1 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)第3期の策定について 2 生物多様性ぎふ懇親会の改定について

52 岐阜県の名水(県選定)<環境管理課>

名称	所在地	水の形態	名称	所在地	水の形態
岩舟渓谷萩の滝	岐阜市長良	滝	川浦川	美濃加茂市三和町	河川
桂水	山県市谷合	湧水	五宝滝	加茂郡八百津町八百津	滝
木曽川トンボ池	羽島郡笠松町無動寺・江川	池	一呑・唄清水	可児郡御嵩町謡坂	湧水
加賀野八幡神社井戸	大垣市加賀野	井戸	不動明王の滝	多治見市小名田町	滝
垂井の泉	不破郡垂井町垂井	湧水	白狐温泉神明水	瑞浪市金戸町	湧水
玉倉部の清水	不破郡関ヶ原町大字玉	湧水	強清水	中津川市神坂	湧水
多良峡	大垣市上石津町下多良	河川	西行ゆかりの水	恵那市長島町	湧水
中川	揖斐郡池田町八幡	湧水	龍神の滝	中津川市川上	滝
高橋渓谷	揖斐川町春日六合	河川	乳子が池	中津川市加子母小郷	湧水
清水川	揖斐川町日坂	湧水	不動渓谷滝群	中津川市付知町	河川
喜八河戸	揖斐川町東横山	湧水	付知川	中津川市福岡	河川
夜叉ヶ池	-	池	霧ヶ井、龍神の井	恵那市岩村町城山	井戸
夕べが池	本巣郡北方町柱本池之頭	池	天王水	下呂市萩原町上呂	湧水
席田用水	本巣市曾井中島	用水	麝香清水	下呂市小坂町門坂	湧水
御姥様の水	本巣市根尾神所	湧水	乗政大滝	下呂市乗政	滝
片知渓谷	美濃市片知	河川	馬瀬川	下呂市馬瀬	河川
高賀渓谷	関市洞戸	河川	白雲水	高山市城山	湧水

板 取 川	関 市 板 取	河川	銚 子 谷	高 山 市 丹 生 川 町 旗 錘	河 川
お 宮 の 清 水	関 市 中 之 保	湧水	鳩 谷 八幡 神社の 清 水	大 野 郡 白 川 村 鳩 谷	湧水
吉 田 川	郡 上 市 八 幡 町	河川	女 男 滝	高 山 市 久 々 野 渚	滝
長 刀 清 水	郡 上 市 大 和 町 牧	湧水	瀬 戸 川 用 水	飛 驛 市 古 川 町	用 水
阿 弥 陀 ケ 滝	郡 上 市 白 鳥 町 前 谷	滝	宇 津 江 四 十 八 滝	高 山 市 国 府 町 宇 津 江	滝
分 水 嶺 の 清 水	郡 上 市 高 鷺 町 ひ る が の	池	池 ケ 原 湿 原 湧 水	飛 驛 市 宮 川 町 洞	湧水
粥 川 谷	郡 上 市 美 並 町 粥 川	河川	船 津 大 洞 湧 水 群	飛 驛 市 神 岡 町	湧水
蛇 穴 の 水	郡 上 市 和 良 町 野 尻	湧水	平 湯 大 滝	高 山 市 奥 飛 驛 温 泉 郷 平 湯	滝

53 名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）<環境管理課>

名 称	所 在 地	水 の 形 態
宗 祇 水（白雲水）	郡上市	湧水
長 良 川（中流域）	美濃市、関市、岐阜市	河川
養 老 の 滝・菊 水 泉	養老郡養老町	湧水

54 平成の名水百選（環境省選定・岐阜県関係分）<環境管理課>

名 称	所 在 地	種 別
達 目 洞（逆川上流）	岐阜市	河川
加 賀 野 八 幡 神 社 井 戸	大垣市	地下水
和 良 川	郡上市	河川
馬 瀬 川 上 流	下呂市	河川

55 音風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）<環境管理課>

名 称	所 在 地
長 良 川 の 鶴 飼	岐阜市、関市
卯 建 の 町 の 水 琴 窟	美濃市
吉 田 川 の 川 遊 び	郡上市（八幡町）

56 かおり風景100選（環境省選定・岐阜県関係分）<環境管理課>

名 称	所 在 地	か お り の 源
加 子 母 村 の 檜 と ササユリ	中津川市	ヒノキ材、ササユリの花
飛 驛 高 山 の 朝 市 と 古 い 町 並	高山市	朝市で売られる野菜、花、みたらし団子、煎餅
種 蔵 棚 田 の 雨 上 が り の 石 積	飛驒市宮川町	雨が降った後の棚田の石積

57 樹種別巨木ベスト3<環境生活政策課>

樹種名	順 位	幹 周 (cm)	市町村名	名 称
モ ミ	1	6 0 0	本 巢 市	大 河 原 の 大 横
	2	5 7 0	本 巢 市	金 造 横
	3	5 4 3	揖 斐 川 町	広 澪 神 社 の モミ
ス ギ	1	1, 3 7 5	郡 上 市	石 徹 白 の スギ
	2	1, 3 6 0	恵 那 市	弁 慶 杉
	3	1, 2 7 0	郡 上 市	石 徹 白 の 浄 安 スギ
ヒ ノ キ	1	7 5 4	恵 那 市	笠 木
	2	7 2 2	中 津 川 市	神 坂 大 桧
	3	6 9 1	岐 阜 市	大 智 寺 の 大 ヒ ノ キ
サ ワ ラ	1	9 6 0	高 山 市	
	2	7 8 0	リ	
	3	6 6 0	下 呂 市	
イ チ イ	1	7 9 5	高 山 市	
	2	6 9 0	リ	ツ メ タ の イ チ イ
	3	4 9 0	リ	

出典)「巨樹・巨木林データベース」 環境省自然環境局生物多様性センター

58 水源の森百選（林野庁選定・岐阜県関係分）<環境生活政策課>

名 称	所 在 地
青 少 年 の 森	山県市長滝
大 浅 柄 山 水 源 の 森	郡上市八幡町西乙原
馬 瀬 黒 石 水 源 の 森	下呂市馬瀬黒石

環 境 白 書（令和7年）

令和7年11月発行

編 集 岐阜県環境エネルギー生活部環境生活政策課

発 行 岐 阜 県

〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南2-1-1

TEL 058-272-8202

FAX 058-278-2605

E-mail c11260@pref.gifu.lg.jp

